2015年度愛知県立芸術大学大学院音楽研究科学位(課程博士)論文

音楽面からみるイエズス会の東洋宣教

一16世紀半ばから17世紀初期におけるゴア、日本、マカオを対象として一

愛知県立芸術大学大学院音楽研究科 音楽専攻音楽学領域

深堀彩香

目次

凡例	iv
序論	1
第一部 イエズス会の活動と発展	
第1章 イエズス会とカトリック教会の主従関係	13
1. イエズス会の創立	14
2. 対抗宗教改革を牽引するイエズス会	16
3. イエズス会による宣教と教育	18
第2章 音楽を伴う聖務	25
1. 改革期のカトリック教会における音楽を取り巻く環境の変化	
1.1.トリエント公会議以前の教会音楽	27
1.2. トリエント公会議の音楽に関する議論とその結果	31
2. イエズス会における音楽の実施法	
2.1. トリエント公会議以前の方針	35
2.2. トリエント公会議後に見られる変化	40
第二部 東洋宣教での音楽活動をめぐるイエズス会の内実	
序	43
第3章 ゴアにおける音楽活動	55
1. 宣教活動の概観	
1.1. イエズス会到達(1542)以前のゴア	57
1.2.1542 年以降のイエズス会の活動とゴア	59
2. 教育機関のカリキュラムと音楽教育	61
2.1. カリキュラム	62
2. 2. 音楽教育	65
3. 音楽の使用	69
3.1. 音楽活動の導入期:1540年代から1573年まで	69
3.2. 音楽活動の発展: 1574年から 1600年頃まで	74

第4章 日本における音楽活動	85
1. 宣教活動の概観	86
2. 教育機関における音楽教育	
2.1. 音楽活動の導入期:1560年頃から1580年まで	91
2.2. 音楽活動の発展とキリスト教の弾圧: 1580 年から 1600 年代初頭まで …	94
3. 音楽の使用	
3.1. 音楽活動の導入期:1560年頃から1580年まで	104
3.2. 音楽活動の発展とキリスト教の弾圧: 1580年から 1600年代初頭まで …	109
第 5 章 マカオにおける音楽活動	117
1. 宣教活動の概観	119
2. 教育機関のカリキュラムと音楽教育	
2.1. カリキュラム	122
2.2. 音楽教育	125
3. 音楽の使用	129
第6章 イエズス会の基本方針と東洋宣教の実情	139
1. 東洋の宣教地間における音楽活動の比較	
1.1.各宣教地の環境と役割	140
1.2. ヨーロッパの教育体制を模範とした音楽教育	143
1.3. 宣教地で歌われた聖歌	144
1.4. 宣教地で演奏された楽器	147
1.5. 非キリスト教的要素の導入	149
2. 東洋宣教における音楽活動とイエズス会の理念	154
2.1. トリエント公会議以前の東洋における音楽の使用法	155
2.2. トリエント公会議後の東洋における音楽の使用法	
2. 2. 1. 第 3 回イエズス会総会(1573)	157
2.2.2. 第3回イエズス会総会以降の東洋における音楽活動の変化	158
結論	165

参考文献	173	1
付録(別	冊)	
付録 1	16世紀後半の音楽の使用法に関する規約の年表一覧	1
付録 2	『イエズス会会憲』(1558)一覧(抜粋)	3
付録 3	イグナティウス・デ・ロヨラの書簡一覧表	5
付録 4	ゴアでの宣教活動に関する一次資料の年表および対訳一覧	7
付録 5	日本での宣教活動に関する一次資料の文書一覧	9
付録 6	東洋宣教に関する主な出来事 (年表)27	7
付録 7	東洋宣教で使用したとされる楽器例 33	3

凡例

略号について

DI: Documenta Indica 『ドクメンタ・インディカ』の略

GC: General Congregation 「イエズス会総会」の略

Jap. Sin.: Japonica-Sinica イエズス会ローマ文書館蔵「日本・シナ」部門の略

表記について

- ・日本語文献は『 』で示した。その中に含まれる論文は「 」で示した。
- ・欧文文献はイタリック体で示した。その中に含まれる論文は""で示した。
- ・中国語文献は《》で示した。その中に含まれる論文は〈〉で示した。
- ・註は脚注とした。
- ・人名の敬称は省略した。
- ・引用文において、原文に記されている括弧は〔〕で、筆者による補足は()で示した。
- ・本文中の外国人名、用語等で和訳できないものは、カタカナ表記とした。その中でも重要なものには、原綴を併記し、補足的に扱う場合は註に記した。
- ・イエズス会士や教皇、国王の名前のカタカナ表記は、ウィリアム・バンカートの著書『イエズス会の歴史』原書房(2004)の中の翻訳者岡安喜代氏と村井則夫氏、および本書を監修した上智大学中世思想研究所の観点を参照した。
 - (例)Ignatius de Loyola → イグナティウス・デ・ロヨラ Paulus Ⅲ → パウルス 3 世

和訳について

本論文において引用、抜粋している 16 世紀から 17 世紀の文書のうち、和訳が出版されているものは、それらの訳文を使用した。

和訳版がない文書については、本論文の執筆にあたり、新たに日本語による対訳を作成した。特に、『ドクメンタ・インディカ』の翻訳に際しては、トビアス・P. ドレースマン氏にご協力いただいた。和訳を作成した文献とその訳者は、次の通りである。

- ①Wicki, Josef, ed. 1948-1988. *Documenta Indica*. Vol. 1-18. Rome: Monumenta historica Societatis Iesu. (ラテン語、ポルトガル語、スペイン語:ドレースマン訳、イタリア語:筆者訳)
- ②Mundy, Peter, fl. 1907. *The travels of Peter Mundy in Europe and Asia, 1608-1667.*ed. by Richard Carnac Temple. Cambridge: Hakluyt Society. (筆者訳)
- ③その他、先行研究において中国語に翻訳されている当時の記録(筆者訳)

年表および第二部における一次資料の一覧は、付録として別冊にまとめた。

序論

序論

1. 研究目的

1540年に創立したイエズス会 Societas Iesu¹は、ローマに総本部を置くローマ・カトリック教会の男子修道会である。この修道会は、キリスト教を普及させるために、創立直後からアフリカや東洋、新大陸といった世界各地で様々な活動を行っていた。キリスト教の教えを伝え広めるこのような行為は「宣教」と呼ばれ、イエズス会が世界規模で取り組んだ宣教事業は、今日一般に「イエズス会の世界宣教」と言われている。

イエズス会創立時のヨーロッパは、ポルトガルとスペインが中心にとなって積極的に海外進出へ取り組んでいた、いわゆる大航海時代の只中にあり、さらに宗教改革によってキリスト教界にも大きな変革が生じていた。ヨーロッパ社会にとって、まさしく激動の時代だったのである。そのような中でカトリック教会の新たな修道会として誕生したイエズス会は、当時揺れ動いていたカトリック教会の権威を再び確固たるものとして顕示する役割を担うこととなった。

イエズス会は創立と同時に、当時東方への進出を目指していたポルトガルからの支援を受けることになり、1542年、当時ポルトガル領であったインドのゴアから東洋宣教を開始した。その後、彼らは活動範囲を徐々に東へと拡げ、わずか 7 年の間に日本にまで到達した。イエズス会は日本宣教に着手し始めた 1549年に、インド管区 Provincia d' Indie を設立した。この管区はイエズス会最大の管区であり、エチオピアから日本に至るまでの広大な地域を管轄していた。本論文では、イエズス会のインド管区創設時にこの管区に属していた地域を総じて「東洋」と呼び、さらに、東洋の中でも特に日本やマカオ、中国一帯を指す場合には「極東」という表現を用いることとする。インド管区の誕生によって東洋にイエズス会の活動の基盤が作られ、宣教活動が本格化していき、その結果、東洋宣教はイエズス会の宣教事業の中でも重要な地位を占めることとなった。

東洋宣教とは、言い換えると、ヨーロッパで生まれ育ったイエズス会士たちが未知の文化 や伝統、環境を持つ東洋に滞在し、そこでヨーロッパの宗教であるキリスト教を広める活動 である。キリスト教を広めるという行為は、宗教だけでなく、ヨーロッパの文化や伝統、思

2

¹ ラテン語

想等の様々な要素を伴うものである。そのため、種々のヨーロッパの要素がイエズス会による宣教活動を通して東洋の宣教地にもたらされた。彼らの宣教活動には、教会活動や教育活動、慈善活動、音楽活動など様々な活動が含まれており、この一連の活動は、キリスト教を流布し、その地に根付かせるという最終的なひとつの目的のもと、それぞれが宣教活動のひとつの歯車として機能していたのである。

本論文では、イエズス会が東洋の各宣教地で行っていた音楽活動について 16 世紀半ばから 17 世紀初期までの約1世紀を対象に考察する。そして、当時のカトリック教会からの影響を考慮しながら、イエズス会の基本方針と東洋における音楽活動の実態を比較考察することによって、東洋宣教をめぐるイエズス会の内状を探っていく。

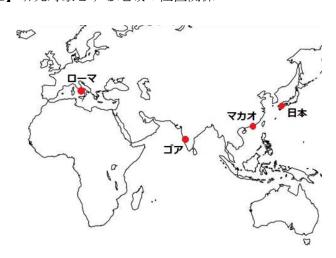
イエズス会の東洋宣教は、実に多層的かつ多面的な事業であったため、種々の領域、多様な視点から研究することが可能である。では、その中で音楽に着目する意義は一体どこにあるのだろうか。ひとつは、どの宣教地においてもイエズス会が必ず音楽を使用していたという点にある。音楽はキリスト教にとって不可欠な存在であり、典礼やその他の儀式を執り行う際の重要な構成要素でもあったため、イエズス会による東洋宣教も音楽を伴って進められた。つまり、音楽という観点を用いることで、東洋の各宣教地間のみならず、西洋と東洋の比較検討も可能となる。もうひとつは、音楽がキリスト教の教理2に直接的には関係しない点である。音楽とキリスト教は相互に強く結び付いていたが、音楽は主リスト教に付随するものであって、決して教理に影響を及ぼすものではない。つまり、音楽は宣教地の状況に合わせて使うことができるとも言える。そのため、様々な儀式において音楽を演奏する際には、現地人のキリスト教化に効果的な用い方ができたと推察される。キリスト教と密接な関係にありながらも、使用法において柔軟性に富んでいた音楽に着目することによって、イエズス会が宣教活動で重視していたものを提示することができると考える。

このような音楽の特性を用い、本論文では、イエズス会の東洋宣教を音楽という側面から 考察し、その実情の一端を明らかにすることを試みる。

² 今日の日本では、「doctrina」を「教理」、「dogma」を「教義」と訳すのが一般的である。両者の概念は 非常に近似しているが、「教義」はキリスト教界全体に共通している規範的なキリスト教の教え(キリスト 論や三位一体論)のことを指している。一方、「教理」はキリスト教の各教派がそれぞれの解釈によって示 している独自のキリスト教の教えのことである。したがって、本論文では、カトリック教会におけるキリ スト教の教えという意味で、統一して「教理」という用語を使用することとした。

2. 一次資料と先行研究の現状

本論文では、イエズス会による東洋宣教の具体的事例として、東洋宣教の拠点が置かれたインドのゴア、東洋の中でも特に極東地域の拠点として築かれたマカオ、そしてイエズス会にとって重要な宣教地であった日本の3ヶ所を取り上げる3。各宣教地でのイエズス会による音楽活動の実態と、そこで演奏された音楽の使用法を明らかにし、それらを宣教地間で比較することを試みる(図1参照)。考察にあたり、まず、本論文で取り上げる宣教地でのイエズス会の音楽活動に関する先行研究の状況をそれぞれ概観していく。



【図1】研究対象とする地域の位置関係

(1) 日本での音楽活動に関して

本論文で研究対象とする 3 ヶ所の宣教地の中で、最も研究が進められているのは日本であろう。イエズス会による日本宣教は、1549年から 17世紀前半にかけて行われ、今日では一般に、当時の日本人キリスト教徒のことを「キリシタン」4、この期間のことを「キリシタン時代」と称する。16世紀末頃から強まったキリスト教弾圧により、その当時日本にあったキリスト教関連の書物や聖具、書簡、報告書等の多くは役人に没収され、焼却処分され

³ 研究対象とする 3 ヶ所のうち、日本だけ特定の都市にしなかったのは、現存する当時の資料が少ないという事情によるところが大きい。また、当時イエズス会士たちがゴアやマカオと同じように、日本をひとつの地域と捉え、「日本宣教」として系統立てて活動を行っていた点も理由のひとつに挙げられる。

⁴ 語源はポルトガル語の Cristão であり、当時の日本では、「吉利支丹」や「切支丹」と表記されていた。

た。そうした中、難を逃れるべく、イエズス会士やキリシタンによってマカオやマニラといった海外の安全な場所へ送られた資料も少なくない。特に当時日本と親交があったマカオは、イエズス会の極東宣教の拠点というだけでなく、日本人キリシタンや日本で働いていたイエズス会士、日本で使用または保管されていた聖具や印刷機、種々の文書資料等の避難所としても機能していた。日本の厳しい弾圧を免れるためにマカオへ送られた文書資料は、イエズス会が所有する極東文書館に収められた。この施設には、イエズス会の極東宣教に関する膨大な数の文書が保管されていたが、1835年に起きた文書館に隣接する聖パウロ天主堂の火災により、保管されていた文書の多くが焼失してしまった。

わずかに現存するイエズス会の日本宣教関連の文書資料は、主に当時日本国内から国外 へ向けて書き送られたイエズス会士による活動報告、宣教活動やイエズス会関連施設の運 営に関わる会議の議事録や規則等の文書、私的文書である書簡、当時の日本で出版された 「キリシタン版」5と称する活字本などである。現在これらの資料の多くは、イエズス会ロ ーマ文書館6に収集、保管されている。この他、ポルトガル(リスボン)にあるアジュダ図 書館7、スペイン(マドリッド)の王立史学士院図書館8にも所蔵されている。さらに、これ らの日本関連の文書資料の邦訳本も出版されり、これまでの研究に大いに役立てられてきた。 すでに述べたように、「キリシタン時代」は様々な分野から研究することができるが、現 存する資料に限りがあるため、いずれの分野においても研究対象として掘り下げていくこ とは非常に困難であると言われてきた10。しかし、そのような状況であるにもかかわらず、 音楽分野では、キリシタン音楽11がひとつの研究領域となるほどに注目を集め、これまでに 多様な研究がなされてきた。例えば、西洋音楽の渡来という視点での重要な研究書としては、 海老澤有道の『洋楽伝来史――キリシタン時代から幕末まで』(1983)が挙げられる。この 中では、室町(戦国)時代にイエズス会士たちによって持ち込まれたキリスト教の音楽が、 日本で最初に演奏された西洋音楽であることが明言されている。そして、その点を踏まえた 上で、キリシタン時代の日本における西洋音楽の実践と発展から、かくれキリシタンの音楽

5 活字印刷機で出版された欧文本とローマ字を含む和文本があり、『どちりな・きりしたん』などの宗教書、『伊曾保物語』『平家物語』などの文学書、『日葡辞書』などの語学書がある。

⁶ Archivum Romanum Societatis Iesu 「日本・シナ Japonica-Sinica」という部門に収められている。

⁷ Biblioteca da Ajuda 「アジアのイエズス会士 Jesuitas na Asia」という部門に収められている。

⁸ Biblioteca de la Real Academia de la Historia

^{9 『}イエズス会日本年報』上下巻(1969)、『十六・七世紀イエズス会日本報告集』全 15 巻(1987-1998)、 『日本関係海外史料』(1998)

¹⁰ 海老澤 1983: 5-6、皆川 2009: 412

^{11 『}新カトリック大事典』「キリシタン音楽」の項において、皆川達夫は「キリシタン時代の日本に渡来したヨーロッパ音楽の総称」と記している。

に至るまでのキリスト教に関連する音楽活動の変遷とその実態が明らかにされている。こ の研究書は、その後のキリシタン音楽の研究に大きな影響を与えたと言える。

この他、皆川達夫の『洋楽渡来考――キリシタン音楽の栄光と挫折』(2004)も重要であ る。ここでは、1605年に日本で出版された典礼書で、現存する唯一のキリシタン時代の楽 譜資料である『サカラメンタ提要 Manuale ad Sacramenta』と、ラテン語による聖歌の歌 詞が仮名で表記された『キリシタン・マリア典礼書写本(耶蘇教写経)』の 2 冊を取り上 げ、当時日本で演奏されたと推測される音楽の解明を行っている。また、同書には、長崎県 生月島のかくれキリシタンがキリシタン時代から今日に至るまで口伝で継承してきた歌オ ラショ12についても記されており、そこではその原曲の推定が試みられている。つまり、海 老澤の研究書がキリシタン時代の音楽活動の実態解明という視点から書かれているのに対 し、皆川のものは当時の日本で奏でられた教会音楽自体に迫るものであると言える。

また、キリシタン時代のイエズス会による日本人への音楽教育に焦点を当てた研究も少 なくない13。これは、音楽教育に関する資料がある程度現存していることに大きな要因があ ると考える。なぜなら、当時、日本に設立されたイエズス会の教育機関では、日本人の青少 年に音楽が教えられており、それらの教育機関の活動報告等が定期的に記され、日本国外へ 送られていたからである。また、このような音楽教育が宣教活動全体に影響を与えていたこ ともひとつの要因と考えられる。この他、上記に挙げた例を含め、キリシタン音楽に関する 研究は全般に、東西の文化交流という視点を有している場合が多い。

このように様々な視点から研究されてきた結果、イエズス会の日本宣教に関しては、現存 する資料を使用して出来ることは、ほぼやり尽くされていると言っても過言ではない。

(2) マカオでの音楽活動に関して

マカオでは、1563年からイエズス会によって本格的に宣教活動が始められ、1590年代以 降にその黄金期を迎えた。イエズス会による東洋宣教において極東の拠点として築かれた マカオは、その他の極東の宣教地をはじめ、ゴアやイエズス会本部があるローマと文書でや り取りをしていた。1594年にイエズス会によってマカオに聖パウロ学院が設立されると、

¹² 元はラテン語の聖歌。

¹³ アルバレス 1987; 進藤 2007; 竹井、溝部 1982; 竹井 1982

学院の活動報告書が定期的に作成されるようになった。しかし、これらの資料の多くもまた 1835 年に起きた火災によって焼失したため、日本と同様、現存するマカオ関連の資料にも 限りがある。それらは現在、主にアジュダ図書館やマドリッド王立史学士院図書館に所蔵されている。

マカオにおけるイエズス会の宣教活動については、20世紀後半までは中国宣教に関する研究の中で「中国宣教の足掛かり」というような付随的な位置づけで扱われ、わずかに言及される程度であった¹⁴。マカオでのイエズス会の活動がひとつの研究対象として扱われるようになったのはこの四半世紀のことであり、2000年代に入ってから徐々にその研究成果が発表、出版されるようになった。したがって、マカオでの宣教活動に関しては音楽に限らず全般に研究の歴史が浅く、その数も少ない。また、それらの研究はマカオの歴史や貿易、経済、教育、文化に着目したものが大半を占めている。

音楽に関しては、イエズス会が設立した聖パウロ学院における音楽教育を教育史¹⁵や文化交流史¹⁶などの視点から考察した研究が多い。例えば、《音樂教育在澳門》(2005)¹⁷や《澳门高等教育学科展望》(2009)¹⁸では、当時の聖パウロ学院で青少年が学んだ音楽の授業内容や学院の音楽環境などが明らかにされ、聖パウロ学院の音楽教育の重要性を評価するとともに、それが今日のマカオの音楽教育に与えた影響の大きさを示している¹⁹。また、《汉学家的揺籃:澳門聖保禄学院研究》(2006)²⁰や《澳门圣保禄学院研究:兼谈耶稣会在东方的教育机构》(2013)²¹など、聖パウロ学院に焦点をあて、その運営やそこでの活動内容を解明する中で音楽教育について触れるような例もある。

マカオでの宣教活動に関する音楽分野の研究は、主にイエズス会の教育機関における音楽活動を中心に行われている。これは日本と同様、教育機関が定期的に活動報告を記していたことがひとつの要因であると考えられる。すなわち、マカオでの宣教活動に関してはまだ研究初期の段階にあるため、現存する当時の文書資料の状況を踏まえると、はじめに教育機

¹⁴ 江文汉 1987; 汤开建 2001; 汤开建 2002b

¹⁵ 李向玉 2000b; 李岩 2005; 載定澄主編 2009; 鄭振偉主編 2012

¹⁶ 阴法鲁 1982; 李向玉 2000b; 汤开建 2001; 汤开建 2002a; 霍志钊 2009

¹⁷ 載定澄 2005 《音樂教育在澳門》澳門日報出版社

¹⁸ 載定澄主編 2009 《澳门高等教育学科展望》広州:広東高等教育出版社

^{19 18}世紀後半にイエズス会がマカオから追放されるという事態が起こったが、それまでイエズス会が築いてきたものは、教育機関の運営も含めて他の修道会やマカオ教区によって存続した。その結果、イエズス会の当時の活動が今日も様々な形で活きているのである。

²⁰ 李向玉 2006 《汉学家的摇籃: 澳門聖保禄学院研究》北京:中華書局

²¹ 戚印平 **2013** 《澳门圣保禄学院研究:兼谈耶稣会在东方的教育机构》澳門文化叢書,北京:社会科学文献出版社

関が注目を集めるのは必然的であると考える。

(3) ゴアでの音楽活動に関して

イエズス会は、1542年からゴアで宣教活動を開始し、その後、長きにわたってこの地を 東洋宣教の拠点としていた。そのため、ゴアは管轄していた極東に至るまでの各宣教地、そ してローマにある本部やヨーロッパの諸地域とのやり取りが、マカオ以上に頻繁に行って いたと推察される。当時のゴア関連の資料の一部はポルトガルのジョアン 4 世図書館に保 管されていたものの、1755年11月1日に起きたリスボン地震によってその多くが失われ たことが、これまでの研究で明らかとなっている²²。

現存する資料は、イエズス会ローマ文書館に収集、保管されており、それらを活字に起こしたものが『ドクメンタ・インディカ *Documenta Indica*』全 18 巻(1948-1988)として編纂、出版されている²³。しかし、ゴアでの宣教活動に関する研究は全般にあまり進められていないため、この他の一次資料に関する詳細は不明である。

当時のゴアは、イエズス会の東洋宣教において重要な場所として機能していたにもかかわらず、それに関連する研究は非常に少ない。音楽ともなると、さらに限られ、教育という側面から²⁴、あるいは東西の文化交流という視点からの研究の中での部分的な言及にとどまっている²⁵。すなわち、イエズス会によってゴアで行われた音楽活動の研究は、ほぼ未開拓に等しい状況にあると言えるだろう。

3. 本研究での試み

イエズス会が宣教地で行った音楽活動を扱っているこれまでの研究は、彼らがどのような音楽活動を行い、そこでどのような音楽が奏でられていたのかという実態を解明することに主眼を置いたものが多い。さらに、それらの研究には全体的に次の 2 つの傾向が見ら

²² Coelho 1997: 132

²³ Wicki, Josef, ed. 1948-1988. *Documenta Indica.* Vol. 1-18. Rome: Monumenta Historica Societatis Iesu. なお、本書は、ポルトガルにあるアヴェイロ大学 Universidade de Aveiro のデジタルライブラリーにおいて一般に公開されている。cf. http://memoria-africa.ua.pt/Library/DocumentaIndica.aspx

²⁴ Correia-Afonso 1993; Velinkar 1984

²⁵ Coelho 1997; Coelho 2006; Mendonça 2002

れる。ひとつは、音楽を包括的な概念で捉えている点である。すなわち、宣教地における音楽活動の記録をひとつひとつ実例として列挙し、その内容や形態に関係なく、すべてを「宣教活動で演奏された音楽」という観点で同等に扱っている。もうひとつは、ほとんどの場合、それぞれの研究がひとつの宣教地に特化している点である。先行研究の多くは、ひとつの宣教地を対象に、そこでのイエズス会による音楽活動の実態を提示するという手法を採っている。

これらのことを踏まえ、本論文では以下に示す 4 つの新たな試みのもと、イエズス会が 東洋の宣教地で実施した音楽活動についての考察を進めていく。1 つ目は、これまでの研究 において包括的な概念で捉えられてきた音楽を差異化するという試みである。イエズス会 の宣教活動の中で演奏されていた音楽には、典礼音楽のように音楽が主体となる場合もあ れば、動作や身振りに付随する場合もある。声楽があれば、器楽もある。この他に、単声音 楽と多声音楽、キリスト教音楽と非キリスト教音楽、ヨーロッパの音楽と東洋の音楽といっ た種々の要素が混在している。そこで、これまでは「宣教活動で演奏された音楽」として一 纏めにされていたものをひとつひとつ差異化し、そこに含まれる要素を具体的に提示する ことで宣教活動の在り方を探るための手立てとする。

2つ目の試みは複数の宣教地の比較である。これまで各宣教地でのイエズス会による音楽活動の実態は明らかにされてきたが、それらの比較はなされてこなかった。しかし、他の地域と切り離して特定の宣教地を単独で扱うだけでは、その宣教地の状況がイエズス会の宣教活動において一般的であったのか、あるいは特殊であったのかを判断することはできない²⁶。したがって、宣教地の活動実態をより正確に評価するために宣教地間の比較を試みる。

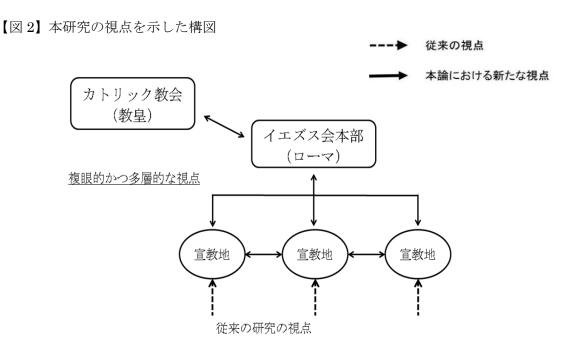
これに関連し、3つ目の試みとして、宣教地でイエズス会によって行われた音楽活動をイエズス会本部からの視点を加えて考察する。イエズス会は宣教活動の一端として宣教地で音楽活動を行っていたが、これまでの音楽分野の先行研究では、その音楽的側面に重きが置かれてきた。その結果、音楽活動と東洋宣教との関係が希薄化し、これまでの研究ではイエズス会の方針や意思が見えず、宣教地で演奏された音楽ひとつひとつがどのような意図の下に実践されていたのかという重要な点が見過ごされてきた。しかし、これではイエズス会の世界宣教の中でそうした音楽活動が行われたという根本的構図を蔑ろにすることになる。そこで、イエズス会本部の視点に立ち、本部と東洋の宣教地との関係や両者のやり取りをみ

²⁶ 岸野 2001: 188

ながら、各宣教地での音楽活動を「イエズス会の東洋宣教」という大きな流れの中で捉え直 す必要があると考えた(図 2 参照)。そうすることで、各宣教地での活動がイエズス会の宣 教事業の中で組織立って行われていたという認識の下、様々な立場のイエズス会士たちが 東洋宣教に対して持つ種々の意見を考察することが可能となる。

さらに、イエズス会が行う音楽活動に対するカトリック教会からの影響についても検討する必要があるだろう。なぜなら、ヨーロッパ諸国が宗教改革や対抗宗教改革に揺れていた当時、カトリック教会は音楽を含めた典礼改革を行い、それがイエズス会をはじめ、カトリック教会全体の活動に大きな変化をもたらしたからである。これが4つ目の試みである。加えて、イエズス会は教皇と主従関係を結んでいたため、当時のカトリック教会の方針や改革の影響をより強く受けていたと考えられる。したがって、宣教地の音楽活動に関しても、当時のカトリック教会の動向とその影響を軽視することはできないだろう。

以上のように、本論文では、宣教地におけるイエズス会の音楽活動の内容をより具体的に扱いながら、東洋の各宣教地間で、そして東洋の宣教地とイエズス会本部との間で比較し、宣教地での音楽活動をイエズス会の東洋宣教という大きな枠組みの中で複眼的に考察する。さらに、宣教地、イエズス会本部、カトリック教会という三者の主従関係を明確にした上で、イエズス会の東洋宣教を多層的に捉えていく。最終的には、イエズス会本部の基本方針と東洋の宣教地における活動の狭間で生じた、イエズス会内部の摩擦について明らかにしたい。



4. 本論文の構成

本論文では、イエズス会の東洋宣教を音楽的アプローチから考察することによって、16世紀半ばから17世紀初期までの東洋宣教をめぐるイエズス会の内状を明らかにすることを目的としている。そのために、論文は2部構成とし、以下の手順で考察を進めていく。

まず、イエズス会の東洋宣教を具体的に考察していくにあたり、当時のヨーロッパにおけるイエズス会の活動について把握しておかなければならない。また、改革期のカトリック教会を取り巻く情勢の変化にも目を留める必要があるだろう。そこで、第一部では、当時のカトリック教会の趨勢とイエズス会との関係を明らかにしながら、ローマに置かれたイエズス会本部の動向に着目し、イエズス会の活動と発展について述べる。第1章では、イエズス会創立の背景とその活動内容をまとめながら、当時のローマにおけるイエズス会とカトリック教会の関係について概観する。

第2章では、対抗宗教改革の最中にあった16世紀のカトリック教会で演奏されていた音楽に焦点をあて、第1節では、カトリック教会における音楽の使用法のひとつの転機となったトリエント公会議に注目する。そして、この公会議の前後のカトリック教会における音楽の使用法の変化を示すことによって、当時のカトリック教会が目指した音楽の在り方を明らかにする。第2節では、イエズス会総会等での音楽に関する議論内容を取り上げ、そこから音楽の使用法に関するイエズス会の基本方針を探る。また、イエズス会の活動に対するカトリック教会からの影響を明確にするために、トリエント公会議を境にイエズス会総会での議論が変化したか否かという点も明らかにしていく。以上の考察を通して、第一部では最終的に、カトリック教会とイエズス会の関係、および当時の両者の音楽に対するそれぞれの基本的な方針や音楽の理想的な在り方を提示する。

続く第二部では、イエズス会の東洋宣教の具体的事例として3つの宣教地に焦点をあて、イエズス会が宣教活動を開始した順に、第3章ではゴア、第4章では日本、第5章ではマカオを取り上げる。各章では、まず第1節において、それぞれの宣教地の環境や政局にも言及しながら、イエズス会による宣教活動を概観する。第2節は、イエズス会が宣教地に設立した教育機関に着目し、そこで行われた音楽教育の内容を明らかにしていく。第3節では、イエズス会の宣教活動において演奏された音楽について、当時の記録から実例を挙げ、音楽の使用法の変遷を辿ることによって、東洋宣教の実態に迫っていく。

第6章第1節では、第3章から第5章の考察結果を用い、3ヶ所の宣教地の間でそれら

を比較することによって、東洋宣教における傾向や方針、音楽活動の在り方や音楽の使用法を探る。第 2 節では、第一部で提示したイエズス会の基本方針と第二部で考察した東洋宣教の実情を比較する。ヨーロッパと東洋の宣教地を結ぶ横の繋がりや形勢を明確にしながら、東洋の宣教地における音楽の使用法をめぐって両者が理想と現実の狭間でどのように折り合いをつけていたのかを多角的に考察していく。比較する際には、各宣教地の音楽活動で、イエズス会が理想とした音楽の使用法がどの程度忠実に守られ、成し遂げられたかを示していく。そのために、既述の通り、各宣教地で演奏された音楽の内容を差異化し、その構成要素を明示すると同時に、その要素が音楽に含まれていた理由も明らかにする。さらに、イエズス会の理想通りには実行できなかったと判断される場合は、その要因とイエズス会士が講じた打開策を提示する。そして、イエズス会と東洋の宣教地の両者が共に譲歩あるいは妥協していたのだとすると、その基準や境界線がどこにあったのかを探る。

最終的に、東洋宣教をめぐるイエズス会の訂争を音楽的アプローチから解明することに よって、大航海時代および宗教改革という歴史的転換期にイエズス会がどのようにしてキ リスト教を東洋へ伝えようとしたのか、その一端を明らかにしたい。

第一部 イエズス会の活動と発展

第1章 イエズス会とカトリック教会の主従関係

第一部 イエズス会の活動と発展

本論文では、東洋宣教をイエズス会の立場から考察することを試みる。したがって、東洋 宣教について論じる前に、当時のヨーロッパにおけるカトリック教会とイエズス会の動向 を押さえておく必要があるだろう。そこで、第一部では、ヨーロッパの中でもカトリック教 会の中心地であり、またイエズス会の本部が置かれていたローマに着目し、16世紀のカト リック教会とイエズス会の趨向および教会音楽をめぐる状況を概観する。

第1章 イエズス会とカトリック教会の主従関係

本章では、イエズス会にとってカトリック教会がどのような存在であったかという点を明らかにしながら両者の関係について論じる。第1節ではイエズス会創立の経緯をまとめ、第2節では当時の社会的背景にも目を向けながら、カトリック教会におけるイエズス会の役割とその位置付けを示す。第3節ではイエズス会の重要な事業の中から特に宣教と教育を取り上げ、イエズス会が取り組んだ世界宣教の歩みを概観するとともに、イエズス会がヨーロッパで行った教育活動の内容とその発展をみていく。それにより、ヨーロッパにおけるイエズス会の活動の規範あるいは基準となり得る指針を定めたい。

1. イエズス会の創立

イエズス会は、1534 年、聖母被昇天の祝日である 8 月 15 日にパリのモンマルトルにあるサン=ドニ記念小聖堂¹において結成された。結成時のメンバーは、中心人物であり、後にイエズス会の創立者となるイグナティウス・デ・ロヨラ Ignatius de Loyola ($1491 \cdot 1556$)、東洋の使徒と呼ばれるようになるフランシスコ・ザビエル Francisco Xavier($1506 \cdot 1552$)、この時唯一の司祭であったピエール・ファーヴル Pierre Favre($1506 \cdot 1546$)、シモン・ロドリゲス Simão Rodrigues($1509/10 \cdot 1579$)、ディエゴ・ライネス Diego Laínez($1512 \cdot 1509/10 \cdot 1509/$

^{1 [}仏] Basilique de Saint-Denis

1565)、アロンソ・サルメロン Alonso Salmerón(1515-1585)、ニコラス・ボバジリャ Nicolás Alfonso de Bobadilla(1508/09-1590)の7名である。彼らは自分たちの団結力を高めるためにファーブルの司式でミサを捧げ、その中で清貧、貞潔、聖地巡礼という3つの誓願を立てた。この一団は、この時にはまだ正式な修道会ではなく、「イエズス会」という名称さえ有していなかったため、この日の出来事は「モンマルトルの誓い」と呼ばれ、今日、一般にイエズス会の「結成」と表現されている。

結成から 5 年後の 1539 年、彼らは正式に修道会として活動していくことを教皇に嘆願し、イエズス会創立へ向けて大きく動き始めた。16 世紀のヨーロッパは、大航海時代や宗教改革といった歴史的転換期にあり、宗教的、文化的、社会的な激動の時代であった²。当時のカトリック教会では修道会の数を削減する動きが見られ、新たな修道会を誕生させるのは容易なことではなかった。そこでイグナティウスらは、修道会としての認可を求めて『基本精神綱要 *Formula Instituti*』を教皇パウルス 3 世 Paulus Ⅲ(在位 1534-1549)に提出した。その内容は以下の 5 項目に大別される³。

- 1. 人々の魂の救済、信仰の擁護、青少年への教育等を旨とする使徒的精神
- 2. 教皇への従順を示す第4の特別な誓願に表明される聖座への忠誠
- 3. 上位者への従順
- 4. 清貧
- 5. 聖務日課を共同で唱えないこと

ここで注目すべきは、第一、第二、第五の項目である。第一の項目では、使徒的精神について記されている。イエズス会が創立当初から行っている活動は、主に宣教、教育、社会福祉という3つの事業から構成されている。これらの事業は、『基本精神綱要』の第一の項目で示した使徒的精神に根差した活動である。彼らの活動では、この3つの事業が常に表裏一体をなし、宣教地にも必ず教育機関と社会福祉施設が設置されていた。

第二の項目では、聖座への忠誠を表明している。修道会に属する人々は、必ず「清貧、貞潔、従順」という3つの誓願を立てるのが通例となっているが、イグナティウスらはこの3つの誓願に加えて、教皇への従順を第4の誓願としてこの綱要に盛り込んだ。これはイエ

.

² バンガート 2004: iii

³ バンガート 2004: 22; カトレット 1991: 9

ズス会の大きな特徴のひとつと言える。

第五の項目は、使徒的活動のための時間を確保するという理念から生じたものである。「聖務日課を共同で唱える」ことはカトリック教会の修道会で伝統的になされてきた行為であり、これには聖歌隊によって聖歌を歌うという意味も含まれている。イグナティウスらが『基本精神綱要』の中で聖務日課の共唱を省くことを明示したのは、異例のことであった。このような彼らの行為にルター派の影響が見られるとして、イエズス会の公式認可に反対する高位聖職者たちもいたとされる4。

様々な議論の末、最終的にイグナティウスを中心とする一団は、1540 年 9 月 27 日に教皇パウルス 3 世の大勅書『レギミニ・ミリタンティス・エクレシエ Regimini militantis ecclesiae』 5において、教会法上、正式に修道会として認められたのである。この時には、先に挙げたイエズス会結成当時のメンバーの他に、クロード・ジェ Claude Jay(1500/04-1552)、パスカーズ・ブロエ Paschase Broét(ca. 1500-1562)、ジャン・コデュール Jean Codure(1508-1541)が加わっており、10 名で「イエズス会」としての活動を開始した。以来、この『基本精神綱要』は、イエズス会の活動の基礎を築く非常に重要なものとなった6。また、使徒的精神に基づく機動性と教皇への従順を会の理念に置いたことが影響し、イエズス会は当時のカトリック教会内で強まりつつあった対抗宗教改革でにおいて大きな役割を果たすこととなった。

2. 対抗宗教改革を牽引するイエズス会

イエズス会結成以前である 15 世紀のカトリック教会では、聖職者の怠慢や贖宥状の販売をはじめとする様々な問題が横行していた。こうした事態を受け、疲弊し、衰退の一途をたどる当時のカトリック教会の体制を根本から見直し、改革しようとする動きがカトリック教会内部において強まっていった。このような一連の動きを「カトリック改革」8と称する。

5 和訳すると、『闘いの教会の統治について』となる。稀に『イエズス会創立勅書』と訳されることもある。

16

⁴ バンガート 2004: 22-23

^{6 1540}年の時点では、「聖務日課を共同で唱えない」という項目も含め、1539年に提出した『基本精神綱要』の内容に、教皇から変更は求められていない。

^{7 〔}英〕Counter Reformation 反宗教改革という呼称の方が一般的であるが、この用語に対する今日の一般的な認識との差別化を図るため、本論文では「対抗宗教改革」を使用する。

⁸ 〔英〕Catholic Reformation

カトリック改革は 16 世紀半ばから一層勢いを増し、17 世紀まで続いた。そこには、1517年 10月 31日にマルティン・ルター Martin Luther(1483-1546)が発表した「95 箇条の提題」が大きく影響している。カトリック教会に対する疑義を示したルターはその後、カトリック教会から破門されたが、この出来事が宗教改革の大きなきっかけとなったことは周知のとおりである。ルターを支持する運動がドイツを中心に強まり、この反カトリックの動きはヨーロッパ全土へと広まっていった。

カトリック改革と対抗宗教改革は、しばしば同義として扱われることがある。しかし、本論文ではカトリック教会におけるイエズス会の位置づけを示すため、この 2 つの用語を明確に区別しておく必要がある。前述の通り、宗教改革以前からすでにカトリック教会内部においても、体制の見直しが必要だとする声が自発的にあがっていた。これがカトリック改革である。一方、対抗宗教改革はルターによる宗教改革を前提とした捉え方であり、宗教改革に対する反動や防衛、攻撃として生じた考え方である。したがって、対抗宗教改革には、プロテスタント対カトリックという概念構造が見出される。もちろん、対抗宗教改革の根本にはカトリック改革があり、多くの場合、この2つの改革は相互に深く関連している。要するに、カトリック改革を進めていく過程で宗教改革が起こり、その影響を受けてカトリック教会においても改革、刷新を促進する動きがさらに強まっていったのである。その後、カトリック教会側は、16世紀半ば頃から対抗宗教改革という形を取りながら、一段とカトリック改革に力を注いだ。このような時代の流れの中で、対抗宗教改革の動きを推し進める役割を担ったのが新生イエズス会であった。

創立時から教皇への従順を表明していたイエズス会は、カトリック教会における教皇権を確固たるものとする存在であり、イエズス会士はカトリック教会を強化するために、海外への宣教や教育機関の設立、運営に従事した。その他、カトリック教会の全体会議であるトリエント公会議においてもイエズス会士が主導的立場を担う場面があり、彼らがカトリック教会の再建と体制の整備に貢献したことは確かである9。ただし、イエズス会はこれらの改革を進めるために作られたのではなく、彼らの活動理念はこうした一連の改革とは全く異なるところから生まれたことを押さえておかねばならない。

イエズス会の創立者であるイグナティウス・デ・ロョラは、自らの体験を通して、自己ばかりではなく、「人々の魂の救済」の重要性に気づき、使徒的精神を活動理念の中心に置き、

^{9 『}キリスト教大事典』 672-673

イエズス会を創立するに至った。つまり、イエズス会によるさまざまな活動はイグナティウスの個人的な回心に端を発している。したがって、先に挙げた『基本精神綱要』の根幹にも、この理念が据えられているのである。イエズス会の特徴とされる「機動性」をはじめ、彼らの活動の中心を成していた宣教、教育、社会福祉といった事業も、すべてはこのイグナティウスの体験から生まれている。イエズス会のこうした初期の活動に対し、「十六世紀の宗教・社会的要請に密接にかかわっていたという事実は特筆の価値がある」と評した川村は10、イエズス会の精神と当時のカトリック教会の情勢を次のように分析している。

イエズス会の目指す「他者の霊魂の救いへの配慮」は、時代の趨勢として、トリエント公会議の掲げた最終目的にも符合していく。(中略)会議の標語として示された言葉は「魂の救いこそ最高の掟」[Salus animarum lex suprema] であった。それはイグナティウスらの個人的な回心[霊魂の救いと心の刷新]と公会議に示された時代の改革精神が一致した結合点である。この意味で、イグナティウスの個人的な「内的刷新」は時代の潮流を得て、キリスト教界の一つの大きな流れに合流した。11

つまり、改革期のカトリック教会に求められた精神と、それとは無縁のところで生じたイグ ナティウス (イエズス会) の精神とが合致し、それにより新しい修道会であるイエズス会は カトリック改革および対抗宗教改革を牽引する存在として捉えられるようになったと言え る。また、結果として、カトリック教会の刷新にイエズス会が大きく貢献したことも明白で ある。しかしその一方で、イエズス会が活動の中で常に意識していたのは、教会の刷新では なく、人々への奉仕と魂の救済であったことを見過ごしてはならない。

3. イエズス会による宣教と教育

イエズス会に所属する全ての会員は、ファルクナー¹²によると、次の4つの級位のいずれかに分けられるとされている。

-

¹⁰ 川村 2001:87

¹¹ Ibid., p. 90

¹² Dr. Andreas Falkner S. J. 1934 年生まれのイエズス会士。司祭。

- 1. 修学修士 (scolastici)
- 2. ブラザー (実務助修士 coadiutores temporales)
- 3. 単式立誓会員霊務助修士 (coadiutores spirituals)
- 4. 盛式立誓会員(professi)

修学修士とは、司祭養成期間中の青年会員のことを指す。ブラザーとは修道院での共同生活や司牧的職務のために必要な守衛、調理、営繕、書記等の仕事を担当する信徒修道会員のことであり、彼らに勉学が義務付けられることはなかった。単式立誓会員霊務助修士は、盛式立誓願をしていない司祭会員で、彼らは哲学と神学の特別な学問的資格を持っていない13。盛式立誓会員は、盛式誓願を立てた司祭会員を指し、盛式立誓会員のみ、従来の3つの誓願(清貧、貞潔、従順)に加えて、教皇への従順を旨とする第4の誓願を立てるというシステムになっていた。したがって、教皇が自由に指示を与えることができるのは、この盛式立誓会員だけである。しかし、総長や管区長、布教長、巡察師といった指導的立場に就くことができるのは盛式立誓会員だけであったため、結局は、イエズス会全体が教皇と主従関係を結んだ状態にあったと言っても過言ではないだろう14。

このような会員の区分は、イエズス会独自のものであった。イエズス会に属する会員にとって最も重要なのは、『基本精神綱要』に示されている通り、使徒的精神のもとに働くことであったが、この会員区分のシステムはイエズス会の諸活動を支えるための人材育成に有用な実用的手法であったとされている¹⁵。特に優秀なイエズス会士は、教皇庁に関わる任務や宣教活動、教育活動など多方面で重要な働きをしていた¹⁶。短期間のうちに会員数を増やしていったイエズス会は、こうして目覚しい発展を遂げていき、当時のヨーロッパ社会に影響を与えるほど大きな組織となっていった。

イエズス会が取り組んだ多様な活動の中で、広範囲に影響を与え、その存在を世に知らしめることとなったのは、やはり宣教活動によるところが大きい。イエズス会の宣教活動は、ヨーロッパ諸国にとどまらず、モロッコやエチオピアなどのアフリカ大陸から、アジア、北

¹³ ファルクナー 2014: 457; 『新カトリック大事典』 1: 347

^{14 『}基本的精神綱要』に上位者への従順が記されていることから、会内部では明確な上下関係が維持され続けた。第1章第1節参照。

¹⁵ ファルクナー 2014: 457

¹⁶ バンカート 2004: 24

米、中米、南米に至るまで世界中に及んでいることから、世界宣教と言われている。世界各地の宣教地には、級位を問わず優秀な会員が派遣された。彼らは言語や文化の全く異なる地域での活動において、しばしば難題に直面しながらもその度に試行錯誤を重ね、精力的に活動を続けた。

ヨーロッパとは異なる環境で宣教活動を行う際、イエズス会士たちはまず、その国あるいはその地域の権力者や支配階級にキリスト教の教えを広めようとした。彼らは社会的構造を利用することによって、多くの一般階級の人々にも効率良くキリスト教を普及させることができると考えていたのであるい。彼らはさらに、宣教活動をより円滑に進めていくために宣教地の言語を習得することに努めた。また、言葉だけでなく、現地の文化や伝統、慣習についての知識を得ることによって、その地に住む人々の価値観や思想への理解を深め、宣教活動に活かそうとした。しかし、未知の世界である非西欧圏での宣教活動において、このような手法を用いることは、現地人のキリスト教化に有用な反面、キリスト教の教理に影響を及ぼしかねない大きな危険性も孕んでいる。そのため、宣教地で活動するイエズス会士には優れた洞察力と判断力が求められた。したがって、イエズス会は、特に非西欧圏の宣教地へは優秀な人材を派遣しなければならなかったのである。

そこで次に、そうした優秀な人材の育成を行っていた、イエズス会の教育活動に注目したい。イグナティウスはイエズス会創立以前、「人々の魂を効果的に救済するためには学問が必要である」ということを自身の体験を通して悟り、アルカラ、サラマンカで勉学を開始し、その後パリ大学において修士の学位を取得した¹⁸。イエズス会ではこのようなイグナティウスの考えに基づき、1540年の創立時から会員を養成するための神学校が設けられていた。ヨーロッパには 1544 年末までに宿舎付の神学校が 7 校あったとされる¹⁹。

その後、イエズス会は神学生だけでなく、外部の一般青少年を対象とした教育機関を開くようになる。正式に一般の青少年を対象として開かれたヨーロッパで最初のイエズス会学院は、1548年10月にメッシーナに創設された学院である²⁰。これ以降に設立された一般青

¹⁷ ただし、社会福祉活動を通して、貧困層や孤児、病人といった下層階級の人々にも接する機会は多く、 その際に直接キリスト教の教えを説くことも少なくなかった。

¹⁸ バンカート 2004: 3-13; ファルクナー 2014: 445

¹⁹ バンカート 2004:.28

^{20 1545}年にスペインのガンディアに設立された学院は、一般の青少年にも教育を施していたが、元々は神学生を養成することを目的としていた。神学生への教育を目にしたガンディアの町の人々は、自分たちの子供の教育を依頼し、翌 1546年にイグナティウスがこれを認めた。その結果、ガンディアの学院では、神学生だけでなく、一般の青少年も講義を受けられるようになったのである。したがって、ガンディアの学院は、開校当初から一般青少年を対象としていたわけではなかったため、正式には、イタリア南部のメッシーナに設立された学院がその最初の事例と考えられている。

少年を対象としたイエズス会学院は、このメッシーナの学院に倣って作られた。こうしてイエズス会の教育機関は、イエズス会士の養成に加え、一般青少年への教養教育とキリスト教教育を行い、宣教という側面も担うようになったのである。1551年2月22日には、ローマ学院 Collegio Romano が設立され²¹、その建物には「文法、古典学、そしてキリスト教精神を学ぶ学校。学費なし Schola di grammatica, d'humanità e dottrina cristiana gratis」という銘文が刻まれた²²。この学院は、その後、全イエズス会学院の模範とされる代表的な教育機関となり、多くの優秀なイエズス会士を輩出していった。

イグナティウスは 1551 年 12 月 1 日の回状において、ヨーロッパ中にイエズス会の学院を設立するよう呼び掛けた²³。以降、ヨーロッパでは次々とイエズス会学院が作られ²⁴、1556年には 24 校、全 90 クラスにまで増え、そこには 5000 名以上の一般青少年が在籍し、勉学に励んでいたとされる²⁵。イエズス会の創立から 1 世紀後の 17 世紀半ば頃までには、500校に及ぶ教育機関が創設されたと考えられている²⁶。

イエズス会の学院の教育方法には、イグナティウスがかつて学んだパリ大学の教育システムが反映されている。パリ大学の体系的な体制に感服したイグナティウスは、そのシステムを模範とした「パリ方式 Modus Parisiensis」というものをイエズス会学院に採用し、そこに人文主義的要素を加えた²⁷。「パリ方式」とは、すなわち、学生をクラス分けし、進級試験を設けて、それに合格すると次の学年のクラスに進めるというものである²⁸。

中世の高等教育機関では、教養教育の基礎としてリベラル・アーツ²⁹がカリキュラムに組み込まれていた。リベラル・アーツは7つ科目から成る学問として定義づけられ³⁰、言語に関わる下位三科³¹に文法、修辞学、弁証法があり、数学に関わる上位四科³²に幾何学、算術、天文学、音楽があった。つまり、リベラル・アーツでは音楽は数の学問として捉えられ、理

²¹ 現在のグレゴリアン大学の前身。

²² ファルクナー 2014:482

²³ バンカート 2004:30

²⁴ チースリック 1964:2

²⁵ ファルクナー 2014:482

²⁶ 『新カトリック大事典』「イエズス会」の項によると、1626 年時には一般学生のための学校 444 校、神学校 56 校が運営されていたと考えられている。

²⁷ バンガート 2004:13

²⁸ ファルクナー 2014: 482-483

²⁹ [羅] Artes Liberales 日本語では、「自由七科」または「自由学芸」と訳される。

 $^{^{30}}$ [羅] septem artes liberales

^{31 〔}羅〕Trivium

^{32 〔}羅〕 Quadrivium

論が中心に教えられていた33。

こうした中世の高等教育機関のカリキュラムを参考にし、イエズス会学院でもリベラル・アーツがカリキュラムに取り入れられていた。イエズス会学院の教育目的のひとつに、優秀なイエズス会士の養成がある。これは当時特に重要な課題とみなされていたため、リベラル・アーツの下位三科においては、ラテン語、ギリシア語、ヘブライ語といったキリスト教にとって重要な3言語が扱われ、文法の授業は3クラスから成り、これを5年で修了する課程となっていた。さらに、それぞれの学院が開かれている土地の言語も授業で扱われており、学院卒業後、イエズス会士として宣教という職務に就いた際に役立てられていたとされる34。イエズス会学院のカリキュラムには、リベラル・アーツに加え、修道士にとって必要不可欠な学問である哲学と神学が組み込まれた。この2つの学問に関しては、イグナティウスのかつての経験が反映され、イエズス会学院ではアリストテレス35やトマス・アクィナス36らの書物を中心に教育が施されていた37。

16世紀後半にイエズス会学院が各地に設立され、数が増えていったことを受け、1599年に『イエズス会学事規定 Ratio atque institution studiorum』が制定された。これによって、全イエズス会の教育機関に統一した教育システムが与えられたのである。この学事規定には、特に古典ラテン語、弁証法、演劇を重視する内容が盛り込まれ、修辞学の授業の実習として劇をラテン語で演じることが定められていた38。イエズス会の発展と教育活動においては、この「イエズス会劇」と称する劇が大きな役割を果した。当時のカトリック教会における宗教劇の上演については後述するが、イエズス会においても教育の一環として同じような演劇活動が行われていた。

イエズス会劇は、イエズス会学院で上演される劇を指す用語であり、学院が設立され始めた 16世紀半ばからの約1世紀にわたって盛んに行われていた³⁹。この劇は、大抵の場合、音楽が不可欠であり⁴⁰、新学期開始時など学院に関する節目の日や記念日、待降節や四旬節

3:

³³ 古くから音楽は、人間の精神に作用し、人格形成に役立つと考えられていた。その一方で、音楽の理論 的構造を把握するために、音楽と数とを結びつけて考える動きもあった。このように、古代から人文的側 面と数学的側面を有していた音楽は、中世ヨーロッパの大学において情操教育および知育教育の一環とし て扱われた一方で、リベラル・アーツの中で数学的に捉えられたのである。

³⁴ ファルクナー 2014: 483

³⁵ Aristoteles (384_{BC}-322_{BC}) 古代ギリシアの哲学者。

 $^{^{36}}$ Tomas Aquinas(ca. 1225-1274) イタリアの哲学者、神学者、聖人。ドミニコ会士。スコラ学を大成させた。最大の主著は『神学大全』。

³⁷ バンカート 2004: 29-30

³⁸ Filippi 2007: 513; 『新カトリック大事典』1: 358

³⁹ イエズス会劇が最初に上演されたのは、1551年のメッシーナ学院である。(ファルクナー 2014:468)

⁴⁰ Körndle 2007: 480

など宗教的に重要な期間や祝祭日等に上演された。多くのイエズス会学院では、開校当初からイエズス会劇の上演が毎年の恒例行事として教育プログラムに組み込まれていた41。劇の題材は、聖書物語から聖人の生涯、殉教者の物語、世界宣教における偉業など多岐にわたる。

ヨーロッパにおけるイエズス会劇の上演には、次の2つの目的があった。ひとつは、学生たちに文法と修辞学の学習成果を発表する機会を与えることである。劇の演技から脚本に至るまで、そのほとんどが学生たちの手によって行われており、イエズス会劇という実践の場を通して、彼らに授業で学んだことを知識としてだけではなく、技術として体得させることを目指していた。もうひとつは、学生たちが作り上げた劇を通してキリスト教の教理や道徳的教えを観衆に示すことである42。イエズス会劇は一般にも公開されていたため、劇に出演しない学生をはじめ、一般の人々にもキリスト教の教えを伝える機会として役立っていた。このことについて、レーオポルトは「(イエズス会は、)人々が知性よりは感覚を通して心を動かされやすいことを知っていた」と述べ43、イエズス会劇がキリスト教の教えを多くの人に伝えるのに適した手段であったことを指摘している。このような経緯により、イエズス会劇は『イエズス会学事規定』でもその上演が定められ、全てのイエズス会学院で取り入れられるようになったのである。

17世紀ごろになると、イエズス会劇の幕間にはオーケストラの演奏を伴う踊りやバレエ、滑稽な幕間劇などが上演されるようになり、音楽劇としての要素がさらに強まっていった 44。また、ラテン語による劇の間には、上演される地域の言葉によるプロローグや幕間劇が挿入されるようになり45、ラテン語を理解できない一般の人々へ配慮した内容へと変化していた。こうしてイエズス会劇はドイツ南部やオーストリアをはじめとするヨーロッパ各地で上演され、徐々に広まっていった。

時を経るごとにイエズス会学院が増え、そこでの教育内容も充実していったことにより、イエズス会士の数も増加し、それがイエズス会自体の発展へと繋がっていった。さらに、学院を卒業したイエズス会士たちが宣教活動やその他の場面で活躍するなど、実績を残したことも大きい。こうしたイエズス会内の個々の活動がうまく結び付き、イエズス会全体の活動を軌道に乗せることができたからこそ、イエズス会は短期間のうちにヨーロッパ諸国で

⁴¹ ファルクナー 2004: 468

⁴² バンカート 2004: 86

⁴³ レーオポルト 1996:63

⁴⁴ カトレット 1991:34

^{45 『}新カトリック大事典』3:96; ファルクナー 2014:468

勢力を強められたのだと考えられる。

第一部 イエズス会の活動と発展

第2章 音楽を伴う聖務

第2章 音楽を伴う聖務

イエズス会は、宣教活動においても教育活動においても音楽を使用していたにもかかわらず、今日一般には、音楽の使用に慎重な姿勢をとる修道会と認識される傾向が強い。そのように認識されるに至った経緯を明らかにするため、16世紀のカトリック教会とイエズス会それぞれにおける音楽の使用法の変遷を見ていく。また、両者の音楽に対する考え方を探ることによって、カトリック教会が求めた音楽の理想的な在り方と、イエズス会における音楽の使用法の基本方針を示したい。なお、本論文では、典礼やその他の宗教的な諸儀式を含む、キリスト教に関連する宗教的儀式全般に対し「聖務 officium」という言葉を用いることとする1。

第1節では、カトリック教会に着目する。カトリック改革が推し進められていた 16世紀は、教会音楽2を取り巻く環境も大きく変化し、楽曲構成や編成など、音楽自体にも演奏法にも改善が求められるようになっていた。教会音楽といってもその内容はさまざまであり、その場面に適した音楽が相応の方法によって演奏される。そこでまず、当時のカトリック教会における音楽を伴う聖務の中から、東洋宣教でも実施されていたものを取り上げ、カトリック教会の典礼刷新が行われたトリエント公会議(1545~1563)以前の各聖務における音楽の使用法を概観する。その後、宗教改革以降、初めて開かれたカトリック教会の全体会議であるトリエント公会議に着目し、この会議で扱われた音楽に関する議論に焦点をあててその内容を考察し、当時のカトリック教会が目指した音楽の在り方と具体的な使用法を明らかにする。カトリック教会の音楽をめぐる状況を明確にした後、第2節では、イエズス会で使用されていた音楽について、特にイエズス会の全体会議であるイエズス会総会での議論を中心に考察し、そこから音楽の使用法に関するイエズス会の基本方針を明らかにする。また、ここではトリエント公会議がイエズス会に与えた影響を明示するために、イエズス会また、ここではトリエント公会議がイエズス会に与えた影響を明示するために、イエズス会

.

¹ なお、日本では、「礼拝」という言葉は、プロテスタント教会で使用されることが多い。したがって、カトリック教会を扱う本論文では、先行研究からの引用文を除き、特別な理由がない限りは「礼拝」という用語を使用しないこととする。

 $^{^2}$ 〔羅〕 musica sacra, musica ecclesiastica 「教会音楽」という用語の「教会」は、本論文ではカトリック教会のみに限定した概念で使用する。教会音楽の類義語に典礼音楽(musica liturgia)がある。今日、「典礼」はキリスト教における神への公式礼拝の総称として使用されており、そのための音楽を典礼音楽という。「典礼音楽」という用語は「教会音楽」よりも具体的であり、本論文の内容にも適しているように思われる。しかし、典礼という概念が用いられ始めた 16 世紀当初の「典礼」はミサのみを指していた。したがって、 $16\sim17$ 世紀のカトリック教会を対象としている本論文では、こうした「典礼」という用語をめぐる概念変化から生じる誤解を避けるため、限定的に捉えられる可能性のある「典礼音楽」ではなく、より広義に解釈するために「教会音楽」という用語を使用する。

における音楽の使用法の変遷を追う形で、その変化をみていく。

1. 改革期のカトリック教会における音楽を取り巻く環境の変化

1. 1. トリエント公会議以前の教会音楽

音楽は、元来、詩や踊りなどを含む包括的な概念であり、現在よりも広い意味合いを持つ 言葉として用いられ、また、古代より「神の秩序や摂理を証するもの」と捉えられていた。 諸宗教の中でもキリスト教は特に音楽を尊重し、音楽を通して神への祈りと賛美を捧げる ことを奨励していた3。その結果、音楽はキリスト教の聖務を執り行う上で不可欠な構成要 素となり、キリスト教によって発展したという側面があると言っても過言ではない。

中世の教会音楽とは主に聖歌を指し、その歌詞は祈りや聖書の言葉であった。したがって、その音楽は言葉に重きが置かれており、基本的には単旋律で歌われ、多声化される場合は即興的に歌われることが多かった。しかしながら、時が経つにつれ、多声で歌われる機会が増え、作曲家は音楽の可能性を探って「言葉」という縛りを解き、音楽そのものに比重を置くようになる。こうした音楽的発展は人々の心を掴み、信仰心を駆り立てた一方で、言葉の軽視や非宗教的音楽の導入、華美に装飾された音楽の創出といった弊害も生んだ。結果として、1545年に開かれたトリエント公会議において、そうした音楽の在り方が再検討されることになるのだが、その詳細については次項で論じる。

カトリック教会が神への祈りを捧げる儀式の中心に位置づけているのが、ミサである。 ミサは当時からカトリック教会において最も重要な祭儀であり、主日4のミサ、祝祭日のミサ、聖人のミサなど、その目的はさまざまである。ミサの式文に通常文と固有文があるように、目的に応じてミサ中の祈祷文や音楽の使用法、ミサの長さも異なってくる。また、ミサ中の典礼文は、聖職者が唱える部分と聖歌隊が歌う部分とに区分でき5、読唱と歌唱の比重によってミサは「読唱ミサ missa lecta」と「歌唱ミサ missa cantata」6の2種類に大別さ

³ 皆川 2009: 32-33

⁴ 教会暦による名称で、日曜日のことを指す。イエス・キリストが日曜日に復活したことから、主なる神を 崇める日という意味で、このように呼ばれている。

⁵ Ibid., p. 39

^{6 「}歌ミサ」とも呼ばれる。

れる。読唱ミサは司祭によって全ての祈りが唱えられるのに対し、歌唱ミサは祈りのうち、 指定された文言がすべて歌われるか、もしくは演奏される。一般的な歌ミサでは、周知のと おり、通常文の聖歌としてミサ曲(キリエ、グロリア、クレド、サンクトゥス・ベネディク トゥス、アニュス・デイ)が歌われていたほか、固有文に関してもグラドゥアーレやアレル ヤ、セクエンツィアなどミサの重要な場面で聖歌が歌われていた。

ミサの中で最も正式なミサは「荘厳ミサ missa solemnis」7である。荘厳ミサは、司祭のほか、助祭と副助祭を伴って執り行われる歌唱ミサであり、聖歌隊によって全ての聖歌が歌われた8。一般的な歌唱ミサとの音楽的な大きな違いは、司式司祭によって典礼文の特定の箇所や福音書が歌われるという点である。

カトリック教会には、ミサ以外にも種々の聖務が存在する。音楽を伴う聖務の中でもミサと並んで重要とされているのは、聖務日課である。これは聖職者が行う日々の祈りの務めのことである。当時のカトリック教会では、聖職者たちが毎日8回、一定の時刻に集まって定時課(朝課、賛課、一時課、三時課、六時課、九時課、晩課、終課)と呼ばれる祈りの日課を行い、そこで聖歌を歌うことが伝統であった。定時課の中でも大定時課と言われる朝課、賛課、晩課は特に重要とされた。聖務日課は、「歌による共同体の祈りのために設けられた」とも言われているように9、祈りや聖書朗読のほか、詩篇、カンティクム10、讃歌などが歌われ、特に1週間で150編全ての詩篇を唱えられるよう、詩篇を中心に構成されていた。ただし、ミサと同様に、日によって用いられるテキストや旋律は異なっている。

聖務日課で歌われる音楽に関して具体例を挙げると、主日と祝日の朝課の最後にはテ・デウムが歌われていた。これは後述する「行」列」や宗教劇、その他の行事においても歌われていた聖歌である¹¹。晩課では、指定された詩篇 5 編、マニフィカト、アンティフォナ¹²が唱えられるか歌われていた。なかでも祝祭日の前日の晩課は、特に盛大に執り行われたため、多くの曲が残されている。終課では、詩篇 3 編、讃歌、聖母マリアへのアンティフォナが歌われていた。聖母マリアへのアンティフォナは、《あがない主の恵深い御母 Alma

^{7「}盛儀ミサ」あるいは「盛式ミサ」とも呼ばれる。

⁸ 当時は、一般会衆が聖歌を歌う形式は取られていなかったが、現在は、聖歌隊と会衆の双方、あるいはそのどちらかによって歌われる。

⁹ ハーパー 2010: 110

^{10 [}羅] Canticum 聖書の中に出てくる詩篇以外の喜びの歌。聖母マリアの讃歌である《マニフィカト Magnificat》、シメオンの讃歌である《今こそあなたの僕を去らせてください Nunc Dimittis》、ザカリアの讃歌である《イスラエルの神なる主は祝せられよ Benedictus Dominus Deus Israel》を指す。

¹¹ 井形他 2007: 89

^{12 〔}羅〕Antiphona

Redemptoris Mater》《幸いなるかな天の女王 Ave Regina Caelorum》《天の女王 Regina Coeli》《元后あわれみの母 Salve Regina》の4曲から、その時期に適した1曲が歌われていた。

音楽を伴う聖務として、本論文で次に取り上げるのは「行"列 13である。これは「祝祭や回心、葬儀など様々な宗教上の目的から行われていた儀式の形態のひとつであり、信者や司祭、修道者たちが、神に感謝を捧げたり、その加護を祈って、連願を唱えながら聖地〔聖所〕を訪れる儀礼的行列」のことを指す14。「行"列 は、「それが単に個人的行為ではなく、生活や信仰を共にする者の共同の行為として行われるところ」に意義があるとされる15。主な「行"列 としては、受難の主日16の枝の行列、聖なる過越しの三日間に行われる各行列、復活徹夜祭の光の祭儀における行列、聖体行列、聖母行列などが挙げられ、十字架や旗、聖像などを掲げて行われることもあった。

「行う列」が実施される場面としてはミサ前が最も多かったが、聖務日課の賛課や晩課の終わりに行われることもあった。また、大抵の場合、教会内部や教会周囲で行われていたが、特定の教会から別の教会へ向けて街中を練り歩きながら盛大に挙行されることもあった17。「行う列」はアンティフォナをはじめとする歌を伴うことが一般的であり、その際に必要とされる聖歌の数は、教会の大きさや「行う列」の長さによって変動していた。目的に応じて種々の聖歌が歌われ、「行う列」用の讃歌が用意されることもあったが、別の典礼から借用することの方が多かった。ただし、「行う列」を挙行する際には、その地域の事情や環境を考慮する必要があったため、統一した形式はなく、『ローマ・ミサ典書 Missale Romanum』にも詳細な指示は記載されていない18。

本論文で扱う4つ目の音楽を伴う聖務として、宗教劇を挙げる。「宗教劇」は広義では宗教的題材を扱う劇全般を示す用語であるが、一般にはキリスト教に関する劇を指す用語として認識されている¹⁹。本論文では、さらに音楽を伴っていることを前提とし、キリスト教に関する音楽を伴う劇という意味で「宗教劇」という用語を使用する²⁰。

宗教的儀式や祈りが音楽や舞踊などと結びつき、ある種の音楽劇として演じられていた

^{13 〔}羅〕Processio

^{14 『}キリスト教文化事典』「宗教行列」の項

¹⁵ 宮越 『新カトリック大事典』第2巻:391

¹⁶ 枝の行列を行うことから、枝の主日とも呼ばれる。

¹⁷ ハーパー 2010: 196-197

¹⁸ Ibid., p. 213

^{19 『}キリスト教辞典』「宗教劇」の項

²⁰ したがって、原則として対話劇は含まない。

のは、キリスト教やヨーロッパに限ったことではなかった。キリスト教では、特に 14 世紀から 16 世紀にかけて宗教的題材による演劇が広く流行し、発展を遂げた²¹。

カトリック教会における宗教劇は、典礼の一部が劇化したことがその起源であり、そのような劇は「典礼劇」²²と呼ばれる。典礼劇は全編が演技を伴った歌によって進行し²³、祝祭日や諸儀式の際に教会においてラテン語で行われるのが一般的であった。典礼劇がより複雑で充実したものとなっていくと、典礼から独立した聖史(ミステリヨ)劇²⁴として教会の内外で上演されるようになった²⁵。したがって、ひとつの演劇として確立した聖史劇には、そのための脚本や音楽が新たに作られたのである。降誕祭や復活祭といったカトリック教会の重要な祝日は、とりわけ盛大に祝われ、その祝祭が一週間続くこともあった²⁶。こうした祝祭や宗教儀式の拡大に伴い、宗教劇も大掛かりなものとなり、数日間にわたって上演されることもあった。例えば、16世紀初頭に行われた受難劇で7日間を要したものがあり、それには聖職者や聖歌隊にとどまらず、一般の人々も演者として参加したと言われている。このように職種や身分を問わず、さまざまな人々が参加するのがこの時代の宗教劇の特徴とされている²⁷。

16 世紀中葉までは、以上のような形で音楽がそれぞれの聖務において演奏されていた。 上述した例はいずれも聖務の際に演奏される音楽であるが、「行う列」と宗教劇の場合は動作 や演技と共に歌が歌われるため、ミサや聖務日課における音楽と比べると、より付随的であったと考えられる。

カトリック教会は伝統的に単旋律聖歌を使用していたが、徐々に様々な要素が付け加えられていった。15、16世紀頃には長大なトロープスの挿入や聖歌の多声化が進み、さらには複数の歌詞を有する、いわゆるポリテクスチュアルな聖歌が作曲されるなど、聖歌は肥大化と装飾化の一途をたどっていた。その結果、本来、祈りに付随すべきはずの音楽は、それ自体に重きが置かれ、多くの弊害を生むという悪しき事態を招いていた。こうした状況の改善を目指し、トリエント公会議(1545-1563)において教会音楽の在り方が見直されることとなった。

²¹ 皆川 2009: 51, 54

²² 〔英〕Liturgical Drama

²³ ハーパー 2010: 209

²⁴ 〔英〕Mystery play

²⁵ 山内 1991:1

²⁶ ハーパー 2010: 72

²⁷ 皆川 2009: 54-56

1. 2. トリエント公会議の音楽に関する議論とその結果

カトリック教会は、対抗宗教改革の流れの中で、1545 年から 1563 年にかけてトリエント公会議を開いた。会期中、計 25 回召集されたこの公会議は、第 1 期(1545-1547)、第 2 期(1551-1552)、第 3 期(1561-1563)に分けられ、当時の教会の体制に関して様々な議論が交わされた(表 1 参照)。これらの会議を通して、カトリック教会の教理の本質が明確化され、プロテスタントとの間に一線を画するに至った28。こうして、カトリック教会は再び活力を取り戻し、教会内部の刷新のみならず、様々な分野の学問にも新たな刺激を与えたとされている29。そのため、トリエント公会議は、今日、カトリック教会内部の刷新運動の最も重要な出来事とみなされている30。

【表1】トリエント公会議の開催概要

		期間	場所	教皇	
第1期	第1~第8会議	1545-1547	トリエント	・パウルス 3 世	
	第 9~第 11 会議	1547-1549	ボローニャ		
第2期	第 12~第 16 会議	1551-1552	トリエント	ユリウス 3 世	
第3期	第 17~第 25 会議	1562-1563	トリエント	ピウス4世	

司教や特定の裁治権者らが参加したトリエント公会議には、イエズス会結成時からのメンバーであるディエゴ・ライネスとアロンソ・サルメロンも参加した。彼らは第3期に神学顧問を務め、彼らの主導で会議が進められた³¹。当時のカトリック教会における音楽の在り方が見直されたのは、この第3期であった。

この頃の教会音楽は音楽的側面が著しく発展していた。その一方で、教会では音楽が祈り に仕えるという本来の役割を果たせていなかったため、カトリック改革と宗教改革の影響 により、こうした事態の改善を図ろうとする動きが強まっていた。そうした中で開かれたト

²⁸ ノーマン 2007: 132-134

^{29『}新カトリック大事典』3:1370

³⁰ バンカート 2004:26

リエント公会議では、当時の教会音楽の在り方に対して、おおよそ次のような問題点が指摘 された。

- 1. 典礼のテキストを短縮していること
- 2. テキストの聞き取りづらさ
- 3. 教会にふさわしくない歌の挿入
- 4. 世俗的で長々しいオルガン作品
- 5. ミサ典書や聖務日課書の編集に関する見直しの必要性32

以上の5点が実際に議題にあがったのは1562年9月に行われた第22会議から第24会議までの3回であった。この会期中に音楽の使用法に対する措置として2つの意見が出された。ひとつは教会の典礼における音楽の使用を完全に禁止するよう求めるものであった。もう一方は音楽の改善を望む声で、不適切なあるいは不純な側面は取り除いた形で、賛美のために聖歌と多声音楽を維持するという意見である。両者の主張をもとに討議された結果、以下のような結論が下された33。

すべての事柄を勘案して、ミサは――歌を伴なって執り行われようがそうでなかろうが――すべてがはっきりと正しい速さで行なわれ、それを聞く人々の耳と心に静かに入いり込むことができるようにするべきである。通常、歌やオルガンを伴なって執り行なわれるミサの場合には、世俗的な何物をも取り入れてはならず、ただ賛歌と神への讃美のみを折り込むべきである。…音楽の諸旋法によるこの歌の構成は、決して耳に空虚な快さを与えるのではなく、言葉がすべての人に理解され、それによって聞き手の心が天上の調和を希求し、至福の人々の喜びを思うことへと導かれるように組み立てなくてはならない……オルガン演奏であっても歌であっても、淫なものや不純なものが混入した音楽はすべて教会から取り除かれなければならない。34

要するに、音楽は信仰を高めるためのものでなければならないので、言葉は聞き取りやすく、

-

 $^{^{32}}$ 常に使用されるこれらの重要な本は、最も慎重に書かれ、編集されるべきであるということから生じたものである。(Hayburn 1979: 25)

^{33 1562}年9月10日

³⁴ Reese 1959: 449 (和訳は、グラウト/パリスカ著『新西洋音楽史』上巻、音楽之友社、313 頁より引用)

また世俗的要素は取り除くべきだという事が明言されたのである。トリエント公会議において、教会音楽は神聖なものであるべきだと定められたことで、カトリック教会としての方針が明確に示されたと言える。この方針に従い、それまで教会音楽の慣習となっていたトロープスやメリスマによる表現が避けられるようになり、教会で使用される楽器は原則としてオルガンのみとされた。

第22会議で特に議論されたのは、歌詞の明瞭さについてである。そこでは、祈りの言葉である歌詞がよりはっきりと聞き取れるように改善する必要があることが指摘された。同様の議題が翌1563年11月の第24回会議においても再度取り上げられ、結果的に言葉を重視するという観点から、伝統的に歌われてきた単旋律聖歌が推奨されることとなった。

トリエント公会議以降、カトリック教会ではシスティーナ礼拝堂に代表される純粋なア・カペッラ様式を教会音楽の理想的な在り方とする動きが強まった。しかしながら、そうした動きはごく一部の地域に止まり、禁止された楽器が多くの教会で使用され、世俗的要素も完全には除去されなかった35。また、多声音楽も禁止された訳ではなかったため、多声による聖歌も歌われ続けた。

カトリック教会は 16 世紀にトリエント公会議を通して教会音楽の在り方を見直し、教会における音楽は言葉を主体とし、より簡素で敬虔かつ厳粛なものであるべきであるという姿勢を示し、教会音楽の現状を改善するよう努めた。伝統的な形へ立ち返ろうとする方針を具体的に示したカトリック教会は、それを実行、徹底させるため、公会議終了後にカトリック教会全体で使用するための『ローマ聖務日課書 Breviarum Romanum』(1568 年出版)および『ローマ・ミサ典書』(1570 年出版)を編纂、出版した。編纂作業に携わった改訂者たちによって中世に付加された要素が取り除かれ、音楽の使用法に関する内容も整理された36。

1568年に出版された『ローマ聖務日課書』には、公会議での典礼刷新の結果が反映されている。そのひとつが教会暦である。公会議においてそれまでの教会暦が根本から見直され、簡略化された教会暦が使用された。この他、付加的な儀式の禁止や短縮、デャップの省略、テキストの改訂等も行われている³7。この聖務日課書には、音楽的要素がほとんど含まれていないが、公会議以降も聖務日課では音楽が使用されていた。その中でも特に晩課は重視さ

³⁵ 金澤 2007: 26-27; 金澤 2005:216-217; レーオポルト 1996: 63-65

³⁶ ハーパー 2010: 245

³⁷ Ibid., p. 239

れ、当時の作曲家たちも主日や祝日の晩課のために作品を書いている。聖務日課の晩課で歌われる聖歌は、場合によっては、「詩編唱が単旋律聖歌とファルソボルドーネ³⁸ [基本的に聖歌旋律に和声付けを行った形式]の交代、賛歌とマニフィカトが単旋律聖歌と合唱ポリフォニーの交代、あるいは単旋律聖歌とオルガン音楽、もしくは単旋律聖歌と、オルガン音楽と合唱ポリフォニーの両者の交代という形」で行われるとこもあったとされる³⁹。

ミサに関しては、1570年に『ローマ・ミサ典書』が出版され、これによってそれまでばらばらだったミサの様式が統一され、ラテン語で行われるようになった40。このミサ典書に則って執り行われるミサは「トリエント式ミサ」と称し41、それ以前のミサと区別されている。音楽に関して言えば、このミサ典書では聖務日課書と同様、中世の間に付け加えられたトロープスやセクエンツィア等の要素が削除、縮小されている42。セクエンツィアは数多くあったもののうち、復活祭の《過越しのいけにえに讃歌を Victimae paschali laudes》、聖霊降臨祭の《聖霊来てください Veni、Sancte Spiritus》、聖体祭の《シオンよ、たたえよLauda Sion》、死者のための《怒りの日 Dies Irae》の4曲が残された。17世紀に入ると、ローマではミサや祝祭日の晩課のために、オルガン奏者や歌手、楽器奏者等の音楽家を雇い、彼らが音楽を演奏するようになっていった43。

上述した聖務日課書とミサ典書は、トリエント公会議の集大成として出版された公式の書物である。これらの出版物からも明らかなように、トリエント公会議で扱われた教会音楽に関する議題は、ミサや聖務日課での音楽が中心であった。しかし、カトリック教会の聖務の中心を成すミサと聖務日課での音楽に対する要求は、すなわち、教会音楽全体に求められていたものであるとも言えるだろう。この公会議においてカトリック教会が理想として掲げた、「教会音楽は神聖さを重んじなければならず、簡素で厳粛なものであるべき」という考え方が、カトリック教会の聖務で演奏される全ての音楽にも反映されるのは必然的なことだろう。しかし、すでに述べたように、実際には、総じてそのようなカトリック教会の方針は徹底されず、ローマの一部で維持される程度であった。

^{38 〔}伊〕 Falsobordone〔仏〕 Faux bourdon〔英〕 Faburden

³⁹ ハーパー 2010: 242

⁴⁰ ただし、一部ギリシア語とヘブライ語を含む。

⁴¹ 〔英〕Tridentine Mass

⁴² ハーパー 2010: 95

⁴³ Ibid., pp. 247-248

2. イエズス会における音楽の実施法

2. 1. トリエント公会議以前の方針

では、聖座への忠誠を誓い、教皇と主従関係にあったイエズス会では、音楽はどのように使用されていたのだろうか。当時イエズス会で定められた規則や、イエズス会総会での音楽の使用法に関する議論から、16世紀のイエズス会の音楽に対する基本方針を明らかにしていきたい。

イエズス会の創立後まもなくその初代総長となったイグナティウスは、修道院内での歌唱や楽器の使用、および聖歌隊による聖務日課の歌唱を禁止した(付録1参照)44。これは『基本精神綱要』でも触れられたように、使徒的活動を重視し、そのための時間を確保するという理由からであった。しかしその一方で、イエズス会学院では音楽教育が行われ、また、イエズス会劇、集会、討論会等においても音楽が演奏されていた。つまり、イエズス会は修道院内あるいはイエズス会士だけで行う活動や職務においては音楽の使用を控えていたが、教育現場では教養教育のため、そしてミサをはじめとする聖務で聖歌を歌えるよう青少年を指導する必要があったため、音楽が教えられていたのである45。実際にイエズス会の学院は毎日音楽の授業を設け、学生たちに音楽教育を行っていた46。

イエズス会学院の学生たちによって集団で演じられるイエズス会劇は、イエズス会の教育活動の特色のひとつであった。教育の道具として演劇を用いるという手法を採ったのは、イエズス会がヨーロッパで初めてであった。ミカエル・デプレは、イエズス会劇とカトリック教会との関係について次のような見解を示している。

イエズス会演劇の誕生の背景には、16世紀中盤以降の修道院の隆盛と共通した事情、 すなわちカトリックの社会的影響力の進展、宣教、地上の民への教育への強い意図が存 在しているが、さらに、イエズス会演劇はプロテスタントの脅威に直面したことから、 内的信仰を刷新するために多大な努力を払う必要があった。47

⁴⁴ Kennedy 1988: 72-73 本節においては、以降、【付録 1】の年表を適宜参照されたい。

⁴⁵ Crook 2009: 10; Kennedy 1988: 73, 89

⁴⁶ Kennedy 1988: 72-73

⁴⁷ デプレ 2009: 77(431)-78(432)

つまり、教皇と主従関係にあるというイエズス会の性質が影響し、イエズス会劇はイエズス 会自体の活動のみならず、カトリック教会における対抗宗教改革の中においても重要な役 割を果たす存在であったとされている。

1599年に制定された『イエズス会学事規定』では、イエズス会学院での劇の実施が定められ、同時に劇の重要な構成要素である舞台美術と音楽の使用についても明記された。以来、イエズス会劇は母国語、舞踊、オーケストラといった要素を導入し48、表現の幅を広げながら徐々に発展していき、ヨーロッパでは17世紀初頭に最初の絶頂期を迎えたとされる49。第1章第3節で述べたように、イエズス会は初期の頃から教育活動において音楽を使用し、青少年たちに音楽理論を教えていた。そこで学んだ知識としての音楽をイエズス会劇という実践を通して体得させていったのである。

こうした教育機関での音楽活動を除き、イエズス会は使徒的活動に従事するという理念から、基本的に音楽を使用しない方針を示していた。しかしながら、実際にはイエズス会内部では音楽の使用をめぐって意見が賛否あり、両者の間で議論が交わされていた。音楽の使用を推奨する人々は音楽の必要性と有用性を主張し、宣教地での音楽の使用を訴えていた。一方、音楽の使用に慎重な反音楽派の人々は音楽が人間の感情に影響を与え、イエズス会の精神性にとって危険なものであることを主張し、音楽の縮小、廃止を求めていた。ただし、この反音楽派のイエズス会士たちも音楽自体を否定していたわけではなく、慎重に扱うべきであるという考えに基づいての主張であった50。

イエズス会内部において音楽の取り扱い方に関する意見交換が度々行われたことにより、 宣教地における音楽の使用制限が徐々に緩和されていった。こうした措置にも、使徒的活動 の観点から理由付けがなされている。それは、すなわち、キリスト教を知らない宣教地の 人々が音楽を用いることよって一層深く神の礼拝へ導かれるようにするというものであっ た。イエズス会における音楽の使用制限が緩和された例としては、まず、1553年のゴアに おける晩課歌唱の容認が挙げられる⁵¹。その後、1555年には、主日と祝祭日にイエズス会 の教会で晩課を歌うことを認め、1556年には、インドでの聖務日課の歌唱と⁵²、イエズス 会全体に対して聖週間の晩課での歌唱が許可されている⁵³。ただし、その際の歌は、飾り気

36

⁴⁸ バンカート 2004:86

⁴⁹ デプレ 2009: 80(434)

⁵⁰ Kennedy 1988: 75

⁵¹ ロペス・ガイ 1983: 132; DI 3: 44 (付録 1 参照)

⁵² Ibid., p. 132; *DI* 3: 460

⁵³ Kennedy 1988: 78

のない簡素なものが望まれた。

イエズス会は創立以来、1539年に教皇へ提出した『基本精神綱要』にも記載されている ように、聖務日課を共同では唱えず、そのため聖歌隊も有していなかった。このようなイエ ズス会の体制に対し、厳格な教皇として知られる当時の教皇パウルス 4 世 Paulus IV(在 位 1555-1559) は、1556 年に、音楽があってこそ典礼が機能するという理由から聖歌隊に よる歌唱の必要性をイグナティウスに訴え、主日と祝日の晩課での歌唱と、歌ミサの実施を 促した54。しかし、イグナティウスがその後まもなく亡くなったため、聖歌隊の設置は見送 られた。1556年のイグナティウスの死後、第2代総長の選出を兼ねた第1回イエズス会総 会が 1558 年 6 月から約 3 か月にわたって開かれた(表 2 参照)。本論文で取り上げる第 1 回から第3回までの総会は、まず新しい総長の選出を行い、新総長就任後、続けてイエズス 会の運営に関する会議が執り行われた55。イエズス会において総会は最高決定機関であり、 ここではイエズス会全体に関するさまざまな問題が扱われる。最終的な決定権は総長にあ るが、総会にはこの他に各管区長や管区ごとに選出された代表者も出席している。1558年 の第 1 回総会に際し、イエズス会は教皇パウルス 4 世から再度、聖歌隊を組織し、聖務日 課を共同で唱えるようにとの指示を与えられた56。イエズス会士たちは、イグナティウスが 望んだ使徒的活動における機動性に支障をきたすことになるとして、この要求を拒んだが、 パウルス 4 世はイエズス会が教皇への従順を誓ったことを理由にこの命令に従うよう迫っ た。結果として、イエズス会は、教皇の指示に従い、パウルス4世在任中の1年間のみ聖務 日課の共唱を実施することにした。

【表2】第1回から第3回総会の開催概要

GC	年	会員数	GC 参加人数	総長	期間(日)
1	1558	1,000	20	ディエゴ・ライネス	92
2	1565	3,500	39	フランシスコ・ボルジア	75
3	1573	3,905	47	エヴェラール・メルキュリアン	65

⁵⁴ Kennedy 1988: 79; St. Croix 1980: 3

^{55 16}世紀に開催されたイエズス会総会には、第4回総会(1581)と第5回総会(1593)も含まれるが、この2つの総会に関しては音楽に関する教令が見られなかったため、本論文では取り上げない。

⁵⁶ Padberg et al. 1994: 4

さらに、第1回総会後に出された教令の中で、音楽に関して大きく2つのことが定められている。ひとつは、晩課とミサでの歌唱についてである。この教令では、晩課での歌唱許可とミサでの歌唱禁止が改めて明示されるとともに、「ミサでの歌唱に関する特別許可は、非常に重大な理由がある時のみ、総長によって与えられる。ただし、主日と祝日に限られる。」という文言が付加されている57。2つ目はキリスト教の教理58を子供たちに教える際、歌を用いるべきか否かという問題についてであり、この教令では「より大きな教化に役立つと思われる所では行っても良い」とされた59。教令におけるこれらの記述から、この頃のイエズス会では音楽はキリスト教を伝えるための手段として捉えられていたと推察される。

また、この第1回総会では、『イエズス会会憲』も正式に承認された。この会憲には、イエズス会士が職務に従事する上での大原則、すなわち、イエズス会が目指す活動形態が記されている。そこで、この1558年に承認された『イエズス会会憲』の中の音楽、宣教および教育に関連のある項目から3項目を取り上げ、それらに対するイエズス会の姿勢をみていく(付録2参照)。

1つ目は、青少年の養成を目的とした教育機関でのミサの挙げ方についてであり、次のように記されている。

ミサ聖祭を、ただ十分な理解と信心をもってささげるだけでなく、あずかる者によい影響を与えるにふさわしい態度でささげる方法をも教わらなければならない。すべての会員は、できる限り同じ典礼様式を用いる。さらに、それぞれの地方の特異性が許すかぎり、いっそう普遍的であり、使徒座が大切にしているローマの習慣に従うべきである。60

ここでは、宣教地を含め、いかなる場所においても原則としてローマの習慣に倣ってミサを 捧げるよう定められ、キリスト教の教理とその在り方が普遍であることを改めて示してい る。また、「使徒座」という表現からはカトリック教会の存在を意識して活動を進めようと する姿勢が窺える。

⁵⁷ Ibid., pp. 79-80 (GC1, t. 2, d. 25-26)

⁵⁸ ラテン語の「Doctrina Christiana」のことを指すが、ここでは子供たちに教える場面での事について記してあるので、カトリックの信仰養成の入門書である「カテキズム catechismus」(日本語では教理問答書、要理書)も含まれると考えられる。

⁵⁹ Ibid., pp. 101-102 (GC1, t. 6, d. 58)

⁶⁰ イエズス会会憲第4部第8章401-2 (付録2参照)

2つ目と3つ目の項目は、どちらもイエズス会士の職務に関するものであり、それぞれ次のように記されている。

隣人の霊魂を助けるために従事する仕事は、極めて重要であり、この会の基本精神にふさわしいものであるが、同時にそれは多忙を極めるものである。また会員の住所は一定せず、ここかしこと移り変わることが多いので、この会では、定期的に聖務日課を共唱したり、ミサや聖務日課を歌ったりすることはしない[B]。61

会の家あるいは学院において、午後、説教あるいは講話が行なわれるとき、人びとの興味を保つため適当と判断するならば、その講話や説教の直前に、晩課だけを唱えることができる。主日や祭日にも慣例として同じようにすることができるが、オルガンで伴奏したり、歌ったりすることなく、信心のある美しい、しかも単純な調子で唱える。このことは、人びとが、さらにひんぱんに告白、説教、講話にあずかるよう、彼らに魅力を感じさせるためであり、そのために役立つと判断される限り行なわれるべきことであって、それ以外の意図で行うべきではない。(中略)ふだんよりも荘厳にミサをささげる場合、[たとえ歌ミサではなくても]、信心や品位のことを考慮し、主において可能な限り、スルプリを着用した2人、あるときには1人が式を手伝うこともできる。62

ここでは、『基本精神綱要』と同じく、イエズス会士は様々な使徒的活動で多忙を極めるため、基本的にはミサや聖務日課では歌わず、聖務日課の共唱も行わないとする内容が盛り込まれている。ただし、第1回総会においても定められたように、人々の信仰養成に役立つと判断される場合は晩課および主日と祝祭日のミサを執り行うことが許され、その際は単純な調子で唱えるよう定められている。この点に関して、「彼らに魅力を感じさせるためであり、そのために役立つと判断される限り行なわれるべきことであって、それ以外の意図で行うべきではない」と記されていることからも、イエズス会の活動の根底には常に使徒的精神があったと言えるだろう。

このように、『イエズス会会憲』からも使徒的精神こそがイエズス会にとって最も重要だとする考えを読み取ることができる。こうしてイエズス会の理念のもと、第 1 回総会にお

⁶¹ イエズス会会憲第6部第3章586-4 (付録2参照)

⁶² イエズス会会憲第6部第3章587-B(付録2参照)

いて定められた様々な規約と『イエズス会会憲』に沿って各種の活動が進められることとなった。

第2回総会が行われたのは、それから5年後の1563年である(37頁、表2参照)。この総会では、ミサと晩課における聖歌の使用が総長の判断に委ねられることとなった63。その判断とは2つあり、ひとつはそれまで聖歌が導入されていなかった地域において聖歌を実施するか否かというものである。もうひとつは、すでに聖歌が導入されている場所においてイエズス会の目的や人々のキリスト教化に役立つことが期待されない場合は、聖歌の使用を廃止または禁止するというものである64。

第1回、第2回の総会で定められた音楽に関する教令で共通しているのは、音楽使用の是非が総長の判断に任せられていたこと、そしてその判断基準が人々のキリスト教化に役立つか否かという点にあったことである。これらの教令がイエズス会の理念を拠り所としていることはここまでの考察において示した通りであるが、ここで注目したいのは、イエズス会における総長の権限についてである。イエズス会の最高決定機関である総会の最終的な決定権が総長にあるという点からも、イエズス会において総長は絶対的な存在であったことが推測できる。いかなる組織であっても、その長の考え方や方針次第で内部の運営や活動内容が変わっていくように、イエズス会においても総長の交代がイエズス会全体の活動に影響を及ぼすことがあった。イエズス会総会は新たな総長を選出するために開かれ、総長就任後に運営会議を開くという形態を採っているため、そのような意味で、新総長の考えを読み解くひとつの手掛かりとなる重要な出来事であると言える。

2. 2. トリエント公会議後に見られる変化

第3回総会は、第2回総会およびトリエント公会議終了から10年後の1573年に開かれた(37頁、表2参照)。この総会でイエズス会総長として新たに選出されたのは、エヴェラール・メルキュリアン Everard Mercurian (在任1573-1580)である。第3回総会後によって定められた教令には、教会における音楽の使用法について記載されている。そこでは、聖歌は敬虔で、静かで、簡素なものであるべきという理由から、カントゥス・フィグラート

⁶³ Padberg et al. 1994: 116; ロペス・ガイ 1983: 136 (GC2, d. 22)

⁶⁴ Ibid., p. 116 (GC2, d. 22)

ゥス⁶⁵、すなわち、多声で歌われる聖歌の使用を禁止することが定められている⁶⁶。これは トリエント公会議において示された定言と同様の内容である。したがって、トリエント公会 議の決議がイエズス会の教令にも反映されたのだと考えられる。

同教令では、さらに歌唱に対して次のような制約が設けられた。

歌唱の実施は、イエズス会士以外の者を入れず、イエズス会士にとって実施に適した場所においてのみ維持し続けること。ただし、総長の判断と意向により、聖歌の導入、維持、方法、種類に関しては、特に異端者あるいは異教徒の地域では免除されるべきである。67

音楽の使用法や扱い方については、この後もイエズス会内部で議論され続けた。特に宣教地での実施をめぐっては、宣教地、管区、本部とさまざまなレベルの会議で繰り返し議題に上った。しかし、上記の教令の内容を含め、これまで考察してきたイエズス会の音楽に関する議論内容や、その扱い方から考えると、イエズス会が「宣教活動に有用と認められる場合は、活動に取り入れて良い」というひとつの方針の下に、活動を進めていたことがわかる。

イエズス会は、元来、音楽を使用することに対して慎重な姿勢をとっており、それは創立時に作成した『基本精神綱要』でも強く主張している使徒的精神に基づく考えからであった。イエズス会が音楽を否定的に捉えていたわけではないということは、彼らが初期の頃から教育と宣教の双方において音楽の価値を認め68、それぞれの活動に取り入れ、さらに特別許可を与えるという措置を講じることで宣教地での音楽活動を維持し続けていたことからも明らかだろう。「総長の判断により、キリスト教化が期待される場合は、その使用が認められる」というその特別許可の内容は、イエズス会がキリスト教を広めること、使徒的活動のために働くことを最優先に考えていたことを如実に表している。さらに、彼らがそのために常に現実的な手段を採り、無駄を無くした能率的な活動を目指していたことも推察される。

_

 $^{^{65}}$ 〔羅〕 cantus figuratus 〔伊〕 canto figurato 「装飾された歌」の意。 $15{\sim}16$ 世紀にグレゴリオ聖歌と対比させるために用いられた、多声を意味する用語である。また、この用語は複雑なあるいは華麗な多声音楽を指している。ポルトガル語の canto d'orgão、スペイン語の canto de órgano も同義である。(cf. 『ニューグローヴ世界音楽大事典』「カントゥス・フィグラートゥス」および「カント・デ・オルガノ」の項)

⁶⁶ Padberg et al. 1994: 147 (GC3, d. 58)

⁶⁷ Ibid., p. 147 (GC3, d. 58); ロペス・ガイ 1983: 137

⁶⁸ レーオポルト 1996:63

第二部 東洋宣教での音楽活動をめぐるイエズス会の内実

序

第二部 東洋の宣教での音楽活動をめぐるイエズス会の内実

序

宣教活動を通して、ヨーロッパだけでなく世界規模で事業を展開していったイエズス会は、初期の活動の中で、とりわけ東洋宣教に力を注いでいた。当時ローマを統率し、カトリック教会の指導者でもあった教皇は、その他のヨーロッパ諸国にも影響を与えるほどの存在であった。そのため、イエズス会の東洋宣教にも、ローマ教皇庁のほか、スペイン、ポルトガルの宗教的、政治的な動きが大きく関係している。

15 世紀末のヨーロッパではスペインとポルトガルの勢力が強まっており、両国を中心に 新航路の開拓や新大陸の発見が進められ、大航海時代が幕を開けた。そこで当時の教皇アレクサンデル6世 Alexander VI (在位 1492-1503) は両国に対し、新たに発見した地域にキリスト教を広めることを委託した1。さらに、教皇は両国間による勢力圏領有をめぐる紛争を避けるため、1493年5月4日付の勅書の中で大西洋上に教皇子午線2を画定し、その東側をポルトガル領、西側をスペイン領とすることを定めた3。翌1494年6月7日にはこの勅書をもとに、スペイン、ポルトガルの間でトルデシリャス条約が締結される。こうしてスペインはアメリカ大陸へ、ポルトガルはアフリカやアジアへと進出していった(図1参照)4。



【図1】オルテリウスのアジア地図 (アントワープ、1570年出版) 上智大学キリシタン文庫所蔵

¹ コリンズ他 2001:150

² ヴェルデ岬諸島の西 100 レグア (約 500km) の子午線を境界線とした。

³ ノーマン 2007: 154

^{4 【}図1】は、キリシタン文庫ラウレスデータベースの画像データからの転載である。データベース上の資料名と番号は次の通りである。Asiae nova description(1570): JL-Map-1570-KB1

1539 年、ポルトガルの国王ジョアン 3 世 João Ⅲ (在位 1521-1557) は、自国の活動領域であるインドでの宣教活動が停滞していることを受け、当時評判が高く、海外への宣教に意欲的だったイエズス会をインドへ派遣したいという要望を教皇に提出した5。こうしてポルトガルからの擁護を受けることになったイエズス会は、創立の翌年である 1541 年から東洋宣教のために動き出し、1542 年、すでにポルトガル領となっていたインドのゴアで東洋宣教を開始した。その後、1545 年にはセイロン島やマラッカ、1546 年にはモルッカ諸島、1549 年には日本とその活動領域を徐々に東へと広げていった。日本で宣教活動を始めた年にはイエズス会インド管区を設立させ、イエズス会はゴアにインド管区の本拠地と東洋宣教の中枢としての役割を与えた。後に極東の拠点としてマカオを築くことによって、より機能的に宣教事業を進めていった。

世界各地に会員を派遣していたイエズス会は、それぞれの活動の進捗状況を把握するために、各地で働くイエズス会士たちにイエズス会本部へ活動報告を書き送るよう求めていた。1542年12月10日付の書簡の中で、イグナティウスはイエズス会士に対し、「聖務に関係のない事柄は、報告書簡のなかには入れないで、別の紙に記してください。」と記している6。また、彼は報告書がすべての会員の目に触れ、記録として永久に残るという性質を持つことを指摘し、内容を慎重に吟味した上で2週間おきに記すことを会員に望んだ7。以来、イエズス会では報告書と私的書簡の扱いが明確に区別され、それと同時に、定期的に活動報告が記録として残されることとなった。

東洋宣教に着手し始めた最初のイエズス会士は、今日、「東洋の使徒」とも呼ばれているフランシスコ・ザビエルである。彼は 1549 年に初代総長イグナティウスによってインド管区の初代管区長に任命され、改めて東洋宣教の指揮を委ねられた。管区長になると管区内の人事や物事におけるさまざまな取り決めや判断を総長に代わって決定することができる8。これは、現地の状況を把握している人物に委ねることで、より正しく迅速な判断を下すことができるという理由からであった。イグナティウスによってまとめられ、1558 年に出された『イエズス会会憲』の次の箇所からも、同様のことが推察できる。

⁵ 金 2010: 46-47

⁶ ピエール・ファーヴル宛ての書簡 1542年12月10日付ローマ発(付録3 No. 1, p.5)

⁷ 同上

⁸ フランシスコ・ザビエル宛ての書簡 1549 年 10 月 10 日付ローマ発 (付録 3 No. 2, p.5)

インドのように遠隔の地の場合、認可が届くのに何年もかかることになるので、盛式誓願の認可について総長は管区長がローマからの認可を待つことなく決定できるよう任せることができる。9

イグナティウスとザビエルは、定期的に書簡のやり取りをしていた。イグナティウスはヨーロッパにおけるイエズス会の活動報告や総長としての東洋宣教に対する意見を記し、一方のザビエルは東洋での活動を報告するなどして、相互に情報を交換していた。しかし、当時は書簡を相手へ届けるのも容易ではなく、膨大な時間を要し、また、相手に届かないことさえしばしばあった。実際、イグナティウスは 1552 年にザビエルへ宛てた書簡において、「あなたが日本から手紙を書き、その手紙がポルトガルで足止めされているとききましたが、今年はあなたからの手紙を一通も受け取っていません。」と記している10。このことからも当時のヨーロッパと東洋の間での連絡が非常に難しいものであったことが分かる。

当時の連絡の困難さを示す最も顕著な例は、1552 年 12 月にザビエルが中国上川 島¹¹で 亡くなったことを、ローマのイエズス会本部は2年以上も知らなかったという件であろう。 イグナティウスはザビエルの訃報を知らず、彼の死後、半年以上経った 1553 年 6 月にザビエル宛ての書簡を記している。さらに、1555 年 2 月 24 日付のイグナティウスの書簡には、次のように記されている。

今年はインドからの消息がありませんでした。ただ、ポルトガルに寄港した船を通して、私たちは、最愛の兄弟であるフランシスコ・ザビエル師がこの世を去ったという知らせを受け取りました。(中略)ポルトガル船から届いた知らせには、事実と矛盾する点も残されていますから、私たちは、実際にフランシスコ師の死をたしかめたイエズス会員からの手紙を待ちたいと考えます。それまでのあいだは、しばらく判断を差し控えることにします。12

この文書は、当時のヨーロッパと東洋の間の航海が困難を伴うものであったことを物語っ

⁹ イエズス会会憲第5部第2章517-A (付録2, p.4)

¹⁰ フランシスコ・ザビエル宛ての書簡 1551 年 1 月 31 日付ローマ発(付録 3 No. 3, p. 6)

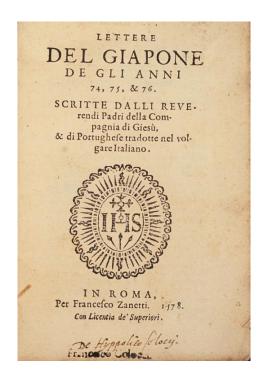
^{11 〔}葡〕ilha de Sanchoão 〔英〕Shangchuan Island 「上川島」は日本語では一般に、サンシャン島と表記される。発音は Shang-chuan-dao あるいは Shan-chuan-tao であり、ポルトガル人はサンシアン、イギリス人はセント・ジョーンズと呼んだ。

¹² メルキオール・ヌネス・バレト宛ての書簡 1555年2月24日付ローマ発(付録3 No. 5, p. 6)

ている。

インドからの書簡は然ることながら、極東からともなると、さらに状況は厳しくなる。そこで、イエズス会士は極東からヨーロッパに書簡や各種報告書を送る際、その長く厳しい航海に備えて同じ文書を3、4通用意し、インド経由やフィリピン経由などそれぞれ別の航路をとって、ローマやポルトガルをはじめとするヨーロッパ各地に送っていた。その航海中、マカオやゴア等に寄港した際、文書の写本や訳文を作成してヨーロッパに送ることもあったとされる¹³。イエズス会士の書簡や報告書は、ヨーロッパに到着すると直ちにイタリア語、ラテン語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語などに翻訳され、出版された(図2参照)¹⁴。

【図2】翻訳出版された書簡(上智大学キリシタン文庫所蔵)



イタリア語による日本からの書簡集 (ローマ、1578 年出版)



フランス語による日本、ペルー、 ブラジルからの書簡集 (パリ、1578年出版)

¹³ 尾原 1981

¹⁴ 【図 2】の画像は、キリシタン文庫ラウレスデータベースの画像データより転用した。データベース上の資料名と番号は次の通りである。Lettere del Giapone(1578): JL-1578-KB1-141-69(p. 1); Leters du Jappon(1578): JL-1578-KB2(p. 1)

ポルトガルの支援のもとに進められていたイエズス会の東洋宣教は、ポルトガルにとっての物理的な利益を伴っていたが、イエズス会自体の活動の根本には、キリスト教の普及という宗教上の目的が常に置かれていた。

イグナティウス自身によって著され、その後のイエズス会の指針となった『イエズス会会 憲』は、彼の死から 2 年後の 1558 年に公布された。『イエズス会会憲』には東洋に関する 文面が記載されており、東洋宣教への配慮も見られる。その中でまず注目したいのは、イエ ズス会学院において教授される語学についてである(付録 2 参照)。そこには、ラテン語、 ギリシア語、ヘブライ語の必要性が明記されており、それに加えて、状況や環境によっては 「カルデア語、アラビア語、インド語などの教授を置くことを考えてもよい」としている15。 したがって、場所によってはヨーロッパのイエズス会学院においてもインドの言葉が教え られていた可能性がある。遠く離れた東洋での活動は困難や危険を伴うものであり、イエズ ス会士には、そのような事態に対処する洞察力や判断力、忍耐力が必要とされた。さらに、 宣教地に滞在して宣教地の人々にキリスト教の教理を説くためにも、言語の習得は宣教活 動に従事するイエズス会士にとって必須であった。『イエズス会会憲』において、「インド人 のもとに行く者のためにはインド語が適当である」16と記されているのは、そのような理由 からであると考える。会憲には、その他の地域の言語に関しても、役立つと判断されるもの は同様の措置を取って良いという旨が記されている。こうした言語に関する記載から、イエ ズス会学院では、学生が将来的に東洋で活動することを見据えて教育が行われていたと考 えられ、さらにイエズス会が東洋宣教を重視していたと推察することができる。また、会憲 にはインドでの活動を優先させるべきであるという内容が記されており17、先述した管区長 の権限のほか、滞在期間や活動領域内での移動についても、インドに関しては特別措置が講 じられている18。

イエズス会インド管区が正式に設立された 1549 年には、東洋宣教におけるイエズス会最初の公式報告が行われている¹⁹。初代管区長を務めたザビエルが書簡において、東洋宣教には多くの優秀な人員が必要であることを訴えたことにより、東洋宣教の規模は徐々に拡大していった。1556 年には 70 名が東洋宣教に携わっているとイエズス会の名簿に記録され

¹⁵ イエズス会会憲第4部第12章447-2 (付録2, p. 3)

¹⁶ イエズス会会憲第 4 部第 12 章 449-B (付録 2, p. 3)

¹⁷ イエズス会会憲第7部第2章622-D (付録2, p. 4)

¹⁸ イエズス会会憲第7部第3章633-1 (付録2, p. 4)

¹⁹ 付録 6, p. 27 参照

ており、そのうち 32 名がゴアに居住していたとされている 20 。ポルトガルのリスボンから東洋へ向けて、1574年には 42名、1578年には 14名、1579年には 12名、1581年には 14名が発っている 21 。

インド管区設立以降、イエズス会は東洋宣教のためにゴアで管区の会議を定期的に開いていた。1567年の第1回管区会議の際には、インドのヒンドゥー教に対する弾圧の是非が問われ、キリスト教への改宗者を増やす手段として、現地の慣習を尊重し、援用することが提案されている22。1575年の第1回管区協議会では、トリエント公会議によって取り決められた典礼の改善点に対する東洋の実施方法について話し合われた。このような現地で働く宣教師同士による話し合いの場は、宣教を円滑に進めていく上で非常に重要であった。大小さまざまな問題に対して議論が交わされる中で、それまでの宣教活動の在り方が見直され、新たな方針や打開策を生み、それにより宣教活動は前進していった。

総長の命により、1574 年に東洋の巡察師としてアレッサンドロ・ヴァリニャーノ Alessandro Valignano(1539-1606)²³がインドのゴアへ到着して以降、彼の働きにより、東洋宣教はひとつの局面を迎える。巡察師とは、いわば総長の特使であり、特別な任務を遂行するために派遣される²⁴。その使命は、「修道会本部と会員との関係・連絡を促進させる」「修道会の会憲および精神の遵守を促し、もしくはその障害に対する適切な処置を決める」「該当地方の状況について総長に報告すること」などである²⁵。

東洋宣教には多くのイエズス会士が携わっていたが、宣教の方針や方法に関わる判断を下すことが出来たのは、指導的立場にある人物だけである。すなわち、イエズス会総長、インド管区長、各宣教地の布教長または布教責任者、巡察師がそれに該当する。では、東洋宣教を基準にみると、こうした指導的立場にある人々の権力関係はどのようになっていたのだろうか。原則として、この中で最も権力を有するのはイエズス会の最高権力者の総長であり、次位にインド管区長がくる。ただし、東洋宣教の指揮を執っていたのはインド管区長であり、管区長には管区内の様々な判断を総長に代わって決定する権利が与えられていたた

²⁰ 顾卫民 2013: 252

²¹ Rodrigues, Francisco. *História da Companhia de Jesus na Assistência de Portugal.* 2/2: 453-461.

²² Mendonça 2002: 112

 $^{^{23}}$ イタリア、キエーティ生、マカオ没。中国名は、范礼安。パドヴァ大学で法学と神学を学んだ後、 1566 年にイエズス会へ入会する。その後、後にイエズス会第 5 代総長となるクラウディオ・アクアヴィーヴァと共に、ローマ学院で学ぶ。1570 年、司祭叙階。1571 年から 2 年間は修練院で働き、マテオ・リッチらに教える。1573 年、イエズス会第 4 代総長エヴェラール・メルキュリアンの命により東インド管区の巡察師となり、翌 1574 年以降、東洋で宣教活動に従事した。

²⁴ 金 2010:48

²⁵ Ibid., p. 48

め、東洋宣教における管区長の権限は実質的には非常に大きなものであった。したがって、場合によっては総長より優位に立つことがあったと言えるだろう。その次に東洋宣教に関する権限を有するのは、巡察師であろう。しかし、巡察師の責務を考慮すると、その序列を明確に示すことは難しい。例えば、巡察師は総長の特使として東洋宣教をさらに推し進めることを目的に派遣されているため、大抵の場合、総長は自らが派遣した巡察師の下した判断に一任すると考えられる。つまり、そのような場合は、総長より巡察師が優位に立つと言える。管区長との関係についてみると、すでに宣教活動が行われている東洋に総長の特使として派遣されているという点から、総じて、巡察師の方が権限を有すると考えられる。しかしながら、巡察師の任務はイエズス会本部と東洋の宣教地の連携を図ることや、宣教活動の運営に携わり、その方針を提案することにあった。したがって、規則を定める際や実施に伴う最終的な決断は総長や管区長に委ねていた。つまり、巡察師にはある程度の権限が与えられたものの、実質的な決定権はなかったと考えられる。そして、東洋宣教における権限の序列最下位は、各宣教地の布教長または布教責任者である。各宣教地においては非常に大きな権限と決定権を有していたが、東洋宣教という大きな括りにおいては、このような位置付けになるだろう。

ヴァリニャーノの職務は、当時イエズス会の宣教事業の中で重視されていた東洋宣教を進めることであったが、それは同時に、広大な活動範囲を有する東洋をしっかりと統括し、さらに東洋とヨーロッパを繋ぐ役割を担うことでもあった。当時、イエズス会本部が置かれていたローマのジェズ教会 26 には、現在、 16 世紀末から 17 世紀頃に描かれた日本 26 聖人殉教 27 の絵が飾られており、イエズス会の東洋宣教がひとつの事業として東西で繋がっていたこと、そして、当時の東洋宣教が今日のイエズス会にとっても大きな存在であることを物語っている(図 1 2 参照)。また、当時、東洋宣教における極東地域の拠点となっていたマカオの聖パウロ天主堂跡 28 2 にも、ローマのジェズ教会同様、 1640 4 年にマカオで描かれた日本 26 4 聖人殉教の絵が、現在飾られている(図 3 4 参照) 29 3 さらに聖パウロ天主堂跡にあ

2

^{26 1551} 年にイグナティウス・デ・ロヨラが構想し、イエズス会の中心となった教会である。1575 年に完成し、1584 年に献堂式が執り行われた。世界各地にあるイエズス会の教会のモデルとなっている。かつてはイエズス会本部が置かれていた(現在、本部はバチカン近くにある)。

 $^{^{27}}$ 日本 26 聖人とは、1597 年 2 月 5 日に長崎の西坂で殉教した 26 名(日本人キリスト教徒 17 名、イエズス会士 3 名、フランシスコ会士 6 名)を指す。1862 年 6 月 10 日に 26 名全員が聖人となった。

²⁸ 1602 年創建。1835 年の大火災により、現在はファサードのみ残されている。施工には、日本人も携わっていた。今日、一般的には「聖パウロ天主堂」と呼ばれているが、かつて「天主」という表現がキリスト教に適しているかという点で議論されたことがあるため、本論文の論考においては、「聖パウロ教会」と表記している。

²⁹ ただし、マカオの絵は、この時に殉教したイエズス会士3名を除く、23名が描かれている。

る地下納骨堂には、当時、日本やベトナムで殉教した人々の遺骨とともに、マカオで生涯を終えたヴァリニャーノの墓が残されており、イエズス会の東洋宣教がマカオの歴史に大きな影響を与えたことを、現代に伝えている(図 5 参照)。

【図1】ローマにある日本26聖人殉教の絵



製作:16~17世紀、日本 ジェズ教会 (ローマ) 所蔵 (2013.7.6. 筆者撮影)

【図2】ジェズ教会(ローマ)



(2013. 7. 6. 筆者撮影)

【図3】マカオにある日本26聖人殉教の絵



【図4】聖パウロ天主堂跡(マカオ)



【図5】聖パウロ天主堂地下納骨堂(マカオ)



写真中央付近の花崗岩がヴァリニャーノ の墓と考えられている。

(2012.6.17. 筆者撮影)

では、その半生を巡察師として東洋宣教に捧げたヴァリニャーノは、東洋宣教のためにどのようなことを行い、それによって、東洋宣教とその中で行われていた音楽活動はどのように変化していったのだろうか。

ヴァリニャーノが訪れる前の東洋では、ヨーロッパと同様、宣教初期の頃から教育活動と 宣教活動の双方において音楽が使用されていた。音楽には言葉のメッセージ性を強める力 があることから、カトリック教会においても音楽は宣教に有用なものとみなされていた30。 音楽はキリスト教にとって欠かせない要素であったため、宣教地で執り行われる聖務でも 使用され、また、そのような場面で演奏できるようにするために教育機関において宣教地の 青少年に音楽教育が施された。しかし、ヴァリニャーノがインドへやって来た頃、東洋にお いても、トリエント公会議と第3回イエズス会総会の影響で、音楽を縮小または廃止する 動きが強まっていた31。そこで彼は、当時のヨーロッパにおけるカトリック教会の動向とイ エズス会の活動を把握した上で、自ら東洋で働くイエズス会士や現地の新たなキリスト教 徒たちの声を聞き、ヨーロッパと東洋それぞれの事情を考慮しながら東洋にキリスト教を 普及させるための手立てを考えた。

しかし、東洋と言ってもその範囲は広大であり、場所によって民族や文化、風習、環境も 多様である。また、イエズス会が宣教を始める際の状況も、すでにポルトガルの植民地であ

³⁰ Nugent 1990: 229

³¹ 第2章第2節参照

ったか否か、他の修道会による宣教活動が行われているか否かなど、宣教地により条件が異なっていた。したがって、宣教活動を行うにあたり、イエズス会士にはそれぞれの地域に合わせた対応が求められた。そこで、彼らは宣教地の伝統や文化、慣習について学び、それらを尊重することから始め、徐々にそれらを自らの宣教活動へ取り入れるようになる。当時のイエズス会士は、このことを"適応、順応(Accommodatio)"と称し³²、実際にインドや日本、中国、ベトナムといった東洋の各宣教地においても実践していた³³。こうした宣教地の文化への適応は、ザビエルの姿勢から影響を受けたものであり、ヴァリニャーノによって確固たる宣教方針として実行されたのである³⁴。

しかしながら、当時のカトリック教会は、カトリック改革や対抗宗教改革の流れの中で伝統に立ち返り、世俗的な要素を排除するといった姿勢を堅持していた。そのため、東洋で実践されたこのような宣教方法が、イエズス会本部およびカトリック教会との議論や対立を生み出したことは想像に難くないだろう。音楽の使用に関しても同様である。当時のカトリック教会では伝統的な単旋律聖歌が推奨され、音楽が華美にならないよう、楽器の使用も制限されていた35。イエズス会においても当初は楽器の使用が禁止され、歌も晩課でのみ許されていた。1560年代には晩課に加え、ミサでも条件付きで歌うことが許可されたが、1570年代に入っても多声で歌うことは認められていなかった36。したがって、東洋の宣教地での音楽の扱い方に関しても、さまざまな議論が宣教地内で、そして、イエズス会本部と東洋の宣教地の間で交わされたと推察される。

そこで、第二部では宣教地の例として、ゴア、日本、マカオに焦点をあて、各々の地域における宣教活動の実態を音楽の視点から明らかにしていく。特に、宣教地における音楽の使用法に着目し、その変遷を追いながら、宣教する際に生じた様々な議論や意見の対立について論考する。

32 高瀬 1999b: 109

³³ Schatz 2011: 54

 $^{^{34}}$ 例えば、フランシスコ・ザビエルは、 1549 年から 2 年間の日本滞在中に僧服を身につけ、中国宣教で名を馳せたマテオ・リッチ Matteo Ricci($^{1552-1610}$)は、中国式の服装をし、中国の伝統的な宗教儀式や宗教用語をそのまま使用していた。 17 世紀に南インドで活動したロベルト・デ・ノビリ Roberto de Nobili($^{1577-1656}$)もザビエルに倣い、インドの伝統を尊重した方法で宣教活動を行った人物として有名である。

³⁵ 第一部第2章参照

³⁶ 第一部第2章参照

第二部 東洋宣教での音楽活動をめぐるイエズス会の内実

第3章 ゴアにおける音楽活動

第3章 ゴアにおける音楽活動

本章では、イエズス会の東洋における最初の宣教地であるゴアに焦点をあてる。第 1 節では、当時のゴアの社会的背景を示し、特に当時ゴアを支配していたポルトガルとの関係に着目しながら、イエズス会の宣教活動について概観する。第 2 節では、イエズス会がゴアで運営した教育機関を取り上げる。その学院の環境や規模、教育内容を明らかにするとともに、そこでの音楽教育の在り方を探っていく。続く第 3 節では、ゴアにおけるイエズス会の音楽の使用法とその変遷を明らかにする。

序論において言及したように、ゴアで行われたイエズス会の音楽活動に関しては、未だ研究が進んでいないため不明な部分が多い。したがって、当時のゴアの様子を明らかにするためには、イエズス会士が当時記した報告書や書簡といった一次資料に目を向ける必要がある。そこで、本論文ではジョセフ・ウィキ Joseph Wicki(1904-1993)によって編纂された『ドクメンタ・インディカ』1全 18 巻を用いて、当時のゴアにおけるイエズス会による音楽活動の実態解明を試みる。

【図1】 ゴアの所在 (インド全図)



¹ Wicki, Josef. 1948-1988. *Documenta Indica.* Rome: Monumenta Hstorica Societatis Iesu. イエズス会士による手書きの文書を活字に起こしたインド関連の文書コレクションである。原文はラテン語、ポルトガル語、スペイン語、イタリア語、英語のいずれかで記されている。

1. 宣教活動の概観

1. 1. イエズス会到達(1542)以前のゴア

イエズス会は創立直後からポルトガルの擁護を受けることになり、1542 年、インドにあるポルトガル領ゴアにおいて東洋宣教に着手した。その後、ゴアはイエズス会の東洋宣教の中枢となり、長きにわたってその役割と機能を維持し続ける。

インドとポルトガルの最初の出会いは、1498年にまで遡る(次頁、表 1 参照)2。この年、ポルトガルの航海者であり東洋航路を発見したことで名高いヴァスコ・ダ・ガマ Vasco da Gama(ca. 1460-1524)がインドのカリカット Calicut³付近に到着した。この出来事はインドやポルトガルのみならず、その他の東洋、西洋諸国にも大きな影響を与えた。当時のポルトガル国王であったマヌエル 1 世 Manuel I(在位 1495-1521)は、その功績を称え、ヴァスコ・ダ・ガマをインドの初代総督に任命した。その後、第 2 代インド総督に就任したアフォンソ・デ・アルブケルケ Afonso de Albuquerque(1453-1515)4は 1510年11月25日にゴア島を征服し、オールド・ゴア Old Goa5に本拠地を置いた6。1543年にゴア島におけるポルトガルの支配権が確立されると、ポルトガルは領地をさらに広げ、ゴア島の北隣に位置するバルデス Bardez と南に位置するサルセテ Salcete の両郡を支配下に置く。以降、ゴアは 1961年までポルトガルの植民地であり続けた。

ゴアで最初に宣教活動を始めたのはフランシスコ会⁷であった。彼らは 1518 年頃からゴアで活動を開始していた。1530年にゴアがポルトガルのインド海洋帝国 Estado da India の首都となると、1533年にはゴア司教区が設立された⁸。こうしてゴアは、徐々に政治と宗教の双方においてポルトガル領としての基盤が築かれ、黄金期を迎えることとなる。

 6 17 世紀にオールド・ゴアにおいて疫病が流行したため、ポルトガルは拠点をパナジ Panjim に移した。 (堀江 2012: 50-51)

 $^{^2}$ 以降、本節においては、適宜、【表 1】を参照されたい。なお、【表 1】は、付録 6 の一部を抜粋したものである。

³ 現地名: コジコーデ Kozhikode インド南西部に位置するケーララ州マラバル海岸に面する港湾都市。

⁴ その後、マラッカ占領にも成功し、ポルトガルの東方進出に大きく貢献した。

⁵ Velha Goa とも表記される。

^{7 [}羅] Ordo Fratrum Minorum (OFM) 1209 年、イタリアのアッシジにおいて聖フランシスコによって創設された修道会の総称。

^{8 1558}年に大司教区となり、教会の聖職位階が組織される。

【表 1】16世紀のゴアにおけるポルトガルとイエズス会の動向

1498	ヴァスコ・ダ・ガマ、カリカット付近へ到着	
1510	アフォンソ・デ・アルブケルケ、ゴア島征服	
1518 頃	フランシスコ会到着	
1530	ポルトガルのインド海洋帝国の首都となる。	
1533	ゴア司教区設立	
1541	「慈悲の励行」導入	
1542. 05. 06.	ザビエル、ゴア到着	
1543. 01. 25.	サンタ・フェ・セミナリオ落成式(1541 年着工)	
1543	ポルトガル、バルデスとサルセテ郡を支配下に	
1548 頃	ゴア司教総代理ミゲル・ヴァス、フランシスコ会士ディオゴ・ボルバ没	
	聖パウロ学院設立	
1549	イエズス会、インド管区を正式に設立	
	ザビエル、日本へ出発	
	年末、ザビエルがインドの管区長に任命される	
1583	サルセテで5名のイエズス会士が殉教	
1586	オールド・ゴアにイエズス会の家を建立	

第2代総督アルブケルケは、聖カタリナ9の祝日である11月25日にゴアの占領に成功したことから、この聖女をゴアの守護聖人とし、小聖堂を建てた。1562年、当時のポルトガル国王セバスティアン1世 Sebastião I (在位1557-1578)は、この小聖堂の置かれていた場所に新たに大聖堂を建てることを決めた。着工から約半世紀を経た1619年に完成した大聖堂は、聖カタリナに捧げられた。その後、この聖カタリナ教会10は、東洋におけるカトリック教会のカテドラルとなり、東洋の諸地域における宣教活動の中心地となった。

ポルトガルは、このようにゴアを征服後すぐに教会を建立した。司教区が設立された 1533

⁹ アレクサンドリアのカタリナ Sancta Catharina Alexandrina(生年不明- ca.309)

十四救難聖人のひとりであり、西洋では15世紀半ばから盛んに崇拝されるようになった。

¹⁰ Sé Catedral de Santa Catarina 現在は、セ・カテドラルとして知られている。アジアで最も大きく、ゴアに現存する最古のキリスト教施設である。

年頃のゴアには 13 の教会が置かれており、100 名以上の聖職者が働いていた。また、イエズス会が到達する 1542 年頃には、キリスト教へ改宗した現地人が約 1 万人いたとされている¹¹。しかしながら、その一方で、ポルトガルはゴアを制圧していたにもかかわらず、しばらくの間は現地の宗教や慣習にも寛容な姿勢をとっていた。その理由は、ポルトガルの支配権が定まる 1543 年までは、現地インドの人々と良好な関係を維持しなければならなかったからだと考えられている¹²。

1. 2. 1542 年以降のイエズス会の活動とゴア

イエズス会の到来以前のゴアでは、フランシスコ会やドミニコ会13によって宣教活動が行われていたが、彼らが宣教の対象としたのは、主に商人、船員、移民等のポルトガル人であり14、インド人に関しては一部の下層階級の人々に止まっていた。したがって、現地人のキリスト教化という点では、ほとんど成果がなかった。しかし、1540年頃から徐々に対抗宗教改革の影響がゴアでの宣教活動にも現われるようになってきた。そうした中、イエズス会が東洋宣教に乗り出し、1542年5月6日のフランシスコ・ザビエルのゴア到着とともに東洋宣教を開始した。イエズス会の到来によって、ゴアでは対抗宗教改革を推し進めるように現地人に対するキリスト教化の動きが一層強まり、それまで寛容だった現地の宗教にも厳しい姿勢をとるようになった。特に1540年代は、現地の人々をカトリックに改宗させるため、その障害となるようなヒンドゥー教の慣習を取り除き、現地の習慣を刷新することが優先事項となっていた。また、1541年には「慈悲の励行 Rigor de Misericordia」15と呼ばれる政策をゴアに導入し、ヒンドゥー教の寺院などを破壊していった。こうしてゴアの状況がこれまでとは一変し、そこで活動していた宣教師たちは伝統的なヒンドゥー教の文化や慣習などを気遣うことなく、キリスト教の関連施設を次々に設立していったので

¹¹ Mendonça 2002: 108-109

¹² 松川 2006: 229

^{13 〔}羅〕Ordo Fratrum Praedicatorum (OP) 1216年、スペインの聖ドミニコが創立したカトリックの托鉢修道会。アルベルトゥス・マグヌスやトマス・アクィナスらの学者を輩出している。

¹⁴ 五野井 1990: 28

¹⁵ ヒンドゥー教の関連施設が破壊された後、そこに帰属していた土地から得られる収入を「任意に」カトリック教会の維持・管理費や宣教師のために使用することを、ヒンドゥー教徒は同意させられた。イエズス会がゴアに開設した聖パウロ学院も、こうした破壊されたヒンドゥー寺院から上がる収入によって運営されていく。

ある。

同時期には、当時のゴア司教総代理であったミゲル・ヴァス Miguel Vaz とフランシスコ会士のディオゴ・ボルバ Diogo Borba が指揮し、ヒンドゥー教の宗教儀式を禁止した。さらに、300 近い寺院をはじめヒンドゥー教に関連するものを全て破壊するなどして、彼らはヒンドゥー教を徹底的に弾圧していた。そのため、現地の人々は、キリスト教に改宗するか、もしくはポルトガル領の外へ逃れるかしか選択肢がなかった。したがって、1540年代には、ゴアにはインド人キリスト教徒が1万人おり16、その他のヒンドゥー教を含む多くの非キリスト教徒がゴア郊外に居住していたとされる17。

こうしてゴアでは現地のキリスト教徒が急速に増加したものの、初期のこのような乱暴な宣教活動は期待通りにはいかず、反対に、宣教師やキリスト教徒が現地の人々から軽蔑されるという事態を招いた。現地の人々は特に宣教師を恐れていた。宣教師たちがヒンドゥー教の寺院やモスクを破壊した事への反動から、1583年にはサルセテで5名のイエズス会士がインド人によって殺されるという事件も起きている(58頁、表1参照)。

このような状況の中、ミゲル・ヴァスとディオゴ・ボルバはヒンドゥー教を弾圧する一方で、若い改宗者への教育を目的としたセミナリオの創設を提案した。後にサンタ・フェ・セミナリオ Seminário de Santa Fé¹8と名付けられたこのセミナリオは、1541 年に建設が始まり、1543 年 1 月 25 日、パウロの回心の日に完成した。1548 年頃にヴァスとボルバが相次いで亡くなると、このセミナリオの所有権は完全にイエズス会へ譲渡された。その後、イエズス会はこの建物を増築するだけでなく、同敷地内に聖パウロ・コレジオ Colégio de São Paulo¹9や孤児院、病院などを増やした²0。このようにして、ゴアにイエズス会の拠点が築かれたのである。

1549年にイエズス会のインド管区が正式に誕生し、初代管区長にザビエルが任命されたことを機に、イエズス会の東洋宣教が本格化し、ポルトガルの貿易事業の拡大に比例する

¹⁶ ゴアにはこの他にポルトガル人が3000~4000人いたとされる。

^{17 16} 世紀当時のゴアは、ポルトガル領であったにもかかわらず、現地インドの文化や慣習が色濃く残っていた。「特にゴアの中心部の外はヒンドゥー教徒が住民の大多数を占め、ほぼ完全にインド社会であった。このようなゴアの市街地の外では、ヨーロッパの影響を見ることは極めて稀であった。(堀江 2012:65)」
18 〔英〕 Seminary of Holy Faith セミナリオとは小神学校と訳されることもあるが初等教育あるいは中等教育程度の教育機関を指す。

¹⁹ コレジオは、大神学校あるいは学院、大学と訳され、高等教育機関を指す。厳密に言えば、セミナリオとコレジオは異なる教育機関であるが、両者は隣接して設置されることが多く、さらに、セミナリオはコレジオの付属機関として認識される傾向が強い。したがって、コレジオ(学院)という場合、単に高等教育機関を指すこともあれば、それにセミナリオが含まれることもある。

^{20 1580}年代には、さらに修練院と修道院を設けた。

ように宣教活動も進展していった。それまでフランシスコ会とドミニコ会がゴアの貧しい 人々やカーストの下層階級に属する人々を対象に宣教を行っていたのに対し、イエズス会 は、さらにエリート層への宣教も視野に入れ、この 2 つの階層に対して各々に適した宣教 方法を採ってキリスト教化を進めた。

イエズス会は自らの活動を維持していくために、その後も継続してポルトガルの恩恵に与っていたのだが、次第にイエズス独自の宣教政策を展開していった。16世紀末ごろになると、イエズス会はその活動地域をポルトガルの勢力が及ばない沿岸地域の小都市や村落、内陸部の都市にも広げていき、17世紀以降もインド各地で盛んにその活動を進めた。インド各地でイエズス会の活動が活発になっていった一方で、ゴアにおいても精力的に活動が続けられていた。1586年にはオールド・ゴアにイエズス会の家(修道院)21が建てられ、現地で働くイエズス会士の活動拠点のひとつとなった。その後、1605年には、この修道院の隣にボム・ジェズ教会22が建立されている。この教会はイエズス会の権力を示すため、そして東洋宣教に従事したザビエルの遺体を安置するために建てられた、イエズス会の教会である。

このようにゴアはイエズス会にとって重要な場所となっていった。ゴアにおけるイエズス会の影響力は、ポルトガルからの支援もあり、約半世紀の間に非常に大きくなったと言える。その後もゴアは 18 世紀まで政治と宗教双方において東洋の拠点であり続けた ²³。

2. 教育機関のカリキュラムと音楽教育

ゴアにおけるヨーロッパ式の教育体制の普及は、ポルトガル政府とキリスト教の宣教によるところが大きい。第一部でも論じたように、イエズス会は世界宣教と同じく、青少年への教育にも精力的に取り組んでいた。ゴアで活動を始めたザビエルは、青少年への教育が現地の人々をキリスト教に改宗させるための手段としても有効であると考え、これを強く勧めていた。その結果、東洋の宣教地にも徐々にイエズス会の教育機関が設立されていった。

²¹ Casa Professa カーザ Casa は「家」、Professa は「誓願」という意味であり、この場合は、修道院のことを指す。この修道院の建設には、ヴァリニャーノも携わっていた。

^{22 〔}葡〕Basílica do Bom Jesus 1594年11月24日着工。1605年5月15日完成。

²³ Coelho 2006: 99

17 世紀初期までの間にゴア管区に設立されたイエズス会の教育機関は計 13 校あったが 24、その中で最も重要なのは、聖パウロ学院であろう。この学院は、東洋で最初に設立されたイエズス会の学院であり、ゴアにおけるイエズス会の活動拠点にもなっていた。そこで、本節ではこの聖パウロ学院に着目し、当時の記録をもとにゴアにおける教育カリキュラムと音楽教育の詳細を明らかにしていく。

2. 1. カリキュラム

ゴアの聖パウロ学院の前身であるサンタ・フェ・セミナリオは、かつてのモスクの跡地にその廃材を使って建てられ、1543 年 1 月 25 日のパウロの回心の祝日に建物の落成式が行われた。1545 年には、10 代を中心に 7、8 歳から 20 歳位の学生約 60 名がこのセミナリオに在籍していたとされる25。1548 年頃に学校の所有権がイエズス会へと譲渡されると、聖パウロ学院へと名称を変え、イエズス会の学院として開校された26。当初は学生の定員を30 名程度とし、13 歳以下の者は受け入れなかったが27、1552 年には 100 名を超えるほどの学生が在籍していた。

聖パウロ学院は基本的に現地インドおよびアジアやアフリカといった東洋の各地からやって来た人々のために開かれていたが、その一方でゴアがポルトガル領であったことからポルトガル人も受け入れていた。両者は別々に教育が施され、東洋の青年に対してはポルトガル語の読み書きも教えられていた。聖パウロ学院は、その教育水準の高さから、当時インドで最も優秀なキリスト教教育機関であったと言われている。以来、この教育機関は東洋におけるヨーロッパ文化の中心地となり、現地人の聖職者を養成するという役割に加え、東洋で活動する宣教師が訓練を行う基地としての機能も果たしていった。

ゴアの聖パウロ学院は広大な敷地を有し、そこにはセミナリオとコレジオという 2 つの 教育機関が置かれていた。セミナリオでは、読み書きができ、基礎的な数学を学びたいと

²⁴ "Province of Goa: Seminary of the Holy Faith of Goa (1542); St Paul's College (1548); Jesus of Baçaim College(1548); St Ignatius College of Rachol (1574); Rachol Seminary (year of foundation unknown); College of the Eleven Thousand Virgins of Damão (1581); The Mother of God's College of Taná (1599); Taná Seminary(1551); College of the Holy Ghost of Diu (1601); St Peter and St Paul's College of Chaul (1611); College of the Ascension of Mozambique (1613); Our Lady's College of Agra (1630); The School of Bandorá (1576)." (Manso 2012: 197)

²⁵ Velinkar 1984:18

 $^{^{26}}$ Velinkar 1984:18; $\,$ Manso and Leonor 2012: 178 $\,$

²⁷ 顾卫民 2013: 260

いう人々を対象に初等教育が施されていた。そこでは、イエズス会の司祭が教師となって、 少年たちにキリスト教の基本的な教理や読み書き、算術を教えていた²⁸。1562 年には、生 徒たちの日常の様子が次のように報告されている。

話によると、キリスト教教理が学校では一日 2 回歌われ、下校中も集団で町中の道で歌い続け、おそらく、それを見たり聞いたりしている人々にも大いに信心を思い起こさせている。日が暮れてからも、家にいる人たちに歌ったり教えたりしている。私達が泊まっている所の隣家からも、しばしば教理が歌われているのが聞こえてくることを喜ばしく思い、安堵している。29

これは、ザビエルがゴアで宣教を開始した当初から思い描いていた光景である。子供たちが他の誰かにキリスト教教理を教えるという方法に対しては、ザビエルがこの地で活動していた頃から、否定的な考えを持つ司祭たちが複数名いた。彼らは、子供たちに高尚なキリスト教の信仰を委ねることは出来ないと考えていたのである³⁰。しかし、大人よりも子供の方が未知のものに対する抵抗が少なく、順応も吸収も早い。したがって、イエズス会士たちは、しっかりとした要理教育を子供たちに施すことに決め、子供たちを通して新たな改宗者を獲得するという展望を抱きながら、活動を行っていた。上記の1562年の文書を見ると、その計画は着実に進められつつあったと言えるだろう。

イエズス会はセミナリオで教育を受けた少年たちの中から、聖職者になるためにコレジオへ進むことを志願する者を育てようとしていた。コレジオでは聖職者を育成することを目的として古典ラテン語、哲学、倫理神学などを教える高等教育が行われていた31。1553年の記録によると、当時の聖パウロ学院(コレジオ)では、「イエズス会の活動を助けるための良い神学者あるいは修道士を養成するために、7つのリベラル・アーツや神学」が教えられていたとされる32。7つのリベラル・アーツとは、第1章第3節でも記した、中世ヨーロッパの大学でも取り入れられていた一般教養を身に付けるための学問である。当時のヨーロッパのイエズス会学院(コレジオ)では、リベラル・アーツと哲学、神学がカリキュ

^{28 1556}年、セミナリオには 450 名以上の少年が在籍していた。(Velinkar 1984: 20)

²⁹ 付録 4 No. 12, p. 10 (*DI*5: 668)参照

³⁰ Mendonça 2002: 141

³¹ 顾卫民 2013: 260-61

³² 付録 4 No. 3, p.7 (DI2: 593-594)参照

ラムとして定められていた。先行研究では、高等教育が中心となっていたゴアの聖パウロ学院は、ポルトガルのイエズス会学院であるコインブラ大学をモデルとしていたと考えられている 33。1553年の記録にも示されているように、ゴアの聖パウロ学院(コレジオ)では、ヨーロッパのイエズス会学院(コレジオ)と同様の教育カリキュラムが据えられていたと言うことができる。

1557年の記録になると、高等部であるコレジオには3年課程の人文科が設置され、そこで 138名の学生が主課としてラテンの作詩法や修辞学を学んでいたことが記されている。また、カリキュラムの内容が明確になり、授業では主に古代ローマのキケロ34、ウェルギリウス35、オウィディウス36等の作品を扱っていたことも明らかにされている。つまり、ゴアのコレジオにおいてもヨーロッパのイエズス会学院のように、ラテン文学を中心とした授業が実施されていたことが指摘できる。さらに、それらの授業では、構文法(統語論)、性、時制、活用、格変化の演習をはじめとする種々の演習、口頭試験も行われており37、非常に充実した内容であったことが窺える。コレジオで人文科を修めた学生は、引き続き3年課程の哲学コースに進んだ。そこでは、主にアリストテレスの哲学書やトマス・アクィナスの神学書が扱われ、その他、同時代の哲学や倫理神学についても教えられていた38。また、学生たちには、リベラル・アーツ、哲学、神学に加えて、演劇等の学習も課されていた39。以上のことから、ゴアの聖パウロ学院では、比較的早い段階から非常に高い水準の教育活動が行われていたと言えるだろう。

聖パウロ学院は年々その規模が大きくなっていったため、教育環境を整える必要性が出てきた。そこで、イエズス会は 1561 年にゴアに印刷所を設立し、ゴアにある教育機関で使用する書物を中心に印刷と出版を始めた。この印刷所の開設は、学院の発展という理由の他に、当時まだゴアに残されていたヒンドゥー教の書物を撲滅するためであったことも指摘されている⁴⁰。イエズス会はこの他、この学院でより良い教育活動が行えるよう、建物の増設、教師の雇用、教育に必要な紙やインク等の導入、学生への衣類の提供、寄宿生の食

³³ 顾卫民 2013: 251; Manso and Leonor. 2012: 179 ただし、コインブラ大学を含む全イエズス会学院がパリ大学を模範としていたので、ゴアの学院もパリ大学を模範としていた、とも言えるだろう。

³⁴ Marcus Tullius Cicero(106_{BC}-43_{BC})古代ローマの政治家、哲学者。

³⁵ Publius Vergilius Maro(70_{BC}-19_{BC})古代ローマの叙事詩人。

³⁶ Publius Ovidius Naso(43_{BC}-17/18_{AD})古代ローマの詩人。

³⁷ *DI*3: 705 (cf. Velinkar 1984:19-20)

³⁸ Velinkar 1984:19 (cf. *DI*3: 573)

³⁹ 顾卫民 2013: 262

⁴⁰ Souza 1994: 65

糧の確保、医薬品の導入などを行った。こうして聖パウロ学院では、様々な環境が整備され、教育活動の基盤が作られていったのである⁴¹。

1574年、40名のイエズス会士とともにゴアへやって来たアレッサンドロ・ヴァリニャーノは、今後の東洋における宣教活動の進め方について話し合う機会を設けた。この会議によって、ゴアでは教育を中心に活動を進めること、そしてイエズス会士にもインドの言葉を学習させることが決まった42。会議後には、ゴアの教育機関ではラテン語とポルトガル語に加え、新たに現地の言語であるコンカニ語の教育も行われるようになった。コンカニ語の教育は、会議での取決め通り、聖パウロ学院の学生にだけでなく、現地で働くイエズス会士に対しても行われ、イエズス会士のためのコンカニ語学校も設立された43。

1599 年に『イエズス会学事規定』が制定されると、全イエズス会学院は、人文主義の慣習を維持するこの規定に則って教育を行うこととなった。したがって、ゴアにおいてもこの規定が反映されたと考えられる。ゴアの聖パウロ学院では、それまで人文科と哲学科が設置されていたが、学事規定の制定後には 4 年課程の神学科が加えられ、全 3 科となっている 44。

こうした教育環境の整備やカリキュラムの内容に関して、当時、現地で働いていたイエズス会士たちは、「ゴアの環境は、ローマやコインブラ、ひいては、ヨーロッパ全体にも劣らないほどである」という趣旨の文章をしばしば書き残している。それらの記述から、ゴアにおいてもヨーロッパと同等の教育活動が行われていたことが推察される。さらに、当時、ゴアで活動していたイエズス会士たちが、ヨーロッパを意識し、当時のイエズス会学院の中でも模範的存在であったローマやコインブラの学院と同じ水準の教育を目指していたと読み解くこともできる。

2. 2. 音楽教育

ゴアの教育機関では、ヨーロッパと類似した教育カリキュラムが採られていたが、音楽 教育に関しても同様のことが言える。ヨーロッパのイエズス会のセミナリオでは、少年に

⁴¹ Velinkar 1984: 27

⁴² 顾卫民 2013: 255

 $^{^{43}}$ オールド・ゴアには、1577 年にイエズス会士を対象としたコンカニ語学校が開校された。 (Velinkar 1984: 26)

⁴⁴ Lopes 1994: 170

キリスト教教理を教える際、歌を用いる教授法が慣例となっていた。つまり、教理に旋律を付け、それを子供たちに歌わせることで、教理の内容を覚えさせたのである。ゴアでの要理教育に関しては、先に挙げた 1562 年の引用文において「キリスト教教理が一日 2 回歌われていた」と記されている45。したがって、ゴアのセミナリオでも、ヨーロッパと同様の方法で要理教育が行われていたと指摘することができる。

コレジオの場合も同様である。イエズス会が当時運営していたヨーロッパのコレジオでは、音楽はリベラル・アーツとして教えられていた。既述したように、ゴアにおいてもヨーロッパのコレジオと同様の教育カリキュラムが採用されていたため、音楽もリベラル・アーツのひとつとして扱われていた。しかしその一方で、ヨーロッパとゴアのコレジオでは、その教育目的がいくらか異なっている。ヨーロッパでは、音楽はリベラル・アーツ、すなわち、一般教養としてカリキュラムに組み込まれていたが、ゴアでは青少年に教養を身につけさせることよりも、その地でキリスト教を広めることに重心が置かれていた。ゴアでのイエズス会の教育に関して、ビクター・コエリョ46は自身の論文において、「文法と芸術、神学とともに単旋律聖歌と多声音楽が教えられており、これには学生に道徳だけでなく、キリスト教やヨーロッパの慣習との関係も生徒に教え込むという目的があった。」と述べている47。とりわけ音楽教育に関しては、キリスト教の聖務を盛大に挙行するという点に大きな目的があった。詳細は後述するが、聖務で奏でられる音楽はインドの人々のキリスト教化に効果があったため、そのような場面で演奏することを前提とした音楽教育が青少年たちに施されていたのである。

ゴアでは、早くも 1545 年までに音楽が教育システムの一部に組み込まれており、音楽を伴う聖務には、全生徒の参加が求められていた⁴⁸。なかでも聖パウロ学院では、開校当初から音楽教育が実施され⁴⁹、17 世紀に至るまでゴアの音楽活動の中心となっていたと言われている⁵⁰。

1552 年 12 月 1 日付のゴアの聖パウロ学院に関する報告には、「ペドロ・アルメイダ修道 士は、聖歌の監督である。(中略) 重要な祝祭日、または聖母の祝日では、カント・デ・オ ルガノでミサを歌っている。また、上述したように火曜日にも歌っている。」という記述が

⁴⁵ 付録 4 No. 12, p. 10 (DI5: 668)参照

⁴⁶ Victor Anand Coelho ボストン大学の教授で民族音楽学を専門としている。

cf. http://people.bu.edu/blues/academic.html

⁴⁷ Coelho 2006:101

⁴⁸ Coelho 2006: 93

⁴⁹ Coelho 1997: 138

⁵⁰ Coelho 2006: 99-100

見られる⁵¹。「カント・デ・オルガノ」⁵²とは、単旋律聖歌に対して定量記譜法による音楽を指し、定量音楽、あるいは多声音楽を意味している ⁵³。したがって、ここでは多声による聖歌のことを指すと考えられ、ペドロ・アルメイダ修道士から多声による聖歌の指導を受けた学生が、ミサにおいて聖歌を歌っていたと読むことができる⁵⁴。つまり、ゴアの学院では初期の頃から単旋律聖歌だけでなく多声による聖歌が教えられており、文法や神学、その他の芸術の教育と共に、このような充実した音楽教育が学生へ施されていたのである⁵⁵。

しかし、1577 年、巡察師ヴァリニャーノはインドにあるイエズス会関連施設で教会音楽 の指導に携わっている音楽教師について、次のように述べている。

インドには教会の楽長も優れた声楽の教師もいないので、ポルトガルで彼らの芸術を 学んだ人はいるが、この歌を維持するためには、これ(優れた教師)あるいはポルト ガル人(教師)が来るのを懇願することが必要である。56

ヴァリニャーノは、音楽を維持していくためには音楽教師に関する現状を改善する必要があると主張している。つまり、ここでは、彼が音楽教育の継続を望んでいたと考えることができる。さらに言えば、ヴァリニャーノが音楽を宣教活動において安易に切り捨てることのできない要素と捉えていたことも推察される。

ヴァリニャーノは、ゴア到着直後から現地のキリスト教徒やイエズス会士から話を聞いて活動の進捗状況を把握し、山積するさまざまな問題に対応していった。彼は宣教地とイエズス会本部の間に立ち、現場の声を長上へ伝え、諸問題を解決するために幾度となく掛け合っている。このようなヴァリニャーノの働きが、インドでの宣教活動をさらに推し進めていった。

さらに彼は、宣教地の少年にラテン語の歌を教えることの難しさについても綴っている⁵⁷。 現地の人々が全く知らないキリスト教音楽とその言葉が大きな壁となり、彼らが聖歌を歌

⁵¹ 付録 4 No. 2, p. 7 (DI2: 467)参照

⁵² 〔葡〕canto d'organo 〔西〕canto de órgano

^{53 『}ニューグローヴ世界音楽大事典』「カント・デ・オルガノ」の項 カント・デ・オルガノに対し、単旋律聖歌を指す用語としては「カント・リャノ canto llano」「カント・チャン canto chão」が用いられている

⁵⁴ その後、1559 年にはアントニウス・ベロが歌の教師となっていたことも明らかとなっている。付録 4 No. 14, p. 10 (*DIT*: 50)

⁵⁵ Coelho 1997: 139

⁵⁶ 付録 4 No.27, p. 13 (DI13: 24)参照

⁵⁷ Coelho 1997: 138

えるようになるには、多くの努力と時間を要した。そこで、ヴァリニャーノは、聖パウロ学院に通う現地の少年たちの合唱を助けるため、現地の少年を対象としたクラスにポルトガル人少年を入れるという手段を講じた58。また、1579年の記録には「道徳教育に力をいれることはもとより、ある人は読み書き、ある人はラテン語、ある人は声楽といった、各自の能力にあわせて勉強する。」という一文があり59、少年たちそれぞれの能力に応じた教授法を採ることを推奨し、それにより学生一人一人の技術の向上を図っていたことが示されている。さらに、この記述からは読み書き、ラテン語、声楽(音楽)の3科目が実際の宣教を進める上で、また将来指導者となるために必要な要素であったことを推測することができる。

ヴァリニャーノがゴアにやって来てから 10 年後の 1584 年 10 月 31 日付の書簡には、聖パウロ学院の音楽環境について、次のように記されている。

(学生たちは、教会で歌うことを助ける) ために歌やオルガンの演奏を学び、我々の教会の聖歌隊を支えている。ローマのセミナリオの学生たちが (イエズス会士の) 家でそうであるように。この聖歌隊は、ローマにも劣らない。なぜなら、カントゥス・フィグラートゥス以外にもオルガン、フラウタ、ラッパがあり、このコレジオの近くの敷地にある家には、これらすべての教師が住んでいるからである。60

この記述では、同じ敷地内に教師が居住していることは、教育環境としては非常に良いこととして捉えられており、さらにゴアは、音楽教育、演奏の水準とともにローマに匹敵するほどのものもあったと評価されている。また、過去の記録と比較すると、この頃までには聖パウロ学院の音楽に関する教育環境も改善され、音楽教師も各専門の人材が置かれていたことがわかる。

以上の考察から、ゴアにおける音楽教育の目的は、ヨーロッパのそれとは異なり、その 地での宣教活動を見据えて行われていたものの、教育内容や環境に関しては、ローマにお ける教育体制を理想としていたことに変わりはなかったということが明らかとなった。

59 付録 4 No. 26, p. 13 (*DI*11: 663)参照

⁵⁸ Coelho 2006:103

⁶⁰ 付録 4 No.29, p. 14 (*DI*13: 519)参照。 カントゥス・フィグラートゥスは、前出のカント・デ・オルガノと同義である。

3. 音楽の使用

宣教活動の際に演奏された音楽は、教育活動の中で教育の一環として奏でられる音楽と 聖務で用いられる音楽の 2 つに大別することができるが、宣教地においては、両者が表裏 一体を成している。前節では、教育機関において正課として取り入れられていた音楽について考察したが、その音楽教育には実際の聖務で演奏できるようにするという大いなる目的があった。したがって、宣教地ではミサや聖務日課、「行うが、宗教劇といった聖務が教育機関で学んだ音楽に関する知識と技術を体得するための場として利用されていたため、宣教地で執り行われるこれらの聖務では、ほとんどの場合、イエズス会学院の学生が演奏を担当していた。すなわち、彼らの歌や楽器の演奏によって、特に主日や祝祭日の聖務は盛大に挙行されていたのである。

そこで、本節では、当時の記録をもとに、ゴアにおける実際の音楽の使用例を示しながら、音楽の使用法をめぐる議論とその変遷を探っていく。ただし、各聖務を種別に扱うことはせず、基本的に全ての聖務を時系列で論じることとする。そうすることによって、イエズス会内部で生じた議論とその過程に注目しながら、ゴアにおける音楽を取り巻く環境の変化を提示したい。

3. 1. 音楽活動の導入期: 1540 年代から 1573 年まで

まず、ゴアにおいてイエズス会が音楽活動を始めた 1540 年代から、16 世紀のゴアにおける宣教活動のひとつの分岐点となった、ヴァリニャーノの到来 (1574) 以前の様子を明らかにしていく。

ゴアの教育機関では、1545年までに音楽教育の体制が敷かれ、生徒たちは音楽を伴う聖務に参加していた。1545年10月7日付の文書には、少年たちが教会において祝日のミサや聖務日課を歌っていたことが記されている⁶¹。したがって、少年たちは学校で習った歌を早い段階から聖務日課において実践していたと推察される。しかし、聖務日課は聖職者に義務付けられた日々の祈りであるため、本来ならば聖職者以外が参加することはない。さ

⁶¹ 付録 4 No.1, p.7 (DI1: 20)参照

らに、イエズス会は創立当初から聖務日課の共唱を行っていなかったことから考えると、 聖務日課がゴアでの宣教初期の頃から実施され、さらにそこに子供たちが参加していたことは特筆すべきことであろう。

1548年10月21日⁶²に行われた洗礼式に関する文書には、「行」列」とそれに伴う音楽について、「洗礼志願者が馬に乗り、聖パウロ学院の教会へ向かって通りを進み、楽器の伴奏とともに、多大な群衆がこれに続いた。(中略)祝祭は8日続いた」とその様子が報告されている⁶³。この記録は、主日や祝日等に楽器が演奏されたことを示す最初期の例である。ここでは、多くの人々が集まる中で音楽が演奏された様子が綴られているが、演奏された曲や使用された楽器を特定できるような具体的な記述は見られない。また、この祝祭で歌われた聖歌が多声によるものであったか、単声であったかも不明である。教育機関では、すでに双方の聖歌が教えられていたが、1554年の文書には「教会でのカント・デ・オルガノによる祝日の厳粛化は、習慣化されていない」とも記されている⁶⁴。いずれにしても、慶祝すべき洗礼の秘跡という機会であったことから、その場に相応しい華やかな音楽が演奏されたと推察される。

1550 年代後半になると、様々な楽器名が記録として書き残されるようになる。1557 年 11月30日付の文書には、「少年たちは、詩篇や聖歌を、フラウタやチャルメラ、ラッパ、アタバルといった多くの楽器を伴って歌う」と報告されている65。また、1558 年 12月26日付の記録には、聖パウロ学院で行われた11,000人の処女の祝祭66で演奏された楽器について、以下のように記されている。

処女たちの祝日の朝のミサに総督が来た。: チャルメラ、アタバル、ラッパ、フラウタ、 ヴィオラ・ダルコ、クラヴォといった多くの楽器があった。67

チャルメラはポルトガル語であるが、ショームと同類の木管楽器の一種である68。アタバルとは、この当時、主にスペインで使用されていたケトルドラムである。フラウタは縦笛で、

63 Neill 1984: 153

⁶² 聖ウルスラ祭の日

⁶⁴ 付録 4 No.5, p. 8 (DI3: 134)参照

⁶⁵ 付録 4 No.7, p. 8 (DI3:722)参照

^{66 10}月21日が祝日(聖ウルスラ祭)となっている。

⁶⁷ 付録 4 No. 10, p. 9 (*DI*4: 189)参照

⁶⁸ 付録 7, p. 34 参照 チャルメラのほか、アルポ、ヴィオラ・ダルコ、フラウタ、ラッパ、ラベル、リュートについては、付録 7 の図を適宜参照されたい。

チャルメラと同様、木管楽器の一種である。ヴィオラ・ダルコは弓で演奏する小型の弦楽器、クラヴォはチェンバロの一種で鍵盤楽器である。上記の記録の続きには、このミサ後に厳粛な行う列が挙行され、そこで聖パウロ学院の学生たちによってこれらの楽器で多くの音楽が演奏されたことが報告されている。宣教活動の初期でありながら、ゴアではこれほどまで多くのヨーロッパの楽器、特に管楽器や打楽器を使用して祝日のミサが盛大に執り行われていたのである。さらに、それらの楽器を演奏していたのが、音楽教育を受けている宣教地ゴアの少年たちであったことは非常に興味深い。

ゴアでの宣教活動で音楽が使用されたのは、ほとんどの場合、主日や祝祭日の聖務であった。イエズス会学院全体で特に重要視されていた祝日は、割礼祭(1月1日)、パウロの回心(1月25日)、復活祭、キリストの聖体、聖母の被昇天(8月15日)、聖ウルスラ祭(10月21日、11,000人の処女の祝日)などである⁶⁹。これらの日には、美しく華麗な音楽が演奏された。また、これらの祝日の他、降誕節や受難節、聖週間等のキリスト教にとって重要な期間にも、音楽を伴う「行」列や宗教劇が挙行されていた。前述の1558年の文書には、ゴアでは聖ウルスラ祭を、歌と様々な種類の楽器の演奏によって、非常に盛大に祝っていたことが記されていたが、1578年には、祝日のミサにおいてオルガンを使用していたことが報告されている⁷⁰。

1545 年から 1600 年にかけて記された当時の資料に目を通すと、とりわけ、ラッパ、チャルメラ、フラウタといった管楽器、そして、アタバルやタンバリン71等の打楽器を頻繁に使用していたことがわかる。これらの楽器は、多くの場合、祝祭日の聖務で使用されていた。したがって、祝祭をより盛大に祝うために、このような華やかな音色の楽器が用いられていたのだと推察される。

第2章第2節でも述べたが、イエズス会では1550年頃には修道院内での歌唱や楽器の使用と、聖歌隊による聖務での歌唱が禁止されていた72。しかしながら、1556年1月にインドからローマへ宛てて綴られた文書において、少なくともインドでは聖務での歌唱が有益な宣教手段となり得るということが記されている。

⁶⁹ Coelho 1997: 139 聖ウルスラはポルトガル、コインブラ大学の守護聖人である。

⁷⁰ 付録 4 No. 24, p. 12 (*DI*11: 319)参照

⁷¹ *DI*4: 634

⁷² 付録 1 参照

また、インド地方で、多くの宗教に未熟な人々が、神の典礼によってより多く導かれるために、聖務での聖歌が許されるように提案された。特にゴアで一番容易に出来たのが、一人の神父と共に、少年歌手が典礼で歌の奉仕をすることで、神父一人のミサより30分長いミサが行われたことを、フランシスコ・ザビエルが証明している。歌手が歌を教えるのは難しいことではなく、一番優秀な子供が残りの子供達に教えている。73

上記の記述からは、現地で働くイエズス会士たちが、インドの人々のキリスト教化のためには、聖務の際に歌を歌うことが有益なものであると考えていたことが窺える。さらに、この記述によると、ゴアでは少年が歌の典礼奉仕を行うのは容易なことであり、ザビエルがインドで宣教していた当初から、少年たちは1回のミサで30分程度歌っていたと考えられる。当時イエズス会では、使徒的活動のための時間を確保するという方針から、音楽を使用することを極力控える傾向にあったが、少なくともインドでは同時期に音楽が積極的に用いられていたと言えるだろう。1558年8月末にローマで記された書簡には、まさにこの事に言及している箇所がある。

本来、ヨーロッパのイエズス会で許可されていない歌を、インド、または、その他の遠い地域で許可されるべきかどうか。それによって彼らの国々を典礼に対して向かわせ、霊的成長を支援するためにゴアとエチオピアで行われている。74

つまり、1558年の時点で、イエズス会本部はゴアとエチオピアにおいて聖歌が歌われていることを把握していたと言える。しかし、その行為がイエズス会会憲では認められていないため、どのような措置を講じるべきかという議論がイエズス会本部内でも交わされていたことが読み取れる。

同年 6 月から 9 月にかけて開かれた第 1 回イエズス会総会では、東洋の宣教地からの要請事項としてこの記述と同様の内容が取り上げられている。それは、すなわち、「たとえョーロッパにおいてはイエズス会から許可されていなくても、その国民がデウスの礼拝と霊的進歩のために有益だと気付いたならば、インドおよび他の地域においては歌唱が許可さ

⁷³ 付録 4 No. 6, p. 8 (*DI*3: 460)参照

⁷⁴ 付録 4 No. 8, p. 9 (DI4: 77)参照

れるべきか否か」という議題である⁷⁵。この総会後に書かれた 1558 年 12 月 13 日のローマからインドへ宛てた文書には、次のように報告されている。

聖歌は、今までインドでの人々の教化のために許されてきたが、今ではさらに、教皇の指示により是認されている。; 我々の中の数人が、聖週間と降誕祭の時期だけでなく、日曜日と祝祭日の前夜祭とミサの聖歌で、子供達の手伝いをすることは良いことだろう。; ようやく、会憲に反する心配をせずに出来るようになった。 76

これまでインドでは、音楽が現地の人々のキリスト教化に役立つと考えられていたため、ヨーロッパよりも活発に音楽活動が行われていた。しかしながら、音楽を多用することで結果的にイエズス会会憲に反してしまうため、本部としても見逃すことが出来なかったのである。このような状況に対し、イエズス会本部でも少なからぬ葛藤があったことがこの記述から窺える。引用文中の「教皇」とは当時の教皇パウルス 4 世のことであり、彼はこの時、イエズス会が聖務日課においてさえ聖歌を歌っていないことに不満を持ち、聖歌隊を組織して歌を歌うよう求めていたで。第2章ですでに述べたように、このような教皇からの要望を受け、第1回イエズス会総会後に出された教令では、晩課における歌唱が許可されたが、ミサに関しては、非常に重大な理由がある時のみ総長が特別許可を与えるという形を取ることにしたであいる。さらに、キリスト教教理を教える際の歌の使用については、「より大きな教化に役立つと思われる所では行っても良い」とされで、後にこの内容はイエズス会会憲にも組み込まれた。つまり、教皇がイエズス会に聖歌を歌うよう指示したことに加え、イエズス会会憲に「総長による特別許可」の文言が挿入されたことにより、インドでは、主日と祝日のミサにおいて聖歌を歌うことが可能となったのである。

インドにおける聖歌の歌唱という問題へのイエズス会本部の最終的な答えは、1562 年 12 月 7 日付の本部からインド管区長へ宛てた書簡において記された80。

ミサの歌において、しばしば行われているカント・デ・オルガノは、我々は使わない

73

⁷⁵ ロペス・ガイ 1983:135

⁷⁶ 付録 4 No. 9, p. 9 (*DI*4: 133)参照

⁷⁷ 第2章第2節参照

⁷⁸ Padberg et al. 1994: 79-80 (GC1, t. 2, d. 25-26)

⁷⁹ Ibid., pp. 101-102 (GC1, t. 6, d. 58)

⁸⁰ DI 5: 652

が、街中の人々はその響きに感化されているので、私はカント・デ・オルガノの使用を許容しても良いと思う:本来イエズス会の会憲ではカント・デ・オルガノの使用が許されていないが、インドでは既に認められているという状況にある。81

すなわち、イエズス会会憲ではカント・デ・オルガノの使用は認められていないが、それが人々のキリスト教化に有効に働くインドでは、特別に認められているということが示されている。以降、インドでは単声、多声を問わず、宣教活動において聖歌を歌えるようになった。

しかし、当時のカトリック教会では、教会における音楽の在り方や使用法を疑問視する 声があがっており、ちょうどこの時期にトリエント公会議が開かれ、教会での音楽を敬虔 で厳粛かつ簡素ものへ立ち返らせる動きがさらに強まっていた82。トリエント公会議が閉会 した直後である 1564 年 12 月 11 日付のゴアからヨーロッパに宛てて書かれた文書には、「祝 祭日のために教会は綺麗に飾られ、夜には多くの詩篇、モテットとそのほかの喜びの歌で 祝われた。」という記述が見られる83。つまり、この時点では、インドにおいては依然とし て単声、多声を含め、音楽が多用されていたと判断できる。これはおそらく、トリエント 公会議に関する通達がまだインドまで届いていなかったのだと考えられる。

ところが、1570 年代に入ると、ゴアにも公会議の影響が見え始める⁸⁴。また同時期にヴァリニャーノが到来したことにより、ゴアにおける宣教活動および音楽の使用法に関する議論が重ねられ、それらを取り巻く環境が徐々に変化していく。

3. 2. 音楽活動の発展: 1574年から 1600年頃まで

1573年4月12日から6月16日にかけて開かれた第3回イエズス会総会では、1563年に閉会したトリエント公会議の決議を受けて、イエズス会内での多声音楽の使用禁止が取り決められた。ただし、特例として宣教地での実施に関しては総長の判断によって聖歌の導入や方法等が認められるべきであるとされた。

⁸¹ 付録 4 No. 11, p. 9 (*DI*5: 653)参照 cf. ロペス・ガイ 1983:136

⁸² 第一部第2章参照。

⁸³ 付録 4 No. 13, p. 10 (DI6: 352)参照

⁸⁴ Coelho 1997: 139

こうしたトリエント公会議と第3回イエズス会総会の論決を携え、1574年にインドへ派遣されたヴァリニャーノは、その年の12月にゴアで第1回管区協議会の準備会を開き、現地で活動するイエズス会士たちと意見を交わした。そこでは、音楽に関する事項が3つ議題に上った。その3つとは、すなわち、聖務における歌唱、音楽の使用、カントゥス・フィグラートゥスの廃止についてである85。その場に集まっていたイエズス会士たちは、すでにインドの人々がそれらに愛着を持っていることを理由に、全員がこの提案に反対した86。ヴァリニャーノは、1574年12月25日に総長にこれらのことを報告している。その報告書には、準備会での議論内容に加えて、当時のインドにおけるミサと晩課の様子も次のように綴られている。

私たちの教会では毎日曜日と祝日に、ラッパやその他の楽器を伴うカントゥス・フィグラートゥスとともにミサが歌われ、これらは全てこの子供たちによって歌われる。 特別な祝日の晩課でも同様の方法で歌われ、助祭と副助祭とともにミサが執り行われる。87

ここでは、ミサはカントゥス・フィグラートゥスが歌われ、晩課も厳粛に歌われていたことが明記されている。また、この頃には主日や祝祭日の聖務での子供たちによる歌唱や楽器の演奏がインドではすでに習慣化していることも読み取れる。

翌 1575 年 12 月には第 1 回管区協議会が開かれ、現地で活動するイエズス会士たちによって、再び聖務における歌唱の実施について話し合われた。この時には協議会に参加したイエズス会士たちの間で意見が分かれたが、最終的には、「適度な抑制は必要だが、保持されるべきである」という結論に至った。このような判断を下すことになった最大の理由は、前年に行われた管区協議会の準備会で示された意見と同様、現地インドの人々が教会音楽に深く感動し、それによって人々のキリスト教化が進んでいるという点にあった88。この管区協議会と同時期である 1575 年 12 月 4 日に、ヴァリニャーノは総長に宛ててインドの様子を報告し、そこで次のような要望を記している。

75

⁸⁵ ロペス・ガイ 1983: 137

⁸⁶ DI9: 494-495; ロペス・ガイ 1983: 137

⁸⁷ 付録 4 No. 17, p. 10 (*DI*9: 492)参照

⁸⁸ ロペス・ガイ 1983: 138

103. 第3に、カントゥス・フィグラートゥスはインド全体の私たちの教会で歌われている。そして3つのコレジオで毎日曜日と祝日に歌われていたが、それ以外の場所では、いくつかの祝日にだけ歌われていた。ゴアでは、家の子供たちに歌わせている。また1年間に多くの荘厳な行う別があり、多くの人々が集まってくる。管区長がコーチンにいた時、そこのコレジオでは非常に苦労して歌を維持しているように見えたので、それを辞めることに決めた。昨年も書いたように、いくつかの祝祭に限ってはその使用を残しながら、その他については辞めることにし、同じ困難と理由からバセインでは辞めることにした。しかし、その都市では、昔のように歌わせてほしいという請願が増え、私の所にその声が寄せられ、特に私がコーチンにいた時にその声が最も大きかった。それは現地人だけでなく、同志や神父たちからも出されている。(中略)できれば、会でいくらか我慢してくれるならば、これがインドのこと、新たなキリスト教徒のことであるので、いくらかでも大目に見て欲しい。89

この記録では、ゴアの学院では聖歌が歌われ続けていることが示されている。一方、バセインやコーチンといったその他のインドの地域では、以前は音楽活動が盛んであったものの、1575年の時点ではその活動が縮小されていたことが窺える。しかし、その地の人々は以前のように歌を歌いたいと訴えていた。つまり、かつてインドでは音楽を伴う聖務がある程度定着していた時期があり、現地の人々にもその音楽が受け入れられていたと考えられる。さらに、インドで働くイエズス会士たちからも音楽の使用制限を解くよう求める声が上がっていた点から考えると、彼らが宣教活動において音楽が有用であることを認めていたと言えるだろう。こうしたイエズス会士たちの声を聞いたヴァリニャーノは、せめて現状を維持できるようにと総長に要求している。彼はさらに、翌1576年11月3日付の報告において、学院で主日と祝日に聖歌が歌われているが、インドの人々のキリスト教化のためには、そうすることが必要であることを改めて総長に示している90。これら一連の記録から、インドにおける宣教活動では音楽が非常に大きな役割を果たし、現地の人々のキリスト教化にとって良い影響を与えていたと推察される。

ヴァリニャーノからの報告と第 1 回管区協議会の議事録を受け、当時のイエズス会総長 メルキュリアンは、1577 年 1 月 31 日付で次のような回答を与えている。

⁸⁹ 付録 4 No. 19, p. 11 (*DI*10: 211-212)参照

⁹⁰ 付録 4 No. 21, p. 12 (DI10: 603)参照

ゴアの聖パウロ学院におけるミサ中の歌は、行き過ぎた部分を視察の神父の判断によって選定され、今まで通り続けるべきである。しかし、バセインとコーチンの学院では、それなりの祭日でなければ、再開するのは難しいだろう。なぜなら先唱者の手配に大きな負担がかかるからである。⁹¹

この文書を見る限り、総長は巡察師であるヴァリニャーノの判断に一任していると捉えることができる。総長のこの回答によって、条件付きでゴアでの聖歌の歌唱継続が決まった。翌 1578 年にゴアのイエズス会士から総長へ宛てた報告には、「全ての祝日で、ミサ曲は素晴らしい音楽、オルガン、しばしばラッパ、チャルメラやその他の楽器の演奏を伴っている」と記されており92、ゴアで執り行われるミサの中で聖歌とともに多くの楽器が演奏されている様子が描かれている。

ここまで取り上げてきた当時の報告書や書簡にも度々記されているように、ゴアにおける宣教活動では、様々なヨーロッパの楽器が使用されていた。しかし、使用される楽器はヨーロッパのものに止まらず、記録によると、インドの楽器がそれに加わることもあったようである。その例として、当時の記録から、次頁の【表 2】にまとめた4ヶ所の記述に注目したい。下線で示した"instrumentos da terra (instromenti della terra)"とは、直訳すると「土地の楽器」となる。この言葉を、ビクター・コエリョは、2006年の論文で「インドの楽器 Indian instruments」と解釈しているが、それが実際どのような楽器であったのかという点に関しては明らかになっていない。彼はさらに、イエズス会が現地の楽器を宣教活動に取り入れたことに関して、「これは、能率の良さから現地の慣習、言語、服装を採用するというイエズス会のメソッドのひとつに従った実施である」と述べている93。本論文の第一部で論じたようなイエズス会の理念や方針を考えると、彼の解釈も理解できる。つまり、楽器をはじめ、現地の文化や伝統を宣教活動に導入することも、先述したインドにおける歌唱の継続に関する問題と同様、キリスト教化に有益とみなされるならば取り入れても良いとする、イエズス会の方針に則ったものであったと言える。

一方、【表 2】に示した波線部は、ポルトガルやスペインといったイベリア半島に関連する楽器、歌、踊りである。楽器に関してはすでに記したのでここでは省略するが、1569年11月末に書かれた記述の「カンティガ cantiga」は、13世紀イベリアが起源の単旋律の歌

⁹¹ 付録 4 No. 20, p. 12 (DI10: 330)参照

⁹² 付録 4 No. 24, p. 12 (DI11: 319)参照

⁹³ Coelho 2006: 100

曲である。また、1577 年 11 月付の文書に記されている「フォリア folía」とは、特に 16 世紀のポルトガルで起こった民俗舞踊を指している。つまり、これらの記述から、宣教地の文化や伝統は然ることながら、当時ヨーロッパの一部地域で使用されていた楽器や歌、そして、世俗的要素である民族舞踊さえも東洋での宣教活動に取り入れられていたことが判る。こうした宣教活動への世俗的要素の導入もまた、先述した現地の文化や伝統の導入と同様に、イエズス会の方針に従った、宣教地の状況に合わせた対応であったと考えられる。

1581年2月に、第5代イエズス会総長として新たに選出されたクラウディオ・アクアヴィヴァ Claudio Acquaviva(在任1581-1615)は、音楽を使用することに対して、非常に慎重な姿勢をとる人物であった。彼は、多くの音楽活動を中止すべきと考えており、イエズス会の修道院における音楽の演奏を再び禁止した94。こうした彼の姿勢は、インドでの宣教活動にも影響を与えていく。

【表 2】インドの楽器に関する記述(下線は筆者による)

年月日 (出典)	上段:原文/下段:和訳
1566. 11. 04.	com cheramelas e <u>outros ynstrumentos da terra</u> , com cantico e salmos
(<i>DI</i> 7: 99)	…チャルメラとその他の土地の楽器を伴う、賛歌と詩篇とともに…
1569. 11 月末	com muitos tamgeres de trombetas purtugesas e atabales e outros
(<i>DI</i> 8: 74)	instrumentos da terra, e indo os meninos cãotando muitos motets e
	cantiga
	ポルトガルのラッパ、アタバル、その他の土地の楽器の多くの演奏とともに、
	インドの子供達は多くのモテットとカンティーガを歌った…
1577. 11.	com toda a musica de canto d'orgão, danças e folías, e todos os mais
(<i>DI</i> 10: 956)	<u>instrumentos musicos da terra</u> ,
	カント・デ・オルガノ、踊りやフォリアのすべての音楽と、より多くの土地
	の楽器とともに…
1578. 10. 2811. 30.	, e sonano organo e <u>altri instromenti della terra</u> .
(<i>DI</i> 11: 359)	…そしてオルガンとその他土地の楽器を演奏する。

⁹⁴ Ibid., p. 103

-

1584年11月25日にヴァリニャーノによって「インドに居住するイエズス会士が守るべき長上による規則」が作成された。そこには、音楽に関する制約も記されている。そこで、音楽に関する4項目を【表3】にまとめた。【表3】の33aでは、所定の楽器以外は所有を禁止している。また、キリスト教の枠から逸脱する行為を禁止し、世俗的要素に対して否定的な姿勢を示すことで、より厳格なイエズス会士像を求めている。62aでは、宗教劇の上演やそれに類似する聖務の挙行について、管区長の許可がある場合という条件付きで認めている。つまり、この項目は現状を維持する内容であると言える。ここで注目したいのは、33aと62aでそれぞれ示されている、「管区長の判断」「管区長の許可」という箇所である。総長ではなく、管区長の判断に委ねられていたということは、現地の状況に応じて、より柔軟で細やかな対応が可能であった、もしくは、そのような対応が必要であったと考えることができる。それはつまり、インドにおける宣教活動では、人々のキリスト教化に有用な楽器とそうでない楽器があり、また、宗教劇等の聖務はそれだけ現地の人々に良い影響

【表 3】「インドに居住するイエズス会士が守るべき長上による規則」より抜粋(付録 4 No.30~33, pp. 14-15)

出典	本文和訳
<i>DI</i> 13: 535	33a …管区長の判断で用意されている楽器以外は家にあってはならない;また、
	軽薄な娯楽本や、新しい気晴らしを導入してはならない。
<i>DI</i> 13: 540	62a 劇または類似の催しは管区長の許可があれば可能である。
<i>DI</i> 13: 540-541	67aミサの音楽と日曜日または祝日の晩課は、導入してはならず、導入してもや
	めるべきである。なぜなら、関連する総会の規則に従うだけでなく、それを行う
	神父の不足、さらに彼らの教化と救済には貢献しないからである。逆に大いに弊
	害になってしまう。例外は、総長の許可が必要である。
<i>DI</i> 13: 547	[106a] [あるまじき事] 特別なケースがあった場合には総長の指示に従いなさい。
	この指示は各上司が常に所持して、すべての神父にその内容の認識を徹底させな
	さい。― 同じく、総長が出した、禁止本などの使用についての指示を参考にし
	なさい。同じく、音楽の使用についての指示も各上司達は所持するべきである。
	絶対に注意すべきなのは、〔特に教会では〕世俗的でみだらに聞こえるような下
	品な言葉と響き、歌い方を行ってはならない。

を与えるものであったとも言えるだろう。

他方、67a と 106a の項目では、いずれも総長の判断に従うよう定められている。67aでは、ミサの音楽と晩課が人々のキリスト教化の役には立っておらず、弊害にさえなりかねないことを指摘している。そのため、原則としてミサの音楽および主日と祝日の晩課を禁止し、例外的に総長の許可があれば実施可能とする措置を取っている。この特別措置は、おそらくこれまでのインドで音楽が現地の人々に与えた影響、すなわち、音楽が人々のキリスト教化に貢献したという実績により、その使用が条件付きで認められたのだと考えられる。しかしその一方で、この規則においては、音楽は現地の人々の「教化と救済には貢献しない」と断言されているため、以降、音楽を演奏する環境は厳しくなっていったと推察される。106aにおいても、音楽を使用する場合には総長の指示に従うよう求めている。ここではさらに、演奏する際には、その使用法に細心の注意を払うよう指示している。

この「インドに居住するイエズス会士が守るべき長上による規則」の作成から約 1 年後の 1585 年 12 月 25 日に、ヴァリニャーノは総長アクアヴィヴァから「家 (修道院)の中では、歌や踊りを厳しく禁止する」と申し渡されている95。これらの事から判断すると、1580年代半ば以降、インドでの宣教活動における音楽の使用に関しては全面的な禁止は免れたものの、これまで以上に不自由な環境となり、限られた範囲での演奏に止まったと推察される。

宣教活動において音楽が使用される場面とは、ミサや聖務日課だけでなく、宗教劇や 行 列 等もあった。前出の「インドに居住するイエズス会士が守るべき長上による規則」 の 62ª でも示されているように、宗教劇や 行 列 といった聖務は、キリスト教徒、異教徒 双方に対してキリスト教の教えを広く伝えることができる機会であったため、人々のキリスト教化を進める有効な手段となっていた。以下に引用するのは、1575 年にゴアで上演された宗教劇の様子を描いた文書であり、劇の上演が現地の人々に大きな心理的影響を与えていたことを窺い知ることができる。

(1575年) 10月の11,000人の処女の記念日に学校は新学期を迎えた。大掛かりな演出で放蕩物語を演じた。出演人物は、かわいらしく、立派、上品、典雅に演出され、衣装も素晴らしく立派であった。会場は垂れ幕とタペストリーで飾られていた。(中略) 多くの人たちは感動の余り涙を流し、その中には大司教もいた。見れば見るほど、全

-

⁹⁵ 付録 4 No. 35, p. 17 (DI14: 157)参照

この記述から、放蕩息子の物語を題材とした劇が学校行事の一環として上演されたことが 分かる。宣教地で上演される宗教劇は、学校行事の場合も、カトリック教会の宗教行事の 場合であっても、通常、イエズス会学院の生徒が演技や演奏を行っていた。すなわち、宣 教地での宗教劇は、典礼劇や聖史劇等の聖務として、そして教育目的を有するイエズス会 劇として上演されたという2つの側面があったと言える⁹⁷。

宗教劇の多くは、祝祭日やその他の重要な期間あるいは学校の節目となる日等に上演されていた。したがって、先に挙げた記録にも書かれているように、多くの場合、その演出は大掛かりであり、装飾された会場で多数の観衆を前に壮麗な衣装を身に纏った学生たちによって演じられていたと考えられる。このような状況に鑑みると、宗教劇で演奏される音楽も荘厳かつ華やかなものであったと類推される。

しかし、先述の通り、1581 年にアクアヴィヴァが第 5 代イエズス会総長に就任すると、インドでの宣教活動における音楽の使用が全体的に縮小されていった。そのような中、ヴァリニャーノが作成した「インドに居住するイエズス会士が守るべき長上による規則」(1584)では、過去の事例に鑑み、宗教劇の影響力の大きさを踏まえた上で、劇や類似の催しの実施は管区長の許可があれば可能であるとされた。ヴァリニャーノは、この規則を作成した数週間後の 12 月 15 日に、インドにおける宗教劇の上演効果とその必要性に関して、以下のように総長に書き送っている。

14. 第 10 の問題点は、会則の中の"管区長について"の第 58 項である。喜劇と悲劇の上演は禁止で、まれにラテン語の劇は可能であるが、これと、その他の似たような行動は教会において何らかの形で行ってはならない。私にとって、それらは必要であり、非常に神聖であると思っているが、貴殿にとって、この管区では行きすぎに見えるかどうかをお聞きしたい。なぜならこの管区にはラテン語がわかる人は非常に少ない。言い換えれば、ほとんどの都市と町には、聖職者以外にラテン語がわかる人は皆無に等しい。劇は上演されたことが無く、また、行おうと思っても、ラテン語で行うことが免除されなければならない。もちろん私は、このような事態を極めて例外とし

-

⁹⁶ 付録 4 No. 18, p. 11 (*DI*10: 80)参照 cf. *DI*5: 593; Velinkar 1984: 21

⁹⁷ したがって、宣教地で上演された宗教劇に関しては、「イエズス会劇」という限定的な用語は使用せず、 それを含む広い意味で「宗教劇」という用語を原則として使用することとする。

て捉え、事前にきちんと検分し、管区長が定める制限内で行われるようにすれば、類似の事柄で不秩序が発生することは無いだろう。私が思うには、劇を上演するにあたって、ポルトガル人がいるところでは彼らの言い分に任せ、ゴアで行われる時には場合によって、一部を許可する。98

当時のイエズス会の会則では宗教劇の上演が禁止されており、特別許可を得て上演する際も使用言語はラテン語に限られていた。ヴァリニャーノは、概ねこの会則の内容に賛同し、可能であればヨーロッパと同様にラテン語での上演が望ましいとした上で、宣教地に限ってはラテン語での上演は何の意味もなさないという考えを示したのであった。このような理由から、彼は「インドに居住するイエズス会士が守るべき長上による規則」の中で、宗教劇に関しては、総長ではなく、管区長の管理下での上演を認め、その際、言語に関する制約等も特に設けなかったのだと推察される。

ヴァリニャーノからこのような報告を受けた総長は、以下のように回答した。

俗語における対話の禁忌を解くこととする。それ以外の主な催しは、それらの一部を 俗語で許可するかどうかの判断は管区長に委ねる。それらは混乱を起こさない範囲で、 十分な検分のうえ、限定されたもののみを管区長の条件付で可能とする。99

これにより、それまでラテン語しか認められていなかった宗教劇の上演が、対話劇に関しては他の言語でも上演可能となり、また、その他の催しでは管区長の判断によってその他の言語の使用が部分的に認められることとなった。つまり、ヴァリニャーノの要望が総長によって一通り正式に承認されたと言える。

ヴァリニャーノは、先に挙げた 1584 年 12 月 15 日に総長へ宛てた同文書において、続けてインドの実情について次のように綴っている。

15. さらに、この管区で行われるその他の催しを、完全に禁止することも出来ないし、 完全に許可することも出来ない。しかし教会では、例えば、聖金曜日の「行」が列ンは全インドで習慣的にとても信仰深く住民達が行っており、聖母マリアを演じる女達と子供

⁹⁸ 付録 4 No. 34, pp. 15-16 (DI13: 712-713)参照

⁹⁹ 付録 4 No. 34, p. 17 (DI 13: 713)参照

達が受難の神秘を町で再現し、信心深く敬虔な言葉を口にする。また同じように、復活祭の行う別と御生誕の祭日でも、教会の中あるいは外で、様々な言葉を口にする天使と羊飼いを演じている。また、小道具や装置を必要としない対話劇は、我々の学校の学生の集中を害さず、教理あるいはそれ以外の高尚な題材を使って、対話劇は大いに彼らの両親を喜ばせ、人々の教化に貢献することにもなる。私が思うに、このようなことが、あちこちの教会で許可されても良いのではないか。なぜなら、以前に書いたのと同じ理由で、聖体行列の中では踊りやフォリアが許されるまでになっているからである。さらに、キリスト者になったばかりの信者において、このような催しの禁止を一部解くだけでなく、参加を勧めることで、私達の教会への愛着を強め、異教の祭りへの共感と思い出を棄てさせ、類似の催しで彼らの心を動かし、教え、また、彼らの心と理解に信仰の神秘を植えつけることになるだろう。100

ヴァリニャーノは、ここで、宗教劇や「行」列」がインドでいかに浸透し、良い効果をもたらすものであるかという点について述べている。特に宣教活動にとって、比較的容易に上演できる対話劇が有用であることを示している。この記述もまた、その後、総長が対話劇における俗語の使用を許可したことに影響を与えたと考えられる。この文書ではさらに、「行」列」の際にフォリア等の踊りが披露されていると記されている。この頃のインドでは、宗教劇や「行」列」は、ミサや聖務日課とは異なり、世俗的要素を伴って挙行されるのが通例となっていた。しかし、当時のカトリック教会は、トリエント公会議でも議論されたように、いかなる世俗的要素であっても宗教的場面においては排除されるべきであるという方針を示していた。ヴァリニャーノは、こうした当時のカトリック教会の方針を理解しながらも、宣教活動において宣教地の人々の心を信仰に向けさせるためには非キリスト教的要素の導入は必要な行為であると訴えているのである。

ヴァリニャーノの綴った文書は、当時のインドの様子や現状をヨーロッパに居るイエズス会の長上へ伝えることを目的に記されているため、インドにおける宣教活動の実態を如実に物語っている。さらに、彼は、カトリック教会やイエズス会本部の考えを踏まえた上で、ヨーロッパとインド、双方にとってより良い宣教方法や音楽の使用法を提案している。ヨーロッパとインドを繋ぎ、東洋宣教を発展させたという点で、ヴァリニャーノの功績は大きく、この東洋巡察視の到来がイエズス会における東洋宣教の最初の分岐点になったと

¹⁰⁰ 付録 4 No. 34, p. 17 参照

言えるだろう。

16 世紀のゴアにおけるイエズス会の宣教活動の実態を考察してきたが、ゴアでの宣教活 動では、初期の頃から子供を対象に音楽教育が行われ、聖務においても音楽が用いられて いたことが明らかとなった。教会音楽に関心を示すようになった現地の人々は、自発的に 音楽を求めるようになり、音楽を通してキリスト教に目を向けるようになった。こうして、 現地のイエズス会士たちは宣教活動における音楽の有用性を知り、さらなる効果を求めて インドの楽器やヨーロッパの踊りといった現地の要素および非キリスト教的要素を取り入 れ、キリスト教化を図った。しかし、イエズス会本部が宣教地のこのような行き過ぎた行 為に畏怖の念を抱いたため、イエズス会内部において音楽の在り方や使用法について幾度 となく議論が交わされた。その結果、宣教地で音楽を使用する際には様々な制約が設けら れることとなったが、インドでは、聖務で音楽が演奏されることがすでに習慣化している こと、そして、本来は不適切で避けるべき非キリスト教的要素の導入もヨーロッパとは環 境が全く異なるインドでは宣教に有益とみなされ、キリスト教の教理に弊害を及ぼさない 範囲内で維持され続けた。インドの中でも、特にゴアは、聖務において音楽を演奏するに あたっての人材や環境が整っていたため、インドの他の地域と比べると、より音楽活動が 盛んであったと言える。以上のことから、ゴアではヨーロッパとは異なる手段で宣教が進 められていたことが明らかとなり、さらに、音楽がキリスト教化に大きく貢献し、宣教活 動に不可欠な存在となっていたことも示された。

第二部 東洋宣教での音楽活動をめぐるイエズス会の内実

第4章 日本における音楽活動

第4章 日本における音楽活動

1542年以降、インドを中心に宣教活動を行っていたフランシスコ・ザビエルは、1549 (天文 18)年に来日し、日本に初めてキリスト教を伝えた。日本ではその後、1614 (慶長 19)年にキリスト教に対する禁教令が発布されるまでの間、公に宣教活動が行われていた。今日、日本ではこの時期のことを「キリシタン時代」と称している。また、この時代に宣教師によって日本に持ち込まれた音楽、またそれに関連する音楽は「キリシタン音楽」と呼ばれ、盛んに研究されてきた。その結果、キリシタン時代の文化史の研究においても音楽に関する言及が見られるまでになっている。

しかしながら、序論でも述べたように、こうした先行研究の大部分は「当時日本で行われた音楽活動の実態解明」、あるいは「宣教活動に見られる日本文化および日本社会への適応」といった点に主眼が置かれ、その活動を行っていたイエズス会自体の動きには目が向けられていない。そこで、本章では、キリシタン時代の日本宣教の実態について具体例を挙げながらその変遷を明らかにし、それらの記録や出来事に対する先行研究の解釈を再考する。第 1 節では、当時の日本におけるイエズス会の活動を概観し、その全体像を把握する。続く第 2 節では、当時日本に設立されたイエズス会の教育機関での音楽教育に焦点をあて、その詳細を明らかにする。第 3 節では、教育目的ではない音楽活動、すなわち、聖務で用いられていた音楽を中心に考察する。これらの考察を通して当時の音楽の使用法の変遷を追いながら、日本宣教における音楽を取り巻く環境の変化にも注目したい。

1. 宣教活動の概観

日本とポルトガルの最初の出会いは、ザビエル来日 6 年前の 1543 (天文 12) 年にポルトガル人が鹿児島の種子島へ鉄砲を伝えた時であった (次頁、表 1 参照) ¹。ポルトガルはその後、平戸を交易の拠点としてヨーロッパから極東に至る交易ルートを確立し、16 世紀末頃まで対日交易をほぼ独占していた²。こうして日本で南蛮文化が花開いていった。

 $^{^1}$ 以降、本節においては、適宜、【表 1】を参照されたい。なお、【表 1】は付録 6 の一部を抜粋したものである。

² 最終的には、スペインやイギリス、ドイツ、オランダといった国々が参入した。

【表 1】キリシタン時代の日本におけるイエズス会の主な動向

1543	ポルトガル人、種子島漂着(鉄砲伝来)
1549	ザビエル、来日
1552	ザビエル、ゴアへ出発
	後継者としてコスメ・デ・トーレス、布教長へ
1570	コスメ・デ・トーレス死去
	フランシスコ・カブラルが来日し、布教長へ
1579. 07. 25.	ヴァリニャーノ、来日(-1582)
	日本年報、公刊開始
1580	セミナリオ(安土、有馬)、コレジオ(府内)を創設
1582	ヴァリニャーノ、カブラルを日本から去らせる
1582. 02. 20.	天正遣欧使節をローマ教皇のもとに派遣(ヴァリニャーノとともに出発)
1585	天正遣欧使節、教皇即位式に参列、教皇謁見
1587. 06. 19.	伴天連追放令発布
1590. 07. 21.	少年使節、ヨーロッパの印刷機、印刷技術を携えてヴァリニャーノととも
	に帰国
1591	少年使節とヴァリニャーノ、秀吉に謁見
	キリシタン版、刊行開始
1598	豊臣秀吉没
1603	徳川家康、江戸に幕府を開く
1612	直轄領(幕領)に禁教令発布
1614	禁教令が全国に及び、セミナリオとコレジオが閉鎖

1549年に鹿児島に到着したザビエルは、2年3ヶ月の間日本に留まり、鹿児島や平戸をはじめ、豊後、山口、安土といった西日本を中心に活動していた。貿易と同様に、16世紀末頃までは、ポルトガルの支援を受けていたイエズス会だけが日本で宣教活動を行っていた3。他の修道会が参入してきた後も、日本での宣教活動は西日本を中心に行われた。

_

^{3 1593} 年にフランシスコ会、1602 年にドミニコ会とアウグスチノ会が日本で活動を始めた。いずれもス

キリスト教が伝来した 16 世紀中頃の日本は戦乱が絶えず、政情不安が続いていたため、ほとんどの地域では経済状況が悪化し、財源も枯渇していた。当時のこうした日本の情勢は、イエズス会の日本での活動にも影響を及ぼしていた。日本宣教に際し、資金繰りに苦しんでいたイエズス会は、ポルトガルからの経済的支援と商船の協力に頼らざるを得なかった。実際、当時の日本で貿易港となっていた都市は南蛮貿易から多くの利益を得ていたため、大抵の場合、その領内では宣教活動が容認される傾向が強かった。それゆえ、イエズス会士は非キリスト教的な俗世の利益に触れ、そのために尽力することさえあったのである。しかし、宣教活動のためとはいえ、イエズス会が貿易に加担することは決して良い方策とは言えない。イエズス会としても見逃すことのできない問題であったため、インドで開かれた管区会議でこの件に関して話し合われた。しかし、結局これに代わる方法が見つからず、その後もイエズス会の日本宣教は、南蛮貿易の恩恵を受け続けることとなった。

ザビエルは日本滞在中に日本の文化や伝統、慣習について学び、日本人の性質や日本の社会構造までも把握しようと努め、キリスト教を広めるための手段を模索した。ザビエルによって導き出された宣教方針は、彼の死後も、その後継者である日本の布教長コスメ・デ・トーレス Cosme de Torres4によって受け継がれていく。その方針の核となったのは以下の 4 項目である。

- 1. 日本と日本人に対する適応主義の実践
- 2. 封建領主から宣教の許可を入手し家臣と領民に対する自由な宣教を確保すること
- 3. ポルトガル商船の日本来航を宣教活動に積極的に利用すること
- 4. 機会をとらえて京都での宣教に着手すること5

第一、第二の項目は、日本の環境を理解した上で、人々のキリスト教化に有効な宣教方法として提案された。第三の項目は、先述した日本での運営資金を確保するという観点から掲げられた方針である。第四は、当時、都があった京都で宣教することにより、日本全体に効率よくキリスト教を普及させることができるのではないかという理論によるものであると考えられる。

ペイン系の托鉢修道会である。

^{4 1510}年スペイン生、1570年天草志岐没。1549年、ザビエルと共に来日。1551年にザビエルが再びインドへ向けて日本を出発する際、ザビエルから日本宣教の責任を託された。

⁵ 五野井 1990:47

トーレスの後任として 1570 (元亀 1) 年に来日したフランシスコ・カブラル Francisco Cabral⁶は、日本到着後すぐに日本で働くイエズス会士を招集して会議を開き、インド管区 長が定めた規則の徹底を図った。その規則は、それまでの日本宣教で採用されていたザビエルの宣教方針とは相反するもので、「日本のイエズス会員が日本の伝統・習慣を尊重して使用していた絹の着物の着用を禁止し、…日本のイエズス会が日本・マカオ間の貿易に参加して収益をあげていた商取引を禁止する」という内容である7。この着物の着用禁止をきっかけに、ザビエル以来続けられてきた「日本と日本人に対する適応主義の実践」という宣教方針の第一項目、そして適応という姿勢そのものが否定されることとなった。また、このインド管区長の規則により、宣教方針の第三項目であるポルトガルの対日交易への加担も禁止された。しかし、これは俗世の利益との繋がりを絶つという観点よりは、むしろ修道者が立てる誓願のひとつである「清貧」を実践するという理由からであったと考えられている8。カブラルが日本の布教長に就任して以降しばらくは、彼自身のヨーロッパ中心主義的偏向も大きく影響し、日本での宣教活動は厳格かつ強硬な姿勢で進められた。

しかし、1579 (天正 7) 年 7 月に巡察師ヴァリニャーノが来日すると、当時カブラルが 採っていた宣教方針は見直されることとなった。そして、ヴァリニャーノは、かつてザビ エルが提案した、日本の文化や慣習を尊重し、良いと思われるものを宣教活動に取り入れ る適応主義を再び日本宣教の方針に採り入れることにしたのである。彼はザビエルと同じ く、ヨーロッパと日本の文化的な差を克服するためには、イエズス会士側が日本文化への 理解を示し、イエズス会士と日本人が歩み寄り、両者が対等な立場にあるべきだと考えて いた9。異教の地にキリスト教を広め、根付かせるために、彼はイエズス会本部にも特例を 求めている。ヴァリニャーノの働きによって、日本における宣教活動の状況が徐々に変化 し、新たな日本宣教の基盤が作られていった。

さらに、ヴァリニャーノは来日後すぐに書簡や報告といった通信制度の改革を行っている¹⁰。日本で活動するイエズス会士は、それまで自由に私信を送ることができていたため、日本宣教の良い側面だけが報告され、実情との間に大きな落差が生じていた。こうした事

⁶ 1529 年ポルトガル生、1609 年ゴア没。軍人として赴いたインドにおいて、1554 年にイエズス会へ入会。トーレスの後継者として日本へ派遣され、1570 年から日本で布教長を務める。しかし、1579 年に来日したヴァリニャーノと対立し、1581 年に布教長を解任され、1583 年に日本を離れる。1592 年から 1597 年までゴアの管区長を務める。

⁷ 五野井 1990:87

⁸ Ibid., p. 87

⁹ Ibid., p. 118

¹⁰ Ibid., p. 121 【表 1】参照(p. 87)

態を回避するために、彼は日本宣教の責任者の管理下において公式の年度報告を作成することを定めたのである。1579年から作成された公式の年報は、イエズス会全体とヨーロッパのキリスト教徒に公開することが前提とされていたため、日本で活動するイエズス会士たちには、財政や人事等に関する事は非公式な書簡として定期的に記すことが義務付けられた¹¹。

ヴァリニャーノの日本宣教におけるもうひとつの業績に、教育機関の設置がある。この頃の日本には、初等教育を施す教会付属学校が全国に約200校開かれ¹²、日本人キリスト教徒が全国に15万人程いたとされている¹³。彼は日本人青少年への教育をさらに充実させるべく、1580(天正8)年にセミナリオを2校、コレジオを1校創設し¹⁴、1582年にはセミナリオで教育を受けた4人の少年を天正遣欧使節としてヨーロッパに派遣した。少年使節は訪問先で音楽を演奏して賞賛を受け、またローマ教皇にも謁見している。1590(天正18)年、少年使節一行がヴァリニャーノとともに活字印刷機と印刷技術を携えて帰国すると、翌年からこの印刷機を使用してキリシタン版が刊行され、それらの印刷物は宣教活動に用いられた。また、彼らの帰国以降、ラテン語教育に一層力が注がれ、音楽や美術といった芸術活動およびそれらの教育も盛んになっていった。

しかし、この時すでに豊臣秀吉によって伴天連追放令(1587)が発布されるなど、キリスト教にとって厳しい時代に入り始めていた¹⁵。1598(慶長 3)年に豊臣秀吉が没し、1603(慶長 8)年に徳川家康が江戸に政権を発足させる頃には、日本人キリスト教徒の数は 30万人に達していたとみられている。その後、江戸幕府はキリスト教への圧力を強め、1614年に全国へ禁教令を発布した。その影響を受けて、同年、イエズス会の教育機関も閉鎖へと追い込まれた。こうして日本は長く厳しいキリスト教弾圧の時代に入り、公に宣教活動を行うことも、キリスト教の信仰を表に出すことさえもできなくなってしまった。

¹¹ Ibid., pp. 121-122

^{12 『}新カトリック大事典』「キリシタン教育活動」の項

¹³ 日本年報 (上) 33-34

 $^{^{14}}$ 【表 1】参照(p. 87) コレジオの創設年を 1581 年とするものもあるが、ここでは、『新カトリック大事典』「コレジョ」の項の記述に依拠し、ヴァリニャーノ来日の翌年である 1580 年をコレジオ創設年とする。

^{15 【}表 1】参照(p. 87)

2. 教育機関における音楽教育

2. 1. 音楽活動の導入期: 1560 年頃から 1580 年まで

日本でイエズス会が最初に作った教育機関は教会付属の初等学校であり、1560 年頃からイエズス会士たちによって日本の子供たちを対象とした教育活動が始められた。こうしたイエズス会による日本人少年への教育事業について、海老澤は、「彼ら(少年ら)が仏寺で読書を学び、異教的感化を受ける弊害を避けるためであった」と述べている16。確かに、そのような側面も少なからずあったと考えられるが、イエズス会が元来、教育事業に力を注いでいたことに加え、他の宣教地にも教育機関を設けていた点から考えると、異教による弊害を回避するという理由だけではないだろう。すなわち、その教育活動がキリスト教を普及させるための手段であったと包括的に捉える方が、より適当であると思われる。

当時の日本の教会付属学校では、日本語の読み書きやキリスト教教理、音楽、礼儀作法などが教えられ、子供たちは教理や祈りをラテン語で教わっていた¹⁷。ただし、地域ごとにイエズス会士が子供たちを集めて教育を行っていたため、統一されたカリキュラムやテキストがあったわけではない。1561 年 10 月 8 日付のジョアン・フェルナンデス João Fernandes¹⁸の書簡には、教会付属学校で彼が子供たちへ行っている教育内容について次のように記されている。

彼らに〔教える際に〕取る順序は以下のようである。ミサを聴いた後、毎日交代で一人が唱えて他の者が応誦するが、キリストの教えの内主要なもの、すなわちパーテル・ノステル、アヴェ・マリア、クレード、サルヴェ・レジーナをラテン語で、また、デウスの十誡と教会の掟、大罪とこれに対する徳、ならびに慈悲の所作を彼らの言語で唱えるに止める。正午には、全員が教会に参集し、一度に教えをすべて唱えることができないので、忘れぬよう毎日三分の一を唱え、また、よきキリシタンとなるため、毎日一箇条ずつ説明する。(中略) その後、慈善院の前にある立派な十字架の前まで歌いながら列をなして行き、アヴェ・マリアの後に、十四、五名が集まり、十字架の前

¹⁶ 海老澤 1983: 51

¹⁷ Ibid., p. 51

 $^{^{18}}$ 1526年スペイン生、1567年平戸没。1547年にイエズス会入会。日本では1日2回、ザビエルと2人で街頭に立ち、ザビエルの通訳や教理書を読み上げるなどして、宣教活動に尽力した。

に跪いて教えをすべて歌って唱えるが、有に一時間は続くであろう。このようであるから、教えを知らぬ子供はなく、異教徒でさえ街路を歩きながらそれを歌っている。19

この記録では主に子供たちに教えていた教理の具体例が示され、さらに、祈りをラテン語で覚えさせていたことも明らかとなっている。また、教会付属学校が開校された初期の段階からヨーロッパやゴアと同様、歌を用いた要理教育が行われ、それによって 1561 年にはこれほどの数の教理を子供たちが暗唱できるまでになっていたことがわかる。さらに、最後の一文からは、このような日々の子供たちへの教育がキリスト教徒、異教徒を問わず、多くの日本人のキリスト教化に繋がっていたことが推察される。その後の記録によると、子供たちはこの他にも、「教理問答や受難、旧約聖書の物語」20、「連禱やミゼレレ・メイ・デウスの聖歌、ベネディクッス、マニフィカト、聖霊と聖体の讃歌、ミサの玄義」21、「テ・デウム・ラウダムス」22、「サルヴェ〔・レジイナ〕」23などをラテン語で歌っていたとされる。

日本の教会付属学校では、1561 年の時点ですでに歌だけでなく、楽器の演奏を子供たちに教えていることが 1562 年 10 月 11 日のアイレス・サンチェス Ayres Sanchez²⁴の書簡に明記されている。

〔十五〕六一年、私はこの平戸に到着し、(中略) 完全なる荘厳さのもとに諸聖儀がなされるよう、当修道院にいる日本人とシナ人少年十五名に読み書きや歌、ヴィオラ 〔violas darco〕を教えることに従事している。我らはこの手立てが日本人の改宗に大いに役立つことを主 [なるデウス] において期待している。25

サンチェス自身が子供たちに歌とヴィオラ・ダルコの演奏を教えていたと記されており、 その目的がキリスト教の聖務をより荘厳に執り行うことにあったことも示されている。こ の記述から、日本宣教においても子供たちに音楽を教えることが最終的には多くの日本人

¹⁹ 付録 5 No. 2, p. 18 (Ⅲ-1: 350) 参照

²⁰ 付録 5 No. 5, p. 19 (Ⅲ-2: 121) 参照

²¹ 付録 5 No. 6, p. 20 (Ⅲ-2: 217-218) 参照

²² 付録 5 No. 13, p. 21 (Ⅲ-3: 279) 参照

²³ 付録 5 No. 9, p. 20 (Ⅲ-3: 37) 参照

^{24 1527}年ポルトガル生、1590年没。1561年来日。

²⁵ 付録 5 No. 3, p. 19 (Ⅲ-2: 32) 参照

のキリスト教化へと結び付いていくと考えられていたのは明白である。したがって、イエ ズス会士たちは、教育や音楽を宣教のための手段として捉えていたと考えることができる。

イエズス会士、ルイス・デ・アルメイダ Luis de Almeida²⁶は、1562 年 10 月 25 日付の書簡においてキリシタンの子供たちによるヴィオラ・ダルコの演奏を賞賛し、「キリスト教国の王侯の前でも演奏しうるほどのもの」であると高く評価している²⁷。このことから、日本の少年たちのヴィオラ・ダルコの演奏がイエズス会士の予想を上回る上達ぶりであり、子供たちへの教育が大きな成果を上げていたと推察される。1564 年には、ルイス・フロイス Luís Fróis²⁸がインドのイエズス会士に宛てて、日本の子供たちが良い宗教教育を受け、それによって彼らが祈りや聖歌を暗唱し、ミサを手伝うこともできると報告している²⁹。

当時の記録を見ると、日本宣教の初期の頃に使用されていた楽器は、多くの場合、ヴィオラ・ダルコであった。この頃はまだ日本にオルガンが持ち込まれていなかったため、小型で持ち運びができ、利便性に優れているという理由で、ヴィオラ・ダルコを使用することが多かったようである。このような楽器は器楽として演奏されることもあったが、聖歌と共に演奏されることもあったようである。1565年に豊後からポルトガルのイエズス会士に宛てて記された書簡には、次のような記述が見られる。

土曜日にはヴィオラ・ダルコ [violas de arco] を用いてサルヴェ [・レジイナ] [salva] を歌い、日曜日と祭日にもミサの時にヴィオラを弾き、幾つかの聖歌を唱えるが、これはすべてはなはだ荘厳かつ敬虔に行なわれる。これらの日には常に修道士ほか、修道院内で養成された我らの手助けをする日本人らを介して土地の言語で説教を行ない、その後、説教を聴いたキリシタンの内多数が参集する。30

この記述により、1565年の時点ですでにミサの際に聖歌とともに楽器(ヴィオラ・ダルコ) が弾かれ、ミサが音楽によって荘厳かつ敬虔に執り行われていたと言える。また、日本語

 $^{^{26}}$ 1525 年ポルトガル・リスボン生、1583 年天草川内浦没。1552 年、商人として初めて来日し、コスメ・デ・トーレスと出会う。1555 年に再来日し、イエズス会へ入会。医師免許を持っていたため、医療活動を行い、日本に西洋医学を伝えた。

²⁷ 付録 5 No. 4, p. 19 (Ⅲ-2: 61-62) 参照

^{28 1532} 年ポルトガル・リスボン生、1597 年長崎没。1548 年にイエズス会に入会し、ゴアの聖パウロ学院で教育を受ける。1563 年に来日し、日本語や日本文化について学ぶ。ヴァリニャーノの要請を受け、自らの経験に基づいて『日本史』を執筆。その他、歴史的にも重要な報告書や文書を複数著している。

²⁹ 付録 5 No. 6, p. 20 (Ⅲ-2: 217-218) 参照

³⁰ 付録 5 No. 9, p. 20 (Ⅲ-3: 37) 参照

で説教が行われていたこと、日本人キリスト教徒が多数いたことも記されており、日本に おける宣教活動が前進していることを読み取ることができる。

1566年10月20日にアルメイダが志岐から送った書簡には、聖務の際に子供たちによっ て構成された 2 つの聖歌隊が歌った様子が記されている。その中で彼は、子供たちが歌う 聖歌を耳にした際の感想を次のように書き残している。

男児の合唱隊と女児の合唱隊が聴く者を驚嘆させるほどの深い信心をもって晩禱を聖 歌により高らかに歌うのを見るのは、我らの主を大いに讃美するにふさわしいことで ある。私には彼らが私より二倍も多く詩篇を知っているように思われ、また、発音と 歌い方がはなはだ巧みなので、これを聞いた人は彼らのことを修道者にして良く文法 を学び、かなり歌に精通した青年に違いないと考えるほどである。31

本章第 1 節でも触れたが、当時の書簡は宣教活動の良い面だけが記される傾向にあった。 アルメイダのこの書簡も、その一例となり得るような文面であると言える。特に引用文の 後半部は、いくぶん誇張した表現がなされているように思われる。しかし、このような文 章が記されたのは、単に日本宣教が順調に進んでいることを誇示したり、良い面だけを見 せようとしたわけではなく、おそらく極東の地で目の当たりにした宣教活動の成果に、ヨ ーロッパ人のイエズス会士が大きな喜びを味わい、純粋に感動を覚えたからではないだろ うか。

以上のように、教会付属学校における音楽教育(歌と楽器の演奏)は、キリスト教の聖 務を荘厳に挙行するという目的のもと、日本宣教の初期の頃から積極的に実施され、実際 にその成果を上げつつあったと言える。

2. 2. 音楽活動の発展とキリスト教の弾圧: 1580 年から 1600 年代初頭まで

1580年、イエズス会はセミナリオを有馬と安土に、コレジオを豊後府内に創設し32、本 格的に日本人聖職者および指導者の養成に取り組み始めた。これらの教育機関は、キリス

³¹ 付録 5 No. 12, p. 21 (Ⅲ-3: 117-118) 参照

³² 有馬は現在の長崎県南島原市、安土は滋賀県近江八幡市、豊後府内は大分県大分市にあたる。

ト教に対する禁教令発布を受けて 1614 年に閉鎖されたが、それまでの約 30 年間に多くの 日本人イエズス会士や指導者を輩出した³³。

セミナリオはイエズス会士が居住する修道院に隣接するように建てられ、より良い教育を行うため、日本では寄宿制が採られていた³⁴。入学者は毎年 20 名から 30 名を定員とし、 創設の年には有馬と安土のセミナリオに合わせて 44 名以上の学生が在籍していたことが、 当時の日本年報に以下のように記されている。

[当] 地方出身の少年のための神学校が二ヵ所開設され、これは日本のキリシタン宗団を維持、発展させうる唯一の確実なる手段であると思われる。(中略)神学校の一つは下〔地方〕に、また、いま一つは都地方に設けられた。両神学校にはすでに四十四名以上の日本の少年がおり、彼らの大半は武士および名門の出身で、デウスの御助けにより、同神学校の善い規則を尊守しつつ、日々に成長している。35

「苄〔地方〕」とは豊後を除く九州一帯のことであり、下の神学校は有馬のセミナリオを指している。「都地方」は山口から安土に至る地域から成っており、都地方の神学校とは、安土のセミナリオのことである。したがって、引用文の冒頭の「〔当〕地方出身の少年」とはこの場合、日本人少年のことを指していると考えられる。この記述からは、日本のセミナリオの入学対象者が日本人少年に限られていたということに加え、そのほとんどが身分の高い家庭の青少年であったこともわかる。

さらに、この文書には、神学校に規則が設けられていたことも示されている。この規則とは、ヴァリニャーノが日本のセミナリオ創設にあたって 1580 年 1 月に作成した『神学校内規 Regimento para os Seminarios na Japan 1580 Para nuestro Padre General』のことである。記述したように、1580 年以前の日本ではイエズス会は統一したカリキュラムやテ

³³ イエズス会は、1592~1593 年頃、これらの教育機関とは別に「画学舎」という施設を天草志岐に設立した。この施設は、日本国内で刊行する本(キリシタン版)の挿絵や表紙の作成や、聖画を描く画学生の養成を目的としており、1600 年まで 10~20 名が油彩画や銅板彫刻、楽器製作などに専門的に従事していた。画学舎の設立には、1590 年に天正遣欧使節が帰国し、キリシタン美術の学習が盛んになったこと、活字印刷機が導入され、キリシタン版が刊行されるようになったことが大きく影響している。また、この時期はキリスト教への弾圧が強まっていた頃であることから、本の刊行や楽器製造など必要なもの全てを国内で賄い、キリスト教に関わる活動を組織化することによって、日本人が自力で信仰を維持できるようにするという目的もあったのではないかと推察される。

³⁴ 当時のヨーロッパにおけるイエズス会の学校は全寮制ではなかった。一方で、当時の日本では全寮制による教育が一般的であった。(片岡千鶴子、片岡瑠美子 1987: 23)

³⁵ 付録 5 No. 15, p. 21 (Ⅲ-5: 219-220) 参照

キストを持たず、200 校に及ぶ教会付属学校で個々に教育活動を行っていた。そのような中で『神学校内規』作成に至ったのは、将来の聖職者を育成するセミナリオには、教会付属学校よりも質の高い、体系的な教育体制が必要だったためと考えられる。

『神学校内規』は、ヴァリニャーノが当時の日本の事情に合わせて作成したものであったため、その中にはヨーロッパの教育機関にはない日本独自の規則が見られる。例えば、先に挙げた全寮制の他に、食事は日本食であること、関連施設は畳や茶室を備えた日本風の造りであることなどが挙げられる36。学生には着物の着用が義務付けられ、彼らに日本の礼儀作法を身につけさせる必要があることも記載されている37。さらに、日本宣教に従事するヨーロッパ人のイエズス会士たちにも、肉食を断つことや日本語の習得が課せられていた。また、彼らは日本社会への順応を目指し、着物の着用や礼儀作法等の社会的習慣についても可能な限り日本人に倣うよう努めていたとされる38。

セミナリオの授業には、日本語やラテン語の読み書き、文法、哲学、神学などがあり、素質のある学生には、教会での聖務のために歌やクラヴォ、ヴィオラ等の楽器の演奏も教えていた³⁹。また、『神学校内規』にも記されているように、日本の礼儀作法や道徳を教える時間も設けられていた。ヴァリニャーノは、自身が 1583 年に作成した『日本諸事要録 Sumario de las cosas de Japon 1583』 ⁴⁰において、再度、「日本固有の礼儀、慣習および儀礼」をセミナリオで教えられなければならないと記している⁴¹。イエズス会がこのように日本の作法や慣習を重視した教育を行ったのは、おそらく、将来的に日本で聖職者や指導者として活動していくためには、日本人としての教養を子供たちに身に付けさせる必要があると考えていたためであろう。

セミナリオではこのように複数の科目がカリキュラムに組み込まれていたが、その中で も特に重要だったのは、日本語、ラテン語、音楽だと考えられる。なぜなら、当時の生徒 の成績表にこの3科目の記入が必須となっていたからである。

³⁶ インドやマカオなどに建てられた関連施設は、ヨーロッパ風の建築であったとされている。(片岡千鶴子、片岡瑠美子 1987: 23)

³⁷ Regimento para os Seminarios na Japan 1580 Para nuestro Padre General. (有馬のセミナリヨ建設 構想策定委員会編 2005: 20-26)

³⁸ 青山 1984: 19、五野井 1990: 47-48, 118

³⁹ "Alem disto aprenderão os que tiverem para isso abilidade de cantar e tanger cravo e violas e outros semelhantes instromentos que sirvirão pera o culto e carrimonias da igreja e para as festas solennes que nelas se fazem." Regimento para os Seminarios na Japan 1580 Para nuestro Padre General. Jap, Sin. 2, f. 37v. (有馬のセミナリヨ建設構想策定委員会編 2005: 32)

⁴⁰ Jap, Sin. 49, ff. 290-291v.

^{5111. 2, 1. 577.}

⁴¹ 有馬のセミナリヨ建設構想策定委員会編 2005:41,45

セミナリオの音楽教育には大きく 3 つの目的があった。第一は、ミサをはじめ、その他の聖務をより荘厳に挙行するために、美しい音楽を演奏できるようにすることである。第二は、学生が自らの信仰をより深め、さらに宣教地の人々(異教徒)のキリスト教化を進めるためであり、第三は、学校内を健全な状態に保つようにするためである⁴²。セミナリオの創設以前の状況に鑑みると、この 3 つの目的のうち、特に第一および第二の目的が中心に据えられていたと考えられる。

『神学校内規』には、「セミナリオの少年のための時間割 Distribuição das horas pera os mininos do Seminario」も記載されている43。その中で、音楽に関しては以下の3つが挙げられる。

- 7、2 時から 3 時までは、歌唱と楽器を弾くことに使い、余った時間は休養にする。そして、そのために大いに素質ある者が選ばれる。教師はさらに上達した者の助けを 得て、一人一人が教えるための時間を有し、〔教師の〕代行ができるようにする。
- 12、祝日のない週には、水曜日の 1 時以降に休みが与えられる。このため、日本語の 読み書きの時間は二時間のみになり、残りの時間は休息とする。しかし、いっとき の間はクラヴォやヴィオラ、及びその他の類似の楽器を弾いたり、多声部聖歌を歌 うことにあてる。
- 14、日曜日と祝日には、食後に菜園か野原へ行って楽しむ。そして、雨天あるいは寒 さが厳しくて行くことができない時には、終日、家で休息する。しかし、楽器の弾 奏や歌唱に上達している者はいっときの時間をこれにあてる。44

_

⁴² アルバレス 1987:28

⁴³ Jap, Sin. 2, ff. 35-39v.

⁴⁴ "7. Das duas até as tres gastarão em cantar, e tanger recreando-se no tempo que sobejar, escolhendo-se os que forem pera isso mais aptos. E ajudanho-se o mestre dalguns que saibão mais pera que tenha tempo e possa suprir em ensinar hum e outro.

^{12.} Não avendo festas entre soman se lhe dara em a quarta-feira a sueto da huma hora por diante, de modo que terão somente duas horas de ler e escrever Japão, e o mais terão de recreação, gastando todavia hum pedaço de tempo em tanger e cantar canto d'orgão, cravo e violas, e outros instrumentos semelhantes.

^{14.} Hos domingos e festas depois do jantar irão anfolgar à quinta ou ao campo, e sendo tempo de chuiva, ou de muito frio que não possão ir terão todo dia recreação em casa, gastando todavia hum pedaço de tempo em tanger e cantar os que souberem." (有馬のセミナリョ建設構想策定委員会編 2005: 27-28, 38-39 より抜粋)

この時間割では、まず、音楽のための時間を毎日設け、音楽の授業では歌と楽器の演奏を 行うことが定められている。また、ここでは授業で使用する楽器を「クラヴォやヴィオラ、 及びその他の類似の楽器」としているが、1581年に有馬と安土の両セミナリオにオルガン が設置されて以降は、オルガン、クラヴォ、ヴィオラを中心に授業が行われた。

このように使用楽器が3つに絞られた背景には、1580年に出された『イエズス会士服務 規定』が影響していると考えられる。この規定には、ヴァリニャーノの来日後すぐに開か れた会議の決議が盛り込まれており、日本におけるこれまでの音楽事情を考慮して次のよ うな対応策が示されている。

日本人は我々の諸種の楽器とオルガン伴奏唱歌を学び且聴いているが、その努力は乏しく、(中略)成果は皆無であり(中略)。かかる事情を鑑み、今後セミナリオにおいてはオルガン伴奏歌唱の学習も、鍵盤楽器を除き、ビオラ、ハープ、ラベル〔三弦楽器〕その他の楽器の演奏も、教授してはならない。但し、グレゴリオ聖歌、オルガンその他教会の典礼に使用し得る鍵盤楽器の弾奏のみ教授すること。そして今後、我がイエズス会の教会におけると同様、オルガン伴奏歌唱ではなく、むしろグレゴリアーノというカント・リャノ、あるいは我々の方法に従い、常に単純な音調の歌唱を使用すること。但し、長崎においては、同地に来るポルトガル人に関しては使用されること。45

この規定を作成するにあたり、日本で働いていたイエズス会士たちがこれまでの経験を踏まえて、ヨーロッパの教会音楽に対する日本人の反応と習得能力について話し合ったことが窺える。この引用文に記されている「オルガン伴奏歌唱」は、「カント・デ・オルガノ canto de órgano」の和訳である。これまでの研究において、キリシタン時代にイエズス会士が記した資料の解読、翻訳に関しては、史学や言語学の専門家によるところが大きい。そのため音楽に関する用語を訳すことは難しく、当初は"canto de órgano"も「オルガンの歌」と直訳されていた。その後、キリシタン研究が進むと、「オルガン伴奏歌」や「重唱歌」と訳されるようになり、音楽分野からの研究が充実してきた現在では、一般に、「多声音楽」や「多旋律聖歌」、「多声部聖歌」と訳されることが多くなっている。

この「カント・デ・オルガノ」に対し、「カント・リャノ」は、単旋律聖歌のことを指し

⁴⁵ ロペス・ガイ 1976: 25 cf. Valignano Obediencias, f. 140r.

ている。したがって、日本では 1580 年より前から、グレゴリオ聖歌に代表されるような単 旋律聖歌と多声による聖歌が歌われていたと考えられる。しかし、この規定では、聖歌は 単旋律のグレゴリオ聖歌が推奨されており、また、使用される楽器は原則としてオルガン をはじめとする鍵盤楽器に限定されている。ただし、ヴィオラに関しては、その後もセミナリオで継続して教えられていた。おそらく、この楽器が日本宣教の初期の頃から使用されていたことや、利便性に優れている点がその大きな理由だろう。いずれにせよ、『イエズス会士服務規定』に見られるこうしたイエズス会の措置から、当時の日本でヨーロッパの音楽を教えることの難しさが垣間見える。

しかしながら、この服務規定には、その内容を見る限り日本の事情を考慮した側面もあるが、それと同時に当時のカトリック教会の方針も反映しているように思われる。なぜなら、その文章が1563年に閉会したトリエント公会議で決められた内容と酷似しているからである。当時のカトリック教会は、言葉を重視する観点から単旋律聖歌を推奨し、教会で使用できる楽器は原則としてオルガンだけとし、世俗的要素を含む不適切な要素を教会音楽から排除するという方針を、トリエント公会議を通して打ち出していた46。この点を踏まえ、今一度、『イエズス会士服務規定』に目を向けてみると、そこでは多声ではなく、単声の聖歌を使用するよう定められ、楽器に関してもオルガンあるいはそれと同類の聖務に必要な楽器のみ使用が認められている。この当時のカトリック教会とイエズス会の関係を考えると、日本のイエズス会の教育機関においてもカトリック教会の方針を反映させていたと捉えることはそう難しくはないだろう。すなわち、未知の文化や宗教を学んでいる日本人への配慮と、当時のカトリック教会の伝統へ立ち返ろうとする姿勢が、より簡素な音楽を使用するという点で合致し、1580年に作成された『イエズス会士服務規定』に反映されたのだと推察される。

一方 1580 年には、ここまで見てきた 2 校のセミナリオの他に、コレジオも設立されている。コレジオは、セミナリオを修了した生徒の中で聖職者になるためにさらなる教育を希望する者が進学する教育機関であった。コレジオの学生数はセミナリオよりも少なく、最初は 7、8 名であったとされる⁴⁷。コレジオでは、まず、一般教養としてリベラル・アーツを修め、その後、哲学と神学を修めるというカリキュラムになっていた。また、授業では

⁴⁶ この点については、第2章第1節で考察した通りである。

⁴⁷ 松田 2008: 101

ウェルギリウスやキケロ等の古典作品などが扱われており48、日本のコレジオにおいても当時のヨーロッパのイエズス会学院に類似した教育体制が敷かれ、教材も同等のものが使用されていたと言える。しかし、日本のコレジオは、1594年にマカオに聖パウロ学院(コレジオ)が創設されたことに伴い49、教育体制が見直されることとなった。すぐに新たな教育体制が整えられ、日本のコレジオの生徒は、日本でリベラル・アーツと哲学の課程を修めた後、マカオの聖パウロ学院において神学課程を修めることになった50。

日本のコレジオにおける音楽の授業は、ヨーロッパのイエズス会学院と同様に、リベラル・アーツのひとつとして行われていた。日本では、一般教養としての音楽理論の授業に加えて、実技の教育も施されていたようである。そのことを証明する当時の記録を以下に引用する。

当コレジオには優秀な一聖歌隊が養成されており、司教はこの聖歌隊によって祝日をきわめて荘厳に挙行し、その他の司教の祭式を一定の季節に挙行している。何故なら、上述の生徒は「童」唱「歌」、グレゴリオ単音聖歌、およびクラボ、オルガン、ビオラ、その他典礼やこのキリシタン教界のために使用する楽器の演奏を当コレジオにおいても学んでいるからである。51

これは 17 世紀初期に長崎で記された報告書の一部であるが、有馬のコレジオの院長による報告にも同様の内容が記されている52。これらの記録から、コレジオでの音楽教育は、セミナリオと同じく、実際の聖務において演奏することを見据えていたと言えるだろう。それに加えて、「布教及び教化の手段として、音楽を有効に用いることのできる人材の育成」がコレジオにおける音楽教育のひとつの目的であったとも指摘されている53。また、この記述には、コレジオでは、学生たちによって優秀な聖歌隊が組織され、単声と多声セミナリオとコレジオの教育機関としての位置づけに基づいて考えると、セミナリオよりも実践的で高度な音楽教育が行われていたと推測できる。

50 松田 2008: 155-156

_

⁴⁸ 片岡千鶴子、片岡瑠美子 1987: 62

⁴⁹ 付録 6, p. 29 参照

⁵¹ ロペス・ガイ 1983: 160 司祭ディエゴ・メスキータが長崎の修道院から記した文書である。cf. British Museum, Add. Mss. 9860, f. 36r.; Jap. Sin. 54, f. 195r.

⁵² ロペス・ガイ 1983: 160 cf. British Museum, Add. Mss. 9860, f. 38r.

⁵³ アルバレス 1987:27

以上のように、1580年に日本に創設されたセミナリオとコレジオでは、開校当初からしっかりと定められた規則やカリキュラムに従って教育が施され、当時の報告によると、比較的早い段階からその成果を出していたと言える54。

その後も、セミナリオとコレジオの発展や学生たちの成長が、書簡や報告書を通して東洋の他の宣教地やヨーロッパに居るイエズス会士たちに伝えられている。1582 年 2 月 15 日付でガスパル・コエリョ Gaspar Coelho⁵⁵がイエズス会総長に宛てて記した報告には、デ地方における少年たちの様子が次のように綴られている。

(下地方の少年たちは)一般に、記憶力と才智においてはヨーロッパの少年より大いに勝っている。というのも、我らの文字は彼らがほとんど目にしたことのないものであるにもかかわらず、わずか数ヵ月で読み書きを覚えるからである。彼らがヨーロッパの神学校において養成される少年たちよりも優れていることは否めない。(中略)ラテン語は彼らにはきわめて難しいにもかかわらず、学問における記憶力と熱意が大いに彼らの理解を助けているので、我ら〔ヨーロッパ〕の少年と同じ時間、もしくは少ない時間で良きラテン学者となるように思われる。また彼らはオルガンで歌い、クラボを弾くことを学び、すでに相当なる合唱隊があって、彼らの多くは容易に盛式〔荘厳〕ミサを歌っている。56

ここでは、特にラテン語と音楽について記されている。ラテン語に関しては、「記憶力と才智においてはヨーロッパの少年より大いに勝っている」、「ヨーロッパの神学校において養成される少年たちよりも優れていることは否めない」と評し、日本人がヨーロッパ人にも勝るとも劣らないことが強く主張されている。このことから、日本で活動するイエズス会士たちはヨーロッパのイエズス会学院における教育を確実に意識し、少なからず目標としていたことが推察される。音楽に関しては、学生たちが盛式ミサで楽器も歌も容易に演奏できるほどの技術と質を持っていたと記されている。また、同報告書には、織田信長が安

⁵⁴ 当時の日本のコレジオにおける音楽教育に関しては、未だ不明な部分が多い。コレジオでの教育活動全般に関しては、そこで発行された諸書籍をはじめ、学生に関する記録やイエズス会士による報告書など、多くの研究材料が現存しているため、さらなる研究の余地があると指摘されている。(cf. 石橋 2000:87) 55 1530 年ポルトガル生、1590 年加津佐(現長崎県南島原市)没。1572 年に来日。1581 年に日本がイエズス会の準管区に昇格された際、ヴァリニャーノによって初代準管区長に任命される。在任中、彼はキリシタン領主への軍事支援に積極的であり、こうした行為がキリスト教弾圧を助長したとも言われている。 56 付録 5 No. 16, p. 22 (Ⅲ-6:11) 参照

土の修道院を訪れ、少年たちのクラヴォとヴィオラの演奏を聴いて大いに喜んだ様子も報告されている。したがって、1582年の段階では、日本人青少年への音楽教育が順調に進んでいたと言えるだろう。

しかしその一方で、宣教活動を進める環境としては、当時の日本はやはり様々な面で整備されていなかった。日本人青少年への教育活動は、そうした状況を改善することにも貢献していたようである。その一例が 1581 年の年報に見られる。

今日までに日本へ渡来した事物の内、日本人がもっとも好んだこと [の一つ] はオルガン、クラボ、ビオラを弾奏することであった。そのため我らは今では二台のオルガンを、一台は当安土山に、またいま一台を豊後に所有しており、各地にはクラボを備えている。少年たちが [これらを] 学び、ミサやその他の祝祭ではヨーロッパの祝祭における歌手その他の設備の不足を彼らによって補っている。57

安土のセミナリオと豊後のコレジオにオルガンが設置されたことが、この年報によって初めて明かされている。それまでの日本宣教では、オルガンが日本に持ち込まれていなかったため、主にクラヴォやヴィオラがといった楽器を使用していた。日本へのオルガン導入が実現したのは、1577年に当時日本で活動していたイエズス会士、オルガンティーノGnecchi-Soldo Organtino58がイエズス会総長に宛てた書簡で、「もし多数の聖歌隊とオルガンその他の楽器を持つことが出来れば、わずか一年のうちに、都および堺の人々を全て改宗させることができるだろう」と記したことによる59。彼はそれまでの経験から、日本宣教で音楽を使用すること、そしてオルガンを導入することが、日本人のキリスト教化に役立つという考えに至ったのである。このオルガンティーノの要望により、1579年にヴァリニャーノがゴアから2台のオルガンを携えて来日した。そのオルガンは移動する先々で演奏されていたという点から、持ち運びできる小型のものであったと考えられている60。その後、安土と豊後に1台ずつ設置されると、そこの学生たちはオルガンの演奏も学ぶようになった。以来、日本人たちはオルガン、クラヴォ、ヴィオラの演奏を好み、聖務においても頻

⁵⁷ 付録 5 No. 16, p. 22 (Ⅲ-6: 63) 参照

^{58 1533} 年イタリア生、1609 年長崎没。1570 年に来日し、京都地方で宣教活動に専念した。織田信長の信任を得て、1576 年には京都に南蛮寺を、1580 年には安土にセミナリオを建立した。

⁵⁹ 1577 年 9 月 29 日付オルガンティーノからイエズス会総長メルキュリアン宛て(横田 2000: 86)

⁶⁰ 進藤 2007: 31

繁に演奏した。しかし、このオルガンの導入は単に日本人の嗜好に応じたのではなく、現 実的な問題として、「歌手その他の設備の不足」を補うために利用されていた。したがって、 聖歌を歌う際にはオルガンやクラヴォといった鍵盤楽器、利便性に優れたヴィオラを伴う ことが多かったと考えられる。

しかし、1587年に伴天連追放令が出されて以降、日本ではキリスト教を弾圧する動きが見られるようになり、その影響を受けて教育機関も移転や合併が繰り返され、厳しい環境下での活動を強いられるようになった。まず、1587年頃に安土のセミナリオが有馬のセミナリオに併合され、その後、有馬のセミナリオも場所を転々とした。そのような状況の中でも、学生たちは熱心に勉学に励んでいたとされる。特に1590年にヨーロッパから天正遺欧少年使節が帰国してからは芸術活動が一段と活発になり、彼らがセミナリオの学生たちに音楽の演奏を直接教えたことで、学生の演奏技術が向上したことが当時の年報に記されている⁶¹。

1596年の年報には、引き続き毎日、歌と楽器の演奏のための時間が設けられていることが記されている。

(有家の)神学校には、種々の楽器を非常に巧みに熟練して奏して、一同を感嘆させる者たちが大勢いる。毎日彼らは、あるいは聖歌を練習し、あるいはオルガンを弾くために、定められた時間をもっている。62

1580年に作成された『神学校内規』では、クラヴォやヴィオラの名前が挙げられていたが、この記述にはそれらの楽器名は見られず、オルガンの名前のみ挙げられている。歌とともにオルガン演奏のための時間が毎日設けられるようになっているのは、おそらく日本にオルガンが導入されて以来、ミサや聖務日課といった日々の聖務で使用する楽器はオルガンー台で事足りるようになったことが大きな要因ではないかと推察される。ただし、「種々の楽器」と記されているように、主日や祝祭日の聖務では盛大な音楽が必要となるため、教育機関ではオルガン以外の楽器の演奏も継続的に教えられていたと考えられる。

1602/1603年の年報では、長崎のセミナリオにおいて、教会のためにオルガンやその他

⁶¹ ルイス・フロイスの 1591/1592 年年報 (片岡千鶴子、片岡瑠美子 1987: 46)

⁶² 付録 5 No. 23, p. 25 (I-2: 170) 参照 「有家」は、現在の長崎県南島原市に位置する。

の楽器製作まで行われるようになっていることが報告されている⁶³。したがって、キリスト 教弾圧の影響を受けながらも、日本の教会は複数の楽器を用いた聖務が執り行われ、セミ ナリオでも音楽教育が続けられていたことがわかる。

1612年には、有馬のセミナリオが長崎にあるトードス・オス・サントス Todos os Santos⁶⁴ に併合され、70名以上の生徒がそこに籍を置いた。日本のセミナリオでは、開校当初から生徒の成績表に日本語、ラテン語、音楽の評価が必須であったが、こうした厳しい状況下でも、彼らがこの3科目の勉強を滞りなく続けたことが当時の記録に残されている⁶⁵。このことから、セミナリオの教育の中でも、この3科目がとりわけ重要であったことが読み取れる。その後、日本にあるセミナリオ、コレジオは1614年に全て閉鎖された。有馬のセミナリオは、直ちにマカオへと避難し、日本の生徒はマカオで教育を受けることとなった。

以上見てきたように、日本では、教会付属学校が作られ始めた 1560 年頃から教育の一環として音楽が扱われてきた。1580 年に将来の指導者を養成する目的でセミナリオとコレジオが創設され、教育活動のための環境が整備されると、音楽教育も本格化し、演奏技術の発達、音楽活動の発展へと繋がっていった。こうした音楽教育は、聖務における演奏をひとつの目的としていたため、教育カリキュラムにおいても重要な科目となっていた。また、音楽の授業や聖務において使用された楽器や歌われた聖歌は、ヨーロッパで演奏されているものと変わりなく、教授法や学生の演奏技術に関しても日本とヨーロッパの間に大きな差はなかったと言える。

3. 音楽の使用

3. 1. 音楽活動の導入期: 1560 年頃から 1580 年まで

イエズス会の日本宣教は教育機関の発展と音楽教育の発達に伴い、各聖務での音楽の演奏も充実していった。では、音楽は日本宣教において一体どのような役割を果たしていたのだろうか。当時日本で執り行われた聖務における音楽の使用法と、その変遷を追いなが

-

⁶³ 松田 2008: 184-185

 $^{^{64}}$ 諸聖人の意。 1569 (永禄 12) 年に長崎に最初に建てられた教会。 16 世紀末からセミナリオ、コレジオ、印刷所、修道院などが移設され、禁教令が発布される 1614 年まで存続した。

⁶⁵ 付録 5 No. 27, p. 26 (Ⅱ-2: 12) 参照

ら考察していく。

聖務の中で最も音楽が演奏されることが多かったのは、やはりミサであった。しかし、 聖務日課では子供たちによって組織された聖歌隊が聖歌を歌い⁶⁶、 行 列 では連祷と詩篇 を歌うことが当時の日本では通例となっており、また宗教劇においても音楽は演出の重要 な要素となっていた⁶⁷。したがって、日本における教会音楽の発展には、教育機関での音楽 教育の発達とともに、このような実際の聖務での経験も大きく関係していると言える。

日本で最初に行われた音楽を伴う聖務は、1552年の降誕祭に山口で執り行われた歌ミサであるとされている。このミサを通して、日本人もイエズス会士たちの歌を聞いたと言われている⁶⁸。キリシタン史研究の第一人者である海老澤は、それ以前に日本で挙げられていたミサは、聖職者の数が少なかったこともあり、全て読唱ミサであったとの見解を示し、この山口での出来事を日本における最初の歌ミサであるとしている⁶⁹。なお、この史実は、日本における西洋音楽発祥の論拠にもされている⁷⁰。1552年の降誕祭以降、歌ミサの挙行は日本各地へ広まっていった。さらに1560年頃から教会付属学校において少年たちへの音楽教育が開始され、少年聖歌隊が組織されると、一層盛んに歌ミサが挙げられるようになった⁷¹。

ちょうど同時期の 1560 年、降誕祭の日に府内で音楽を伴う宗教劇が上演されている。これが日本で最初の音楽を伴う宗教劇の上演であると言われている⁷²。この時の題材は、聖書から選ばれた種々の物語であり、日本人のキリスト教徒によって日本風の歌を伴って演じられた⁷³。この上演以降、日本各地で降誕祭や復活祭、三位一体の主日といった祝祭日に、聖書の物語を題材とした多数の宗教劇が上演されるようになった。これまでの研究で、それらの宗教劇が「単なる台詞劇でなく、音楽劇であって、邦語の歌謡が重要な役割を占めており、演者がおもな台詞、聖書の句などを独唱したり、黙劇の場合でも聖堂内の一定の場所に控えた聖歌隊が詞章を唱い、あるいは台詞を交互に唱い、場と場、幕間などにも歌唱や朗読が挿入されたもの」であったことが明らかとなっている⁷⁴。

⁶⁶ 付録 5 No. 12, p. 21 (Ⅲ-3: 117-118) 参照

105

⁶⁷ ロペス・ガイ 1983: 144-147

⁶⁸ 五野井 2012: 45; 横田 2000: 56; 海老澤 1983: 28

⁶⁹ 海老澤 1983:28 「読唱ミサ」の詳細は、第2章第1節で述べた通りである。

⁷⁰ 横田 2000: 53-63

⁷¹ 海老澤 1983: 30

⁷² 対話形式のものは、1553年の降誕祭に山口で行われたのが始まりとされている。

⁷³ 付録 5 No. 1, p. 18 (Ⅲ-1: 372) 1561 年 10 月 1 日付ルイス・デ・アルメイダの書簡 cf. 五野井 2012: 46

⁷⁴ 海老澤 1983: 67-68

1562年には、当時日本で宣教活動に従事していたアイレス・サンチェスが、複数の祝祭日に宗教劇が上演されたことを以下のように報告している。

復活祭の日には、復活の行列において聖書の幾つかの事柄、例えばイスラエルの子らのエジプト脱出が演じられた。(中略)また、鯨の中から現れた預言者ョナの話や、その他これに類した話が上演された。行列の後に人々のために受難の悲しみと復活の喜びを対比する演出を行なって訓戒となした。(中略)本年の他の祝祭においてもキリシタンらは降誕祭の日のように幾らか劇を演じた。彼らはキリストの誕生の前にノアの時代の世界の洪水と彼の箱船への乗船を演じ、その後でロトが捕らわれの身となったことやアブラハムの勝利を演じた。(中略)最後に牧者らが馬小屋に訪れるところが演じられ、終始、演技者にも観衆にも感動と涙が見られた。演劇が終わると彼らは深い信心をもってミサに臨んだ(後略)。75

この記述には、復活祭を祝う²行²列²が、宗教劇を挿入するという形態で盛大に行われたことが示されている。また、ここで挙げられている劇の題材を見ると、いずれも聖書物語によるもので、旧約聖書の物語が多いことがわかる。

こうした宗教劇の上演は、観衆だけでなく演者をも魅了し、多くの日本人に感動を与えていたため、徐々に上演する頻度や題材とする物語が増やされていった。また、観衆の中には異教徒も大勢いたため、宗教劇はキリスト教化に効果的な手段となっていたと考えられる。上記のサンチェスの書簡にも記されているように、「行」列 や宗教劇等の聖務はミサの前に行われることが多く、「行」列 の最中に劇が挿入されることもあり、また時には複数の劇が続けて上演されることもあった76。

イエズス会士、ジョアン・バティスタ João Batista が 1564 年に記した書簡によると、 宗教劇で用いる聖書物語は日本語の韻文に翻訳され、日本人のキリスト教徒はその文言を 暗記して歌っていたようである。1560 年の降誕祭に府内での上演で日本人のキリスト教徒 が日本風の歌を歌ったことが記録に残されていることから、日本の言語や文化を取り入れ た形での宗教劇の上演が最初期の頃から行われていたと言える。バティスタはこのような 宗教劇の上演方法について、「これは当地の人々が異教の歌を棄て、主の歌を歌うために取

⁷⁵ 付録 5 No. 3, p. 19 (Ⅲ-2: 34-35) 参照

⁷⁶ 付録 5 No. 8, p. 20 (Ⅲ-2: 247) 参照

りうる最良の方法の一つであり、かくして彼らは聖書の大部分を暗記するようになる。このことは彼らがいっそう信心を深める上で大きな助けとなっている。」と述べている⁷⁷。その後の記録においても、日本語に訳された劇が観衆に感動を与え、彼らの信仰心を深めることに役立っていると報告されており⁷⁸、当時日本で活動していたイエズス会士が宗教劇を人々の教化に効果的な宣教の手段と捉えていたことは明白であると言える。そのため、彼らは聖書を翻訳して内容を理解し易くし、より日本人の興味を引くよう努めていたのだと考えられる。

イエズス会士たちは、さらに日本人にキリスト教への興味を持たせるため、宗教劇に日本の非キリスト教的要素を取り入れ始めた。1566年に島原で行われた劇において、イエス・キリストの墓の前でマグダラのマリアが琵琶を伴奏に、長唄や短歌、謡曲といった当時の日本でよく歌われていた韻文の形式を用いた歌を歌ったことが報告されている79。この他にも、当時の文書には、劇中、節に古浄瑠璃や舞の本、能狂言のような日本の韻文の形式を取り入れたこと、新作の所作事を間狂言的に行ったこと、盆踊りや日本舞踊、神楽といった要素を挿入したことなどが記録されている80。

当時日本にいたヨーロッパ人のイエズス会士たちは、なぜこのように本来あるべき形態から逸脱するような行為を行ったのだろうか。彼らは、元々、日本の音楽や日本人が歌う歌を不快に感じることが多く、「はなはだ不調和で聴くに堪えないので、これを十五分間耳にすることは相当な苦痛である。」と書簡にも記したほどであった®し、しかしその一方で、日本人が音楽や舞台を非常に好む人種であることや、日本人がヨーロッパの音楽を嫌っていることも綴っている。このような記述から考えると、イエズス会士たちは日本の音楽や芸能、人々の性質を把握した上で、日本では特に音楽と宗教劇を宣教の手段とすることに決め、それらを通して日本人の興味、関心をキリスト教に向けさせようと試みたのではないかと推察される。しかし、東西の文化の差があまりにも大きく、それらをヨーロッパと同じ様式で実施しても日本人の関心を持続させることは難しい。そのため、日本人がより親しみやすさを感じるような日本的要素をそこへ取り入れる必要があった。したがって、

-

⁷⁷ 付録 5 No. 7, p. 20 (Ⅲ-2: 239) 参照

⁷⁸ 付録 5 No. 11, p. 21 (Ⅲ-3: 163) 参照

^{79 『}新カトリック大事典』1:357 cf. フィゲイレド1566年9月12日付 Cartas, f. 225. インモース 2009:357、海老澤 1983:72

⁸⁰ アルメイダ 1565 年 10 月 25 日付; モンティ 1564 年 10 月 9 日付豊後発 Cartas I, f. 154; Frois, Geschichte, s. 161. など。(cf. 海老澤 1983: 72-74) 海老澤はこれらの点について、和洋折衷文化が生み出されていたようである、と指摘している。

⁸¹ 付録 5 No. 20, p. 24 (Ⅲ-6: 286) 参照

日本で上演される宗教劇は、その構成要素としては望ましくない非キリスト教的な側面を 持たざるを得なかったのである。

イエズス会士たちが宣教活動の一環である宗教劇に日本的要素を取り入れたことは、これまでのキリシタン音楽研究においても「西洋音楽との出会い、不思議な融合、東西の混淆」⁸²、「日本演劇との融合、娯楽的演劇の挿入」⁸³などと言われ、注目されてきた。それらの研究では、イエズス会のこうした行動が特殊なこととみなされる傾向にある。例えば海老澤は、当時イエズス会が行った宗教劇に狂言や幸若舞といった日本の要素が挿入された事について、「土着化の反面、劇の本来の性質と目的に弊害を及ぼす恐れがある」⁸⁴と指摘し、カトリック教会が当時から宗教劇の非宗教性と不道徳性に批判的であったと言及した上で、ヨーロッパでは土地の芸能との密接な関連には種々の制限が設けられていたと述べている。しかし、ヨーロッパと日本では宗教劇上演の目的が異なっていたことに加え、日本の要素を導入するに至った経緯を考慮すると、それは土着化とは言えない。同様に、東西文化の融合と一言で片付けることも出来ないだろう。

また、先行研究では、こうしたイエズス会の日本宣教における日本的要素の導入が「ポルトガル宣教師たちの温かい配慮を感じさせるとともに、日本人の西洋文化を意欲的に摂取しようとした姿勢を感じさせる」85と、日本側からの視点で非常に好意的に捉えられることも少なくない。しかし、当時のイエズス会士の立場から見ると、そこには日本人への配慮というより、宣教活動を進める上でその方が人々の教化に期待できるというより現実的な大きな理由があった。この点を見落としてはならないだろう。このような理由から、日本で活動していたイエズス会士たちは、日本人に受け入れられ易い宗教劇を作ることを第一に考え、日本的要素を導入していたのである。

日本的要素の導入は徐々に勢いを増し、そうした日本宣教の様子はローマのイエズス会本部にも伝わった。イエズス会本部は、日本宣教における過度な日本的要素の導入を問題視し、1577年に当時の総長エヴェラール・メルキュリアンの規定として、『日本で守られるべき総長〔による〕服務規定』を日本のイエズス会士に通達した。その中には、1560年代までに日本で行われていた宗教劇上演に関する報告を受け、次のような内容が記されていた。

⁸² 横田 2000: 80, 267

⁸³ 海老澤 1983: 74

⁸⁴ Ibid., p. 74

⁸⁵ 竹井 1995: 33

喜劇と悲劇の上演は、ごく稀れにし、ラテン語以外、および教会内では禁止する。但 し、対話その他一部の劇は、たとえ教会内でも、ある種の行列あるいはその他同様な 機会であれ、少年の一部の文句を日本語で行っても差支えない。しかし大半の劇は、 何時それを許可すべきであるかを審査する管区長の特別な許可がない限り、上演して はならない。86

この通達によって、世俗的な悲喜劇や狂言などの日本的要素や非キリスト教的要素の導入、 および娯楽目的での上演が明らかに禁止された。また、宗教劇の上演は原則としてラテン 語に制限されたが、その一方で、青少年への教育目的や宗教的な目的であれば日本語での 上演が許されている87。つまり、イエズス会本部は、日本における宗教劇の上演方法を制限 し、適切な目的とそれに相応しい形態での実施を望んだのである。

その後は、上演頻度こそ減少したものの、宗教劇への非キリスト教的要素の導入に関す る報告が消えることはなかった。このことから、日本ではすでにそのような形態での宗教 劇の上演が定着し、日本人にとっての楽しみのひとつとなっていたのではないかと推察さ れる。さらに、イエズス会の日本宣教において、非キリスト教的要素は人々のキリスト教 化に大きく貢献する、非常に重要な役割を担っていたと言える。

3. 2. 音楽活動の発展とキリスト教の弾圧: 1580 年から 1600 年代初頭まで

1580年に創設された日本のセミナリオとコレジオでは、当時のヨーロッパのイエズス会 学院に見られるように、教育の一環として宗教劇を上演するという慣習が取り入れられ、 生徒たちが日頃の学習の成果を披露する場となっていた88。それと同時に、宗教劇はひとつ の宣教手段でもあり、キリスト教の普及に大きく貢献していた89。

1582 年 2 月 15 日にガスパル・コエリョが記した 1581 年年報には、日本各地で行われた

⁸⁶ロペス・ガイ 1983: 150-151; 海老澤 1983: 72-74 cf. Jap. Sin. 2, f. 120r, n. 10

⁸⁷ 海老澤 1983:80

⁸⁸ 桑原 2009: 7

⁸⁹ しかし、こうした日本のイエズス会劇に関する記録は、1560年代を過ぎると減少するため、最も盛んに 上演されていたのは1570年頃までの時期であると考えられる。

デデッジングで宗教劇の様子が綴られている90。その中で、デデジングの様子が詳細に描かれている 箇所を以下に引用する。

(高槻での)この(聖週間の)儀式は豪華な装飾品を用い、教会でオルガンを弾くことによって荘厳に執り行なわれる最初のものであったので、驚くほど多数の人が参集した。また、いとも荘厳かつ神聖な墓所が設けられ、無数の人々および鞭打ちの苦行に従う者が多数同所を訪れるので、〔巡察〕師は高槻にいるというよりもローマにいるかのように思ったほどである。復活祭の日には夜明け二時間前に彼らはヨーロッパで行なわれる〔聖体〕行列に比肩しうるほどおごそかに行進して我らの主なるキリストの復活を祝った。行列では様々な色で絵を描いた絹の旗が無数にあったほか、キリシタンは各自が提灯を高々と掲げていた。(中略)これがほとんど無数にあるため行列をいとも荘厳かつ豪華なものにしていた。この祝祭には二万人以上が集まったが、これはキリシタンのほかにも多数の異教徒が来たためで、彼らは後にキリシタンが行なう祝祭の良い点を種々語った。91

この報告書は、極東の日本において「行うが」が華やかに執り行われ、祝日が非常に盛大に祝われていたことを物語っている。また、その時の日本の様子を「ローマ」や「ヨーロッパ」にも劣らないと表現していることから、日本に居るイエズス会士たちがヨーロッパでの挙行形態を念頭に置き、それを日本においても出来る限り忠実に再現しようと努めていたことが窺える。また、宗教劇と同様、「行うが」もキリスト教徒、異教徒を問わず多くの人々を集めることができる聖務であり、良い宣教の場となっていたこともわかる。日本で行われた「行うが」には、大抵の場合、セミナリオとコレジオの学生が参加していた。当時の記録には「皆オルガンに連れてラダイニヤを歌ひつつ進んだ」とあり92、学生たちが歌や楽器を演奏しながら「行うが」に加わっていたことが報告されている。

1585年の年報には、臼杵で行われた降誕祭において、キリシタン大名である大友宗麟の 意向によって「日本風の悲劇」が荘厳に上演されたことが報告されている⁹³。この時上演さ れた劇の詳細は定かではないが、「日本風」という点から考えると、少なくとも日本語で上

⁹⁰ 付録 5 No.16, p. 22 (Ⅲ-6: 14-15; 65) 参照

⁹¹ 付録 5 No. 16, p. 23 (Ⅲ-6: 65) 参照

⁹² 付録 5 No. 21, p. 24 (日本年報下 pp. 72-73) 参照

⁹³ 付録 5 No. 21, p. 24 (Ⅲ-7: 5) 参照

演されたと推測され、その他の日本的要素が導入された可能性も高いと思われる。さらに、1591年の降誕祭に有馬のセミナリオ94の院長が、「神学生たちに慰安を与え、また同時にラテン語の練習をも兼ねて、降誕祭劇を日本語による幕間の余興を添えて演じさせた」ことが報告されている95。ここで記されている「日本語による幕間の余興」は、これまでの研究で、日本語の間狂言を指すと考えられている96。そうすると、1591年の降誕祭劇では、1577年に通達された『日本で守られるべき総長〔による〕服務規定』によって禁止された間狂言が取り入れられていたことになる。報告者であるルイス・フロイスが『日本で守られるべき総長〔による〕服務規定』に反するこの行為を、セミナリオの教育に有益だと評している点は非常に興味深い97。

このような日本で活動していたイエズス会士たちの評価と日本人の反応を受け、巡察師ヴァリニャーノは、1592年に著した『(日本で守られるべきイエズス会士)服務規定』の中で宗教劇の上演について次のように記した。

キリシタンが我々の修院あるいは教会内で、例えば聖人を祝福するために常に行っているような劇を上演する場合、我が会のイルマンは何人たりともそこへ入ってはならない。上述の劇を上演する前に、パードレらはそれを上品優雅にするよう万全の審査を行うこと。仏教歌曲は狂言〔稿本には quiogues〕と称する間劇の上演者が時に習慣としているように、一切、下品野卑にならぬようにすること。98

先行研究では、ここに記されているヴァリニャーノの措置を「厳しい制約」99とみなす見解がある一方で、1577年に通達された『日本で守られるべき総長〔による〕服務規定』よりも「はるかに状況に合わせている」100と評する意見もある。日本宣教における宗教劇を取り巻くこれまでの状況に鑑みると、後者の解釈の方がより実態に即していると言えるだろう。1577年の『日本で守られるべき総長〔による〕服務規定』は、文字通り、当時のイエズス会総長によって定められたのに対し、1592年の『(日本で守られるべきイエズス会士)

⁹⁴ この時、セミナリオは当初開校された場所から八良尾に移転していた。

^{95 1592} 年 10 月 1 日付長崎発ルイス・フロイス 付録 5 No. 22, p. 24 (I -1: 307-308)

この報告が、セミナリオにおけるラテン語による演劇上演の最初の記録とされている。

⁹⁶ 海老澤 1983:81

⁹⁷ 海老澤 1983: 81

⁹⁸ ロペス・ガイ 1983: 151; 海老澤 1983: 81

⁹⁹ 海老澤 1983: 81

¹⁰⁰ ロペス・ガイ 1983: 151

服務規定』は、当時の日本宣教の事情を把握していたヴァリニャーノによるものである。 ヴァリニャーノは、総長が示した規定を蔑ろにはできないが、日本の非キリスト教的要素 の挿入がどれほど大きな効果をもたらすかを十分に認識していたはずである。そのことは、 彼による『服務規定』において、「禁止」という言葉の使用を避け、注意喚起するような柔 軟性を持たせた言い回しがされていることからも推測することができる。

1599年には、全てのイエズス会の教育機関へ向けて『イエズス会学事規定』が制定された。この『学事規定』では、教育の一環として演劇の実施が課され、その題材は神聖なものでなければならず、歌詞はラテン語であるべきと定められている¹⁰¹。これにより、日本の教育機関においても、ラテン語教育を強化する手段として演劇を上演することが改めて定められた。

しかし、この当時の日本は、キリスト教への弾圧が徐々に強まっており、1587年に伴天連追放令が発布され、1590年代には殉教者も出ていた。したがって、表立った宣教活動は控えなければならない状況にあり、宗教劇や行う列をはじめ、音楽を伴う聖務の挙行は難しくなっていたと推察される。教会では聖務を公に行うことができなかったが、その一方で、教育機関内ではそれらを継続することができていた。1593年の年報には、有馬のセミナリオ102で挙行されている聖務の様子が次のように記されている。

普通は大祝日や聖週間に行なうようなことを毎日曜日行なっていて、ミサ聖祭の間に、時にはオルガンなしの本格的なグレゴリアン聖歌を、また時には、オルガン orgão、ビオラ violas d'arco、アルポ arpo、ビオラ viola や大抵の人が上手に弾きこなすクラヴォ cravo などの伴奏で聖歌を歌っています。その上他の地方ではできないことなのですが、ここでは晩課と終課を歌っています。103

この報告から、少なくとも有馬のセミナリオでは音楽を扱う機会が増えており、音楽教育 という側面においては、以前よりもむしろ充実していたと考えることができる。

その後、1598年に豊臣秀吉が没して徳川家康へと政権が代わり、1603年に幕府が開かれると、キリスト教への圧力はさらに強さを増していった。その影響を受け、イエズス会は

¹⁰¹ 『学事規定』の作成にあたっては、ヴァリニャーノが 1580 年に日本のセミナリオのために作成した『神学校内規』も参照されたと言われている。

¹⁰² この頃は、安土のセミナリオと併合され、八良尾に移転していた。

^{103 1593} 年年報 cf. 横田 2000: 269

日本で公然と宣教活動を進めることができなくなり、キリスト教にとって非常に厳しい状況となったが、1600年以降も宗教劇や行列といった大規模な聖務が盛大に挙行されていたことが、当時のイエズス会日本年報に記されている。そこで、1605年の復活祭の日に行われた聖体行列の様子が描かれた報告を以下に引用する。

司教がミサを捧げた後に行列が始まった。(中略)行列ではいろいろの楽器が奏され、 美しく飾られた二台の輿もあった。

人を喜ばせるこの行列にも、普通の行列に現われるいろいろの特長が見られるが、何よりも心を楽しませたのは、日本人の子供たちの踊りであった。一つは日本舞踊、もう一つは西洋舞踊で、西洋舞踊はポルトガル風に、日本舞踊は日本風に衣裳を合せて、美しく装った。行列が休憩するいろいろの所に舞台が設けられ、子供たちがしとやかに、優雅に踊りを踊った。104

注目すべきは、「行"列 に子供たちによる踊りが挿入されている点である。つまり、「日本舞踊」という日本の非キリスト教的要素と、「西洋舞踊」というヨーロッパの世俗的要素が聖務に取り入れられていたのである。また、日本人の子供が西洋舞踊を踊ったこと、そのために日本で子供たちに西洋舞踊が教えられていたことも興味深い105。それぞれ舞踊に合わせた衣装を身にまとった子供たちが音楽に合わせて踊りを披露する様子は、多くの観衆を引きつけ、大きな反響を呼んだと推測される。このように、聖務に日本の要素だけでなくヨーロッパの世俗的要素を導入したことも、日本人の興味を引くための行為であったと考えられる。

さらに、1611年の年報には、イエズス会の創立者であるイグナティウス・デ・ロヨラの 列福を祝う催しが盛大に行われた様子が綴られている¹⁰⁶。

その市(長崎)の聖ドミニコ会、聖アウグスチノ会および聖フランシスコ会の修道会 員らも出席し、この上なく甘美な音楽を楽器で奏し、この祝祭のために近頃作曲され たばかりの福者の讃歌が妙なる調べとともに歌われた。これらのことは、荘厳そのも

¹⁰⁴ 付録 5 No. 24, p. 25 (純心女子短 1985: 86-87) 参照

¹⁰⁵ 西洋舞踊がどのようなものであったかは不明だが、ゴアの例に鑑みると、フォリアなどの民俗舞踊であった可能性も考えられるだろう。

¹⁰⁶ イグナティウス・デ・ロヨラは、1609年7月に当時の教皇パウルス5世によって列福された。

ののうちに執り行なわれ、我らはもはや地の果てにではなく、ヨーロッパのただ中にいるような錯覚にとらわれるほどであった。(中略) 夕方には、市の主要な街路を荘厳に行列が練り歩いた。(中略) 行列では、我らが詩篇や他の福者を称える讃歌を各種の楽器やトランペットの音に合わせて歌い、その後に市の兄弟会の信徒たちが十字架や守護者の旗を携えて続いた。107

ここで注目したいのは、大きく華やかな音色を持つラッパを、キリスト教弾圧が強まっている時期に用いていた点である。この記述からは、祝祭を控えめにするというよりはむしろ、創立者の列福を純粋に喜び祝ったような印象を受ける。この他、1611 年および 1612 年の年報には、聖週間に華麗な装飾を伴って非常に荘厳に「行っ刻が行われ、その様子が日本中に伝わったことや108、長崎では 3 ヶ月ごとに多数のキリスト教徒が集まって華麗で荘厳な「行っ刻を行い、人々の教化が進められていることなどが記されている。実際、この年には長崎だけで1000名以上の人が受洗したと報告されている109。当時、日本の他の地域に比べると長崎はキリスト教に対する規制が緩かったとされているが110、幕府の動向や時代の趨勢から見れば、この時期は苦心惨憺しながら宣教活動が進められていたことは疑いの余地もない。翌1613年の年報にも、「いとも大いなる追害の嵐をまったく恐れずに、聖なる洗礼を受けた聖人は4358名であった。これはかくも多くの苦難の折柄、大いに評価されるべき数である。」という記述が見られ111、苦境に直面しながらもキリスト教が禁止されるまで精力的な活動が続けられた様子が窺える。

以上見てきたように、イエズス会が日本で公に活動した期間は 1 世紀にも満たず、特に後半はキリスト教弾圧の影響により、宣教活動を行うには厳しい状況にあった。それにもかかわらず、禁教令が発布される直前まで音楽を伴った聖務が盛大に執り行われていたことは、特筆すべきことである。それらの聖務の中で、最も日本人のキリスト教化に貢献したのは宗教劇であった。舞台芸術や音楽を伝統的に嗜好してきた日本人にとって、音楽を伴う宗教劇は比較的受け入れ易い形態であり、未知の文化に触れる良いきっかけとなって

¹⁰⁷ 付録 5 No. 25, p. 25 (Ⅱ-1: 207) 参照

¹⁰⁸ 付録 5 No. 25, p. 25 (Ⅱ-1: 220) 参照

¹⁰⁹ 付録 5 No. 26, p. 26 (Ⅱ-1: 286) 参照

¹¹⁰ 教育機関が長崎に併合されることになったのも、そのような理由からである。

¹¹¹ 付録 5 No. 27, p. 26 (Ⅱ-2: 3) 参照

いたからである。イエズス会士たちは、そこへさらに日本やヨーロッパの非キリスト教的要素を挿入し、日本人がより親しみやすい形にした。その結果、日本の人々が宗教劇に大いに感動したため、その上演頻度も高くなっていった。行き過ぎた非キリスト教的要素の導入に対し、イエズス会本部は日本にいるイエズス会士を厳重注意し、厳しい制約を与えたが、日本ではその後も非キリスト教的要素の導入が継続された。このようなイエズス会士の行動についてロペス・ガイは、「音楽の役割がこの国の福音宣布方法に必要」であり、「音楽の適応に努力しなければならなかった」と述べ、ゆえに日本の要素を取り入れたという見解を示している112。それほどまでに音楽と宗教劇は、日本宣教にとって重要な宣教手段であり、宣教活動の一翼を担う要素であったと言えるだろう。

-

¹¹² ロペス・ガイ 1983: 142

第二部 東洋宣教での音楽活動をめぐるイエズス会の内実

第 **5** 章 マカオにおける音楽活動

第5章 マカオにおける音楽活動

イエズス会がマカオで活動するようになったのは、日本宣教が大きく影響している。1549年からの約2年を日本で過ごしたフランシスコ・ザビエルは、その活動の中で中国へキリスト教を広める必要性を感じるようになり、中国宣教へと乗り出した。ザビエルは1552年に日本を去り、一度ゴアへ戻った後、中国を目指して再びゴアを出発した。しかし、その年、中国広東湾沖の上川島で中国本土への入国の機会を待つ間に、ザビエルは熱病にかかり、中国上陸を目前に亡くなってしまう。彼の死後も、イエズス会は引き続き複数の停泊地から中国本土へ入ろうと試みたが、いずれも失敗に終わり、最後の砦であったマカオが中国宣教のための拠点として選ばれた。その後マカオは、18世紀中頃まで中国や日本をはじめとするイエズス会の極東宣教の拠点として黄金期を築いた(図1参照)。

序論でも述べたが、マカオに重点を置いたイエズス会の宣教活動に関する研究が行われ始めたのは、20世紀後半になってからである。そのため、先行研究が充実しているとは言い難い現状だが、近年は、マカオにおける活動の拠点であった聖パウロ学院を中心とした研究が活発になりつつある。本章では、主にこれらの先行研究をもとに、マカオにおけるイエズス会の活動の実態を提示し、東洋宣教におけるマカオの役割を念頭に置きながら、その変遷を追っていく。第1節では、当時のマカオと親交のあったポルトガルや日本との関係に着目しながら、イエズス会のマカオでの活動を概観する。第2節では、マカオに設立されたイエズス会の教育機関の中で最も重要な聖パウロ学院に焦点をあて、そこでの教育体制と

【図1】マカオの所在(中国全図)



音楽教育について考察する。第3節では、音楽を伴う聖務の実例を挙げながら、マカオにお ける音楽の使用法を明らかにしていく。

1. 宣教活動の概観

ポルトガル人が最初にマカオへ到達したのは、日本到達より 30 年も早い 1513 年であった。第 2 代インド総督アルブケルケがゴアを占領してから、3 年後のことである¹。ポルトガルは中国との交易を開始するにあたって、武力を用いることはしなかった²。1557 年頃にマカオにポルトガル人が定住するようになった際も³、ポルトガルは事前に中国の地方官憲の許可を得ていた。したがって、マカオの領有権はその後も中国にあり⁴、イエズス会が宣教活動を行っていたこの当時のマカオは、ポルトガルの植民地ではなかったのである。こうしてマカオが貿易港として機能し始め、ゴア、マカオ、日本という航路が確立されると、マカオの港には多くのポルトガル商船が往来するようになった⁵。イエズス会の極東宣教の財政は、こうしたポルトガルが行っていた交易から得られる利潤によって支えられた。

ョーロッパの資料にマカオの地名が最初に現れるのは、マカオを訪れたイエズス会士による 1555 年の書簡とされている6。1563 年に3名のイエズス会士、すなわち、フランシスコ・ペレス Francisco Perez、マヌエル・テイシェイラ Manuel Teixeira、アンドレ・ピント Andre Pinto がマカオに留まり、この地で初めて宣教活動を開始した7。以降マカオは、中国、日本、インドシナを中心とするイエズス会の極東宣教の中枢としての役割を果たしていった。イエズス会士が定住した後のマカオでは、1569 年に聖ラザロ教会と聖ロレンソ教会、1579 年には聖フランシスコ礼拝堂、1582 年に聖パウロ教会、1608 年に聖アントニオ教会と、次々に関連施設が建立されていった8。また、1571 年には日本宣教に必要な司祭を

1 付録 6 および第3章第1節参照

4 当時の中国は明王朝の時代であった。マカオが正式にポルトガル領となるのは、1887年である。

² ゴア (1510) とマラッカ (1511) は、いずれも武力によって制圧した。

³ cf. 東光 1998: 36-41

⁵ マカオが拠点として確立されて以降、ヨーロッパから東洋へ向かう人や物は、まずゴアへ向かい、さらにゴアから極東へ向かうものは、全てマカオを経由し、中国や日本へと入った。ゴアからマカオへ向かう船には、香料や薬品の他、葡萄酒、ビロード、ガラス、時計等が積まれていた。マカオから日本へ向かう際には、商品を積替え、生糸や絹織物の他、陶器、火薬、麝香等が日本へもたらされた。(東光 1998: 66) 6 Ibid., p. 37

⁷ 日本と同様、マカオで最初に活動を行った修道会はイエズス会である。1579年にはフランシスコ会、1586年にはアウグスチノ会、1587年にはドミニコ会が宣教の拠点を築き、活動を始める。

⁸ Hao 2011: 124 なお、ここで列挙している名称に関して、「教会」は church、「礼拝堂」は chapel の訳

養成するという目的でイエズス会が運営する初等教育の学校も創設されている。17世紀初頭のマカオには、中国人が10,000名、ポルトガル人および混血者が437名、そして現地のキリスト教徒が403名いたとされる9。

1578年にマカオを初めて訪れた巡察師ヴァリニャーノは ¹⁰、約1年の滞在中にイエズス会の極東宣教団を組織し、さらに、後に中国宣教で名を馳せるマテオ・リッチ Matteo Ricci(1552-1610) ¹¹をゴアからマカオへと呼び寄せた。中国宣教をリッチに委ねたヴァリニャーノは、翌 1579年には日本へ向けてマカオを発っている。1582年にマカオに到着したリッチは、同志であるミケーレ・ルッジェーリ Michele Ruggieri(1543-1607) ¹²と共に、中国本土で活動を行っていくための準備に取りかかった。こうしてザビエルの構想から約 30年の時を経て、中国宣教が本格的に動き始めたのである。

中国宣教の前進基地となったマカオは、極東から東洋の各宣教地やヨーロッパへ渡航する際の寄港地にもなっていた。1582年には、日本の天正遺欧使節がヨーロッパへ向かう途中に約10ヶ月滞在し、語学や音楽の習得に勤しんだとされている。彼らは、1588年、ヨーロッパからの復路においてもマカオに長期滞在している。一行はそこで、1587年に日本で伴天連追放令が発布されたことや、少年使節および日本のイエズス会にとって大きな後ろ盾であったキリシタン大名、大村純忠(1533-1587)と大友宗麟(1530-1587)が相次いで他界したことを知った。彼らはマカオで約2年間、日本のキリスト教を取り巻く状況が緩和されるのを待ち続け、1590年にようやく日本へ帰国した。

極東宣教の拠点としてのマカオの役割は、それだけではない。1594年に聖パウロ学院が設立されると、日本のコレジオのカリキュラムが改訂され、日本のコレジオの学生はマカオの学院で神学課程を修めるという体制に変更された¹³。また、日本でキリスト教弾圧の動きが強まるにつれ、マカオは、日本人キリスト教徒や日本で活動していたイエズス会士の避難所になり、それと同時に日本への潜入を試みるイエズス会士たちの基地にもなっていた。

として使用している。

⁹ Ibid., p. 85 ただし、ここで示した現地のキリスト教徒は、女性、子供を除いた人数である。

¹⁰ ヴァリニャーノは、1606 年にマカオ聖パウロ学院において病死し、聖パウロ教会の地下に埋葬された。 (李向玉 2000b: 78)

¹¹ イタリア、マチェラータ出身。中国名は、利瑪竇。マチェラータ、フィレンツェのイエズス会学院に次いで、ローマのグレゴリオ大学、ポルトガルのコインブラにて学ぶ。1578年にゴアで学び始め、1580年、司祭叙階。1583年から本格的に中国宣教に従事する。

¹² イタリア、バリ生まれのイエズス会士。中国名は、羅明堅。インドおよび中国(肇慶)を中心に活動。 1579年にマカオに到着し、中国語の習得に励んだ。著書には公教要理を漢訳した《天主聖教実録》などがある。

¹³ 松田 2008: 155-156

1614年に日本全国に禁教令が出されると、日本から追放された多くのイエズス会士と日本人信徒がマカオに逃れて来た。そのため、マカオには1620年頃に日本人のためのセミナリオが新たに聖パウロ学院に併設されたのである¹⁴。この施設は、マカオに滞在している日本人少年を主な対象とした、日本人少年を教区司祭にするための機関であった。しかし、十数年で廃校になり、在籍していた日本人の少年たちは1638年頃に設立されたポルトガル人用のセミナリオに編入したとみられている¹⁵。

日本からマカオへ避難したのは、人だけに限ったことではない。弾圧を免れるために、宣教活動に使用していた書物や活動報告書、書簡などもまた、数多くマカオへ送られた。これらの文書資料は、聖パウロ教会および聖パウロ学院に隣接する極東文書館に収められ、保管されていたが、1835年に起きた聖パウロ学院の火災16によってその多くが焼失してしまった17。

16世紀から 18世紀にかけて、交易と宣教の拠点であったマカオは、それらを通して日本や中国をはじめとする東洋の諸地域やヨーロッパと親交を深めながら、繁栄していった¹⁸。この期間はマカオ史上においても、中国と西洋の文化交流の懸け橋となった重要な時期とみなされている¹⁹。また、マカオは、イエズス会の極東宣教の拠点となって以降、日本と宗教的にも政治的にも一層密接な関係を持つようになり、相互に不可欠な存在となった。イエズス会の東洋宣教という観点では、ゴアとの繋がりも強く、極東宣教のために多くの人材がゴアからマカオへと派遣されている。東洋宣教におけるこのようなマカオの位置付けを念頭に置き、次節から、当時実際に行われた音楽活動の詳細を明らかにしていく²⁰。

-

¹⁴ このセミナリオは、イグナティウス・デ・ロョラを守護聖人としていたことから、聖イグナティウス・セミナリオと呼ばれることもあった。(東光 1998: 133)

¹⁵ 東光 1998:134 その後、ポルトガル人用のセミナリオは、聖パウロ学院に移管されている。マカオに設立された日本人のためのセミナリオについては、本論文の本題から逸れるため、ここで詳しく取り上げることはしない。

¹⁶ 聖パウロ学院は、1595年、1601年、1835年の3度、火災に遭っている。(孫晨薈 2008: 3-4)

¹⁷ 火災を免れても、マカオの多湿な環境により、解読できないほど状態の悪いものも多い。

 $^{^{18}}$ 1762 年、イエズス会はマカオから追放され、マカオでの活動中止を余儀なくされる。イエズス会は、1759 年にポルトガル国王暗殺の嫌疑によりポルトガルから追放された。その影響を受け、本国に続き、マカオから追放されたのである。その後も 1764 年にはフランス、1767 年にはスペインと続き、1773 年、教皇クレメンス 14 世の小勅書『ドミヌス・アク・レデンプトール Dominus ac Redemptor』によって、イエズス会は解散させられた。しかし、1814 年、ピウス 7 世によって再始動が認められ、現在に至る。

¹⁹ 李向玉 2000b: 79

²⁰ 当時の東洋宣教について研究される際、マカオは、中国宣教の中で扱われることが少なくない。もちろん、イエズス会がマカオに拠点を築くことになった当初の大きな理由は、中国での宣教にあったのだが、上述した実際のマカオでの活動内容とその機能を考慮すると、マカオを単独で扱うことも重要であると考える。

2. 教育機関のカリキュラムと音楽教育

2. 1. カリキュラム

イエズス会がマカオに最初に建てた教育機関は、ポルトガル人と現地人の子供を対象とした、ヨーロッパ式の初等教育の学校であった²¹。この学校は、イエズス会士がこの地で宣教活動を開始してから9年経った1572年に、イエズス会士のレジデンシアの敷地内に創設された²²。この初等学校で当初教えられていたのは、読み書きだけであった。しかし、1584年12月8日にロレンソ・メシア Lorenzo Mesia²³が記した書簡によると、この年の生徒数は200名以上であり、授業は読み書きに加え、新たに算術と音楽が設置され、さらに年齢の高い生徒には文法も教えられていたようである²⁴。このような科目の増設は、マカオにおける教育活動の発展に伴い、1584年に多くの宣教師がヨーロッパからマカオへ到来したこと、そして、その中に数学者や音楽の専門家が含まれていたことが大きな理由であると考えられている²⁵。また、当時の資料に「学生は皆、読解、読み書き、算数を学ぶ。そして学習能力の高い進んだ学生が、音楽の授業を受けることができる。」と記されていることから²⁶、初等学校において音楽は、全生徒に課される科目ではなく、優秀な生徒だけが受けられる科目であったと言える。優秀な生徒たちはこれに加えて、さらに、仕事量が多い教師に代わって、後れを取っている生徒の援助と指導を行っていたとされる²⁷。

このように、マカオにおけるイエズス会の初等学校では 1580 年頃から徐々に教育体制が確立され、教育環境も整備されていった。 1580 年代半ば頃には学校の敷地内に図書館が建てられたと考えられており、その蔵書数は 4000 冊以上に及び、当時の極東ではヨーロッパの書籍を最も多く収めている図書館であったと言われている28。また、1588 年にヨーロッ

 $^{^{21}}$ 1579 年にヴァリニャーノが同地を訪れた後、総長へ宛てた報告には、「子供たちの学校 escuela de niños」と記されている。(李向玉 2006: 13·14)

²² 李向玉の文献では、この初等学校が 1571 年に創設されたと記されている。(李向玉 2006: 29)

²³ イエズス会士。マカオの初等学校で校長を務めた。

²⁴ 李向玉 2006: 31-32; 汤开建 2002b: 36

²⁵ 李向玉 2006: 32 (Lopes, António. 1999. Serviços Prestadps Aos Moradores de Macau Pelo Colégio de Macau. Missão de Macau.)

²⁶ 「所有学生一齐学阅读、语文和算术。而学习能力强的先进学生可以加修音乐课。(李向玉 2006: 63)」(2° Do Seminnáris que Há Neste Collégio e como se Crião os Collegiaes delle)

²⁷ 「小学部教师工作量大,授课内容庞杂,为了满足需要,于是挑选部分优秀的学生担任'小老师',帮助辅导后进学生。(李向玉 2006: 63)」(2° Do Último ministério deste Colegio que é a escola dos meninos)
²⁸ 李向玉 2006: 134

パ式の印刷所が作られ、1590 年にはドゥアルテ・デ・サンデ Duarte de Sande 29 のラテン語の著書『天正遣欧使節記 *De missione legatorum Iaponensium ad Romanam curiam*』が出版されている 30 。この時に使用された印刷機は、天正遣欧使節団とヴァリニャーノが日本での印刷所設立を目指し、ヨーロッパから日本へ持ち帰るために所持していたものであった 31 。

ここまで見てきたように、マカオの初等学校は創設から十数年後には、学生数 200 名以上の規模にまで達し、教育内容や施設も年々補填され、より充実した教育機関へと発展していった。しかしながら、この学校は日本における教会付属学校と同様、宣教師を養成するための専門的な教育機関ではなかった。マカオを極東宣教の拠点として、近隣諸国への宣教のための基地として機能させるには、高等教育機関であるコレジオ(学院)を創設する必要があった。このような事情から、巡察師ヴァリニャーノの強い熱意によって 1594 年 12 月 1日には、日本宣教に必要な日本人司祭の養成を目的として、この学校に大学の権限が与えられ、コレジオ(学院)へと昇格し、聖パウロ学院という名称で再出発した32。

マカオの聖パウロ学院は、当時、極東で最も大きな教育機関であり、極東で最初に創設されたヨーロッパ式の大学であった。1572年に創設された初等学校は、聖パウロ学院となって以降もそのまま付属学校として保持されたと考えられている³³。この年の同学院の年報 ³⁴によると、コレジオへの昇格時、付属学校には250名以上の生徒がいたとされる³⁵。

この学院は、日本のコレジオよりも規模、内容ともに充実していたとされ³⁶、学院には前述の付属学校や図書館、印刷所のほか、気象台、薬屋も附設されていたと考えられている³⁷。 1594 年 10 月に記された聖パウロ学院の年報には、この学院の教育カリキュラムについて次のように記されている。

 $^{^{29}}$ 1531 年ポルトガル生、 1600 年マカオ没。 1594 年から 1596 年の間、マカオの聖パウロ学院の初代院長を務めた。

³⁰ Ibid., pp. 134-135

³¹ 付録 6 参照

³² ただし、フランシスコ・ロドリゲスの記録にはマードレ・デ・デウス Madre de Deus という名称で記されている。そこでは、同名のレジデンシアが 1565 年にイエズス会によって建てられ、それを基に 1572 年に読み書きを教える学校が設けられ、その後 1594 年にコレジオになったと記されている。(高瀬 1994b: 1)

³³ 李向玉 2006: 29-31

³⁴ Cartas Ânuas do Colégio de Macau.

^{35 「}此时学院设有四种课程,其中一种为教授读写的课程,共有二百五十多名儿童……(李向玉 2006:32)」

³⁶ 高瀬 1996: 161

³⁷ 顾卫民 2003: 74; 李向玉 2000: 792

これまでのところ、私たちは4つの学部を有している。第一は、読み書きを児童に教える学部である。第二は文法の学部。第三は人文学部で、今年増設された。第4は、倫理神学部である。また、来年芸術課程を開設する……ヴァリニャーノ神父の到来によって、その他の課程や学科専攻を増やす必要があると考える。38

4つの学部のうち、第一の学部はその教授内容から、おそらく付属学校における初等教育を指していると考えられる。これはいわゆる予科であり、その他の 3 学部が高等教育に相当するとみられる39。聖パウロ学院では、年々授業科目が増えていき40、1600 年までに修辞学、神学、ラテン語、哲学、人文学、倫理道徳等の授業がカリキュラムに組み込まれていた41。つまり、マカオの聖パウロ学院では、ヨーロッパのイエズス会学院のカリキュラムが導入されていたと言えるだろう42。したがって、カリキュラムや教育体制の面では、ゴアと日本の学院とほぼ変わらなかったと推察される。

この学院は、その後も、学術や経済面などにおいてイエズス会の極東布教の拠点としての 役割を担い、1762年にイエズス会がマカオから追放されるまで、極東におけるイエズス会 の活動の中心地であり続けた。

_

^{38 「}至今,我们有四个学部。第一是教授阅读、写字的儿童学部;第二是文法学部;第三是人文学部,这是今年才增设的;第四是伦理神学部。而明年会开办艺术课程……由于范礼安神父的到来,认为有必要再增添其他课程和其他科学专业。(李向玉 2006: 50-51)」(*Cartas Ânus do Colégio de Macau.* 28-10-1594. Biblioteca da Ajuda.)

³⁹ 汤开建 2002b: 37

⁴⁰ 1596 年の年報には、「4 つの学部(あるいは 4 つのクラス)があり、すなわち、ラテン語を教えるクラ スが2つ、子供に読み書きを教える大きなクラスが1つ、さらに道徳を教えるクラスが1つである。」と記 されている。(李向玉 2006: 30) Cartas Ânus do Colégio de Macau. 16-1-1596. Biblioteca da Ajuda. 41 Ibid., p. 51 1994 年に出版された黄启臣の〈澳门第一所大学: 圣保禄学院〉では、「中国語、ラテン語、 哲学、神学、数学、天文学、物理、医学、音楽、修辞学等。その中で、中国語の授業は最も重要な必修授業 で、だれもが学ぶ必要があり、学ぶ時間も最も多かった。」と記されている(黄启臣 1994 〈澳门第一所大 学:圣保禄学院〉《文化杂志》澳门文化司署,30:36)。また、刘羡冰は、「1.人文科:漢語、ラテン語、修 辞学、音楽等;2. 哲学科:哲学、神学;3. 自然科:数学、天文暦学、物理学、医薬学等」としている(刘 羡冰 1994 《澳门圣保禄学院历史价值初探》澳门文化司署)。同じく 1994 年に出版された朱维铮主編《基 督教与近代文化》では、「1. 人文科――漢語、ラテン語、修辞学、音楽;2. 哲学科――哲学、神学;3. 自 然科――数学、天文、暦算、物理学、医薬学等。その中で漢語は必修授業で、授業時間が最も多い。」と記 されている(朱维铮主編 1994 《基督教与近代文化》上海人民出版社,323-324)。また、1620 年の学院 の年報(Cartas Ânuas do Colégio de Macau. 1620. Biblioteca da Ajuda)には、新たに日本語専攻が開設 された旨が報告されている。これには、日本のキリスト教弾圧によってマカオに滞在する日本人が増加し たことが大きく影響していると推察される。(李向玉 2006:51-52) 42 孫晨薈 2008: 2

2. 2. 音楽教育

マカオの聖パウロ学院では、ヨーロッパをはじめ、ゴアや日本のイエズス会学院と同様、音楽は人文学として扱われ、その枠内で音楽教育が精力的に行われていた⁴³。そこで、1597年 10 月にヴァリニャーノが作成した、マカオの学院の学事規定に値すると言われる文書に注目したい⁴⁴。聖パウロ学院は、元々、ヴァリニャーノの強い希望と働きかけにより、多くの反対意見を押し切って創設された教育機関であった。彼が記したこの学則は、「休暇後の学年度と授業を9月15日朝始めること。」という記述から始まり⁴⁵、授業の内容や実施法等が詳細に示されている。教養科目について記されている第4章では、「石頭試」という試験⁴⁶の際の音楽の使用法について書かれている。

この文書から、聖パウロ学院では試験の中で決められた時機に音楽を演奏するよう定められていたことがわかる。また、この学院の試験が細かい手順に沿って非常に厳格に実施されていたことも読み取れる48。さらに、ここに示されている音楽の挿入箇所とその頻度から、教育現場における音楽のひとつの役割と重要性を認めることができるだろう。

これと同じような形で音楽が使用される例が、同文書の神学について記された第 6 章においても見られる。

⁴³ 孫晨薈 2008: 2

⁴⁴ 「巡察師パードレ・アレッサンドロ・ヴァリニャーノが [15] 97 年 10 月にこのマカオ・コレジオの授業のために与えた命令」(高瀬 2001: 249)

⁴⁵ 高瀬 2001: 250

^{46 〔}葡〕Prova oral ou de pedra〔中〕石头试

⁴⁷ Ibid., pp. 256-258

⁴⁸ 載定澄 2005: 141

このように、マカオでは、学院の学生が試験や討論を行う際に音楽を演奏することが規則として正式に定められていた。その際の演奏は、もちろん同学院の学生である。したがって、学生による音楽の演奏が教育活動の様々な場面において重要な要素となっていたため、教育機関での音楽教育では実技面も重視されていたと考えられる。また、このような試験や討論において音楽を挿入するという慣習は、当時すでにポルトガルのコインブラ大学でも行われていた。このことから、マカオの学院は明らかにコインブラ大学を参考にして教育活動を行っていたと指摘されている50。

聖パウロ学院創設の直前である 1594 年 11 月、ヴァリニャーノは、「隣接するマカオのカーザ (修院) とコレジオ (学院) の間で守るべき秩序に関する規則」を作成している。その中には、以下のような音楽に関連する項目が記されている。

10. カーザで人員が不足しているからといった理由、或いは ゴーンジオ生徒であるイルマンたちが、教会で談ぎがを挙行するようなすべての 程識な祝旨を執り行うためという理由で、教会の祭式のために与えねばならない支援 に関しては、ミサを助けるようコレジオの院長から委嘱されたイルマンたちが、提香炉、 大蠟燭台、その他必要な物を持って行くこと。(中略)また四旬節の祝日の行列では、 コレジオからパードレ・イルマンの何人かが〔助けに〕行くこと。もしもわれわれの仲 間が運ばねばならないのならば大蠟燭を運ぶためであり、また学校の子供たらと共に 行列に連なる生徒だち・歌い手・およびクラスの生徒だちの面倒を見るためでもある。

⁴⁹ 高瀬 2001: 262-263

⁵⁰ 汤开建 2002a: 51-52

13. またもしも土曜日の聖母のまずで、フッサーにおいて歌を歌うのを助けるために、コレジオの誰かを必要とするなら、そして院長が不都合もなしに提供することができるなら、そうしてもよいであろう。51

すなわち、これらの規則では主日や祝日などの聖務をカーザ(修道院)の教会で盛大に執り行う必要がある場合には、より多くの人材が必要となるため、学院の学生も協力するよう定められている。さらに、学生たちには、ミサでの聖歌の歌唱を手伝うことも求められていた。したがって、学院内では、実際の聖務で演奏することを想定した音楽教育が青少年に施されていたと考えられる。つまり、マカオの学院における音楽教育の目的もまた、ゴアや日本の教育機関と同じところにあったのではないかと推察される。

聖パウロ学院の年報には、学院に居住するイエズス会士の人数および学院で教鞭を取るイエズス会士の人数と担当科目の内訳が記録されている。1598年、学院には 62 名のイエズス会士 (司祭 27 名、修道士 35 名) がおり、6 名の司祭が教師を務め、1 名が神学、2 名が倫理神学、1 名が哲学、2 名がラテン語を教えていたとされる52。1616年になると、学院に居住するイエズス会士は、司祭が 66 名、修道士が 52 名となっており、それぞれ人数が増えている。そのうちの7 名の司祭が教師で、2 名が神学、1 名が倫理神学、2 名がラテン語、1 名が読み書き、1 名が音楽を教えていた53。さらに、これとは別に、聖パウロ学院の付属学校で読み書きと算術を教えている司祭が1 名、歌を教えている司祭が1 名いたと記されている54。この記録から、1616年には少なくともコレジオと付属学校に各 1 名ずつ専任の音楽教師がいたと考えられ、音楽教育の僅かな発展を見ることができる。しかしながら、彼らは音楽の専門家ではなく、博学のイエズス会士が音楽の専任教師を務めていたと考えられている55。

⁵¹ 高瀬 2001: 286

⁵² 李向玉 2006: 109 (Cartas Ânuas do Colégio de Macau. 1598. Biblioteca da Ajuda)

⁵³ Ibid., p. 110 (Cartas Ânuas do Colégio de Macau. 27-1-1616. Biblioteca da Ajuda)

⁵⁴ Ibid., p. 30 (Cartas Ânuas do Colégio de Macau. 27-1-1616. Biblioteca da Ajuda)

⁵⁵ 載定澄 2005:6

では、彼らはどのような授業を行っていたのだろうか。李玉田は《大三巴牌坊》の中で、 次のように記している。

1601年、59名のイエズス会士が聖パウロ学院にいた。その学院の中には音楽教室があり、"作曲と古典楽器"の演奏を教えている。56

音楽教室とは、音楽の授業を指すと思われるが、そこでは作曲が教えられていたと述べられている。学院では、音楽はリベラル・アーツとして扱われていたので、この「作曲」とは、おそらく音楽理論に近いものであったと考えられる。さらに言えば、この言葉は単に曲を書くことだけを指すのではなく、作品を作るために必要とされる理論も含めた包括的な概念で使用されているのではないだろうか。また、学院では実技として古典楽器の演奏も教えられていたようであるが、ここでは具体的な楽器名は示されていない。しかし、当時マカオでは、ヨーロッパからオルガン(风琴)やクラヴィコード(弦古钢琴)といった鍵盤楽器をはじめ、ハープ(竖琴)、ヴァイオリン(小提琴)57等の楽器が持ち込まれ、宣教活動の中で演奏されていた58。ゴアや日本の先例に鑑みると、これらのうち数種類を音楽の授業で扱っていたことも推測できる。

学院の音楽の授業では、作曲や楽器の演奏のほか、当然のことながら聖務で聖歌を歌うための歌唱指導も行われていたと考えられる。この点については、先に挙げた「カーザ(修院)とコレジオ(学院)の間で守るべき秩序に関する規則」に、祝祭日の聖務を執り行う際に人手が足りない場合は学生が歌を加勢しても良いと記されていること、1616年の年報で学院に歌の教師がいたと記されていることからも指摘できるだろう。

以上見てきたように、マカオの初等学校では、優秀な生徒だけが音楽を学ぶシステムとなっていたことが明らかとなった。一方、聖パウロ学院では、ヨーロッパのイエズス会学院の教育カリキュラムを模範としており、音楽はリベラル・アーツのひとつとして扱われた。た

 $^{^{56}}$ 「1601 年,有 59 名耶稣会士住在圣保禄学院,其中就有一间音乐学校"教作曲及古典乐器演奏"」汤开建 2002a: 53; 李岩 2005: 50

⁵⁷ 「小提琴」とは、本来、ヴァイオリンを意味するが、ゴアおよび日本関係の記録に鑑みると、ヴィオラ・ダルコの可能性がある。正確な楽器名を記すには、一次資料を用いて確認する必要があるため、本論では中文の先行研究に従い、「ヴァイオリン」と記しておく。

^{58 「}日本傳教士的使者在聖保祿學院裏舉行音樂會"旅途中他們沒有荒廢時間,而是學習彈奏各種樂器……他們一人彈豎琴,一人彈擊弦古鋼琴,另外兩人拉小提琴。" (日本へ向かう宣教師が聖パウロ学院で音楽会を挙行し彼らは旅の途中、時間を無駄にせず、各種楽器の弾奏を学び……一人がハープを弾き、一人がクラヴィコードを弾き、他の二人はヴァイオリンを弾く。)」孫晨薈 2008: 2; 載定澄 2005: 141

だし、ゴアや日本の学院と同様に、聖務で実際に演奏することが音楽教育の目的でもあったため、授業では理論に加えて、実技として声楽と器楽も教えられていたマカオの聖パウロ学院の場合は、口述試験や討論会といった学内行事の際にも音楽が演奏されるため、学生たちはこれらの学校行事や聖務を通じて自身の演奏技術を高めていたと言える。

マカオの聖パウロ学院は、極東宣教の拠点として、宣教活動に従事できるような優秀な人材を育成するために高い教育水準を誇っていた。特に音楽や美術、天文学などに精通した優秀な人材を多数輩出しており59、彼らは学院で培った知識をもとに東洋の各地でキリスト教の宣教に従事したとされる60。さらに、この学院での音楽活動がヨーロッパの音楽の影響をマカオ全体に広めたとされ61、そこでの音楽教育は、マカオの早期音楽史の中で最も重要な精神的財産のひとつであり、後世にも影響を与えたと言われている62。人文主義と音楽活動が特長のこの学院は、今日においてもマカオの教育史上の誇りであり、文化的遺産であると高く評価されている63。

3. 音楽の使用

ここからは、当時、マカオで聖務の際に演奏された音楽について考察し、マカオにおけるイエズス会の音楽活動の変遷を明らかにしていく。マカオでは1563年から3人のイエズス会士によって本格的に宣教活動が始められたが、翌1564年には8名のイエズス会士がマカオに駐在していた。この時のマカオの人口は約5000名とされ、そのうちの900名がポルトガル人で、彼らは皆キリスト教徒であった。この時、イエズス会士が宣教活動を開始してから1年だったが、現地のキリスト教徒は600名以上いたと考えられている64。また、その年の聖週間には音楽や踊りを伴った「行」列が挙行され、多くのマカオ人がこれを見にやって来たと伝えられている65。

マカオの教会音楽について中国語で書かれた最初の文書は、1591年に王临亭(1557-

⁵⁹ 音楽に関しては、楽器の演奏を得意とした人物や楽器製作者、音楽教師となった人物もいた。(汤开建 2001)

⁶⁰ 載定澄 2005: 142

⁶¹ 李宏君 2009: 10

⁶² 載定澄主編 2009:6

⁶³ 載定澄 2005: 137

⁶⁴ 霍志钊 2009:72

⁶⁵ 顾卫民 2003: 73; 孫晨薈 2008: 4

1603) ⁶⁶が著した《粤剑篇》である⁶⁷。そこには、彼自身が実際にマカオで見聞きした楽器の様子が次のように描かれている。

マカオの外国人は…1つの箱を作り、その中に笙や簧が数百管、あるいは弦が数百本あり、これを動かす機械を置き、その穴を一人が扇ぐと数百の簧が皆鳴り、その機械を弾くと、数百の弦が皆鳴り、緩急にも法則性があり、音が響き渡って人々に聞こえる。68

この記述には具体的な楽器名は記されていないが、詳細な描写から、王临亨が見た楽器がオルガンであったことは明らかだろう。ここで記されているオルガンには、笙、簧、弦のパイプがあったと記されていることから、フルー系、リード系、ストリング系のストップを備えた楽器であったと推測される。

また、清朝初期の著名な学者、詩人である屈大均(1630-1696)は、著書《廣東新語》の中でマカオの教会で行われていた音楽を伴う聖務の様子を次のように記している。

男女が昼夜、教会に礼拝のために赴き、宣教師の説教に耳を傾ける。教会には風の音楽があり、箱の中は見られないが、中には百余の牙のような管が並び、外にある袋を押さえて、微風をゆっくり出し入れして、箱から音が出る。音が多くテンポが速く、楽器も一斉に鳴って、聖歌に合わせて、人々を魅了する。69

「風の音楽」とはオルガン音楽のことを意味しており、ここでは楽器の構造についても言及している。この記述からは、人々が教会に集って宣教師の話を聞く時には教会に設置されているオルガンが演奏され、それと共に聖歌が歌われていたことが読み取れる。さらに、音楽がマカオの人々を魅了していると記されていることから、オルガンの演奏は人々

_

⁶⁶ 明朝の広東の役人。1591年にマカオへ視察に訪れている。

⁶⁷ 汤开建 2002a: 50

^{68 「}澳中夷人,……有自然乐,……制一木柜,中置笙簀数百管,或琴纺数百条,设一机运之,一人扇其窍,则数百簣皆鸣;一人拔其机,则数百弦皆鼓,且疾徐中律,铿然可听。」(載定澄 2005:8;汤开建 2002a:50) 1709年に文学者梁迪が著した《西洋风琴》では「西洋のオルガンは、笙に似ているが、木に代わって、パイプが金属で作られ、革の袋で風を送り、演奏の音は百里先にも聞こえる(後略)」と記され、オルガンが如何に大きな音を出す楽器であるかが述べられている。(載定澄 2005:8)

^{69 「}男女日夕赴寺礼拝,听僧演説。寺有风乐,藏革柜中不可见,内排牙管百余,外按以囊,嘘吸微风入之,有声鸣鸣自柜出。音繁节促,若八音并宣,以合经呗,甚可听。」李向玉 2006: 195; 載定澄 2005: 8; 汤 开建 2002a: 50

のキリスト教化に良い影響をもたらしていたと言えるだろう。

このように、当時の資料にはマカオに置かれているオルガンに関する記述がしばしば見られ、その存在と人々への影響力の大きさが綴られているが、マカオに最初にオルガンがもたらされた時期は明らかになっていない。しかし、日本の天正遺欧使節が1584年にエヴォラ(ポルトガル)の大聖堂でオルガンを演奏したという出来事が、その時期を推測するひとつの手掛かりとなり得る。というのも、これまでの研究では、少年使節が渡欧途中の1582年に10ヶ月マカオに滞在し、その際にオルガンを習得して、ヨーロッパでのオルガン演奏が実現したのだと考えられているからである70。彼らがマカオでオルガンを習得したとする根拠として、先行研究では以下の3点が挙げられている。ひとつは、日本のセミナリオにオルガンが設置されてから少年使節が渡欧するまでの期間が非常に短い点である。もうひとつは、渡欧の往路で一行が最も長く滞在したのがマカオであった点である。そして3つ目は、彼らがマカオで音楽を学んだとする記録が残されている点である。これらの史実と論考に基づくと、マカオにオルガンがもたらされたのは1582年以前であったと言えるだろう7。

ョーロッパの楽器であるオルガンは、その後マカオ全土に普及していったが、その中で最も有名だったのは聖パウロ学院に隣接する聖パウロ教会のオルガンだと言われている(次頁、図2参照)72。小高い丘の上に立つこの教会には、大小合わせて2台のオルガンがあった73。大型の方のオルガンはイタリア製で74、楼の上に設置されていたため75、「聖パウロ教会の楼の上での演奏は、百里内外すべてに音が聞こえる」と表現されるほど76、その音色が四方によく響き渡り、人々のキリスト教化に貢献していた。

この教会で聖務が行われる際にはもちろん、聖パウロ学院の学生たちの歌声とともに、これらのオルガンが奏でられていた。1594年にヴァリニャーノが作成した規則では、聖パウロ学院の学生に、重要な祝祭日に教会で行われる聖務において歌の奉仕をすることを課していた。そのため、隣接する聖パウロ教会で祝祭日に執り行われる聖務では、イエズス会士の指導の下、学生たちによって組織された聖歌隊が歌い、またその他の多くのキリスト教徒

⁷⁰ 東光 1998: 110-111

⁷¹ 先行研究には、マカオには少なくとも 1601 年にはオルガンがあったと記したものもある。(Picard 2001: 851) 陶亜兵の論文には、「王臨亨が 1601 年にマカオでパイプオルガンを見ている」と記されている。(陶 2003: 49)

⁷² 汤开建 2002a: 50

⁷³ 孫晨薈 2008:3

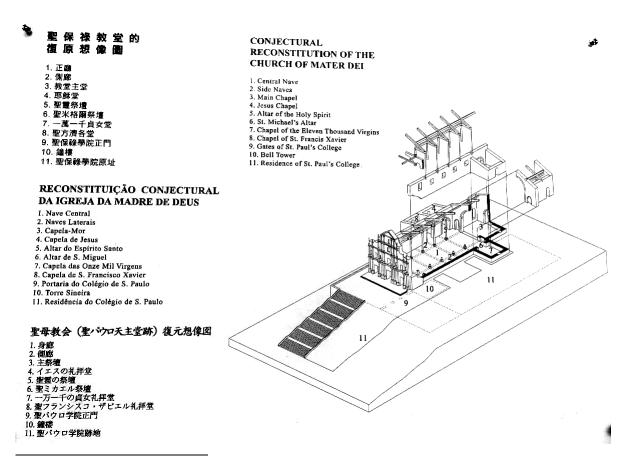
⁷⁴ 李宏君 2009: 10

^{75 「}寺首三巴······上有楼,藏诸乐器。」「三巴寺楼有风琴······」李向玉 2006: 194-195; 載定澄 2005: 8 76 載定澄 2005: 8

がオルガンの音とともに聖歌を歌っていたと考えられている⁷⁷。さらに、1620 年の聖パウロ学院の管理規定では、「毎日必ず応唱を行い、連祷等の聖歌を歌わなければならない」と定められていた。このことから、音楽教育が進むにつれ、聖務で歌う頻度も高くなっていったと考えられる ⁷⁸。

重要な祝祭日には、マカオでも「行」が対した実務が挙行されていた。「行」が対しては、前述の 1594 年の「隣接するカーザとコレジオの間で守るべき秩序に関する規則」の中でも、「四旬節の祝日の行列では、コレジオからパードレ・イルマンの何人かが〔助けに〕行くこと」と記されているで。したがって、1594 年にはすでにマカオにおいても祝祭日に「行」が執り行われており、それが慣習となっていたと推察される。しかしながら、先行研究において、マカオの「行」が対しに関する記録の提示やそれを取り上げた考察は、筆者

【図2】聖パウロ教会復元想像図(於:聖パウロ天主堂跡、2012.6.17.筆者撮影)



 $^{^{77}\,}$ Ibid., p. $8\,$

⁷⁸ 「每天必須進行應答祈禱,演唱連禱等聖歌」汤开建 2002a: 51; 載定澄 2005: 141; 孫晨薈 2008: 2 ⁷⁹ 高瀬 2001: 286

の知り得る限りではほとんど見られない。

一方、宗教劇の上演に関しては、先行研究においてもしばしば取り上げられている。マカオで上演された音楽を伴う宗教劇の記録のうち最も古いものは、1596年1月16日に書かれた聖パウロ学院の年報とされている⁸⁰。そこには、劇が上演された時の様子が次のように記されている。

聖母の祝日に、1つの悲劇を公演した。主役は1年生の教師が担当し、その他の役は学生が演じた。劇の筋は、いかにして信仰が日本の迫害に打ち勝ったかを叙述する。学院入口の階段の上で上演され、結果として(劇を)見に来た街の人々を魅了し、聖パウロ教会の前の街路は観衆で埋め尽くされ、……このような素晴らしい演出は、いかなる大学のレベルにも劣らない。主な劇の筋書きはラテン語で展開されるので、ラテン語の分からない観衆も鑑賞できるように、中国語の台詞を作り……同時に音楽と歌唱を配し、すべての人が満足できるようにした。81

日本でキリスト教への弾圧が強まっていた時期に、マカオでこのように日本のキリシタンを題材とした劇が上演されたことは特筆すべき点である。また、現存する最古の記録に残されている、マカオで上演された音楽を伴う宗教劇の題材が、一般的な聖書物語などではなかったことも非常に興味深い。おそらくイエズス会士たちは、マカオの人々にとって比較的身近な存在であった日本のキリスト教徒たちが苦難に立ち向かう姿をこの劇を通して示すことにより、マカオの人々の信仰をより深めることができるという考えで、このような題材を選んだのだろう。日本のキリシタンを題材とした劇は、マカオだけでなく、当時のヨーロッパ各地においても度々上演され、人々の信仰心を駆り立てるのに役立てられていた82。

この引用文にも記されているように、当時のマカオでは、宗教劇の上演は主に聖パウロ学院前の階段で行われることが多かったようである。また、文中にある、学院前の街路を埋め 尽くすほど多くの観衆が集まったという表現から、宗教劇上演の際にはキリスト教徒、異教

⁸⁰ 李岩 2005:46

^{81 「}圣母献瞻节那一天,公演了一场悲剧。主角由一年级的教师担任,其余的角色由学生扮演。剧情叙述信仰如何战胜了日本的迫害。演出在本学院门口的台阶上进行,结果吸引了全城百姓观看,将三巴寺前面的街道挤的水泄不通……演出如此精彩,毫不逊色于任何大学的水平。因为主要剧情用拉丁文演出,为了使不懂拉丁文的观众能够欣赏,还特意制作了中文对白……同时配上音乐和伴唱,令所有的人均非常满意。」(李向玉 2006: 64-65) *Cartas Ânus do Colégio de Macau*. 16-1-1596. Biblioteca da Ajuda.

⁸² 古瀬徳雄 2000 「"ジャポニスムの諸相" ——日本を題材としたイエズス会劇を中心に」『関西福祉 大学研究紀要』(関西福祉大学) 2: 189-219

徒を問わず、マカオに住む多くの人々が学院まで足を運び、劇を鑑賞して楽しんでいた様子が窺える。さらに、この劇では主にラテン語が使用されたが、現地の人々の理解のために中国語による対話劇を加える形で上演されたと記されており、イエズス会士たちがマカオで試行錯誤しながら宣教活動を進めようとしていた姿が見えてくる。

マカオでイエズス会が宣教活動を開始したのは、トリエント公会議の閉会と同年の 1563 年であり、初等学校を設立したのは 1572 年、聖パウロ学院を設立したのは 1594 年であった83。したがって、ゴアや日本と比べるとマカオはあらゆる面で後れを取っていたが、その分、他の宣教地における活動の先例を踏まえ、能率よく宣教活動が進められたのではないかと考える。すなわち、マカオで宗教劇が上演され始めた頃、ゴアでは劇の上演には管区長の許可が必要とされ、非キリスト教的要素は排除しなければならない状況であった。対話劇に関しては現地語の使用が認められていたものの、その他の宗教劇では原則としてラテン語での上演が義務付けられていた。同時期の日本では、宗教劇に非キリスト教的要素を過度に挿入していたことから劇の上演回数が縮小されていた。また、対話劇とその他の一部の劇では部分的に日本語の使用が許されていたが、こちらも原則として上演はラテン語のみとされ、上演する際には管区長の特別許可が必要となっていた。おそらくマカオで働くイエズス会士たちも、そこで宣教活動を進めていく上で、ゴアや日本のこうした事例を参考にしていたと考えられる。

この点を踏まえて、今一度、マカオで上演された宗教劇を見てみよう。題材はキリスト教に関するものであり、世俗的要素の挿入も見られない。上演はラテン語で行われるが、観衆の中にラテン語を理解できる人はほとんどいないので、部分的に中国語を使用し、音楽を伴って演じられた。したがって、少なくともこの時の上演はゴアや日本における宗教劇上演の際の制約にも触れないほど、基本に忠実に実施されたと言えるだろう。

1604 年 1 月 27 日付の学院年報には、マカオの人々をさらに意識して上演された宗教劇の記録が残されている。

1604年の初め、ひとつの対話喜劇が上演され、一部はラテン語、一部は現地語が用いられた。劇の内容は、聖パウロ学院の生活についてである。演者は皆、聖パウロ学院の学生で、賞賛を得た。(中略) その台詞は敬虔で、演者の技巧は巧みで、事前によく準

-

⁸³ 付録 6 参照

備しているので、非常に大きなセンセーションを巻き起こし、一部の人を教会へと引きつけた。本来、このひとつの喜劇は、昔のように中国の司教が臨席する際の歓迎として演じられるものだったが、今年はこの地の住民を楽しませたようである。なぜなら、ちょうどオランダがマカオの貨物船 3 隻を略奪したばかりで、マカオ市民らはオランダ人によって与えられた大きな損失に気落ちしていたからである……84

この劇では「聖パウロ学院の生活」が題材となっている。この劇を通して現地の人々に学院 自体への関心を持たせることで、キリスト教化に繋げようとしたイエズス会側の考えが垣 間見える。また、この年のマカオの状況と宗教劇の上演とが良い方向で結びつき、宣教活動 に有効に働いたこと、さらにイエズス会と現地の人々との関係が良好であったことも、この 記述から読み取ることができる。

マカオにおける宗教劇の上演は、この頃までは日本で行われていたような逸脱行為はみられない。しかし、時間の経過とともに、宗教的な内容を上演しつつも、そこに非キリスト教的要素を取り入れるという手法がマカオでも採られるようになり、徐々にその動きが強まっていった。そのひとつの例としてイギリス人冒険家、ピーター・マンディ Peter Mundyの旅行記に綴られた 1637 年のマカオの様子を以下に引用する。そこには、彼が 1637 年 11 月 25 日に聖パウロ教会で子供たちによる宗教劇を観た際の様子が次のように記録されている。

1637年11月25日。私たちの船の指揮官たちは、町の子供たちによって聖パウロ教会で演じられる劇を観るよう、聖パウロの神父たちよって陸上に招かれた(中略)。その劇の内容は有名な聖フランシスコ・ザビエルの生涯の一部であり、(中略)その中で中国の衣装を着た子供たちによる中国舞踊があった。その舞踊は、ポルトガルとオランダの間の戦いでオランダが勝利するという内容である。ただし、その国への非難の言葉や不名誉な動作は伴っていない。別の蟹の踊りは、とても可愛らしい多くの少年たちが

^{84 「}最后,1604年初,演出了一场对话喜剧,一部分用拉丁文,一部分用当地语言,内容为圣保禄学院的生活。参加演出的都是圣保禄学院的学生,获得大家一致好评。该戏一共演了两个下午,第一个下午演出了三幕,第二个下午演出了最后两幕,每个下午演出五个小时。由于台词是那么虔诚,演员技巧精湛,预先准备充分,引起很大轰动,甚至吸引一些人加入了教会。本来这一喜剧如同往年那样,是为欢迎中国主教莅临而演的,但是今年似乎是为了娱乐本城居民,因为市民们为荷兰人给他们所造成的巨大损失而沮丧,荷兰人刚刚剽掠了澳门的三艘货船……(李向玉 2006:64)」 *Cartas Ânus do Colégio de Macau.* 27-1-1604. Biblioteca da Ajuda.

(中略)皆歌ったり、楽器を演奏したりして、まるで彼らが非常に多くの蟹になったかのようであった。(中略)最後に素晴らしい劇を見せ、(中略)その上、音楽を演奏し、観衆は賞賛した。85

この時の劇は、フランシスコ・ザビエルの聖人伝が題材となっていた。すでに述べたが、宗教劇に限らず、聖務を挙行する際には基本的に非キリスト教的要素は取り入れるべきではない。しかしながらこの文書には、ポルトガルとオランダの間の戦いを表現した中国舞踊を子供たちが披露したと記されている。つまり、宗教劇の中に「ポルトガルとオランダの間の戦い」というヨーロッパの世俗的要素と、「中国舞踊」という現地の非キリスト教的要素が挿入されたのである。さらに言えば、宗教劇は音楽を伴っているので、中国舞踊を披露した際には、中国風の音楽が演奏された可能性が高いだろう。

一方、この時挿入された「蟹の踊り」は非キリスト教的なものではなく、フランシスコ・ザビエルを象徴するものとして披露されたのではないかと推察される。カトリック教会は聖人として列聖(認可)する際に厳しい審査を行っている。ザビエルの聖人認定の決め手となった、彼が起こした奇跡として認められた次のような話がある。「ザビエルは航海中に持っていた自身の大事な十字架を海へ落してしまった。しかし、上陸後、海辺に佇む彼のもとに無数の蟹が彼の落とした十字架を携えて現れ、十字架がザビエル元に戻って来た。」という奇跡である。マカオで上演された演劇でザビエルの生涯を扱った回に子供たちによる「蟹の踊り」が挿入されたのは、このようなザビエルの奇跡を描くためのものだったかもしれない。

ピーター・マンディが記したこの旅行記は、当時のマカオの様子を記録している数少ない 資料として重視され、複数の先行研究で取り上げられている86。同旅行記には、1637年11

⁸⁵ "The 25tt November 1637. Our Admirall etts. [and the other] Commaunders Were invited ashoare by the Padres of San Pablo to see a play to bee acted in Saint Paules Church by the Children of the towne,... It was part of the liffe of their Much renowned Saint Francisco Xavier,... A China Daunce by Children in China habitt; A Battaile beetweene the Portugalles and the Duch in a daunce, where the Duch were overcome, but without any reproachfull speeche or Disgracefull action to thatt Nation. Another Daunce off broad Crabbes,..., beeing soe Many boies very prettily... who all sung and played on Instruments as though they had bin soe many Crabbes... Last of all an Anticke,... shewed such Dexterity on a Drumme,..., withall keeping toutch and stroke with the Musicke, tahtt it was admireable to the beeholders." (Mundy 1907: 274-275)

^{86 「1637} 年 11 月 25 日,我们船上的指挥官员被邀上岸,去圣保禄教堂看戏,……中国小孩按风俗表演了中国舞,舞蹈表现葡人与荷兰之间的战争。……另一种是蟹舞,小孩子办成蟹,并伴随着音乐唱歌表演。……最后一个是滑稽表演,表演者非常灵巧。小孩很多,打扮很漂亮,他们的父母委托教士教育他们,这些家长很多是有身份的。戏院在教堂。」(李岩 2005: 48; 汤开建 2001; 52) 2006 年に出版された李向玉の著書《汉学家的揺籃:澳門聖保禄学院研究》の 15-16 頁に、ピーター・マンディの旅行記から、上記の箇所が

月12日に行われた宗教劇の上演の様子も、次のように記されている。

1637年11月12日。ガレオン船の船長の住居〔イエズス会が所有する非常にきれいな家〕の前に、特設舞台あるいは劇場が組み立てられ、そこで、中国の少年たちによって行われる劇が上演される。(中略)彼らの歌は、いくぶんインドの歌のようで、すべてユニゾンであり、小太鼓と銅の壺で拍を打ちながら歌われる(後略)。87

すでに述べたように、マカオにおける宗教劇は、教育の一環として聖パウロ学院の学生あるいは教師らによって演じられていたこともあり、主にこの学院前で上演されることが多かった。しかし、この文書からは、その他の場所においても、適宜、仮設舞台を作って上演していたことがわかる。また、文中の「いくぶんインドの歌のようで」という点に関して、これまでの研究では、マカオで生まれ育ったポルトガル人の求めに応じて行ったと考えられている88。つまり、イエズス会士たちは人種に関係なく、その地に住む人々の要望に耳を傾け、それに応えることで人々キリスト教化を図っていたと推察される。

ここで扱ったピーター・マンディの旅行記のこの 2 つの記録からは、キリスト教化のためにイエズス会士たちが、宗教劇に非キリスト教的要素を導入したこと、さらに、現地住民の意見を反映させていたことが明らかとなった。

以上のことから、マカオで上演された宗教劇の題材は、日本のキリシタンに関するもの、 フランシスコ・ザビエルのようなイエズス会と関連のある人や聖人の人生に関するもの、聖 パウロ学院における生活に焦点が当てられたものなど多岐にわたっていた。無論、宗教劇 の題材として一般的な聖書物語に基づく内容も上演されていたと考えられる。また、先行研 究では、「マカオで西洋の宗教劇を上演する際には、内容をよりわかりやすくするために、 中国語の字幕を作成した」と指摘されており89、宗教劇上演の際にマカオの言葉である広東

^{「1636} 年 12 月 5 日」の出来事として一部引用されている。しかし、ピーター・マンディはその時期、ゴアに滞在していたため、おそらくこの日付は誤植であると考えられる。

 $^{^{87}}$ "The 12^{th} [November 1637]. Beeffore the Captaine of the galleons lodgings [which was in very Faire house beelonguing the Jesuitts] was erected a scaffold or Theater, wheron was acted a play perfformed by China boies... their singuing somewhatt like to thatt in India, all in unison, keeping stroke and tyme with tabours and Copper vessells..." (Mundy 1907: 273-274) cf. 李岩 2005: 48 李岩の文献では、「ガレオン船」を「西班牙大帆船(スペインの大帆船)」と訳しているが、本論文では、原文の表記に従い、「ガレオン船」と訳す。

⁸⁸ 李岩 2005: 48

⁸⁹ Ibid, p. 47 ただし、その字幕がどのような層の観衆にあてたものだったのか、また、当時のマカオの人々の識字率がどの程度あったのかという点については、言及されていない。

語を用いたことによって、現地の多くの人々の関心を得たとも評されている。また、劇中、 演者が中国式の衣装を身に着けることも、現地の人々にとっての大きな喜びであったとさ れる⁹⁰。したがって、マカオにおいても宗教劇の上演は効果的な布教の場となっており、マ カオの文化を取り入れることで、その効果が一層強まっていたと言えるだろう。

当時のマカオは、イエズス会の極東宣教の拠点として築かれたため、短期間のうちに環境を整えることができた。また、マカオにおける宣教活動は、ゴアや日本という先例があったことにより、比較的円滑に進めることができたのだと考える。「行うがや宗教劇に見られるような非キリスト教的要素の導入もまた、ゴアや日本の場合と同様、現地の人々のキリスト教への関心を高めさせるための方策として、マカオで働くイエズス会士によって実施されたのだと推察される91。

-

⁹⁰ Ibid., p. 47-48

⁹¹ 中国籍のイエズス会士である吴渔山 (1631~1718) が 17 世紀末に著した《嶴中雜詠》の中に、降誕祭の様子を描いた詩が収められている。その詩では、降誕祭の時に、ポルトガル人の家の黒人奴隷が琵琶の音に合わせて楽しそうに踊る様子が表現されている。この詩に関して、李宏君は、「マカオの降誕祭では、中国の楽器である琵琶が奏楽に参与し、黒人奴隷の踊りの伴奏を行っていた」とし、西洋文化と中国文化の融合、交流であると指摘している。(李宏君 2009:12)

第二部 東洋宣教での音楽活動をめぐるイエズス会の内実

第6章

イエズス会の基本方針と東洋宣教の実情

第6章 イエズス会の基本方針と東洋宣教の実情

第二部では、イエズス会の東洋宣教の事例として、ゴア、日本、マカオという 3 つの宣教地を取り上げ、それぞれの宣教地におけるイエズス会の活動実態を、音楽の使用法という観点から考察してきた。それらの考察結果をもとに、本章では、イエズス会本部がこの当時提示していた音楽の使用法や音楽の在り方に関する方針と、東洋の宣教地で行われていたイエズス会による音楽活動の実態を比較することによって、東洋宣教をめぐるイエズス会内部の様相を提示したい。そこで、第 1 節では、イエズス会の音楽活動の実態について、ゴア、日本、マカオという東洋の宣教地同士を比較する。このように、東洋宣教という大きな流れの中に各宣教地を置き、比較することによって、音楽の使用法に関する東洋宣教全体としての傾向や方針を明らかにしていく。第 2 節では、第一部で考察した当時のローマにおけるイエズス会の基本方針や音楽の使用法と、第二部を通して考察してきた東洋の宣教地における音楽の使用法を比較し、カトリック教会からの影響を考慮しながら、イエズス会本部の方針と東洋宣教の実情との間にどのような違いが生じていたのかを探っていく。

1. 東洋の宣教地間における音楽活動の比較

1. 1. 各宣教地の環境と役割

イエズス会の宣教事業は、ヨーロッパ諸国を含め、世界各地で行われていた大規模かつ 重要な事業であり、組織立って進められていた。そのため、各地での宣教活動はイエズス 会の活動理念に沿った統一された宣教方法や方針の下に展開されることが望まれた。しか し、東洋の場合、ヨーロッパとは文化や環境など全てが異なっていたため、ヨーロッパの 考え方や様式をそのまま当てはめてキリスト教を普及させるということは困難であった。 さらに、同じ東洋にあっても地域によって情勢や文化、慣習は様々であり、東洋で働くイ エズス会士たちは、地域ごとに適した宣教方法を模索しながら活動を進めなければならな かった。

本論文で扱っているゴア、日本、マカオにおいても、宣教活動を進めていく上で様々な

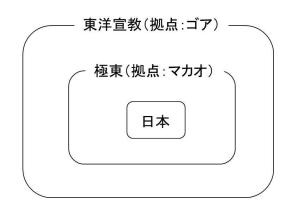
違いがあった。なかでも、各宣教地とポルトガルとの関係、イエズス会の東洋宣教における各宣教地の役割の2点は特に大きく異なっていたと言える。ゴアは、イエズス会が1542年に東洋宣教を開始した場所であり、その当時からポルトガル領であった。また他の修道会によってすでにキリスト教が伝えられ、ある程度の基盤が固められていたため、イエズス会が東洋宣教の第一歩を踏み出すには適した環境であったと言えるだろう。その後まもなく、ゴアは「東洋宣教の拠点」となり、長きにわたってその役割を果たし続けた。

一方、日本では、1549年にイエズス会によって初めてキリスト教の教えが伝えられ、宣教活動が始められた。イエズス会の東洋宣教において日本は重要な「宣教地」であり、多くの資材と優秀な人材を要するほどにキリスト教が普及し、日本人キリスト教徒も増加していった。周知のとおり、日本はポルトガルと交易こそしたが植民地にはならず、1580年代からのキリスト教弾圧を経て、1614年に全国へ禁教令を発布し、1639年に鎖国体制を完成させた。こうして日本では表立って宣教活動を行うことができなくなったため、イエズス会が公に日本で活動できた期間は1世紀にも満たなかった。

マカオでイエズス会の宣教活動が本格的に行われ始めたのは、ゴアや日本よりやや遅い 1563 年からである。この頃のマカオはすでにポルトガル人が定住し、ポルトガル商船が往来する貿易港となっていたが、植民地ではなかった。マカオは中国宣教や日本宣教のために築かれた宣教地であり、イエズス会がマカオから追放される 1762 年まで「極東宣教の拠点」として機能していた。

以上のように、3ヶ所の宣教地には、それぞれポルトガルの支配力、あるいは影響力という点で違いがあった。ポルトガルの植民地であるか否か、ポルトガル人が定住しているか否かという点は、宣教活動の内容や方法にも影響を与えるため、見過ごせない問題であると考える。第二の相違点である各宣教地の役割は、東洋宣教における位置付けの違いと言うこともできるだろう(次頁、図1参照)。ゴアは、イエズス会がそこで東洋宣教に着手し始めた頃に彼らの活動拠点となり、その後は広範囲に及ぶ東洋宣教の拠点、中枢となっていた。ゴアがイエズス会の東洋宣教の拠点となった大きな要因は、イエズス会がポルトガル国王から、ポルトガル領であるゴアで宣教活動を行うよう要請され、まずそこに活動の基盤を作ったことにあると考える。それに加えて、ゴアが東洋の中では比較的ヨーロッパに近いところに位置しているという地理的要因も関係しているだろう。他方、マカオは、ゴアが管轄している東洋宣教の区域内の、さらに極東と呼ばれる地域の拠点であった。マカオには極東宣教のためにヨーロッパから多くのイエズス会士が送られ、彼らはそこで極

【図1】3ヶ所の宣教地の包括関係概念図



東洋宣教における活動(管轄)範囲の 関係を図式化したものである。

東地域の文化や言語を習得し、極東の各宣教地へと派遣されていった。マカオのイエズス 会士たちは書簡や報告などを通して、ヨーロッパのイエズス会と直接やり取りをすること もあったが、宣教方法や各種規定の変更を求める際には、基本的にゴアの管区本部に申し 立てを行っていた。日本は、先に挙げた 2 ヶ所のような宣教活動の「拠点」とはならなか ったものの、イエズス会にとっては非常に重要な宣教地であった。

このような違いがある中、各宣教地でイエズス会による活動が進められていたのだが、 この 2 つの相違点の裏側には各宣教地に共通する点も指摘することができる。まずポルト ガルとの関係についてみると、盲教地によってポルトガルの勢力に差はあるが、いずれの 宣教地もイエズス会が活動を開始する前にポルトガルによって航路が開かれた点1、そして 宣教地でのイエズス会の活動がポルトガルの貿易から得られる利益によって支えられてい たという点では共通している。とりわけ日本やマカオといった極東地域での活動は、ポル トガルの貿易なくしては成り立たず、イエズス会士が貿易に関わらざるを得ない状況であ った。次に東洋宣教における各宣教地の位置付けに関して言うと、当然のことながら、宣 教活動の拠点であってもそうでなくても、イエズス会が活動を行っていた東洋の諸地域は すべて宣教の対象となる「宣教地」であったことに違いはない。したがって、これらの宣 教地で行われた種々の活動は、統一した概念のもと、体系的に進められていたと考えられ るだろう。

¹ ポルトガルは、ゴア (1510)、マカオ (1513)、日本 (1543) の順に航路を開き、交易を行っていった。

イエズス会はポルトガルによる航路開拓順とは異なり、ゴア(1542)、日本(1549)、マカオ(ca. 1555) と活動範囲を徐々に広げていった。

1. 2. ヨーロッパの教育体制を模範とした音楽教育

イエズス会は宣教活動の一環としてゴア、日本、マカオにそれぞれ教育機関を建て、青 少年に一般教養やキリスト教を教えていた。各宣教地の教育機関がいずれもヨーロッパの 教育体制を模範としていたことは、ここまでの考察を通して示したとおりである。そのた め、各宣教地での教育活動には多くの共通点や類似点を見出すことができる。

例えば、宣教地において一般に広く開かれた教会付属学校や初等学校、セミナリオでは、 それぞれ国語、ラテン語、要理教育を軸に授業が展開されていた。また、ほとんどの場合、 それらの教育機関で子供たちにキリスト教の教理を教える際には、当時ヨーロッパのイエ ズス会の学校で導入されていた、旋律を付して教理を歌って覚えさせるという教授法が採 られていた。日本のセミナリオとマカオの初等学校では、特に能力のある者に優先的に音 楽教育を施し、さらに優秀な生徒に教師の代行を任せていたという点でも共通している。 こうした事例は、イエズス会の教育理念とされる「生徒の個性を尊重し、一人一人の才能 を指導して完全な人格を養成する主義」を如実に表していると言えるだろう2。

他方、聖職者や指導者となる優秀な人材を養成することを目的とした、より専門的な教育機関であるコレジオ(学院)も、ゴア、日本、マカオそれぞれに設立された。東洋に作られたこれらのイエズス会学院は、パリ大学やコインブラ大学といったヨーロッパの高等教育機関に倣い、一般教養であるリベラル・アーツに哲学、神学を加えたものをカリキュラムの基礎としていた。さらに、ゴアと日本に関しては、その授業の教材としてヨーロッパのイエズス会学院でも扱われていたウェルギリウスやキケロ、アリストテレスらの書物などが使用されていたことが判った。この点から、東洋のイエズス会学院においてもヨーロッパに匹敵するような質の高さを目指して、教育活動が進められていたと考えられる。1599年に宣教地を含む全イエズス会学院を対象に『イエズス会学事規定』が制定されると、東洋の各学院もこれに従った。この『学事規定』の存在からも、場所を問わず、統一した教育体制によって青少年の養成を進めようとしていたイエズス会の方針が窺える。

高等教育機関でリベラル・アーツとして扱われていた音楽教育は、当時のヨーロッパ社会における人文主義的風潮に伴うもので、教養を身につけて完全な人格を形成するねらいがあった。イエズス会の学院では、それに加えて、キリスト教の聖務を荘厳かつ盛大に挙

² チースリック 1964: 6

行できるようにすることも音楽教育の大きな目的のひとつとなっていた。東洋の宣教地では、特に後者の方がより現実的で重要な課題とみなされていた。このことは、各宣教地において教育機関の学生たちが聖歌隊を組織し、諸聖務の際に彼らが演奏することが慣習となっていたことからも明らかだろう。

東洋の宣教地における音楽教育は、その目的、体制ともにヨーロッパの教育機関を模範としていたが、ヨーロッパの方式がそのまま東洋の教育機関に当てはめられることはなかった。なぜなら、両者の間には文化的、宗教的に大きな隔たりが存在していたからである。東洋での音楽教育は、宣教活動の一端としても機能していた。さらに言えば、イエズス会士たちはヨーロッパ以上に実践に即した教育を施すことによって、宗教的、教育的環境をヨーロッパに近付けさせることを目指していたと推察される。こうした理由により、東洋ではヨーロッパの教育機関を理想と仰ぎ、模範としながらも、それを遵守するのではなく、あえて基礎に据えることで柔軟性を持たせ、各宣教地の状況に応じた教育を行えるようにしていたのではないかと考えられる。以上のことから、東洋に作られたイエズス会の教育機関は、場所に関係なく、東洋宣教という枠組みの中で共通した教育目的、教育方針を有していたため、その活動内容も似通っていたと言えるだろう。

1. 3. 宣教地で歌われた聖歌

イエズス会が東洋の各宣教地で行った音楽教育では、音楽理論のほか、実際に聖務で演奏することを見据えて声楽と器楽の実技指導も行われていた。東洋宣教で聖務の際に歌われていたのは、グレゴリオ聖歌に代表されるような単声の聖歌と、多声による聖歌であった。イエズス会士による当時の記録では、単声の聖歌を指す用語として「カント・リャノ canto llano」3や「カント・チャン canto chão」4、そして多声による聖歌を意味する「カントゥス・フィグラートゥス cantus figuratus」5、「カント・デ・オルガノ canto de órgano」6という用語が使用されている。これまでにも説明してきたように、カントゥス・

³ スペイン語

⁵ [羅] cantus figuratus, cantus figlaris, cantus indentatus, cantus mensuratus 〔伊] canto figurato 「作られた歌」の意。cf. 『ニューグローヴ世界音楽大事典』「カントゥス・フィグラートゥス」の項 ⁶ スペイン語

フィグラートゥスとカント・デ・オルガノは、単旋律聖歌に対して定量記譜法による音楽 を指し、一般には、定量音楽、あるいは多声音楽の意味で使用される言葉である7。1570年 頃までのイエズス会の資料を見る限り、少なくともゴアと日本では、確実に単声と多声に よる聖歌が歌われていたと言える。しかし、トリエント公会議において単旋律聖歌が推奨 されて以降、イエズス会でも聖歌を多声で歌うことが禁止され、カトリック教会の方針に 従うように単旋律聖歌が推奨され始めた。こうしたイエズス会としての音楽の使用法の変 更によって、東洋の宣教地でも、1570年代以降、音楽の使用法に変化が生じたのである。

当時、東洋の宣教地で歌われていた聖歌については、楽譜等の資料がほとんど現存して いないため、具体的にどのような音楽であったかということを特定することは難しい。し かし、各宣教地で当時イエズス会士たちが記した文書資料の中に、それを知る僅かな手が かりとして、当時歌われた聖歌名あるいは聖歌の種類を幾らか目にすることができる。当 時のイエズス会士が記した一次資料と先行研究の中から、本論文で取り上げた箇所に見ら れた聖歌の名前と種類を【表 1】にまとめた。ゴアと日本で歌われた聖歌を見比べると、い ずれの宣教地でも当時のヨーロッパでミサや聖務日課の際によく用いられていたマニフィ カトと詩篇、聖母マリアのアンティフォナが歌われていたことが判る10。また、13 世紀の イベリアにおける単旋律の歌曲であるカンティガも共通している。歌曲といっても、カン

【表 1】宣教地で歌われたと記録されている聖歌(アルファベット順)

ゴア	Cantiga, Magnificat, Motet, Psalm, Regina Coeli etc. ⁸
日本	Ave Cruz, Ave Maria, Ave Maris Stella, Benedictus, Cantiga, Dixit Dominus,
	Hymnus ad Spiritum Sanctum, Hymnus in Honorem, In Exitu Israel, Laudate
	Pueri, Litania, Magnificat, Miserere Mei Deus, Nunc Dimittis, Pater Noster,
	Psalm, Salve Regina, Te Deum etc. ⁹
マカオ	Litania

^{7 『}ニューグローヴ世界音楽大事典』「カントゥス・フィグラートゥス」および「カント・デ・オルガノ」

⁸ Coelho 1997: 139-140; 付録 4 参照

⁹ 付録5参照

¹⁰ この時代のヨーロッパで聖務の際に歌われていた聖歌については、本論文第2章第1節で述べた通りで ある。

ティガは聖母マリアを讃える内容のものがほとんどであり、イベリアの楽器や民族舞踊を取り入れていたイエズス会の宣教活動でカンティガが使用されていても不自然ではない。さらに、ゴアや日本では歌ミサや荘厳ミサが執り行われていた点から考えると、【表 1】に示した以外に、ミサ曲(キリエ、グロリア、クレド、サンクトゥス、アニュス・デイ)も歌われていたと指摘することができる。ただし、当時のイエズス会の報告書には、その祈りが唱えられていたのか、歌われていたのかの判断が難しい記述が多い。すなわち、「祈りという言葉は、「祈りを唱える」「祈りを捧げる」という表現で記されることが一般的であり、「祈りを歌う」とは言わないため、実際に歌っていたとしても「唱える」と記されることが少なくない。したがって、【表 1】では明らかに歌われていたことが判るもののみを挙げたが、このような理由から、この表で示した以外の聖歌も歌われていた可能性があるため、「etc.」と表記した。

一方、日本とマカオで共通して歌われていたのは、連祷である¹¹。連祷は主に「行"列 の際に唱えられる祈りであるが、その他、聖務日課の後や祝祭日の聖務で唱えられることもあった。連祷以外の祈りもそうだが、その聖務の重要性が高まるほどに旋律を伴って歌われることが多かったと言える。日本関連の記録には、四旬節の「行"列 の際に連祷が歌われたことが報告されている¹²。マカオに関する資料に「連祷」の文字が見られたのは、聖パウロ学院の管理規定においてであるが¹³、実際の聖務でも歌われていたのではないかと推察される。また、ゴア関する資料には連祷を歌ったとする記述は見られなかったが、ゴアでも「行"列 をはじめ、祝祭日の聖務が音楽を伴って盛大に執り行われていたという状況から判断すると、連祷が歌われていた可能性は高いだろう。

マカオで当時歌われていた聖歌に関して、これまでの研究の中で明記されているのは連 祷だけであり、これ以外の具体的な聖歌名は挙げられていない。【表 1】からも明らかなよ うに、マカオだけこのように極端に情報が少ないのは、本論文において扱った資料の量に よるところが大きい。つまり、ゴアと日本に関しては、当時イエズス会士が記した文書を いずれも 16 世紀半ばから 17 世紀初期まで扱ったのに対し、マカオに関しては、当時の記 録が 16 世紀末からしか残されていない。したがって、扱える資料の量に大きな差があった。

 $^{^{11}}$ 日本のカトリック教会では、第 2 ヴァティカン公会議($^{1962-1965}$)後に、ラテン語の Litania を「連願」と訳すことが決められた。ただし、本論文では中国語による文献を和訳する都合上、統一して「連祷」という訳語を使用することとする。

¹² 付録 5, p. 24 (日本年報下: 72-73)

¹³ 第5章第3節参照

さらに、本論文で取り上げたマカオでの宣教活動に関する当時の記録が、先行研究で取り上げられている部分だけであることもひとつの要因である。したがって、本論文の考察対象ではない17世紀半ば以降の記録を含め、マカオについて記された当時のイエズス会士の文書全体に目を向けると、その他の聖歌名が記されている可能性も十分に考えられる。しかし、一宣教地であった日本でさえ、これほどの聖歌が歌われていたことを考えると、極東宣教の拠点であったマカオでも、ミサや聖務日課で頻繁に使用される聖歌が歌われていたと推測することができる。

1. 4. 宣教地で演奏された楽器

では、16世紀から17世紀初期にかけて東洋の各宣教地で使用された楽器にはどのようなものがあったのだろうか。当時の記録と先行研究をもとに、ゴア、日本、マカオの各宣教地で使用したことが明記されている楽器名を【表2】にまとめた¹⁴。3ヶ所の宣教地において共通して使用された楽器は、鍵盤楽器であるオルガンとクラヴォ、弦楽器のヴィオラ・ダルコである。これらは、音楽を伴う聖務の際に必要とされる楽器であり、ゴアと日本では教育機関の授業でも扱われていた。

ゴアと日本に共通している楽器としては、チャルメラ、ラッパ、フラウタといった管楽

【表2】宣教地で使用されたと記録されている楽器

ゴア	アタバル、ヴィオラ・ダルコ、オルガン、クラヴォ、チャルメラ、ビウエラ、フラウタ、ラッパ、リュート、土地の楽器 etc.
日本	アルポ (アルパ) 、ヴィオラ・ダルコ、オルガン、クラヴォ、チャルメラ、ビウエラ、フラウタ、ラッパ、ラベル、リュート、土地の楽器 (琵琶) etc.
マカオ	オルガン、クラヴォ(クラヴィコード)、ハープ、ヴィオラ・ダルコ(ヴァイオリン ¹⁵)*土地の楽器(中国琵琶)etc.

¹⁴ 付録 7, pp. 33-35 参照

٠

¹⁵ 中国語表記による。 cf. 第5章第2節128頁

器が挙げられる。これらの名前は、両地域での宣教活動に関する当時のイエズス会の報告書にも度々現れており、そのほとんどが祝祭の聖務で華やかに演奏されたという内容を示す記録である。また、これらの管楽器の他に、ビウエラやリュートといった弦楽器もゴアと日本双方の宣教活動の中で演奏されていたことがわかる。これらの弦楽器は、ヴィオラ・ダルコと同じく、大規模な聖務に限らず日頃の聖務でも演奏され、ゴアと日本でのイエズス会の活動の中では比較的よく使用されていた。マカオに関するイエズス会の活動報告には、管楽器やビウエラ、リュートの名は見られなかったが、マカオでもこれらの楽器が演奏された可能性が十分にあると考える。

日本とマカオで共通して演奏されていた楽器に、アルポがある。付録 7 (33 頁) の図を 見るとわかるように、アルポとは竪琴のことである。【表 2】のマカオの欄でハープと記し た楽器名は、元は中国語の文献では、「竖琴」と表記されている。本論文では、中国語から の訳という都合上、ハープという表記を用いたが、一次資料に遡ると、アルポと記されて いるかもしれない。日本とマカオで演奏されていた楽器が同種のものであるかは不明であ るが、いずれにしろ、イエズス会による音楽活動の中で「竪琴」が演奏されていた点では 共通していると言えるだろう。

【表 2】において次に注目したいのは、3ヶ所で共通して使用されていた「土地の楽器」、すなわち、各宣教地の楽器についてである。ゴア関連の資料には楽器名が記されていないため、その詳細は不明であるが、日本の場合は琵琶が用いられていたことが記録に残されている。マカオに関しては、17世紀末の資料において16、「中国の楽器である琵琶を使用した」と記されており17、この頃までには土地の楽器が使用されるようになっていたことが記録から明らかとなっている。これまでの研究では、それぞれの宣教地の楽器を聖務の際の演奏に用いるという行為を「宣教活動の現地化」あるいは「宣教地への適応」と解釈するに止まっているが、日本とマカオ双方において琵琶が宣教活動に取り入れられたことは偶然とは考え難い。つまり、イエズス会士たちはこうした行為を無作為に見境なく行っていたわけではなかったと思われる。

では、なぜ琵琶だったのだろうか。聖務の際に使用する土地の楽器の選定には、次の 2 つの条件を満たす必要があったと考える。第一の条件としては、各宣教地の人々が親しん でいる楽器であることが挙げられる。キリスト教の聖務において演奏される楽器が現地の

¹⁶ 中国籍のイエズス会士である吴渔山(1631~1718)の《嶴中雜詠》

¹⁷ 李宏君 2009: 12

人々が普段からよく耳にしている楽器であるほど、彼らの関心も高まると推測されるからである。第二は、楽器の音色である。これは、聖務の雰囲気を壊さない音色の楽器を選択する必要があるからである。おそらく、音楽を伴う聖務において、「土地の楽器」が使用されるのは一部であり、大半はヨーロッパの楽器によって演奏されていたと考えるのが自然だろう。そうした状況を前提に考えると、イエズス会士たちは聖務の大部分で使用されるヨーロッパの楽器との相性やバランスを考慮して、聖務で扱う土地の楽器を選ばなければならなかったと推察される。

日本とマカオにおいて、琵琶はこの2つの条件を満たす楽器であったのだろう。さらに、楽器の形状がヴィオラやリュートといったヨーロッパの楽器と似通っていることも、琵琶を聖務で使用する楽器に選んだひとつの要因であったかもしれない。また、日本の場合は、琵琶法師たちがイエズス会の宣教活動の中で活躍していたことも大きく関係しているだろう。当時の日本では、琵琶法師がキリスト教に改宗した例が少なくない。その代表的な人物としては、キリスト教に改宗後、イエズス会の修道士となって宣教活動に従事したロレンソ了斎(1526-1592) 18が挙げられる。日本において琵琶が聖務で使用された背景には、彼らのような元琵琶法師の存在もあったと考えられる。つまり、イエズス会士たちは、宣教活動に最も適した土地の楽器を、その土地(宣教地)の文化や伝統に合わせて、彼ら自身の意思で選び取っていたと推測される。

イエズス会は 1550 年頃から楽器の使用を禁止していたが、宣教地では特例として、オルガンをはじめとする鍵盤楽器や聖務を挙行する際に必要とされるその他の楽器の使用が認められていた。そのような中、カトリック教会はトリエント公会議を通してオルガン以外の楽器の使用を原則として禁止した。しかし、当時の資料には、その後もゴア、日本、マカオそれぞれの宣教地で種々の楽器が演奏されていたことが記録されており、16 世紀半ばから 17 世紀初期にかけて、東洋の宣教地で使用された楽器に大きな変化は見られなかった。

1. 5. 非キリスト教的要素の導入

音楽を伴う聖務において各宣教地の要素が取り入れられたのは、楽器だけに限ったことではない。宣教活動で音楽が演奏されるのは、主にミサや聖務日課、祝祭日に行われる

^{18 1551}年、フランシスコ・ザビエルによって洗礼を受けた。

「行"列 や宗教劇といった聖務の際であったが、なかでも特に非キリスト教的要素の導入が認められたのは、「行"列 と宗教劇である。イエズス会の宣教活動において、この 2 つの聖務は屋外で行われることが多く、異教徒を含めた大勢の現地人が目にする機会であったため、彼らにキリスト教への関心を抱かせる場となっていた。したがって、各宣教地で活動するイエズス会士たちも、これらの聖務を現地の人々のキリスト教化に大きく貢献する重要な宣教手段と捉えていた。

では、イエズス会の宣教活動に取り入れられた宣教地の非キリスト教的要素とは、具体的にはどのようなものだったのだろうか。【表 3】に、一次資料と先行研究で記されている非キリスト教的要素をまとめた。宣教地の非キリスト教的要素の導入例として、まず挙げられるのは、宗教劇における現地語(俗語)の使用である。宗教劇は、本来ヨーロッパではラテン語で上演されるものであったが、東洋の宣教地では当然のことながら、イエズス会の教育機関の学生を除き、ほとんどの人々がラテン語を理解できなかった。したがって、宣教地で宗教劇を上演する際には、現地の人々のために劇の台詞を現地語に翻訳したり、ラテン語の劇中に現地語の対話劇を挿入したり、あるいはラテン語の劇に現地語の字幕を付けたりしていた。これは日本とマカオにおいて頻繁に行われていた手法である。しかし、宣教地の人々にキリスト教の教えを伝えるために、イエズス会士たちが言語をひとつのツールとして重視したのは、いずれの宣教地にも当てはまることである。このことは、いち早くゴアでコンカニ語の語学学校が設立されたこと、また、日本やマカオにおいても、イ

【表3】宣教地において音楽を伴う聖務に取り入れられた非キリスト教的要素

(赤:東洋、緑:ヨーロッパ、黒:その他)

ゴア	土地の楽器、踊り、フォリア etc.
日本	日本語、琵琶、仏教歌曲、長唄 (韻文の形式)、短歌 (韻文の形式)、謡曲 (韻文の形式)、
	古浄瑠璃 (韻文の台詞・節)、舞の本 (韻文の台詞・節)、能狂言、盆踊り、日本舞踊、神
	楽、ポルトガル風の西洋舞踊、日本風の衣装 etc.
マカオ	中国語・広東語、(中国琵琶)、中国舞踊(ポルトガルとオランダの戦いを表現)、
	蟹の踊り、中国風の衣装、インド風の歌 etc.

エズス会士たちがそれぞれの地域での活動のために日本語や中国語の習得に精進していた ことからも明らかである¹⁹。

もうひとつは、宣教地で伝統的に歌われていた歌の要素がしばしば宗教劇の中に挿入されていたという例である。歌の要素とは、旋律や歌詞を指している。例えば日本の場合は、長唄、短歌、謡曲など当時の日本で歌われていた韻文の形式を用いたり、節に古浄瑠璃や舞の本が取り入れられた。一方、マカオの場合は、「インド風の歌」が披露されたことが記録に残されており、中国の音楽ではないものの東洋風の旋律をもって演奏されたことは明らかである。土地の楽器と同様に、聖務に取り入れられた現地の言語(俗語)や現地の歌は、大抵の場合、聖務の一部に挿入されており、各宣教地の人々の関心を高めるために効果的に使用されていた。したがって、現地の楽器、言語、歌(旋律、歌詞)は、いずれも各宣教地の非キリスト教的なものであったが、これらを用いて表現した内容自体はキリスト教的なものであったと言える。

第三の要素は、現地の踊りの挿入である。宗教劇への踊りの挿入は頻繁に行われており、 日本の場合は特に盆踊りや日本舞踊、神楽を、マカオでは中国舞踊、蟹の踊りを挿入して いたことがこれまでの研究によって明らかにされている。また、これらの踊りを披露する 人は、しばしばその踊りに適した伝統的な衣装を身に着けていた。日本に関してはさらに、 宗教劇の幕間に能狂言を行ったという記録も残されている。宗教劇における非キリスト教 的舞踊および非キリスト教的喜劇の挿入に関しては、その表現内容によって多少の差はあっただろうが、これまでに挙げた楽器、言語、歌よりも非キリスト教的傾向が強かったと 推察される。

東洋宣教における非キリスト教的要素の導入例を考察していくにあたり、当時のヨーロッパにおける宗教劇と非キリスト教的要素の関係について考える必要があるだろう。第 2 章第 1 節で示したように、当時ヨーロッパで上演されていた宗教劇は、典礼劇と聖史劇の 2 種に大別される。典礼劇は典礼の内容をより深く理解させるためにその一部が劇化したものであるため、基本的には聖職者によって教会内で演じられていた。一方の聖史劇は、宗教的な題材を扱いつつも典礼とは切り離され、観衆の要望に応じて幕間に喜劇的要素を取り入れるようになり、非キリスト教的な側面が強まっていったため、教会の外で上演されるようになった20。その結果、聖史劇の内容はさらに低俗化していき、上演の際には聖職者

¹⁹ 金 2010:49

^{20 『}新カトリック大事典』「イエズス会劇」の項

に取って代わり一般の人々が演じるようになった。

こうしたヨーロッパの宗教劇の背景を踏まえて、東洋の宣教地における宗教劇の上演を再度見てみよう。本論文で扱っているのは、イエズス会が東洋で宣教活動の際に上演していた宗教劇であり、いわゆるイエズス会劇でもあった。したがって、教育的側面を持ちながら、カトリック教会の聖務としての側面とキリスト教化に役立つ手段あるいは道具という側面を有していた。東洋の宣教地で上演された宗教劇は教会の外でも上演され、非キリスト教(世俗)的要素の導入によって娯楽的な面もあった。したがって、ヨーロッパの宗教劇で分類するならば、より聖史劇に近かったと言えるだろう。しかし、イエズス会学院の教育の一環であるイエズス会劇として、専ら学生たちや教師たちによって演じられていたという点では、ヨーロッパの聖史劇とは異なっている。

17世紀頃から、イエズス会劇はヨーロッパで上演される際にも幕間に踊りや滑稽な劇を挿入する形を取るようになっていた²¹。そのため、東洋の宣教地においてこれらを挿入した形で宗教劇が上演されたのは、イエズス会劇としては特別なことではなかったと考えられる。ただし、東洋の宣教地においてヨーロッパと同じような形態で宗教劇を上演することがある種のリスクを伴う行為であったことは容易に想像される。すなわち、異教の地においてその地の要素を取り入れてキリスト教の劇を上演することにより、キリスト教が誤って認識、解釈されたまま現地の人々に伝わる危険性がある。しかし、宣教地で活動するイエズス会士たちは、人々の興味を引くために現地の踊りや滑稽な幕間劇を挿入する必要性を感じていた。したがって、彼らは熟慮を重ねて、聖務に挿入可能な宣教地の要素を選定していたのではないかと考える。

彼らが無作為に宣教地の非キリスト教的要素を導入していたのではないということは、 日本宣教において宗教劇の幕間に能狂言が挿入されたという点からも明らかだろう。本来、 能狂言は歌と舞によって構成される能楽の幕間に行われる喜劇的内容の対話劇あるいはせ りふ劇の形をとっている。こうした能狂言の本来の機能は、宗教劇に挿入されても損なわ れることはなく、宗教劇と能狂言双方の上演形式をそのまま維持することができていた。 このような理由から、イエズス会士たちが宗教劇に能狂言を挿入しようと決めたのは、彼 らが日本の伝統芸能、舞台芸術としての能狂言の役割を理解した上でのことであったと考 える。

以上のように、宣教地の非キリスト教的要素の導入については、日本とマカオでの宣教

²¹ 第1章第3節参照

活動に関する記述の中でいくつかの事例が見られた。極東のこの 2 つの宣教地では、諸聖務の中でも特に宗教劇にそうした事例が多く見られたが、それは現地の人々が宗教劇の上演を非常に好んでいたためだと推察される。また、両宣教地では、宗教的および教育的動機づけに拠らない宗教劇の公演も行われていた。例えば、日本では大名の要望によって宗教劇が上演され、マカオでは貿易船の船長宅前で上演されたという記録がある。こうした上演の在り方も、各宣教地の活動の特徴と言えるだろう。一方ゴアに関しては、宣教地の非キリスト教的要素の導入を示すような記述はあまり見られなかった。これはおそらく、ゴアがポルトガル領であり、ゴアにおけるポルトガルの権力や影響力の大きさによるものであると考えられる。また、ゴアの場合は日本やマカオで最も非キリスト教的要素の導入が見られた宗教劇に関する記述が少ないことも、その要因のひとつと考えられる。

東洋宣教において聖務に取り入れられた非キリスト教的要素は、宣教地(東洋)の文化や伝統にとどまらず、ヨーロッパの世俗的要素にまで及んでいた。【表 3】からもわかるように、これはゴア、日本、マカオいずれの宣教地でも共通して行われていた行為である。例えばゴアに関しては、1577年と1584年に記された文書において当時のポルトガルの民俗舞踊であるフォリアが行が列の際に踊られていたと記録されている。日本でも、「行う列)の際に「ポルトガル風の西洋舞踊」が披露されたことが1605年の年報に記されている。ゴアに鑑みると、日本で披露された「ポルトガル風の西洋舞踊」がフォリアであった可能性も指摘できるだろう。マカオに関しては、1637年に宗教劇の中で「ポルトガルとオランダの戦い」というヨーロッパの世俗的内容を、「中国舞踊」という宣教地の非キリスト教的要素によって表現したことが報告されている。

東洋宣教におけるイエズス会の音楽活動に関しては、このように、東洋全体で同じ方針、 同じ方法のもとに進められており、そのため、各宣教地での活動内容も相通ずる点も多か ったことがわかった。その一方で、それぞれの宣教地の間で音楽の使用法や内容に細かな 差異が生じていたことも示されたが、これはイエズス会士たちが宣教地の状況に合わせて 活動を進めていたことを明証していると言えるだろう。

以上見てきたように、東洋宣教における音楽活動は、キリスト教の聖務をより厳粛に行うということの他に、宣教地の人々にキリスト教への関心を持たせるのに効果的な手段にもなっていた。そのため、宣教地で執り行われる聖務は、洋の東西を問わず非キリスト教的要素が取り入れられることも多かった。宣教地の人々はこうした行為を大いに喜び、そ

れによって一段とキリスト教に興味を示すようになった。つまり、東洋宣教において音楽は元々それ自体に人々のキリスト教化を促進する力を有していたが、そこに非キリスト教的要素が加わったことによって、さらなる成果を生み出したと言える。したがって、イエズス会の東洋宣教では音楽と非キリスト教的要素が密接な関係にあり、東洋では双方を宣教活動に用いることが有益な手段とみなされていたのである。

2. 東洋宣教における音楽活動とイエズス会の理念

これまで考察してきた東洋宣教における音楽の使用法は、イエズス会が求めていた音楽の在り方とどのような関係にあったのだろうか。ここからは、東洋の宣教地とイエズス会本部の主張を比較しながら、両者の間に生じた対立や葛藤を明らかにしていく。

東洋で活動に従事していたイエズス会士たちは、当時のヨーロッパで行われていた種々の活動方法を理想とし、それを出来る限り実行しようと試みていた。当時のイエズス会士の報告や書簡には、ゴア、日本、マカオそれぞれの宣教地で挙行された音楽を伴う聖務が、いずれもローマひいてはヨーロッパに匹敵するほど、内容、質ともに充実したものであったことが記されている。このような記述から、東洋に居るイエズス会士たちが常にヨーロッパを意識してことが読み取れる。また、活動方法だけでなく、そのような活動を通して得られる成果やその出来栄えも、ヨーロッパと同じレベルを目指していたと推察される。

しかしその一方で、東洋宣教では、ヨーロッパとは異なり、イエズス会本部が求めていた宣教活動の在り方を逸脱する行為が各地で行われていた。では、音楽に着目した場合、イエズス会が東洋で行った音楽活動はローマのイエズス会本部が理想とした音楽活動から、どのような点で逸脱していたのだろうか。本論文におけるこれまでの考察に基づくと、その逸脱行為は、以下の3パターンに大別される。

- A. 理想とする枠を宗教的範囲内で広げる。=「理想の緩和」
- B. 理想の枠内にヨーロッパの世俗的要素を取り入れる。=「西俗要素の導入」
- C. 理想の枠内に宣教地の非キリスト教的要素を取り入れる。=「東洋要素の導入」

Aは、イエズス会が目指した音楽の在り方を、キリスト教という枠の中で緩める(広げる)という意味での逸脱である。例えば、イエズス会が推奨した聖歌以外の聖歌を宣教地で使用することなどがこれに該当する。このような逸脱の形を本論文では「理想の緩和」と呼ぶこととする。Bおよび C は、イエズス会が理想としたものの中に、外部から、すなわち、キリスト教の枠外にある要素を取り込むという逸脱の形態である。本論文では、それをさらに差異化し、ヨーロッパ(西洋)の世俗的要素を取り込んでいる場合は「西俗要素の導入」、東洋(宣教地)の非キリスト教的要素の場合は「東洋要素の導入」と表記する。

次項からは、これまで考察してきた東洋の各宣教地での音楽活動の変遷を、逸脱という 観点から上記の分類法を用いてまとめていく。それと同時に、東洋で行われた逸脱行為を めぐるイエズス会内部での議論内容とその打開策についても考察する。

2. 1. トリエント公会議以前の音楽の使用法

イエズス会は、使徒的活動に従事するという方針に基づき、創立以来、聖務日課の際に歌うことはせず、1550 年頃には修道院における音楽も声楽、器楽ともに禁止した²²。したがって、初期の頃のイエズス会では、教育現場を除いて音楽が使用されることはほとんどなかった。彼らは1542 年からゴアで東洋宣教を開始し、宣教開始直後から聖務日課での歌唱を実施していた。イエズス会全体に修道院での音楽の禁止令が出された後も、ゴアでは聖務の際に様々な楽器を伴って単声や多声で聖歌が歌われていた。すなわち、これは「理想の緩和」という逸脱パターンに該当すると言える。その後、イエズス会は子供たちの教育にも有益であるという理由で、他の地域に先駆けて1553 年にゴアに聖務日課の中でも特に重要とされる晩課での歌唱許可を与えた。さらに、イエズス会は1555年に会全体に対し、主日と祝祭日の晩課を教会で歌うことを許し、翌年には聖週間の晩課の歌唱を認めた。この頃には日本でも宣教活動が始められ、歌ミサを執り行うことも習慣化していた。つまり、1550 年代半ばにはゴアでは特に聖務日課とミサでの歌や楽器の演奏が、日本では歌ミサの挙行が日常的に行われていたのである。このように、イエズス会は音楽の使用に関する規制を宣教地を中心に徐々に緩めていき、イエズス会としての音楽の使用法にも変化が見られるようになった。それにより、ミサや聖務日課で聖歌を歌うことが逸脱行為とはみなさ

²² 以降、適宜、付録1を参照されたい。

れなくなっていった。ただし、一般に聖職者が務めとして行う聖務日課に宣教地の人々が 参加していた点は、本来あるべき聖務日課の形態から考えると「理想の緩和」という逸脱 行為にあたると言えるだろう。

1558年に開かれた第1回イエズス会総会では、こうした東洋宣教の状況を受け、改めて聖務日課とミサでの歌唱に関して議論が交わされた23。その結果、晩課での歌唱は継続されることとなったが、ミサで歌うことは禁止された。しかし、すでにゴアや日本では歌を伴ってミサを挙げる形態が定着しており、それが人々のキリスト教化にも繋がっていた。そのため、イエズス会は特別措置として、「重大な理由があり、総長の特別許可を得られるならば、主日と祝祭日に限ってはミサでの歌唱を認める」という一文を加えた。この文言によって東洋の宣教地ではイエズス会の規則に反することなく、従来通り、ミサでの歌唱が継続されることとなった。こうしたイエズス会の措置は、「理想の緩和」という逸脱にあたり、東洋宣教を円滑に進めるための方策であったと言える。この規則により、キリスト教化に有益であるという理由さえ提示できれば、聖務の際に歌うことが許されることとなった。1563年に開かれた第2回イエズス会総会においても、同様に、ミサと晩課での聖歌の使用が総長の判断に委ねられることが改めて取り決められた。したがって、その後しばらくの間、少なくとも東洋の宣教地では音楽活動が盛んに行われていたと言える。

当時の記録によると、例えば、ゴアでは主日と祝祭日のミサや聖務日課において単声と多声の聖歌が歌われていた。ゴアの人々はとりわけ多声の方を好み、それらの聖歌はさらに、鍵盤楽器、弦楽器、管楽器、打楽器などを伴って歌われることが多かった。日本でも、ミサや聖務日課の中で様々な聖歌が歌われていた。その際に使用される楽器として、最も頻出するのはヴィオラ・ダルコである。日本ではさらに、1560年頃から「行」列」や宗教劇が挙行されるようになり、宗教劇では1560年代から日本風に歌を歌うといったことも行われていた。マカオでは、1563年に音楽や踊りを伴って「行」列」が執り行われたことが明らかとなっている。こうした宣教地における音楽活動の状況をみると、東洋の各宣教地ではヨーロッパでの活動以上に音楽が使用されていたと言えるだろう。

-

²³ 第2章第2節参照

2. 2. トリエント公会議後の音楽の使用法

2. 2. 1. 第3回イエズス会総会(1573)

東洋の宣教地がこのような音楽事情であったちょうどその頃、ヨーロッパではカトリック教会によってトリエント公会議が開かれていた。この公会議後、最初に開かれたイエズス会総会(1573)²⁴では、トリエント公会議における議論内容の影響により、イエズス会における音楽の使用法に大きな変化がもたらされた。そして、この第 3 回総会以降、イエズス会内で東洋での音楽の使用法をめぐる議論が繰り返されることとなる。

第3回イエズス会総会で定められた音楽に関する規約を総会後に出された教令で確認すると、まず、イエズス会全体に多声による聖歌の使用禁止令が出されたことがわかる。つまり、この禁止令によって、イエズス会では単旋律聖歌だけが歌われるようになったと言える。この規約が定められた背景には、トリエント公会議で単旋律聖歌が推奨されたことが影響していると考えられる。この総会では、さらに、聖歌を歌う際は「イエズス会士だけによって適切な場所で実施するように」という制約が設けられた。この点に関しても、伝統に立ち返ろうとしていた当時のカトリック教会の姿勢が反映されているように思われる。それと言うのも、当時のカトリック教会では会衆はミサで歌うことは出来ず、聖職者や神学生によって構成された聖歌隊がミサ中の演奏を担当していた。さらに、聖務日課は、元来、聖職者の祈りの務めであるため、聖職者以外の者がそこへ加わることもない。つまり、カトリック教会では本来、聖歌の歌唱は聖職者の職務のひとつだった。すなわち、トリエント公会議で行われた典礼改革がイエズス会における聖歌の演奏形態にまで影響を及ぼしたのだと推察される。したがって、第3回イエズス会総会で取り決められたこれらの規約は、イエズス会の判断というよりは、やはりトリエント公会議で示されたカトリック教会の音楽に対する方針を汲んだものであったと考えられる。

第3回イエズス会総会が行われた 1573 年当時、イエズス会本部はキリスト教化に有益であるという理由から東洋の宣教地で多声による聖歌が歌われ、現地の人々もそれに加わっていた事をある程度認識していたと思われる。すでに述べたように、イエズス会が創立時から聖務を執り行う際に音楽を使用しない方針を採っていたのは、音楽を否定的に捉えていたからではなく、イエズス会の活動理念である使徒的精神に基づき、その活動時間を確

²⁴ 第3回イエズス会総会

保するためであった。こうしたイエズス会の基本的な活動方針を踏まえると、イエズス会としては音楽がキリスト教を広めるために必要な、もしくは有用な手段であるならば、該当地域での音楽の使用を問題なく許可できたと推察される。ゆえに、第 3 回イエズス会総会までは総長の判断で音楽の使用を特免することができていたのである。

しかし、この第 3 回総会で定められた多声音楽の使用禁止令には、そのような特別許可も与えられていない。当時、宣教地で音楽が盛んに演奏され、そこに現地の人々も加わっていた状況の中、さらに、単旋律聖歌を歌う場合でもイエズス会士だけしか歌えないとなると、東洋での音楽活動は一変することになる。当時の東洋の宣教地の音楽事情に鑑みると、この 2 つの規約は東洋ではかえって人々のキリスト教化に不利益となることが推測できる。そこでイエズス会は、総長の判断によって宣教地では特別に免除するという文言を加え、「理想の緩和」という方策を採ることで宣教地の現状と会則の間に折り合いをつけたのである。

2. 2. 2. 第3回イエズス会総会以降の東洋における音楽活動の変化

では、この第 3 回イエズス会総会以降、東洋の宣教地では、それぞれ音楽の使用法にどのような変化があったのだろうか。1574 年に巡察師ヴァリニャーノが当時のヨーロッパの情報を携えて東洋へやって来ると、すぐにゴアで議会が開かれた25。その会議では、東洋での宣教活動における音楽の使用法についても議論され、第 3 回イエズス会総会で新たに定められた音楽の使用法を踏まえて、東洋宣教にとっての最善策を打ち出すために様々な意見が出された。その結果、インドでは多声による聖歌がすでに多くの人々に親しまれ、彼らの教化にも貢献していたことから、行き過ぎた部分の改善と抑制を行いながら継続して多声の聖歌も歌うことが決まった。この頃のインドでは、イエズス会による音楽活動が縮小される傾向にあり、現地の人々がそれに不満を抱いていた事が当時の記録から明らかとなっている。これはおそらく、トリエント公会議の影響が時間をかけながら徐々に東洋にも届き、この頃にから実際の活動にも表れ始めたのだと推察される。そこでヴァリニャーノは、管区協議会の議事録と音楽活動の縮小に反対する現地の人々の声をまとめ、東洋宣教の実情として総長に書き送った。そして、1577 年、総長は様々な事情を考慮し、行き過

158

²⁵ 第3章第3節参照

ぎたことを行わないという条件付きで、ゴアの聖パウロ学院では従来通り音楽を使用して 良いと定めた。つまり、ここで再度「理想の緩和」という方法が採られたのである。こう してゴアでは、従来通り、聖歌や楽器の演奏を伴ってミサや聖務日課を執り行うことがで きるようになった。

しかしその一方で、同じ 1577 年には、総長が日本で活動するイエズス会士を対象に作成した服務規定が日本に通達され、その中で宗教劇での音楽の在り方に対し、厳しい制約が与えられている。日本では、1573 年のイエズス会第 3 回総会以降もミサや聖務日課で聖歌が歌われていたが、それ以上に大きな反響を呼んでいたのは、非キリスト教的要素を取り入れた宗教劇の上演である。1560 年頃から始められた日本における宗教劇は、年を経て、上演回数を重ねるごとに日本人のキリスト教化に対する影響力を強め、日本では欠くことのできない重要な宣教手段のひとつとなっていった。1560 年代にはすでに、宗教劇の中に前節で論じたような日本の非キリスト教的要素、すなわち、日本の伝統的な歌や踊り等が導入され、その反響は非常に大きなものとなっていた。これは宗教の枠を超えたところにある日本の要素を宣教活動に取り込むという逸脱行為であり、「東洋要素の導入」に該当する。このような手法によって日本人のキリスト教徒が増えると、宗教劇の規模が大きくなり、上演頻度も増え、非キリスト教的要素の導入も加速していった。その結果、1560 年代の日本では、宗教劇という聖務において宗教の枠を超えた逸脱行為が横行し、習慣化していたのである。

日本で宗教劇の上演が始められて間もない 1562 年に、トリエント公会議において、カトリック教会は音楽には世俗的なものや不純なものを入れてはならないと定めた。その結果、これが当時のカトリック教会における音楽のひとつの理想的な在り方となったのである。トリエント公会議にはイエズス会士も参加していたため、カトリック教会のこうした方針は、ローマのイエズス会本部にもすぐに伝えられたと推察される。しかし、1562 年の時点で、イエズス会本部が日本の宗教劇の上演方法に対して忠告をしなかったのは、おそらく、非キリスト教的要素の導入が加速し始めて以降の日本宣教に関する報告や書簡が、まだローマへ届いていなかったのだろう。既述したように、この時代は文書を船で運ぶことで相互に連絡を取っていたため、一通の文書を書き送るのに数年の時間を要したり、あるいは船が難破し、文書が目的地まで届かないことも多かった。したがって、1560 年代半ば以降の日本宣教の様子がローマに届くのは、おおよそ 1570 年前後であったと推測される。当然のことながら、その後、イエズス会本部から送られた返答が日本に到着するのにも時間を

要した。こうした当時の状況を考慮すると、『日本で守られるべき総長 [による] 服務規定』 が 1577 年に日本へ届いたことも不思議ではない。

『日本で守られるべき総長 [による] 服務規定』には、宗教劇における非キリスト教的要素の導入に対する制約が記されていた。これにより、日本で上演される宗教劇は、教育目的および宗教的な目的以外の上演は原則としてラテン語を使用するよう定められ、非キリスト教的要素の導入や娯楽目的での上演が禁止されたのである。すなわち、この服務規定では、基本に忠実な、ヨーロッパで実施されるような宗教劇の上演が求められたと言える。しかし、その頃の日本ではすでに宗教劇の上演回数も減り、それに比例して非キリスト教的要素の導入も一時期より収まりつつあった。したがって、総長からの通達は、その時機を失していたと言える。

1577年にイエズス会総長がゴアと日本それぞれに送った文書には、両宣教地での逸脱行為に対し、対照的な措置が講じられているように見える。そこにはおそらく、その逸脱行為がキリスト教(カトリック)という宗教の枠を超えたものであったか否かという点がひとつの判断基準となっていたと考えられる。しかし、それが理由の全てではないだろう。なぜなら、ゴアにおいても 1560年代に聖務でインドの楽器を使用したという記録が残されており、また 1577年には、聖務において踊りやフォリアといった世俗的要素を取り入れていたことが明らかとなっているからである。これらの逸脱行為も宗教の枠を超えており、インドの楽器の使用は「東洋要素の導入」、フォリアの挿入は「西俗要素の導入」に該当する。しかし、これらの行為はすぐには問題とされることはなかった。その理由として考えられるのは、それがヨーロッパで行われている範囲内での逸脱行為であり、ゴアでは日本におけるほどの大きな影響力がなかった点である。さらに、フォリアに関して言えば、これがポルトガルの舞踊であり、ゴアがポルトガル領であったことも関係しているだろう。イエズス会総長がゴアと日本では異なる措置をとったのは、以上のような複数の条件を総合的に判断した結果であると考えられる。

『(日本で守られるべき) イエズス会士服務規定』は、1580 年にも出されている。これは、ヴァリニャーノによって作成された規定であり、日本に初めて聖職者の養成を目的としたセミナリオとコレジオが設立された年に出され、その中にはセミナリオで今後実施していくべき音楽教育についても記載されている。そこで示された内容は、まさしくトリエント公会議で議論されたカトリック教会における音楽の在り方そのものである。すなわち、多声による聖歌と楽器の演奏が原則的に禁止となり、グレゴリオ聖歌をはじめとする単旋律

聖歌および単純な音調の歌と、オルガンをはじめとする鍵盤楽器の使用(教授)が許可された。このようにイエズス会は、当時のカトリック教会が求めていた音楽の在り方を宣教地においても実施しようと試みていた。このことから、カトリック教会の方針はイエズス会の東洋宣教にも大きな影響を与え、宣教地ではその方針を理想として活動が行われていた面があったと考えられる。しかし、早くも 1582 年には、日本において少年たちが多声による聖歌を学んでいることが報告されており、服務規定を宗教的枠内で、すなわち、「理想の緩和」という形で逸脱していることが明らかである²⁶。したがって、東洋の宣教地での音楽教育は、当初思い描いた通りには進められていなかったと言えるだろう。

1581 年に音楽の使用に慎重な姿勢をとるアクアヴィヴァが新たなイエズス会総長として 選出されると、当時のカトリック教会の風潮と相まって、イエズス会士にも彼らの活動内 容にもより厳格さが求められるようになった。そうした中、巡察師ヴァリニャーノは 1584 年に『インドに居住するイエズス会士が守るべき長上による規則』を記している。そこで は 1575 年に開かれた第1回管区協議会の決議を踏まえて、所定の楽器以外は修道院に置い てはならないこと、ミサと晩課の際の音楽を禁止すること、世俗的あるいは下品な言葉、 響き、歌い方を禁止すること等が改めて示された。特筆すべきは、ミサと晩課における音 楽の使用禁止令であろう。音楽を禁止したのは、それが宣教活動の大きな弊害になると危 惧されていたためであり、その理由としてイエズス会司祭が不足していることと、人々の キリスト教化や使徒的活動に音楽が貢献しないことの 2 点が挙げられている。ただし、全 面禁止ではなく、総長の許可があれば例外的に実施できるよう配慮されている。これらの 規則には第 1 回管区協議会で議論された歌唱に関する内容がそのまま反映されており、 1584年以降もインドではゴアにおいてのみ、ミサと晩課で音楽を使用することが許された。 ヴァリニャーノは、この『インドに居住するイエズス会士が守るべき長上による規則』 の中でミサと晩課での音楽を原則として禁止したが、その一方で宗教劇の上演や「行」列 の 挙行に関しては、管区長の許可さえあれば実施できるよう定めていた。なぜなら、彼はこ の2つの聖務がインドでの宣教活動に大きく貢献していたことを理解していたからである。 そこでヴァリニャーノは総長へ宛てた書簡の中で、インドでの宣教活動で宗教劇と「行」列 を挙行する有用性を説き、フォリアなどの世俗的要素の導入も含め、この 2 つの聖務をあ る程度の柔軟性を持たせて、インド各地の教会で実施することを提案した。すなわち、彼

 $^{^{26}}$ 付録 5 No. 17, p. 23 参照 第 4 章第 2 節においてすでに述べたが、「オルガンの歌」とは、「カント・デ・オルガノ」のことであり、多声による聖歌のことを指している。

は、多くのインド人の心をキリスト教へ向けさせ、信仰への理解を深めさせるにはこのような方法が最も能率が良く、成果も期待できるという考えを持っていたのである。ヴァリニャーノは、イエズス会総長から派遣された東洋宣教の巡察師としての役目を果たすべく、イエズス会本部の方針と東洋の宣教地における活動の実態を理解した上で、両者の間に立って妥協点を見出す作業を行っていった。このことは、その後の彼の活動業績からも明白である。

1592年には、ヴァリニャーノは『(日本で守られるべきイエズス会士)服務規定』を作成 し、その中で日本における宗教劇の上演方法についても触れている。すでに述べたように、 日本での宗教劇上演に関しては、1577年にイエズス会本部からの総長による服務規定にお いて 1560 年代の行き過ぎた演出に対して厳しい制約が与えられていた。1570 年代以降は 宗教劇の上演頻度こそ減少したものの、その後も日本の非キリスト教的要素の導入は継続 されていた27。そのような中で、1592 年に作成した服務規定においてヴァリニャーノは宗 教劇上演に関して 3 つの条件を示している。ひとつは宗教劇を上演する前にはイエズス会 司祭の審査を受けること、2 つ目は劇にイエズス会修道士は加わってはならないこと、3 つ 目は仏教歌曲を導入する場合は下品野卑にならないようにすることである。すなわち、彼 はインドに続き、日本においても非キリスト教的要素を宗教劇に取り入れるという逸脱行 為の継続を正式に容認したのである。そこには、キリスト教に対する弾圧が徐々に強まっ ていく中で、日本人の心をキリスト教に繋ぎとめておくためには逸脱行為もやむを得なか ったという当時の日本の政情が関係していた可能性も少なくないだろう。その後の記録に は、禁教令が発布された 1614 年までの間、宗教劇や「行」列を執り行う際に、「東洋要素」 である日本舞踊や「西俗要素」である西洋舞踊が披露されたことが記されており28、非キリ スト教的要素の導入が続けられたことが明示されている。

マカオにおいてイエズス会の音楽活動に関する記録が増加し始めたのは、聖パウロ学院が創設された 1594 年以降のことである。これには 2 つの要因、すなわち、聖パウロ学院によってマカオでの本格的な音楽教育が始められたこと、そして学院の年報によってマカオにおける宣教活動の記録が定期的に残されるようになったことが関係していると考えられる。1599 年に『イエズス会学事規定』が制定されると、マカオでも定期的に宗教劇が上演されるようになった。17 世紀に入ると、宗教劇の中で「西俗要素」であるポルトガルとオ

²⁷ 付録 5 No. 21, p. 24 参照

²⁸ 付録 5 No. 24, p. 25 参照

ランダの戦いを「東洋要素」である中国舞踊によって表現するということが行われたり、 インド風の歌の挿入や俗語や中国衣装の使用といった非キリスト教的要素の導入が見られ るようになった。そして、当時の記録からは、このような逸脱行為が、ゴアや日本と同様、 マカオの人々のキリスト教化に大きく貢献していたことが読み取れる。

以上の考察を通して、東洋で働くイエズス会士たちは、それぞれの宣教地の環境や人々の反応に目を向けることによって、宣教活動により良い手段を模索し、その結果、東洋宣教では音楽を伴う聖務を有益な宣教手段として用い、さらにはイエズス会が示した理想から逸脱するような行為さえも行っていたことが明らかとなった。宣教地で行われた逸脱行為をめぐっては、イエズス会内部でも賛否両論あり、議論が繰り返されていた。最終的にはイエズス会本部と東洋で活動するイエズス会士とが妥結点を見出しながら、東洋宣教が進められた。東洋における一連の逸脱行為は、一見するとイエズス会本部と東洋の宣教地の間に対立や解離を生んだとも捉えられる。しかし、両者がイエズス会の基本精神を拠り所として逸脱行為に折り合いをつけていた点から考えると、イエズス会というひとつの組織の中で両者はその基本精神によって強く結びついていたと言えるだろう。

イエズス会の基本精神は「人々の魂の救済」のために使徒的活動を行うことにあり、それがイエズス会にとっては最優先事項であった。これは言い換えると、使徒的活動に有益であると認められるものであれば、それを活動に取り入れるという、柔軟性に富んだ修道会であると言える。そのため、イエズス会は、「政治的、文化的融通性ないし適応性」がその特色として挙げられ²⁹、「異文化への適応性が豊か」な修道会と指摘されることも少なくない³⁰。つまり、東洋宣教に際しても決して宣教地側がイエズス会の基本精神を逸脱するような行為をなしていたわけではなかったのである。

では、なぜイエズス会内部で議論や意見交換が重ねられたのだろうか。そこにはカトリック教会の存在が関与していると考えられる。当時のカトリック教会は改革の最中にあり、それまでの教会の在り方を見直していた時期であった。その結果、トリエント公会議において、教会から世俗的要素、不純なものを排除することが定められ、また、教会では単旋律聖歌の使用が推奨された。カトリック教会がこのような方針を示すと、そこに属する人々も必然的にそれに従わざるを得なかった。イエズス会はさらに、教皇と主従関係を結んで

²⁹ 坂元 1970: 265, 269

³⁰ 高瀬 1999b: 141

いたため、カトリック教会の方針や意向を蔑ろにはできない立場にあった。つまり、イエズス会の活動には少なからずカトリック教会からの圧力がかかっていたと言える。したがって、イエズス会の東洋宣教をめぐって繰り返された議論は、単なるイエズス会内部の出来事ではなく、イエズス会がカトリック教会の意向を汲んだことでその基本方針に歪みが生じた結果であると考えられる。

結 論

結論

本論文は、イエズス会が東洋で行っていた音楽活動を、彼らの宣教手段のひとつとして捉え直し、宣教地における音楽の使用法の変遷を明らかにすることによって、東洋宣教をめぐるイエズス会内部の様相を提示することを目的としている。そこで、ゴア、日本、マカオの3ヶ所を対象として、イエズス会の視点から各宣教地での活動を複眼的に比較考察し、さらに当時のカトリック教会がイエズス会に与えた影響についても検討しながら、多層的な論考を試みてきた。

まず、第一部ではローマのイエズス会本部の動向に着目し、イエズス会の活動と発展について論じた。第1章では、イエズス会が東洋宣教に着手するに至った背景と、16世紀のヨーロッパにおけるキリスト教界の潮流を把握するために、イエズス会の創立と活動内容を概観し、イエズス会とカトリック教会との関係についても考察した。その結果、イエズス会が修道会としての正式な認可を求めて当時の教皇パウルス3世に提出した『基本精神綱要』(1539)の中に、教皇への従順を誓うことを記したことによってイエズス会が創立と同時に教皇と主従関係を結んだことが示された。またそれを受け、動乱期にあったカトリック教会の再建を図って行われた対抗宗教改革(カトリック改革)を牽引する存在として、イエズス会が大きな役割を担っていたことも明らかとなった。そうした中で、彼らは海外への宣教と青少年への教育活動に取り組み、音楽を伴うこれらの活動によって大きく発展していったことを述べた。

第2章では、当時のイエズス会における音楽の捉え方や使用法について論じた。イエズス会の音楽活動について論じるにあたり、まず、当時のカトリック教会における音楽の在り方を考察した。音楽を伴う聖務として、特にミサ、聖務日課、「行」が対、宗教劇の4つを取り上げ、それぞれの聖務で演奏される音楽の内容やその形態について述べた。また、当時のカトリック教会の音楽に関する方針を探るため、カトリック教会の全体会議とも言えるトリエント公会議(1545-1563)を取り上げ、その中の音楽に関する議論に着目した。考察の結果、当時のカトリック教会は伝統的な形態の音楽、すなわち、簡素で敬虔で厳粛な音楽を理想とし、それまでの教会音楽から世俗的要素や華美な装飾を取り除き、また言葉を重視するという観点から単旋律聖歌を推奨したことが示された。次に、イエズス会の音楽への取り組みに焦点をあてた。イエズス会の音楽に対する考え方を明らかにするために、当時公式に発布された文書を中心に考察を試みた。当時、イエズス会では音楽の使用法に関して内部で

意見が分かれており、度々議論が交わされていた。元来、イエズス会は使徒的活動に従事し、そのための機動性を確保するために、創立当初から聖歌隊を持たず、聖務日課も個別に行うよう定めていた。したがって、修道院内で音楽を用いる必要がないため、歌および楽器の使用も禁止されていた。しかしながら、教育機関においては教養教育の一環として音楽が教えられ、また宣教地においてはキリスト教という宗教の特性から必然的に音楽を伴って活動が進められていた。トリエント公会議以降のカトリック教会では、音楽は祈りに付随するものであり、控えめでなければならないという理由から、その使用は最小限にとどめられていた。こうしたカトリック教会の方針を受け、イエズス会内部でも音楽の使用法をめぐって議論が繰り返されたのだが、それらの議論では最終的に「キリスト教化に役立つと判断される場合は、音楽の使用を認める」ということがイエズス会の方針として打ち出された。つまり、イエズス会の宣教活動ではキリスト教を広めることが重要であり、そのためにイエズス会士たちは常に現実的な手段を講じていたと言える。

以上の考察結果を念頭に置き、第二部では、その具体的事例として東洋宣教に着目し、第3章はゴア、第4章は日本、第5章はマカオに焦点をあてた。各章においてイエズス会による宣教活動の詳細と、各宣教地における音楽の使用法の変遷を実例を挙げながら論考した。3ヶ所の宣教地におけるイエズス会の音楽活動の実態を明らかにした後、第6章第1節において、これらの宣教地における活動内容を相互に比較した。ゴア、日本、マカオはいずれも東洋の宣教地のひとつであるが、東洋宣教における役割はそれぞれ異なっていた。そのような中でも各宣教地にはヨーロッパの大学を模範とした教育機関が設けられ、教養教育に加えて、聖務を滞りなく盛大に執り行うという目的で青少年に音楽教育が施されていた。教育を受けた学生たちがミサや聖務日課、デデー列、宗教劇に参加することによって、それらの音楽を伴う聖務が盛大かつ厳かに執り行われ、さらには現地の人々のキリスト教化に大きな影響を与えていた。つまり、東洋の宣教地では音楽が宣教に有効な手段として多用され、ヨーロッパ以上に音楽活動が活発であったと言える。そのような東洋での音楽活動は、非キリスト教的要素を取り入れたり、禁止されている音楽を演奏するなど、逸脱行為を伴うものであったが、イエズス会士たちは逸脱行為もまた東洋におけるひとつの有効な宣教手段と考えていたことが明らかとなった。

第6章第2節では、こうした東洋における音楽の使用法に関するイエズス会の訂争を明示するために、東洋宣教の実情とイエズス会の基本方針とを照合し、両者が何を基準に歩み寄り、宣教活動を進めたのかという点について考察した。その結果、音楽の使用法をめぐる

イエズス会内部での議論では、イエズス会の活動理念となっている「使徒的精神」を最終的な判断の拠り所としていたことが明らかとなり、さらに、こうした議論が繰り返された背景にはカトリック教会からの影響があったことが示された。

それらイエズス会内部の議論で毎回取り上げられたのは、逸脱行為がどこまで許容され得るかという点であった。イエズス会に限って言えば、宣教活動を進める上でその地の要素を取り入れるという行為は珍しいことではなかった。それは、使徒的精神の下、キリスト教化に有益なものは活動に取り入れるというイエズス会の基本方針に従った行為として認められていたからである。しかし、宣教地の要素を導入するという行為の大半は、生活習慣や社会慣行など宗教色のない事柄に対してなされていた1。なぜなら、それが宗教性の強いもの、あるいはキリスト教の教理に影響を及ぼすものであった場合、倫理神学上の問題として論争の火種となるからである。

序論でも述べたように、音楽はキリスト教の教理に直接的には関係しないため、状況に合わせて使用できる、すなわち、宣教地の要素を取り入れることが可能であるという融通性を有していた。しかしその反面、キリスト教において音楽が使用されるのは聖務の時である。つまり、祈りや教理を主体とする場面で、それに付随する形でしか音楽は演奏されない。音楽は、その性質から東洋宣教においても特殊な位置にあり、とりわけ異教の地、異文化の中でキリスト教を広めるための手段として重要な役割を担っていたのである。イエズス会は宣教地の人々の関心を高めるために、その地の要素やその他の非キリスト教的要素を取り入れながら音楽を効果的に使用していたのだが、それが聖務という場面であったため、議論を呼ぶこととなった。

しかし、前述の通り、イエズス会の理念からすれば、おそらくこれほどまで議論が重ねられることはなかったはずである。つまり、そこにカトリック教会からの圧力があったために、種々の逸脱行為が問題視され続けたのだと考える。さらに言えば、この時代が対抗宗教改革の全盛期であり、イエズス会がそれを牽引する役割を担っていたからこそ、このようなねじれ現象が起こったのだと考えられる。これらのことから考えると、本論文で考察してきた東洋宣教をめぐるイエズス会の訂争は、本部と宣教地との解離というよりは、むしろ東西の連携が図れていたことを表していると言える。同様に、幾度となく行われた議論も内部対立を生んだのではなく、イエズス会にとってより良い方法を導き出すための歩み寄りと対話の

_

¹ 高瀬 1999b: 109, 147

場であったと捉えることができるだろう。

本論文を通して、イエズス会の東洋宣教を音楽的アプローチから複眼的に考察したことにより、イエズス会の基本精神や活動方針、東洋宣教の実態、当時のカトリック教会の趨勢それぞれの関係を示すことができたと考える。また、音楽というひとつの要素を取ってみても、そこには宗教や政治、民族、文化、思想、経済(貿易)、時代等の様々な要素が相互に影響し合っていたことも明らかとなり、東洋宣教そのものの複雑な様相が浮かび上がってきた。それと同時に、イエズス会の東洋宣教を様々な側面から考察することの必要性と、各宣教地での活動を東洋宣教という大きな枠組みの中に置き、大局的に見ていくことの有用性を示すことができた。

今後はさらに、日本とマカオの資料に関しても原文にあたり、用語や概念、解釈の統一を 図りながら資料を精査する必要があるだろう。また、当時のイエズス会士が記した記録だけ に止まらず、ピーター・マンディの旅行記のように、その時期に宣教地を訪れた航海者の手 記やポルトガル王国の記録も研究の対象とすることで、資料の補填とさらなる多角的な考 察が見込めると考える。そして、イエズス会の宣教活動を複眼的、多層的に捉える研究が、 音楽のみならず、イエズス会の世界宣教に関する他分野の研究においても進められること を望む。

参考文献

参考文献

書籍、論文

〔欧文〕

- Billings, Timothy. 2011. "A Jesuit in the Forbidden City: Matteo Ricci 1552-1610." in Renaissance Quarterly. New York: Renaissance Society of America. 64(3): 981-983.
- Boxer, Charles Ralph. 2001. *The Christian Century in Japan, 1549-1650.* Lisbon: Carcanet in association with the Calouste Gulbenkian Foundation; The Discoveries Commission; The Fundação Oriente. c1951.
- Brockey, Liam Matthew. 2007. Journey to the East: the Jesuit mission to China, 1579-1724. Cambridge (Mass); London: Belknap Press of Harvard University Press.
- Brodrick, James, SJ. 1929. "The Jesuits at the Council of Trente." *The Month.* 154: 513-521.
- . 1930. "The Jesuits at the Council of Trente II." *The Month.* 155: 97-108.
- Camus, Yves, SJ. 2014. *Macao and the Jesuits: A Reading through the Prism of History.*Macao Ricci Institute.
- Castelino, Herman. 2005. *Issues in Jesuit education*. Gujarat, India: Gujarat Sahitya Prakash.
- Cesareo, Francesco C. 2004. "The Jesuit Colleges in Rome under Everard Mercurian."

 The Mercurian Project: Forming Jesuit Culture 1573-1580. Rome: Institutum

 Historicum Societatis Iesu. 607-875.
- Chan, Albert, SJ. 2002. Chinese Book and Documents in the Jesuit Archives in Rome: A

 Descriptive Catalogue: Japonica- Sinica I-IV. Armonk, N.Y.; London: M.E.

 Sharpe.
- Coelho, Victor Anand. 1997. "Connecting Histories: Portuguese Music in Renaissance Goa." Goa and Portugal: Their Cultural Links. XCHR Studies Series. New Delhi: Concept Publishing Company. 7: 131-147.
- ———. 2006. "Music in New Worlds" In *The Cambridge History of Seventeenth-Century Music.* Edited by T. Carter and J. Butt. Cambridge University Press.

88-110.

- Conti, A., SJ. and J. Aixalá SJ. 1975. "Goa Province Problems in 1575: First Provincial Congregation Overseas." *Ignatian Infarmation Service*. Bombay: Delegation for Common Works of the Jesuit Indian Assistancy. 4/5: 9-12.
- Correia-Afonso, John, SJ. 1993. "Jesuit Theatre in Sixteenth-Century Goa." *Indica.*Bombay: Journal of the Heras Institute of Indian History and Culture. 30: 63-68.
- Crook, David. 2009. "A Sixteenth-Century Catalog of Prohibited Music." in *Journal of the American Musicological Society*. University of California Press. 62/1: 1-78.
- Culley, Thomas D., SJ. and Clement J. Macnaspy SJ. 1971. "Music and the early Jesuits (1540-1565)." *Archivum Historicum Societatis Iesu* 40: 213-245.
- Diaz de Seabra, Leonor. 2011. "Macau e os jesuítas na China (séculos XVI e XVII)." in *História Unisinos.* São Leopoldo, Brazil; Unions. 15(3): 517-424
- Dickinson, Richard D. N. 1971. *The Christian College in Developing India: A Sociological Inquiry*. Madras: Oxford University Press.
- Duminuco, Vincent J., SJ. ed. 2000. *The Jesuit "Ratio Studiorum": 400th Aniversary Perspectives*. New York: Fordham University Press.
- Fellerer, Karl Gustav and Moses Hadas. 1953. "Church Music and the Council of Trent."

 The Musical Quarterly. Oxford University Press. 39/4: 576-594.
- Fenlon, Iain. 1990. "Music and Reform in Sixteenth-Century Italy: Florence, Rome and the Savonarolian Tradition." In *Bellarmino e la Controriforma: Atti del Simposio Internationale di studi*. Sora 15-18 Ottobre 1986. Sora (Italy): Centro di Studi Sorani. 851-889.
- Fernandes, Walter. 1992. "Jesuit Contribution to Social Change in India: 16th to 20th Century." In *Jesuits in India: In Historical Perspective*. Macau: Instituto Cultural de Macau; Goa: Xavier Center of Historical Research. 157-193.
- Filippi, Bruna. 2007. "The Orator's Performance: Gesture, Word, and Image in Theatre at the Collegio Romano." in *The Jesuits II: Cultures, Sciences, and the Arts* 1540-1773. edited by W. O'Malley, SJ. et al. University of Tronto Press. 512-529.
- Ganss, George E., SJ. 1969. "The Authentic Spiritual Exercises of St. Ignatius: Some

- Fact of History and Terminology Basic to their Function Efficacy Today." *Studies in the Spirituality of Jesus.* St. Louis: Missouri American Assistancy Seminar on Jesuit Spirituality. 1/2: 13-20.
- Gonoi, Takashi. 1997. "Relations between Japan and Goa in the 16th and 17th Centuries."

 Goa and Portugal: Their Cultural Links. XCHR Studies Series. New Delhi:

 Concept Publishing Company. 7: 101-110.
- Gozzi, Marco. 1995. "Le edizioni liturgico-musicali dopo il Concilio." *Musica e liturgia* nella riforma tridentina: Trento, Castello del Buonconsiglio, 23 settembre-26 novembre. Trento: Provincia autonoma di Trento, Servizio benilibrari e archivistici. 39-55.
- Hao, Zhidong. 2011. *Macau: History and Society.* Hong Kong University Press; University of Macau.
- Hayburn, Robert F. 1979. Papal Legislation on Sacred Music: 95 A.D. to 1977 A.D. Minnesota: The Liturgical Press.
- Heras, Henry, SJ. 1933. *The Conversion Policy of the Jesuits in India*. Bombay: Indian Historical Research Institute. 11-38.
- Heredia, Rudolf C. 1994. "Eduaction and Mission: The School as an Agent of Evangelization in India." In *Discoveries, Missionary Expansion and Asian Cultures*. Goa: Xavier Center of Historical Research. 115-193.
- Hufton, Olwen. 2004. "Persuasion, Promises and Persistence: Funding the early Jesuit College." *I Gesuiti e la Ratio Studiorum.* Roma: Bulzoni Editore. 75-95.
- Humbert, John, SJ. 1966. "Some Answers of the Generals of the Society of Jesus to the Province of Goa: Aquaviva-Vitelleschi 1581-1645." Archivum Historicum Societatis Iesu 35: 322-346.
- ———. 1967. "Some Answers of the Generals of the Society of Jesus to the Province of Goa: From Carrafa to Tamburini 1647-1726." *Archivum Historicum Societatis Iesu* 36: 72-103.
- Inoue, Takako. 2011. Christian Music in India; As Intermediary Actors in the Contact Zone. Conference in Bangalore.
- ———. 2012. "Comparative Aspects of Christian Music in India, China, and Russia:

- Missionaries and Natives as Intermediary Actors in the Contact Zone" in Comparative Studies on Regional Powers; India, Russia, China Comparative Studies on Eurasian Culture and Society. vol.11.
- Kambe, Yukimi. 2000. "Viols in Japan in the Sixteenth and Early Seventeenth Centuries." *Journal of the Viola da Gamba Society of America*. 37: 31-67.
- Kennedy, Frank T. 1996. "Jesuit Colleges and Chapels: Motet Function in the late Sixteenth and early Seventeenth Century." Archivum Historicum Societatis Iesu: Periodicum Semestre a Collegio Scriptorum de Historia S. I. in urbe editum. Institutum Scriptorum de Historia S. I. 65(130): 197-213
- ———. 1990. "The Musical Tradition at the Roman Seminary during the first sixth years (1564-1621)." In *Bellarmino e la Controriforma: Atti del Simposio Internationale di studi*. Sora 15-18 Ottobre 1986. Sora (Italy): Centro di Studi Sorani. 629-660.
- ——. 1988. "Jesuits and Music: Reconsidering the early years." *Studi Musicali*. Firenze: Leo S. Olschki. 17(1): 71-100.
- Körndle, Franz. 2007. "Between Stage and Divine Service: Jesuits and Theatrical Music." in *The Jesuits II: Cultures, Sciences, and the Arts 1540-1773.* edited by W. O'Malley, SJ. et al. University of Tronto Press. 479-497.
- Laures, Johannes. 1970. The Catholic Church in Japan: A Short History. Greenwood Press.
- ———. 1975. Kirishitan Bunko: A Manual of Books and Documents on The Early Christian Mission in Japan. Sophia University.
- Leichtentritt, Hugo. 1944. "The Reform of Trent and its Effect on Music." *The Musical Quarterly*. Oxford University Press. 30/3: 319-328.
- Lewis, Mark, SJ. 1996. "The First Jesuits as Reformed Priests." Archivum Historicum Societatis Iesu: Periodicum Semestre a Collegio Scriptorum de Historia S. I. in urbe editum. Institutum Scriptorum de Historia S. I. 65(129): 111-127
- Lopez Gay, Jesus. 1970. *La liturgia en la misión del japón del siglo XVI.* Roma: Libreria dell'università Gregoriana.
- Lopes, Maria de Jesús. 1994. "Teaching Methods in Goa (1750-1800): Jesuits and

- Oratorians." In *Discoveries, Missionary Expansion and Asian Cultures*. Goa: Xavier Center of Historical Research. 169-174.
- Manso, Maria de Deus and Leonor Diaz de Seabra. 2012. "Jesuit Schools and Missions in the Orient." In *Permanent Transit. Discourses and Maps The Intercultural Experience*. Edited by Clara Sarmento, Sara Brusaca and Silvia Sousa. Cambridge Scholars Publishing. 177-210. (http://hdl.handle.net/10174/7141)
- Massarella, Derek. 2013. "The Japanese Embassy to Europe (1582-1590)." in *The Journal of the Hakluyt Society*. (http://www.hakluyt.com/PDF/Massarella.pdf)
- McD., J. 1930. "The Movement in Roman Catholic Church Music." The Musical Times.
 Musical Times Publications Ltd. 71/1054: 1116.
- Mendonça, Délio de. 2002. Conversions and Citizenry: Goa under Portugal 1510-1610.

 Xavier Center of Historical Research Studies Series; 11. New Delhi: Ashok

 Kumar Mittal.
- ———. ed. 2003. *Jesuits in India: Vision and Challenges*. Goa: Xavier Center of Historical Research.
- Milward, Peter. ed. 1994. Portuguese Voyage to Asia and Japan in the Renaissance Period. Renaissance Monographs: 20. Tokyo: The Renaissance Institute Sophia University.
- Monteiro, Maria Isabel Lopes. 2010. Instrumentos e Instrumentistas de Sopro no século XVI Português. Dissertação de Mestrado em Ciências Musicais. Universidade Nova de Lisboa.
- Mundadan, Mathias A. 2001. History of Christianity in India Volume I: From the Beginning up to the Middle of the Sixteenth Century (up to 1542). Bangalore: Church History Association of India.
- Neill, Stephen. 1984. A History of Christianity in India: The Beginning to AD 1707.

 Cambridge University Press.
- Nugent, George. 1990. "Anti-Protestant Music for Sixtheenth-Century Ferrara." in Journal of the American Musicological Society. University of California Press. 43(2): 228-291.
- O' Malley, John W., SJ. 2000. "How Humanistic is the Jesuit Tradition?: From the 1599

- Ratio Studiorum to Now." in *Jesuit Education 21: Conference Proceedings on the Future of Jesuit Higher Education.* Martin R. Tripole, SJ., ed. Philadelphia: St. Joseph's University Press. 189-201.
- Ooijen, David. 2011. "European Music in Japan in the 16th and 17th centuries." in *Fomrhi Quarterly.* England: Fomrhi. 120: 11-33.
- Osswald, Cristina. 2003. *Jesuit Art in Goa between 1542 and 1655: From Modo Nostro to Modo Goano.* Florence: European University Institute.
- Padberg, John W., SJ. 1974. The General Congregations of the Society of Jesus: A Brief Survey of their History. Studies in the Spirituality of Jesuits. 4/1-2.
- Padberg, John W., SJ., Martin D. O'keefe SJ. and John L. McCarthy SJ. 1994. For Matters of Greater Moment: The First Thirty Jesuit General Congregations. St. Louis: Institute of Jesuit Soueces.
- Pereira, António Nunes. 1997. "Goan and Christian Architecture of the 16th Century."

 Goa and Portugal: Their Cultural Links. New Delhi: Concept Publishing

 Company. 7: 148-154.
- Picard, François. 2001. "Music (17th and 18th century)", in *The Handbook of Oriental Studies, Christianity in China*. edited by Prof. N. Standaert. Leiden, E. J. Brill, 1: 851-860.
- Pinheiro, Francisco Vizeu, Koji Yagi and Miki Korenaga. 2005. "St. Paul College Historical Role and Influence in the Development of Macau." in *Journal of Asian Architecture and Building Engineering*. Tokyo: Architectural Institute of Japan. 4(1): 43-50.
- Pullapilly, Cyriac K. 2004. Christianity and Native Cultures: Perspective from Different Regions of the World. Church and the World, vol. 13, Notre Dame, IN: Cross cultural publications.
- Reese, Gustave. 1959. Music in the Renaissance. New York: Norton.
- Rubies, Joan-Pau. 2005. "The Concept od Caltural Dialogue and the Jesuit Method of Accommodation: Between Idolatry and Civilization." Archivum Historicum Societatis Iesu: Periodicum Semestre a Collegio Scriptorum de Historia S. I. in urbe editum. Institutum Scriptorum de Historia S. I. 74(147): 237-280

- Satow, Ernst Mason. 1888. *The Jesuit Mission Press in Japan, 1591-1610.* London: Privately printed.
- Scaglione, Aldo D. 1986. *The Liberal Arts and the Jesuit College system.* Amsterdam; Philadelphia: John Benjamins Publishing Company.
- Schatz, Klaus, SJ. 2011. "Jesuiuts and the *Propaganda* Missionaries: Two Different Ways of Accommodation." In *Theology and Philosophy.* 19: 53-77.
- Schütte, Josef Franz. 1968. Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia, 15491650, ac Prooemium ad Catalogos Japoniae Edendos ad Edenda Societatis
 Jesu Monumenta Historica Japoniae Propylaeum: Opus Composuit
 Plurimisque Tabellis Instruxit et Adnotationibus auxit Josephus Franciscus
 Schütte. Rome: Institutum historicum Soc. Jesu.
- ———. 1975. "Textus Catalogorum Japoniae Aliaeque de Personis Domibusque S. J. in Japonia Informationes et Relationes, 1549-1654." In *Monumenta Missionum Societatis Iesu*. vol. 34. Rome: Monumenta historica Soc. Jesu.
- Shirodkar, P. P. 1992. "Records on Jesuits in Goa Archives." In *Jesuits in India: In Historical Perspective*. Macau: Instituto Cultural de Macau; Goa: Xavier Center of Historical Research. 21-33.
- ———. 1997. "Socio-Cultural Life in Goa during 16th Century." *Goa and Portugal:*Their Cultural Links. XCHR Studies Series. New Delhi: Concept Publishing Company. 7: 23-40.
- Souza, Teotónio R de. 1994. "Christianisation and Cultural Conflict in Goa 16th-19th Century." *Boletim do Instituto Menezes Bragança*. Panjim-Goa: M/s. Compuset, Typesetters and Offset Printers. 170: 55-69.
- St. Croix, Michael de, SJ. 1980. *Music and the Society of Jesus: The Baroque Era.*Montreal, Quebec: Concordia University.
- Thekkedath, Joseph. 2001. History of Christianity in India Volume II: From the Middle of the Sixteenth to the End of the Seventeenth Century (1542-1700). Bangalore: The Church History Association of India.
- Velinkar, J. 1984. "Jesuit Educational Style in Sixteenth Century Goa." *Indica.* Bombay: Journal of the Heras Institute of Indian History and Culture. 21:17-27.

- Vu Thanh, Helene. 2004. "Between Accommodation and Intransigence: Jesuit Missionaries and Japanese Funeral Traditions." in *Journal of the LUCAS Graduate Conference*. 2: 108-124
- Waterhouse, David. 1996. "The Earliest Japanese Contacts with Western Music." in *Review of Culture* (2nd Series). Instituto Caltural of Macau. 26: 36-47.
- Wessels, C., SJ. 1924. Early Jesuit Travellers in Central Asia, 1603-1721. Hague:
 Martinus Nijhoff.
- Wicki, Josef, SJ. 1961. "Gesang und Musik im Dienst der Alten Indischen Jesuitenmissionen (ca. 1542—1580)" In Zeitschrift für Missionswissenschaft und Religionswissenschaft. Institut für Missionswissenschaftliche Forschungen. 45: 15-30.
- 1993. The Jesuit Tradition in Education and Missions: A 450-year Perspective. Scranton: University of Scranton Press; London: Associated University Presses.
- 1998. The Log Book of William Adams (1564-1620) and other Manuscript and Rare
 Printed Material from the Bodleian Library. Oxford. Marlborough, Wiltshire:
 Adam Matthew Publications.

[中文]

阴法鲁 1982 〈利玛窦给与欧洲教会音乐的东传〉《音樂研究》音乐出版社,2(25): 87-90

江文汉 1987 《明清间在华的天主教耶稣会士》上海:知识出版社

施宣円等主編 1987 《中国文化辞典》上海社会科学院出版社

黃鴻釗 1996 〈論澳門文化的形成和歷史地位〉《行政》9(33/3): 843-851

李向玉 2000a 〈澳門聖保祿學院關閉時間之辨析〉《行政》13(49/3): 789-797

- ———— 2000b 〈圣保禄学院在中西文化交流中的作用及其对我国近代教育的影响〉《学术文化》4:77-82
- 汤开建 2001 〈16-18世紀經澳門進入中國內地的西洋音樂家考述〉《西北第二民族學院學報》3:25-28
- ------- 2002a 〈16世紀中葉至19世紀中葉西洋音樂在澳門的傳播與發展〉《學術研究》 6: 49-54
- ———— 2002b 〈明清之際澳門與中國內地天主教傳播之關係〉《漢學研究》台北:漢學

研究中心, 20(2): 29-56

顾卫民 2003 《中国天主教編年史》上海書店出版社

中國第一歷史檔案館編 2003 《清中前期西洋天主教在華活動檔案史料》北京:中華書局

載定澄 2005 《音樂教育在澳門》澳門日報出版社

李岩 2005 《澳門音乐》北京:文化艺术出版社

李向玉 2006 《汉学家的摇篮: 澳門聖保禄学院研究》北京:中華書局

孫晨薈 2008 〈明清時期的天主教音樂〉《神學與生活-神學與美學》信義宗神學院,香港道 聲出版

霍志钊 **2009** 《澳门土生葡人的宗教信仰——从"单一"到"多元混融"的变迁》澳门研究 丛书,北京:社会科学文献出版社

李宏君 2009 《澳門音樂》香港:三聯書店

載定澄主編 2009 《澳门高等教育学科展望》広州:広東高等教育出版社

鄭振偉主編 2012 《澳门教育史论文集》第 2 辑,澳门教育史研究叢書,北京:中国社会 科学出版社

顾卫民 **2013** 《以天主和利益的名义:早期葡萄牙海洋扩张的历史》北京:社会科学文献出版社

戚印平 **2013** 《澳门圣保禄学院研究:兼谈耶稣会在东方的教育机构》澳門文化叢書,北京:社会科学文献出版社

[和文]

青山玄 1984 「十六、七世紀と明治前期のカトリック布教の特徴」『キリシタン文化研究 会会報』24(1): 17-32

有馬のセミナリヨ建設構想策定委員会編 2005 『「有馬のセミナリヨ」関係資料集』、聖 母の騎士社

アルバレス、ホセ・サンティアゴ・イグナシオ 1987 「安土桃山時代 イエズス会のコレ ヒオ・セミナリオにおける音楽教育」『音楽学』 33(1): 5-34

イェディン、フーベルト 1986 『公会議史――ニカイアから第二ヴァティカンまで』梅 津尚志・出崎澄男訳、南窓社

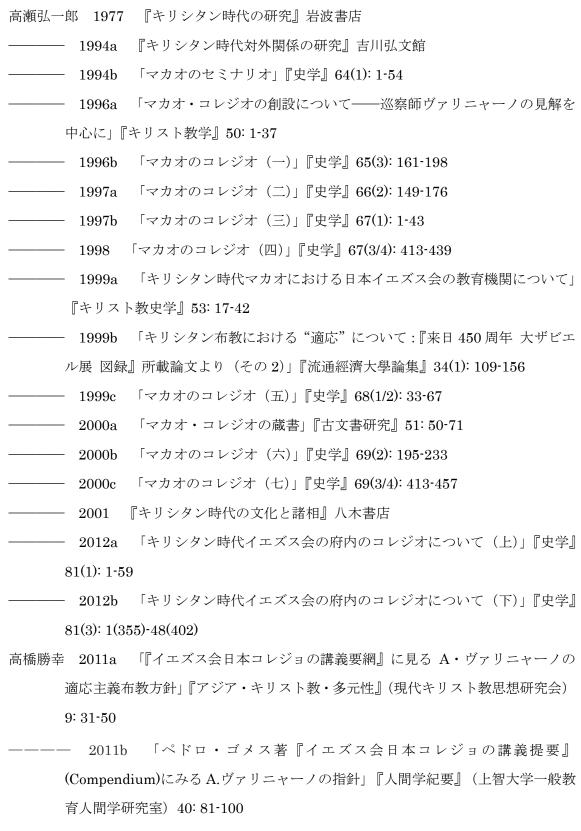
井形ちづる、吉村恒 2007 『宗教音楽対訳集成』国書刊行会

石橋弘子 2000 「キリシタン時代の青少年教育についての一考察――天草のセミナリヨ、

- コレジョの目録を中心に|『聖園学園短期大学研究紀要』30:96-87
- 宇野有介 2005 「1560 年代前半におけるイエズス会宣教師の活動について」『二松学舎 大学人文論叢』75: 99-117
- ------ 2006a 「日本におけるイエズス会神学校設立の経緯について----1580 年設立 有馬セミナリオを中心に」『二松学舎大学紀要』 20: 167-188
- 海老澤有道 1983 『洋楽伝来史――キリシタン時代から幕末まで』日本基督教団出版局 太田淑子編 2004 『日本、キリスト教との邂逅――二つの時代に見る受容と葛藤』オリ エンス宗教研究所
- 岡美穂子 2002 「キリシタン時代のマカオにおける聖パウロ・コレジオの役割――モンスーン文書・マカオ/コレジオ年次報告から」『キリスト教史学』56: 106-127
- 尾崎賢治 1966 「イエズス会劇」『ドイツ文学』(日本獨文学会) 36: 31-39
- 尾中文哉 1989 「イエズス会修道士が校の試験制度についての社会学的考察——定期試験の誕生」『教育社会学研究』44:119-131
- 尾原悟編 1981 『キリシタン文庫――イエズス会日本関係文書』南窓社
- 片岡千鶴子、片岡瑠美子 1987 『長崎のキリシタン学校――セミナリヨ、コレジョの跡を訪ねて』フーベルト・チースリック、結城了悟監修、長崎県教育委員会
- 梶山義夫監訳 2013 『イエズス会教育の特徴』イエズス会中等教育推進委員会編、ドン・ ボスコ社
- カトレット、ホアン 1991 『イエズス会の歴史』高橋敦子訳、新世社
- 金澤正剛 1998 『中世音楽の精神史』講談社
- ------- 2005 『キリスト教音楽の歴史-----初代教会から J. S. バッハまで』日本キリスト教団出版局
- ----- 2007 『キリスト教と音楽』音楽之友社
- 金谷めぐみ、植田浩司 2015 「キリシタンの子どもたちの音楽教育」『西南女学院大学紀 要』 19: 61-68
- 川村信三 **2001** 「〈カトリック改革〉のなかの新修道会としてのイエズス会の歴史的意義」 『キリスト教史学』 **55**: 78-93
- 岸野久 2001 「フランシスコ・ザビエルの東アジア布教構想」『東京大学史料編纂所研究

紀要』11: 188-194

- 金光来 2010 「中世キリスト教霊魂論の朝鮮朱子学的変容――イエズス会の適応主義と 星湖の心性論」『死生学研究』(東京大学グローバル COE プログラム「死生学の展 開と組織化」)13:45-78
- 桑原直己 2009 「キリシタン時代における日本のイエズス会学校教育」『哲学・思想論集』 (筑波大学哲学・思想学系) 34: 144(1)-129(16)
- 神戸市立博物館編 1992 『南蛮見聞録――桃山絵画にみる西洋との出会い』神戸市スポ ーツ教育公社
- 五野井隆史 1985 「ポルトガルの文書館・図書館について」『キリシタン文化研究会会報』 25(3): 81-92
- -----1990 『日本キリスト教史』吉川弘文館
- ----- 2012 『キリシタンの文化』吉川弘文館
- 小林雅夫 **2007** 「ローマ・ヒューマニズムの成立」 『地中海研究所紀要』 5: 3-10
- コリンズ、マイケル、マシュー・A. プライス 2001 『キリスト教の歴史――2000 年の時を刻んだ信仰の物語』間瀬啓允・中川純男監修、小野田和子・川名公平・赤尾秀子訳、BL 出版
- 坂元絢子 1970 「キリシタン時代の教育理念について」『キリシタン文化研究会会報』 13(1): 257-280
- 重松伸司 1979 「16-18 世紀の南インドに関するイエズス会史料――フランス版イエズス会文書を中心に」『名古屋大学文学部三十数年記念論集』161-169
- 志田英泉子 2013 『ラテン語宗教音楽キーワード事典』春秋社
- シュウェマー、パトリック 2015 「"キリシタン能"再考——イエズス会日本報告の原本 から」『能楽研究』(野上記念法政大学能楽研究所) 39: 140(1)-116(25)
- シュッテ、ヨゼフ 1969 「十六・七世紀日本における宣教師とキリシタン信徒」『キリシ タン文化研究会会報』12(1): 137-146
- 新カトリック大事典編纂委員会編 1996 『新カトリック大事典』全4巻、研究社
- 進藤務子 2007 「日本・キリシタン音楽教育の原点――南蛮文化との出会い; イエズス会士 A. ヴァリニャーノによるミッション教育の軌跡の探訪」『久留米信愛女学院短期大学研究紀要』(久留米信愛女学院短期大学) 30: 23-33



高橋裕史 1994 「イエズス会東インド巡察師アレッサンドロ・ヴァリニャーノと〈日本の上長のための規則〉」『基督教学』29: 1-20

- ------ 2002 「イエズス会東インド管区コレジョの財源形態について」『基督教学』 37:25-27
- ----- 2005 「イエズス会インド管区の基礎的経済構造」『基督教学』 40:25-27
- 竹井成美、溝部脩 1982 「中世・近世におけるわが国の音楽教育とその教育的意義づけ(I) 室町・安土・桃山時代(1550年から1580年)の豊後キリシタンにおける音楽教育とその音楽史的考察」『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』 20:57-66
- 竹井成美 1982 「中世・近世におけるわが国の音楽教育とその教育史的意義づけ(Ⅱ) ——16 世紀キリシタン音楽の教育的過程の実態と近代日本の音楽教育とのかかわりについて」『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』 20:67-76
- ------ 1995 『南蛮音楽 その光と影---ザビエルが伝えた祈りの歌』音楽之友社
- チースリック、フーベルト 1964 「セミナリョの教育精神について」『キリシタン文化研究会会報』8(1): 1-27
- デプレ、ミカエル 2009 「イエズス会演劇の起源と独自性――チンクエチェント時代」 『ソフィア――西洋文化ならびに東西文化交流の研究』(上智大学) 岡見さえ訳 57(4): 75(429)-94(448)
- 陶亜兵 2003 「中国西洋音楽史(2)」『中京大学文化科学研究』明木茂夫訳 15(1): 19-50 東光博英 1998 『マカオの歴史——南蛮の光と影』大修館書店
- 東武美術館、朝日新聞社編 1999 『大ザビエル展――来日 450 周年その生涯と南蛮文化 の遺宝』東武美術館・朝日新聞社
- 中山秦弘 2010 「十六世紀、豊後におけるキリシタン音楽について」『ふまにすむす』(高 知女子大学) 21:35-40
- ヌーニェス、ギーエン 1993 『マカオの歩み』西村幸夫監修、他訳、学芸出版社 ノーマン、エドワード 2007 『ローマ・カトリック教会の歴史』百瀬文晃監修、月森左知 訳、創元社
- 狭間芳樹 2005 「日本及び中国におけるイエズス会の布教方策――ヴァリニャーノの「適 応主義」をめぐって」『アジア・キリスト教・多次元』(現代キリスト教思想研究会) 3:55-70
- パステルス、パブロ 1994 『16-17 世紀 日本・スペイン交渉史』松田毅一訳、大修館書 店

- ハーパー、ジョン 2010 『中世キリスト教の典礼と音楽』佐々木勉・那須輝彦訳、教文館 バンカート、ウィリアム 2004 『イエズス会の歴史』上智大学中世思想研究所監修、岡安 喜代・村井則夫訳、原書房
- ビーリッツ、カール=ハインリヒ 2003 『教会暦――祝祭日の歴史と現在』松山與志雄 訳、教文館
- ファルクナー、アンドレアス 2014 「第 12 章 イエズス会」『修道院文化事典』富田裕 訳、P. ディンツェルバッハー・J. L. ホッグ編、朝倉文市監訳、八坂書房、443-490
- 葛井義憲 1977 「日本におけるイエズス会士の布教方法への一考察」『基督教研究』41(1): 9-27
- 古橋昌尚 2009 「インカルチュレーションとは何か――用語、定義、問い直しをめぐって」『清泉女学院大学人間学部研究紀要』6:15-30
- ------- 2012 「インカルチュレーションの前提条件」『清泉女学院大学人間学部研究 紀要』9: 1-12
- 堀江洋文 2012 「ポルトガルのインド進出とゴアの異端審問所」『専修大学人文科学研究 所月報』259: 49-81
- ベジノ、ジャック 2004 『利瑪竇――天主の僕として生きたマテオ・リッチ』田島葉子他 訳、サンパウロ
- 松川恭子 2006 「宣教師による現地語のテキスト化とその帰結――インド、ゴア州におけるキリスト教徒の言語アイデンティティの現在」『キリスト教と文明化の人類学的研究』(国立民族学博物館調査報告) 62: 227-251
- 松田毅一 1970 『南蛮のバテレン――東西交渉史の問題をさぐる』日本放送出版協会
- ----- 1974 『黄金のゴア盛衰記』中央公論社
- **2008** 『ヴァリニャーノとキリシタン宗門』1992 年初版、朝文社
- 皆川達夫 2004 『洋楽渡来考――キリシタン音楽の栄光と挫折』日本キリスト教団出版 局
- ----- 2009 『中世·ルネサンスの音楽』講談社
- 宮崎正勝 2007 『ザビエルの海――ポルトガル「海の帝国」と日本』原書房
- 宮永孝 1996 「マカオの聖パウロ教会と日本人――〈聖ミカエル大天使〉を描いた謎の 絵師」『社会労働研究』 42(4): 165-189

- モールバッハ、ベルンハルト 2012 『中世の音楽世界——テキスト、音、図像による新たな体験』 井本晌二訳、法政大学出版局
- 山内登美雄 1991 「中世典礼劇の成立」『演劇研究』(明治大学大学院演劇学研究会)3: 1-8
- 結城了悟 1969 『長崎を開いた人――コスメ・デ・トーレスの生涯』サンパウロ 横田庄一郎 2000 『キリシタンと西洋音楽』朔北社
- ルイス・デ・メディナ、J.G. 2003 『イエズス会士とキリシタン布教』岩田書院 ルメートル、ニコル、マリー=テレーズ・カンソン、ヴェロニク・ソ 1998 『図説キリス ト教文化事典』蔵持不三也訳、原書房
- レーオポルト、ジルケ 1996 「第3章 ローマ: 教会音楽と世俗音楽」『西洋の音楽と社会第3巻――オペラの誕生と教会音楽 初期バロック』矢沢孝樹訳、カーティス・プライス編、音楽之友社、62-87
- ロペス・ガイ、ヘスス 1976 「キリシタン音楽——日本洋楽史序説」『キリシタン研究』 吉川弘文館、16: 3-53
- ----- 1983 『キリシタン時代の典礼』井出勝美訳、キリシタン文化研究会
- 1985 『長崎のコレジョ』純心女子短期大学長崎地方文化史研究所
- 1986 『世界キリスト教百科事典』教文館
- 2008 『キリスト教辞典』岩波書店

一次資料

- Ciappi, Marco Antonio. 1596. Compendio delle heroiche et gloriose attioni, et santa vita di Papa Greg. XIII. Roma.
- Farrell, Allan P., SJ. 1970. The Jesuit Ratio Studiorum of 1599: Translated into English, with an Introduction and Explanatory Notes. Washington, DC: University of Detroit. (Digitizing sponsor: Boston College. http://www.bc.edu/sites/libraries/ratio/ratio1599.pdf)
- Mundy, Peter, fl. 1907. *The Travels of Peter Mundy in Europe and Asia, 1608-1667.* ed. by Richard Carnac Temple. Cambridge: Hakluyt Society. (Digitizing sponsor: Google. Book from the collections of University of Michigan. http://www.archive.

org/details/travelspetermun00mundgoog)

- Wicki, Joseph, SJ. ed. 1948-1988. Documenta Indica. Vol. 1-18. Rome: Monumenta historica Societatis Iesu.
- 1838. Constitutiones Sicietatis Iesu. Anno 1558. Reprinted from the Original Edition:

 With an Appendix, containing a Translation, and Several Important Documents.

 London: J. G. and F. Rivington. (Digitizing sponsor: University of Toronto.

 http://www.archive.org/details/constitutionesso00jesuuoft)

イエズス会編 1969 『イエズス会日本年報』上下巻、村上直次郎訳、雄松堂書店ヴァリニャーノ、アレッサンドロ 1973 『日本巡察記』松田毅一他訳、平凡社 2005 『東インド巡察記』高橋裕史訳、平凡社

- シュールハンマー編 1994 『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』全 4 巻、河野純徳訳、 平凡社
- フロイス、ルイス 1963-1978 『日本史――キリシタン伝来のころ』全 5 巻、柳谷武夫訳、 平凡社

----- 1991 『ヨーロッパ文化と日本文化』岡田章雄訳注、岩波書店

松田毅一監修 1987-1998 『十六・七世紀イエズス会日本報告集』全 15 巻、同朋舎 ロヨラ、イグナチオ 1992 『聖イグナチオ・デ・ロヨラ書簡集』イエズス会編、平凡社

----- 1993 『イエズス会会憲』中井允訳、イエズス会日本管区

-----1995 『霊操』門脇佳吉訳、岩波書店

1998 『日本関係海外史料』東京大学史料編纂所

サイト

- Heritage of Portuguese Influence/ Património de Influência Portuguesa (HPIP) .

 http://www.hpip.org/ (Accessed January 8, 2016)
- Memórias de África e do Oriente Boletim Cultural da Guiné Portuguesa, Biblioteca Digital. Copyright Universidade de Aveiro. http://memoria-africa.ua.pt/Library/
 DocumentaIndica.aspx (Accessed January 8, 2016)
- キリシタン文庫ラウレスデータベース

http://laures.cc.sophia.ac.jp/laures/html/index.html (最終閲覧日 2016 年 1 月 8 日)

長崎歴史文化博物館 http://www.nmhc.jp/index.html (最終閲覧日 2016 年 1 月 8 日) ポルトガル大使館ホームページ (Embaixada de Portugal em Tóquio) http://embaixadadeportugal.jp/jp/ (最終閲覧日 2016 年 1 月 8 日)



【付録1】16世紀後半の音楽の使用法に関する規約の年表一覧

		ローマ			東洋	
	カトリック教会		イエズス会	ゴア(インド):緑 日本:黄		
		1550頃	修道院内での歌唱や楽器の使用を禁止 聖歌隊による聖務日課の歌唱を禁止 学院での音楽教育は可			
		1553	ゴアにおける晩課の歌唱を許可	1553	ゴアにおける晩課の歌唱を許可	
		1555	イエズス会の教会における主日、祝祭日の晩課の歌唱を許可			
		1556	インドにおける聖務日課の歌唱を許可	1556	インドにおける聖務日課の歌唱を許可	
			イエズス会全体に聖週間の晩課の歌唱を許可			
1562	トリエント公会議第3期第22会議音楽は… 信仰を高めるために仕えなければならない言葉が明瞭に聞き取れなければならない世俗的なもの、不純なものは取り除かなければならない	1558	第1回総会 聖務日課の実施決定(~1559) 晩課での歌唱は可能、ミサでは不可 ミサでの歌唱に関する特別許可は、非常に重大な理由がある時のみ、総長によって与えられる。ただし、日曜日と祝日に限る。 子供たちへの教理教育では、教化に役立つ場合のみ歌の使用を許可			
		1563. 06. 21- 09. 03	第2回総会 ミサと晩課での聖歌の使用に関して以下の判断が総長に委 ねられる。 ・未だ許可されていなかった場所における聖歌の導入 ・既に導入されている場所における聖歌の実施廃止、禁止			
1563. 11	トリエント公会議第3期第24会議 単旋律聖歌の推奨					
		1568	イエズス会における聖務日課の実施復活(~1572頃)			

_

		I	第3回総会		
		15/3. 04. 12-	多声の禁止		
		00. 10	歌唱に関する制約を設ける		
			イエズス会士以外の者を入れず、イエズス会士にとって実施		
			に適した場所においてのみ可。 実施法に関しては、総長の判断で、特に異端者あるいは異		
			教徒の地域では免除されるべき。		
1568	『ローマ・聖務日課書』出版				
1570	『ローマ・ミサ典書』出版				
				1574. 12	第1回管区協議会準備会
					ミサと音楽の祝祭における歌唱および音楽の使用、特に多声 の廃止に関しては実施しないことで合意
				1575. 12	第1回管区協議会
					宣教地の聖歌隊にイエズス会士は参加してはならない
					歌唱は、適度な抑制は必要だが、保持されるべき
				1580	服務規定
					セミナリオにおける多声による聖歌、楽器演奏禁止
					グレゴリオ聖歌、オルガンその他の鍵盤楽器のみ教授可
					単旋律聖歌あるいは単純な音調の歌唱を推奨
					ただし、長崎に来るポルトガル人には多声の使用を許可
		1581. 02	第4回総会議		
			イエズス会の修院内での音楽を禁止		
				1584. 11. 25	インドで居住するイエズス会士が守るべき長上による規則
					所定の楽器以外の所持を禁止
					劇その他の催しは管区長の許可が必要
					ミサの音楽、主日・祝祭日の晩課禁止
					例外は、総長の許可が必要
					世俗的あるいは不純なものは排除すべき
				1585. 12. 25	修道院内での歌、踊り厳禁
				1592	服務規定
					劇へのイエズス会修道士の参加禁止
					上演に際し、イエズス会司祭の審査が必要
					仏教歌曲の導入に関しては、下品野卑にならないように

1599

イエズス会学事規定

N

【付録 2】

『イエズス会会憲』(1558) 一覧(抜粋)

『イエズス会会憲』中井允訳(イエズス会日本管区、1993年)をもとに作成した。

	No.		記載内容	
第4部	この会に	とどす	まっている者の養成―勉学その他隣人を助けるための手段―	
第4章	受け入れ	受け入れられた学生の世話		
	342	3	毎日あずかるミサ聖祭は別として1時間を取り、その間、聖母小聖務日課を唱え、	
			日に2度良心の糾明をし、それでもなお1時間にならない場合は自己の信心に従	
			い、時間を満たすまで、なにか他の祈りをする。	
第8章	隣人を助	ける	手段に関する学生の養成	
	401	2	ミサ聖祭を、ただ十分な理解と信心をもってささげるだけでなく、あずかる者によい	
			影響を与えるにふさわしい態度でささげる方法をも教わらなければならない。すべて	
			の会員は、できる限り同じ典礼様式を用いる。さらに、それぞれの地方の特異性が	
			許すかぎり、いっそう普遍的であり、使徒座が大切にしているローマの習慣に従うべ	
			きである。	
第 12 章	この会の	の会の大学で教える科目		
	446	1	この会およびそこで行われる勉学が目指しているのは、隣人が神を知り、愛するよう	
			になり、霊魂の救いに至るのを助けることである。そして、神学という科目は、そのた	
			めに最もふさわしい手段として、この会の大学においては神学に重点を置くことが必	
			要である。	
	447	2	神学の勉強とそれを用いるためには、(とくに、現代にあっては)古典文学と[A]ラテ	
			ン語、ギリシア語、ヘブライ語の知識が必要なので、これらの言語の有能な教授が、	
			しかも十分な人数いることが必要である。さらに、上述の目的にとり必要あるいは有	
			益な場所では、場所の違いと、それらの言語を教えることになった理由を考慮したう	
			え、カルデア語、アラビア語、インド語などの教授を置くことを考えてもよい[B]。	
	448	A	古典文学という科目のなかには、文法以外に、修辞学、詩、歴史が含まれる。	
	449	В	インド人のもとに行く者のためにはインド語が適当である。それ以外の地域におい	
			て、いっそう役立つと思われる言語についても同じことが言える。	

第5部	この会への受け入れ、あるいは組み入れ			
第2章	会に受け	ナ入オ	られる者がもつべき資質	
	516	1	盛式誓願をたてるのにふさわしい者とは、長期間、かつ、徹底的な試しによって、総	
			長が各長上から、また、総長が求める人びとからの報告を受け、その生活を十分に知	
			り、ふさわしいと判断した者と考えられる[A]。	
	517	A	インドのように遠隔の地の場合、認可が届くのに何年もかかることになるので、盛式誓	
			願の認可について総長は管区長がローマからの認可を待つことなく決定できるよう任	
			せることができる。	
第6部	この会の	会員	として受け入れられた者、あるいは組み入れられた者の生活	
第3章	会員とし	てた	ずさわるべきこととたずさわるべきでないこと	
	586	4	隣人の霊魂を助けるために従事する仕事は、極めて重要であり、この会の基本精神	
			にふさわしいものであるが、同時にそれは多忙を極めるものである。また会員の住所	
			は一定せず、ここかしこと移り変わることが多いので、この会では、定期的に聖務日課	
			を共唱したり、ミサや聖務日課を歌ったりすることはしない[B]。	
	587	В	会の家あるいは学院において、午後、説教あるいは講話が行なわれるとき、人びとの	
			興味を保つため適当と判断するならば、その講話や説教の直前に、晩課だけを唱え	
			ることができる。主日や祭日にも慣例として同じようにすることができるが、オルガンで	
			伴奏したり、歌ったりすることなく、信心のある美しい、しかも単純な調子で唱える。こ	
			のことは、人びとが、さらにひんぱんに告白、説教、講話にあずかるよう、彼らに魅力	
			を感じさせるためであり、そのために役立つと判断される限り行なわれるべきことであ	
			って、それ以外の意図で行うべきではない。(中略)ふだんよりも荘厳にミサをささげる	
			場合、(たとえ歌ミサではなくても)、信心や品位のことを考慮し、主において可能な限	
			り、スルプリを着用した2人、あるときには1人が式を手伝うこともできる。	
第7部	会の一員として認められた者の主キリストのぶどう畑における配置と隣人との関係			
第2章	会の長_	とによ	る派遣	
	622	D	インド人のような偉大な民族や、主要な都市、大学のように、私たちの助けを受けて、	
			のちに他の者を助ける働き手となるような人びとが集まっている場所への助力を優先	
			させるべきである。	

【付録3】

イグナティウス・デ・ロヨラの書簡一覧

『聖イグナチオ・デ・ロヨラ書簡集』(平凡社、1992年)をもとに作成した。

No	年月、場所	宛 名	本 文	出典
1	1542. 12. 10.	ピエール・ファーヴル	イエズス会員は、ローマにいる私たちにあてて手紙を書く際には、だれの目に触	p. 65
	ローマ発		れても差しつかえないような報告書簡を書き送って欲しいということなのです。	
			報告書簡のなかには、一人ひとりがどのような活動をしているかということ、つまり	p. 66
			説教をすること、告白をきくこと、霊操を与えること、その他諸々の霊的活動につ	
			いて記してくださればよいのです。もし実りの乏しいところで働いている会員が手	
			紙を書く場合には、報告内容も少ないでしょうから、健康状態のこと、他人とのか	
			かわりについてなどを、手短に記してくれればよいのです。聖務に関係のない事	
			柄は、報告書簡のなかには入れないで、別の紙に記してください。	
			報告書簡を書くとき、私はまず、よい霊的教化をもたらすと思われるような事柄を	pp.
			書き記します。そして私は、この手紙の内容がすべての会員に読まれるようにな	66-67
			るのだ、という点を心に留めながら、もう一度自分の手紙を読み返して、必要があ	
			れば修正します。それから再度手紙を書き直しますが、それをだれか他の人に代	
			行してもらうこともあります。書き記されたものとして残る手紙は、話し言葉のよう	
			に、そのときだけで終わってしまうものとは違いますから、さらに慎重に吟味しなけ	
			ればなりません。永久に残る証言として記述される手紙は、話し言葉のように簡	
			単に訂正されたり、言い抜けられたりするものではないからです。	
			よい手紙を書くことは、霊的進歩と魂の慰めをもたらす力になるのです。私が勧	p. 68
			めているように、二週間おきに手紙を書くこと、その手紙を読み直し、修正して書	
			き直すのは、たしかに二通の手紙を書くことと同じです。あなたが個人的な事柄	
			を書き記したい場合には、別の紙に好きなだけ書いたらよいのです。	
2	1549. 10. 10.	フランシスコ・ザビエル	私たちの兄弟のなかから代表者を指名し、インドやポルトガル王の支配下にあ	p. 195
	ローマ発		る、他のすべての海外諸国やその地域で、私たちの修道会に従順のうちに帰属	
			している兄弟たちの長を定め、彼に私たちの仕事の全権をゆだねることが、主の	
			み旨にかなう策だと思われます。ついては、私はあなたのキリスト者としての敬虔	
			さと、慎重さを深く信頼しつつ、教皇座より私たちに与えられたすべての権限と、	
			イエズス会会憲によって与えられたすべての権限をもって、あなたを、先に述べ	
			た地域で宣教しているすべての兄弟たちの管区長に定めます。聖なる従順の徳	
			のうちに、私たちの責務と権限にあずかりながら、試みや調整、改革、命令、禁止	
			のために、あるいはまた、修練者を受け入れたり、適切でないと思われる者を断	
			わり、また、職務の任命と解任を行なったりすることを、神の栄光のためになると	
			考えたことならば、私に代わって、イエズス会に関係する場所、人事、物事にお	
			いて、決定することができます。	

3	1552. 01. 31.	フランシスコ・ザビエル	あなたが日本から手紙を書き、その手紙がポルトガルで足止めされているとき	p. 240
	ローマ発		きましたが、今年はあなたからの手紙を一通も受け取っていません。あなたが	
			無事(日本からインドへ)帰って来られたこと、彼の地(日本)での福音宣教の門	
			戸が開かれたことを知って、主において、非常にうれしく思います。どうか門戸	
			を開かれたかたが、あの国民から異教を取り除き、私たちの救いであり、彼らの	
			魂の救いであるイエス・キリストを知るように計らってくださいますように。	
4	1553. 06. 28.	フランシスコ・ザビエル	あなたがそちら(インド)と中国とにガスパル師と他の人びとを派遣されたこと	p. 289
	ローマ発		は、的確な措置であったと思います。(中略)当地で理解し得るかぎりでは、ご	
			自分はインドに残り、他の人びとを派遣して、自分でしようと(計画)されたことを	
			彼らに行なわせるために彼らを差し向けられるならば、主なる神へのより大きな	
			奉仕となるに違いない、と判断します。なぜなら、このようにされれば、あなたは	
			一ヵ所にいながらにして、多くの所で働くことになるからです。	
			そちらのキリスト教会の新信者と古くからのキリスト者の善益にとって必要、ない	pp.
			しきわめて重要な霊的援助を与えるために、聖座が信頼のおける人から、イン	290-291
			ド地域の事情について確実・公正な情報を得ることは重要です。ところで、あな	
			たは現地の消息に通じ、当地の信望も得ておられますから、この点でそちらの	
			だれよりも適任者だと思います。さらに、インド地域の善益のためには、そちら	
			に派遣される人びとが、時と場合に応じて現地で求められる種々の仕事に適し	
			た人であることがどんなに大切かも、おわかりでしょう。そのため、あなたがポル	
			トガルと当地に帰還されることは、きわめて有益でしょう。(中略)あなたはポルト	
			ガルにいながらにして、日本か中国で行なうのにまさるとも劣らず、よく統轄す	
			ることができるでしょう。ですから、(中略)そちらには適任と思われる数人の院	
			長、一人の最高責任者、そして適任と思われる数人の顧問を残して、出発して	
			ください。	
5	1555. 02. 24.	メルキオール・ヌネス・	今年はインドからの消息がありませんでした。ただ、ポルトガルに寄港した船を	pp.
	ローマ発	バレト	通して、私たちは、最愛の兄弟であるフランシスコ・ザビエル師がこの世を去っ	344-345
			たという知らせを受け取りました。(中略)ポルトガル船から届いた知らせには、	
			事実と矛盾する点も残されていますから、私たちは、実際にフランシスコ師の死	
			をたしかめたイエズス会員からの手紙を待ちたいと考えます。それまでのあい	
			だは、しばらく判断を差し控えることにします。(中略)これとは別の便りで、私た	
			ちは、あなたがインドの管区長に選出されたことを知りました。(中略)そこで私	
			は、他の決定がここでなされるまでのあいだ、前任者と同じように、その任務に	
			ふさわしい権威をあなたに与えます。しかしもし、フランシスコ師がこの世にま	
			だ、私たちとともに生きておられるなら、師がすべてを決定されるでしょう。フラ	
			ンシスコ師は、主にあって適切と考えられ、またわがイエズス会のやり方にも添	
			い、理性の求めるところに基づいて決められるでしょう。	

【付録 4】

ゴアでの宣教活動に関する一次資料の年表および対訳一覧

原文は全て『ドクメンタ・インディカ $Documenta\ Indica$ 』から引用した。原文の各言語の訳者は以下の通りである。なお、訳文中の()および*の註は、訳者によって補足されたものである。

ラテン語、ポルトガル語、スペイン語:ドレースマン訳

イタリア語:筆者訳

No	DIv	ol.: page	日 付、場 所		差出	1人、宛名	
1		1: 20	1545. 10. 07. Goa	P. Antonius Criminalis	S. I.	P. Ignatio de Loyola, Romam	
		Misser Pa	aulo ha particulare ca	rgo di questi giovani, cioè	dormir	re dove dormeno, andare con lori e star	re,
		cantarci l	a missa alle feste, perc	hè canteno alle feste l'offi[e	ci]o in la	a ecclesia, cioè terza, sexta, nona, vespero	е
	Or.	completa,	non per rasone de can	to, lori chiamano intoado ⁴⁵ ;	similme	ente fanno alle benedicione della mesa.	
		⁴⁵ Intoac	do a lusitano verbo, qu	od brevi redibit, <i>entoar</i> , i.	e. modu	ılate seu musicis modis canere. Significa	re
		etiam pot	est <i>praecinere</i> .				
		パウロは、	これらの青年の特別な役割	目があり、つまり、眠るところでほ	民り、彼ら	と共に行って留まり、そこで祝日のミサを歌う。	な
	T	ぜなら、祝	日の聖務、すなわち、三昧	诗課、六時課、九時課、晩課、	終課が教	会で歌われるからである。歌の理由ではなく、	彼
	Jpn.	らは先唱者	たと呼ばれた ⁴⁵ 。ミサの祝祐	畐でも同様にする。			
		⁴⁵ Intoac	lo はポルトガル語の動詞、	entoar、すなわち、詠唱する	という歌の	り様式を指す。それはまた、先唱者を意味する	0
2	2	2: 467	1552. 12. 01. Goa	Fr. Ludovicus Frois S. I.		Sociis Conimbricensibus	
		[]; e o Y	rmão Pedro d'Almeyda	hé seu mestre de canto. Até	aguora	os ensinou o mestre que ensina na sé des	sta
	0	cidade, muito particular devoto da Companhia. E alguns delles sabem o quanto d'orguam e o cantochão; todos					
	Or.	os que ca	ntão na capella o saber	m. Pelas festas principais e	dias de	e Nossa Senhora cantam senpre a misa p	or
		canto d'or	guam, e às terças-feira	s tambem, como adiante di	rey.		
		ペドロ・アバ	レメイダ修道士は、聖歌の	監督である。以前は、この都市	すに雇われ	れた、イエズス会にとても献身的な教師が教え	. て
	Jpn.	いた。一部	の人が、カント・デ・オルク	ガノとカントチャンが出来る;聖	堂で歌う	人達は、それを知っている。重要な祝祭日、ま	た
		は聖母の初	兄日では、カント・デ・オルン	ガノでミサを歌っている。また、	上述した	ように火曜日にも歌っている。	
3	2: 8	593-594	1553. 01. 12. Goa	P. Gaspar Barzeus S. I.	Indiae V	Voceprovincialis	
				P. Ignatio de Loyola, Ro	mam		
		E que me	pediam que ordenase	outro collegio, em que se re	ecolhese	m 72 mininos orfãos d'engenhos vivos, e	se
		criasem e	em virtudes e em as s	ete artes liberais e theolo	gia, até	serem boons theologos para ajudarem l	ha
	Or.	Compañia	a, ou por Irmãos e coaju	utores,oude qualquer mane	ira que (deles se a Compania podese aproveitar, o	ou,
		depois de	feytossacerdotes, dare	m-lhes suas provincias par	a enten	der na conversao dos gentios paraagmen	ito
		da Igreja.					
		また別の学	校の監督になることを頼る	まれた。 そこには 72 人の有能	な孤児が	いて、彼らには道徳、自由七科と神学を、イエ	ズ
	Inn	ス会を支え	ることの出来る良い神学	者、修道士と助手、あるいは、・	その他イン	エズス会に有益な形で仕事が出来る人物にな	る
	Jpn.	ように教え	る。また、神父になった後	、自分の教区を与えて、教会の	の発展に	必要な、異教徒をキリスト教に導くための勉強	を
		させる。					

4	2:	615 1553. 01. Goa P. Gaspar Barzeus S. I. P. Ludovico Gonçalves da Camara S. I.				
		Quando vine de Ormuz, quexávase mucho el pueblo por no enseñaren a cantar los niños, para cantar la				
		missa y los officios divinos a los domingos y fiestas y días santos ¹² , pues el colegio para eso se fundara y la				
	Or.	yglesia para eso se hiziera tan grande con su choro; lo mismo dizía el Visrei.				
		12 Officia et missas cantatas utpote Constitutionibus S. I. minime congruas, P. Antonius Gomes in				
		collegio goano suppresserat.				
		(私が)ホルムズから来た後、多くの人が、特に日曜日、祝祭日、その他の祭日のミサと聖務日課で歌うための歌を、子				
		 供達に勉強させていないという苦情を言ってきた。;後にそのための学校を作り、合唱が出来るような大きな教会を作っ				
	Jpn.	 た;総督もそれに同意している。				
		12 歌われている聖務日課とミサは、会憲で認められていない。したがってアントニウス・ゴメス神父は、それらをゴアで				
		規制した。				
5	3:	134 1554. 12. 03. Malaca P. Melchior Nines Barreto S. I., Viceprov. Indiae				
		Sociis in Europa et India Degentibus				
		As festas solenizão na ssé com camto d'orgão, que era cousa nesta terra dezacustumada. Hé pera louvar a				
	Or.	Deus o desejo e fervor que levão de padecer muitos trabalhos pola homrra de Deus no Japão, pera que se				
		cumpra aqillo: «Ex ore infantium et lactentium perfecisti laudem».				
		ここでは、教会でのカント・デ・オルガノによる祝日の厳粛化は、習慣化されていない。詩篇に書かれている:《子供と乳				
	Jpn.	飲み子の口からの賞賛をあなたは好み》:の如く、神への賛美が願望と熱意を生じさせることで、日本における神の栄				
		光のための苦労に耐えられるようになる。				
6	3:	460 [1556. 01. Goa] P. Ioannis de Polanco S. I.				
		Excerpta e Litteris Indicis de Electione Patris Quadros in Provincialem				
	14. Idem proposuit de cantu divinorum officiorum in Indiae regionibus tolerando, ut rudes illi h					
		in religione ad Dei cultum ea ratione magis allicerentur. Et perfacile Goae id fieri poterat, ubi pueri				
	Or.	cantandi officio fungebantur, quibus unicus sacerdos in cantanda Missa per mediam horam prolixius				
		quam in privatis immoraretur: et id probatum fuisse a P. Francisco Xavier; nec difficile erat cantores				
		docere, cum provectiores in cantu pueri reliquos docerent.				
		14. また、インド地方で、多くの宗教に未熟な人々が、神の典礼によってより多く導かれるために、聖務での聖歌が許				
	T	されるように提案された。特にゴアで一番容易に出来たのが、一人の神父と共に、少年歌手が典礼で歌の奉仕をする				
	Jpn.	ことで、神父一人のミサより30分長いミサが行われたことを、フランシスコ・ザビエルが証明している。歌手が歌を教える				
		のは難しいことではなく、一番優秀な子供が残りの子供達に教えている。				
7	3:	722 1557. 11. 30. Goa Fr. Ludovicus Fróis S. I. Ex Comm.				
		Francisci Rodrigues S. I., Rectoris [Sociis Conimbricensibus]				
	Or.	meninos cantando psalmos, hymnos com muitos instrumentos de frautas, charamelas, trombetas e				
		atabales()				
	Jpn.	少年たちは、詩篇や聖歌を、フラウタやチャルメラ、ラッパ、アタバルといった多くの楽器を伴って歌う(…)				

8	8 4: 77 [1558. 08 月末前 Rome] [Ioannis de Polanco S. I.]						
		Memoria de Negotiis Missionariis Tractandis					
		13. An permitti debeat cabtus in India et aliis in locis remotissimis, quanvis in Europa non sit					
	Or.	Societatis concessus, si animadvertetur eas nationes ad Dei cultum, et spiritualem profectum ex e					
		iuvari, ut Goae observatum est, et in Ethiopia.					
		13. 本来、ヨーロッパのイエズス会で許可されていない歌を、インド、または、その他の遠い地域で許可されるべ					
	Jpn.	きかどうか。それによって彼らの国々を典礼に対して向かわせ、霊的成長を支援するためにゴアとエチオピアで					
		行われている。					
9	4: 1	.33 1558. 12. 13. Rome P. Ioannes de Polanco S. I. Ex Comm.					
		P. Iacobi Lainez S. I. P. Antonio de Quadros S. I., Provinciali Indiae					
		El canto que hasta aquí se ha permitido en la India por la edificatión de la gente, agora mucho más					
		se aprueva siendo ordenado por Su Santidad; y será bien ayudar a los niños interviniendo algunos de					
	Or.	los nuestros que los enderecen en la missa y vísperas de los domingos y fiestas, ultra de los oficios de					
		la Semana Sancta y de Navidad: y finalmente hagan como han hecho hasta aquí sin escrúpulo de					
		contravenir a las Constitutiones.					
		聖歌は、今までインドでの人々の教化のために許されてきたが、今ではさらに、教皇の指示により是認されてい					
	Jpn.	る。;我々の中の数人が、聖週間と降誕祭の時期だけでなく、日曜日と祝祭日の前夜祭とミサの聖歌で、子供達					
		の手伝いをすることは良いことだろう。;ようやく、会憲に反する心配をせずに出来るようになった。					
10	4: 1	89 1558. 12. 26. Goa P. Antonius da Costa S. I. Ex Comm.					
		Sociis Lusitanis					
		Veyo o Viso-Ray ao dia das Virgens pola manhã à missa; avia muytos generos de instrumentos, assi					
	Or.	como charamelas, atabales, trombetas, frautas, violas d'arco e cravo; e pregou o Padre Dom Gonçalo					
		com seus fervores acustumados.					
	Jpn.	処女たちの祝日の朝のミサに総督が来た。:チャルメラ、アタバル、ラッパ、フラウタ、ヴィオラ・ダルコ、クラヴォとい					
	opii.	った多くの楽器があった。;ドン・ゴンサロ神父はいつものように熱心に説教を行った。					
11	5: 653 1562. 12. 10. Trento P. I. Lainez, Praep. Gen. S. I.						
		P. Melchiori Nunes Barreto S. I., Cocinum					
		2. Quanto al canto de la missa, que muchas vezes es de órgano, siendo sin ocupación de los nuestros,					
	Or.	y edificándoselos de la ciudad, me parece se puede dispensar que se use para adelante: que halgo se					
		ha de conceder a la India, aunque por ordinario las Constitutiones escluyan el canto de órgano.					
		2. ミサの歌において、しばしば行われているカント・デ・オルガノは、我々は使わないが、街中の人々はその響き					
	Jpn.	に感化されているので、私はカント・デ・オルガノの使用を許容しても良いと思う:本来イエズス会の会憲ではカン					
		ト・デ・オルガノの使用が許されていないが、インドでは既に認められているという状況にある。					

5:	668 1562. (12.) Malaca P. Gundisalvus Rodriguez S. I. Ex Comm.		
	Sociis Europae		
	Dizen la doctrina christiana cantada dos vezes al día en la escuela, y quando salen de la escueda van		
Or.	cantándola en orden por las calles, que cierto es cosa que causa mucha devoción a los que los veen y		
	oyen. Y en las noches la cantan y enseñan en casa de sus padres a la gente de casa, y muchas vezes		
	desde nuestra casa oýmos cantar la doctrina en las casas de los vezions, cosa que nos mucho alegra y		
	consuela.		
	話によると、キリスト教教理が学校では一日 2 回歌われ、下校中も集団で町中の道で歌い続け、おそらく、それを見		
Jpn.	たり聞いたりしている人々にも大いに信心を思い起こさせている。日が暮れてからも、家にいる人たちに歌ったり教		
	えたりしている。私達が泊まっている所の隣家からも、しばしば教理が歌われているのが聞こえてくることを喜ばしく		
	思い、安堵している。		
6:	352 1564. 12. 11. Goa Fr. Georgius Caldeira S. I. Ex Comm.		
	Sociis Europaeis		
	A ygreja se ornou muyto bem pera o dia da festa, e a noyte toda foy festejada com muytos psalmos,		
Or.	motetes e outros cantos de alegria. Chegarião os que neste dia comungarão aquy a oitocentas e noventa		
	pessoas.		
	祝祭日のために教会は綺麗に飾られ、夜には多くの詩篇、モテットとそのほかの喜びの歌で祝われた。約 890 人が		
Jpn.	聖体拝領に参加した。		
7:	50 1566. 11. 29. Goa Fr. Gomes Vaz S. I. Ex Comm. P. Leoni Henriques S. I., Prov. Lus.		
Or.	⁴⁸ Saltem ab a. 1559 fuit magister cantus Antonius Belo.		
Jpn.	48 同様に、1559年にはアントニウス・ベロ が歌の教師となっていた。		
7:	99 1566. 11. 04. Bazaino P. Melchior Dias S. I. Ex Comm.		
	P. Leoni Henriques S. I., Prov. Lus.		
Or.	com cheramelas e outros ynstrumentos da terra, com cantico e salmos		
Jpn.	… チャルメラとその他の土地の楽器を伴う、賛歌と詩篇とともに、		
8:	74 1569. 11 月末 Goa Fr. Sebastianus Fernandes S. I. Ex Comm.		
	P. Francisco Borgiae, Praep. Gen. S. I.		
Or	\dots com muitos tamgeres de trombetas purtugesas e atabales e outros instrumentos da terra, e indo os		
OI.	meninos cãotando muitos motets e cantiga		
	ポルトガルのラッパ、アタバル、その他の土地の楽器の多くの演奏とともに、インドの子供達は多くのモテットとカンテ		
Jpn.	ィーガを歌った…		
9: .	492 1574. 12. 25. Goa P. A. Valignanus S. I., Visitator		
P. [Everardo Mercuriano], Praep. Gen. S. I.			
	Si canta nella nostra chiesa tutte le domeniche et festa messa con canto figurato, con trombetti et altri		
Or.	instrumenti, et questo tutto si fa da questi fanciulli; et in alcune sollennità si canta anchora il vespro		
	de l'istessa maniera, et si dice la messa con diacono et subdiacono.		
	私たちの教会では毎日曜日と祝日に、ラッパやその他の楽器を伴うカントゥス・フィグラートゥスとともにミサが歌わ		
Jpn.	れ、これらは全てこの子供たちによって歌われる。特別な祝日の晩課でも同様の方法で歌われ、助祭と副助祭ととも		
	にミサが執り行われる。		
	Or. Jpn. 7: Or. Jpn. 7: Or. Jpn. 8: Or. Jpn. 9: 4		

18	10	D: 80 1575. 11. 15. Goa P. Gomes Vaz S. I. Ex Comm.
		P. [Everardo Mercuriano], Praep. Gen. S. I.
		Mense Octobri die undecim mille Virginibus dedicato scholae instauratae: filli prodigi historia eodem die
		exhibita magno cum apparatu: huius tragicomediae personae, quae partes suas cum venustate et lepore
		gesserunt, exquisitissimo ornatae vestitu prodiere: theatrum etiam aulaeis tapetibusque circumvestitum.
		Interfuere huic spectaculo Gubernator, Archipraesul, Cocini Episcopus Inquisitorque generalis, quibuscum
	Or.	una ipso die epulati sumus; multi item ex omnibus religiosis familiis convenerunt, denique omnes fere viri
		nobiles civesque primarii ac literati, quibus ipsum opus vehementer placuit, multi animis permoti in
		lacrymas prorupêre, inter quos etiam Archipraesul: ac ne longum fiat, universo populo res probata, nec
		unquam similis peracta creditur.
		10月の11,000人の処女の記念日に学校は新学期を迎えた。大掛かりな演出で放蕩物語を演じた。出演人物は、かわ
		10 分か 11,000 人か 足女の 記念 日に子 (なお) 子別を 起えた。 八角がりな演出 て (放傷物 品を演じた。 出演人物は、かわりしいらしく、 立派、 上品、 典雅に演出され、 衣装も素晴らしく立派であった。 会場は垂れ幕とタペストリーで飾られていた。 演
	Jpn.	劇の観客として、監督、大司教、コーチンからの司教と教会裁判所の検事総長がいた。彼らと共に、私たちは祝宴に預
		かった。同じく、多くの修道会から、また、貴族と市民、高い地位にある、または教養の高い人たちが来場し、彼らはこの
		作品を大変気に入り、深く感動した。多くの人たちは感動の余り涙を流し、その中には大司教もいた。見れば見るほど、
		全員がこのように素晴らしい劇を二度と見ることは無いと確信した。
19	10: 2	11-212 1575. 12. 04. In Mari Inter Cocinum et Goa
		P. A. Valignanus S. I., Visitator, P. E. Mercuriano, Praep. Gen. S. I.
		103. La 3.ª cosa è il canto figurato che per tutta l'India si usa nelle chiese nostre, et nelli tre collegii si
		faceva tutte le domeniche et feste, negli altri luoghi solamente in alcuni giorni solenni, et questo per mezzo
		di forastieri, benché in Goa si faccia per gli fanciulli che teniamo in casa, et si fanno ancora infra annum
		molte solenni processioni et con gran concorso di gente. Et perché parve al P.º Provinciale, quando fu in
		Coccino, che si sosteneva il canto in quello collegio con molto travaglio, si determinò di tirarlo, como si
	Or.	scrissi a V. P. l'anno passato, lasciando solamente che si usasse in alcuna festività solenne, et per le stesse
	01.	difficultà et raggione si lasciò ancora di usare in Bassaimo. Ma quelle città si sentono di questo aggravate et
		m'hanno fatto molta instantia che si torni a cantare como prima, et massime in Coccino mentre io là sono
		stato, et questa instantia fanno non solamente i fuorastieri et le confrarie ma ancora i nostri Padri.
		Tuttavia io non ho voluto immutare quello che si ordinò dal P.º Provinciale, ma si tratterà nella consulta di
		questo canto perché mi temo che remanendo in Goa non si potrà né dagli altri doi collegii tirare: ma se si
		può in parte alcuna tollerare nella Compagnia è nella India et per ragione della nova christianità,[]
		103. 第3に、カントゥス・フィグラートゥスはインド全体の私たちの教会で歌われている。そして3つのコレジオで毎日
		曜日と祝日に歌われていたが、それ以外の場所では、いくつかの祝日にだけ歌われていた。ゴアでは、家の子供たちに
		歌わせているのだが、また1年間に多くの荘厳な行列があり、多くの人々が集まってくる。管区長がコーチンにいた時、
		そこのコレジオでは非常に苦労して歌を維持しているように見えたので、それを辞めることに決めた。昨年も書いたよう
		に、いくつかの祝祭に限ってはその使用を残しながら辞めることにし、同じ困難と理由からバセインでは辞めることにし
	Jpn.	 た。しかし、その都市は、昔のように歌わせてほしいという請願が増え、私の所にその声が寄せられ、特に私がコーチン
		 にいた時にその声が最大だった。 それは現地人だけでなく、同志や神父たちからも出されている。 私は管区長が命じた
		ままにしておこうとは思わなかった。このことはコンスルタで取り上げられることになるだろう。ゴアで維持されているので、
		 他の2つのコレジオで辞められなくなることを恐れている。しかし、できれば、会でいくらか我慢してくれるならば、これがイ
		ンドのこと、新たなキリスト教徒のことであるので、いくらかでも大目に見て欲しい。

	1	
20	10:	330 1577. 01. 31. Roma Responsa R. P. Everardi Mercuriani Praep. Gen. S. I.
		Ad Congregationem Primam Provinciae Indicae
		13. Conservandus videtur missarum cantus in aede Divi Pauli collogii Goensis tam in dominicis quam
	Or.	in caeteris festis diebus ut hactenus factum est, superfluis quibusdam resectis iudicio Patris Visitatoris;
	01.	non tamen in collegio Bazainensi et Cocinensi iterum introducendus videtur nisi in sollemnioribus
		quibusdam diebus, propterea quod cantores illic sine magno incommodo haberi non possunt.
		13. ゴアの聖パウロ学院におけるミサ中の歌は、行き過ぎた部分を視察の神父の判断によって選定され、今まで通
	Jpn.	り続けるべきである。しかし、バセインとコーチンの学院では、それなりの祭日でなければ、再開するのは難しいだろ
		う。なぜなら先唱者の手配に大きな負担がかかるからである。
21	10:	603 1576. 11. 03. Chorão P. A. Valignani S. I., Vis.
		Adnotationes ad Epistolas PP. Generalium
		ab a. 1543 ad 1573 Indiae Provincialibus missas
	0	33. El canto se uza el domingo y las fiestas en los collegios de la manera que se escrivió y aquí se dize, y
	Or.	conviene que se uze por las razones que dieron en la pregunta 15 de la Consulta, en segunda openión.
		33. 歌は、日曜日と祝日、コレジオで、書いた通りに行われる。ここで言えるのは、コンスルタ(*)で受け付けた第 15
	Jpn.	問(インドの人々のキリスト教化のための歌の許可)に対する第2回答に基づいて、適切だと言える。
		(*コンスルタとは専門家の集まりで、相談、諮問に対する答申を行う機関のことである。ゴアでは4名の神父で行っていた。)
22	10:	724 1576. 11. 14. Goa P. Gomes Vaz S. I.
		P. [Everardo Merucuriano,] Praep. Gen. S. I. Presp. P. Provinciali Lusitaniae
		E quando tudo está em sua ordem sae o Superior da casa com todos os mais Padres e Irmãos em
		procissão e toma o Sanctissimo Sacramento do sacrario, dizendo a alta voz : Surrexit Dominus vere,
	Or.	alleluia! E lhe respondem en canto d'orgão: Et apparuit Dominus Petro, alleluia. E começam a repicar os
		sinos e tanger diversis instrumentos de musica e a cantar os mininos em diversos choros: « Regina Coeli
		laetare, alleluia », con tanta alegria que realmente se alevantam em spiritu os corações.
		すべての準備が整い、修道院長はすべての神父と修道士と共に行列をなして家を出て、聖櫃から御聖体を取り出し
	т	て、大きな声で:主はまことに復活された、アッレルーヤ!と唱える。そして彼らはカント・デ・オルガノで:また、主はペ
	Jpn.	テロに現れ、アッレルーヤ と答える。そして鐘が鳴り始め、楽器が演奏され、子供達がいくつかの合唱隊で:《天の元
		后よ、よろこびたまえ、アッレルーヤ》と歌い、このような喜びによって、真に心を霊的に高揚させる。
23	10:	956 1577. 11. Goa Litterae Annuae Provinciae Indicae
		Sociis Lusitanis Missae
	Or.	com toda a musica de canto d'orgão, danças e folías, e todos os mais instrumentos musicos da terra,
	Jpn.	カント・デ・オルガノ、踊りやフォリアのすべての音楽と、多くの土地の楽器とともに…
24	11:	319 1578. 10. 26. Goa P. Nicolaus Spinola S. I. P. E. Merucuriano, Praep. Gen. S. I.
		Cantano tutte le feste una missa cantada con grande musica, organo, molte volte trombe, chiaramele et
	Or.	altri instrumenti che suonano,[]
		全ての祝日で、ミサ曲は素晴らしい音楽、オルガン、しばしばラッパ、チャルメラやその他の楽器の演奏を伴っている
	Jpn.	(\cdots)

25	11:	359 1578. 10. 2811. 30. P. Franciscus Pasio S. I. Fr. Laurentio Pasio S. I.			
	Goa				
Or, e sonano organo e altri instromenti della terra.					
Jpn. そしてオルガンとその他土地の楽器を演奏する。					
26	11:	663 1579. 10. 26. Goa P. Antonius Monserrate S. I. Ex Comm.			
		P. E. Mercuriano, Praep. Gen. S. I. (Litterae Annuae)			
	Or.	En el collegio de los niños, que está juncto son este, se ha procurado el aprovenchamiento en la virtud, y			
	Or.	estudian según la capacidad de cada uno, quién ler e escrivir, quién latín, quién en el arte de cantar.			
	Inn	付属学校では、道徳教育に力をいれることはもとより、ある人は読み書き、ある人はラテン語、ある人は声楽といった、			
	Jpn.	各自の能力にあわせて勉強する。			
27	13:	24 1577. 11. 2212. 08. Summarium Indicum P. Alexandri Valignani S. I., Visitatoris			
		Malaca			
		Et como nella India non vi sono né maestri di capella né maestri che insignino di cantare, ma solamente			
		sanno quelli che aprenderono in Portugallo, per sostentar questo canto è necessario ire sempre pregando			
	Or.	questo et quel altro portugese che vegniano, et fargli mille careze et dargli sempre di merendare nel			
		collegio; et oltre ciò è necessario che aiuti un nostro Fratello non solo a cantare ma anchora ad insegnare			
		alcun fanciullo della nostra scuola, et altrimenti né essi vogliono venire, né si puó 'l canto sostentare.			
		インドには教会の楽長も優れた声楽の教師もいなくて、ポルトガルで彼らの芸術を学んだ人がいるだけなので、この			
	Inn	歌を維持するためには、彼あるいはやって来るポルトガル人に懇願することが必要である。そして、コレジオで彼らに			
	Jpn.	常に食事を与える。さらに、私たちの兄弟の誰かが歌うだけでなく、学校の子供たちに教えることをも助ける必要であ			
		る。さもなければ、来る者はおらず、歌を維持できない。			
28	13:	340 1583. [11. 1325.] Proposita Secundae Congregationis Provincialis Indiae Orientalis			
		32. Quoniam R. P. Generalis in quadam epistola, agnes de nostrorum cantu, ait; «Quando domus			
		professa fuerit instituta, tunc nostrum Institutum populo manifestum fore, cum viderit huiusmodi			
		cantus non esse in usu in domo professa», dubitatum est utrum si domus professa in eo situ, ubi			
		collegium Divi Pauli est institueretur, in eius templo cantus figuratus esset omittendus iuxta			
		praedictum ordinem, qui in eodem templo tandiu fuit usitatus. Visumque nequaquam cantum illum			
		esse omittendum, tum propter animorum offensionem, quae in lusitanis incolisque christianis ex hoc			
	Or.	excitari posset, tum propter ethnicorum opinionem, qui inde res divinas minui ac decrecere possunt			
		arbitrari; tum denique propter infrequentiam illius templi quae ex huius cantus omissione sequi potest.			
		Populus nanque praesertim indicus ad conciones et confessiones huiusmodi externo cultu maxime allici			
		solent, praesertim cum Domus Professa Romana ab huiusmodi cantu non abhorreat. Quod vero attinet			
		ad praescriptum Patris, videtur significare illud de cantu omittendo, tunc fore, si domus professa alio in			
		loco abhorreat. Quod vero attinet ad praescriptum Pateris, videtur significare illud de cantu omittendo,			
	tunc fore, si domus professa alio in loco institueretur.				

28	13	1340 1583. [11. 13. ·25.] Proposita Secundae Congregationis Provincialis Indiae Orientalis
		32. 総長様の手紙によれば、私達の歌(イエズス会の歌)について、すなわち、家を設立する場合、私達の修道会
		が皆さんの前で公になり、その時点で、歌が使われないことがわかるだろう。聖パウロ・コレジオにおいては、長く使
		われているカントゥス・フィグラートゥスを、やめるべきかどうかは疑問である。私達の意見では、この歌は決してやめ
		るべきではない、ルシタニア ^(*) 人または他の住民を怒らせることになっても、あるいは、異教徒の他の地方で神聖さ
	Jpn.	が薄れる心配があっても。結局ここでは、聖堂で歌を歌えない機会が少ないためである。特にインドの人たちは、彼
	1	らの宗教活動おいて、集会や信仰の表現のこういう形に魅かれているため、特に、カトリックの家でも、このような歌
		を歌うことを禁じない。(歌わないという)そのルールを真に守ることは、これから他の場所のイエズス会の家で歌を敬
		遠するところと、他のところに家が立てられる時にも表れるだろう。
		(*ルシタニア:現在のポルトガルとスペイン西部にあたる地域)
29	13:	519 1584. 10. 31. Goa P. Silvester Pacifico S. I.
		P. Ludovico Maselli S. I., Neapolim
		E per questo effetto imparano anchora a cantare e sonar organo, et essi sono che sostentano la capella
	0	in nostra ecclesia , como fanno quelli del Seminario in Roma che cantano nella casa professa; e questa
	Or.	capella non e inferiore a quella di Roma perché fora del canto figurato vi è organo, flauti e trombette, et
		tutti questi maestri viveno et habitano in una casa vicina di questo collegio nell'istesso sito e clausura.
		(学生たちは、教会で歌うことを助ける)ために歌やオルガンの演奏を学び、我々の教会の聖歌隊を支えている。ロ
	Jpn.	ーマのセミナリオの学生たちが(イエズス会士の)家でそうであるように。この聖歌隊は、ローマにも劣らない。なぜな
	opn.	ら、カントゥス・フィグラートゥス以外にもオルガン、フラウタ、ラッパがあり、このコレジオの近くの敷地にある家には、こ
		れらすべての教師が住んでいるからである。
30	13:	535 1584. 11. 25. Goa Regulae Superiorum S. I., Qui in Residentiis Indiae Orientalis Versantur.
		A. P. Alexandro Valignano S. I., Provinciali, Concinnatae
		33ª Non sint domi arma, quae tamen si alicubi in hisce partibus iudicio Provincialis necessaria
	Or.	fuerint, non habeantur in loco publico, sed secreto custodiantur. Nec etiam sint domi instrumenta
		musica, nisi quae ecclesiae inserviunt eiusdem Provincialis iudicio; nec libri lascivi aut vani, nec novae
		ullae recreationes introducantur.
		33 ^a 家では武器を持ってはならない。 管区長がどうしても武器を持つ必要があると判断したら、公に見えるところ
	Jpn.	ではなく、見えないところに保管しなさい。同じく、管区長の判断で用意されている楽器以外は家にあってはならな
		い;また、軽薄な娯楽本や、新しい気晴らしを導入してはならない。
31	1 13: 540 1584. 11. 25. Goa Regulae Superiorum S. I., Qui in Residentiis Indiae Orientalis Versa	
		A. P. Alexandro Valignano S. I., Provinciali, Concinnatae
	Or.	62ª Comedias et tragaedias, atque alias id genus actiones, nonnisi speciali licentia Provincialis fieri permittat.
	Jpn.	62a 劇または類似の催しは管区長の許可があれば可能である。

32	13: 54	0-541 1584. 11. 25. Goa Regulae Superiorum S. I., Qui in Residentiis Indiae Orientalis Versantur.			
	A. P. Alexandro Valignano S. I., Provinciali, Concinnatae				
		67ª Cantus missae et vesperarum diebus dominicis et festis in huiusmodi residentiarum ecclesiis non			
		inducatur et ubi inductus fuerit tollatur, cum in his domibus propter paucitatem operariorum non			
	Or.	solum ex eo (iuxta decreta Congregationum Generalium) nostra ministeria in proximorum			
		aedificationem et salutem non promoveantur, verum etiam magnopere impediantur, et necessaria sit			
		ad hoc Patris Nostri Generalis dispendatio.			
		67a ミサの音楽と日曜日または祝日の晩課は、導入してはならず、導入してもやめるべきである。なぜなら、関連す			
	Jpn.	る総会の規則に従うだけでなく、それを行う神父の不足、さらに彼らの教化と救済には貢献しないからである。逆に			
		大いに弊害になってしまう。例外は、総会長の許可が必要である。			
33	13:	547 1584. 11. 25. Goa Regulae Superiorum S. I., Qui in Residentiis Indiae Orientalis Versantur.			
		A. P. Alexandro Valignano S. I., Provinciali, Concinnatae			
		[106a] In casibus reservatis, si quandoque contingant [quod Deus avertat], servetur instructio nostri			
		Patris Generalis, quam superior apud se habere debet, efficiatque ut omnes sacerdotes eorum casuum			
	0.	notitiam habeant. — Eodemque modo servetur in structio eiusdem N. P. Generalis cirea usum			
	Or.	librorum prohibitorum et aliorum quorundam; atque etiam alia circa usum nusicae, quas instructiones			
		etiam apud se habere debet. Caveatque omnino ne nostri utantur [praesertim in ecclesia] musica quae			
		habeat turpem dictionem et sonum sive eum cantandi modum, qui saecularis et obscaenus videatur.			
		[106a] [あるまじき事]特別なケースがあった場合には総長の指示に従いなさい。この指示は各上司が常に所持し			
	Jpn.	て、すべての神父にその内容の認識を徹底させなさい。— 同じく、総長が出した、禁止本などの使用についての指			
	opn.	示を参考にしなさい。同じく、音楽の使用についての指示も各上司達は所持するべきである。絶対に注意すべきな			
		のは、〔特に教会では〕世俗的でみだらに聞こえるような下品な言葉と響き、歌い方を行ってはならない。			
34	13: 71	2-713 1584. 12. 15. Cochin P. A. Valignanus S. I.			
		Provincialis P. Claudio Acquaviva, Praep. Gen. S. I.			
1		14. La 10ª duda es acerca de la regla 58 del Provincial, en que se prohibe que no se hagan comedias y			
		tragedias sino raríssimamente y en latín, y que estas y otras semejantes actions de nenguna manera se			
		hagan en la yglesia. Y aunque todo esto me parece muy sancto y necessario, todavia desseo de saber si a			
		V. P. parece que se puede ir algún tanto más largo en esta Provincia porque, como en ella ay muy pocos			
		que entiendan latín, de manera que acontecerá en la mayor parte de las ciudades y lugares no se hallar			
	Or.	nenguno que lo entienda, sino fuere algún religioso, o no se han de hazer nunca estas comedias y			
		tragedias, o si algunas vezes se hiziere parece que se deve dispensar que no sean en latín; aunque bien			
		me parece que se hagan muy raras y bien examinadas y vistas primero, y con la limitación que diere el			
		Provincial para que no se haga desorden en semejantes cosas. Y quanto a lo que toca a hazer comedias y			
		tragedias, paréceme que en todos los lugares de los portugueses se pueden escusar, salvo si fuere en			
Goa adonde alguna vez se podrá esto conceder.					

34	13: 712-713	1584. 12. 15. Cochin	P. A. Valignanus S. I.
			Provincialis P. Claudio Acquaviva, Praep. Gen. S. I

15. Más ay algunas otras actiones o representaciones que parece que en esta Provincia, ni se deven del todo prohibir ni se pueden del todo escusar, y aun de hazerlas en las yglesias, como es en la processión de sesta feria de la semana sancta, que en toda la India es costumbre hazerse con mucha devoción del pueblo, en que salen las Marías y los niños con los misterios de la passión, y dizen algunos dichos muy piedosos y devotos. Y assí mesmo en la processión de la Resureción, y en la fiesta de Natividad que algunas vezes se hazen, en la yglesia o fuera, algunas representaciones de ángeles y de pastores que dizen sus dichos. Y a las vezes en otros tiempos se hazen algunos dialogossicos que se pueden hazer sin mucho aparato ni distración por los estudiantes de nuestras escuelas sobre la doctrina o otra materia buena, con que huelgan en grande manera sus padres y madres y se da edifficación al pueblo; los quales aun en la yglesia parece que se pueden permitir en estas partes, adonde se permiten bayles y folías delante del Sancto Sacramento y en publicas processiones, por las razones que algunas vezes se han escrito. Y quanto a lo que toca entre los nuevos christianos, parece que no sólo no se deven prohibir semejantes representaciones, mas antes se devrian frequenter assí para los afficionar a nuestras cosas y quitarles el sentimiento y memoria que tienen de sus fiestas gentilicas, como también para les imprimir en sus coraçones y entendimientos los misterios de nuestra fee moviéndolos y instruyéndolos con semejantes cosas.

En la décima se dize que conviene dispensar en la regla 88 del Provincial que prohibe hazerse comedias y tragedias, ettc. Respóndese que no se le prohiben diálogos en lengua vulgar, de manera que en la 2ª parte desta duda décima se dize. En las demás representaciones mayores se remitte al Provincial que se puedan hazer algunas en lengua vulgar, pocas, bien vistas, y con la limitación que él diere pera no se haga desorden.

14. 第 10 の問題点は、会則の中の"管区長について"の第 58 項である。喜劇と悲劇の上演は禁止で、まれにラテン語の劇は可能であるが、これと、その他の似たような行動は教会において何らかの形で行ってはならない。私にとって、それらは必要であり、非常に神聖であると思っているが、貴殿にとって、この管区では行きすぎに見えるかどうかをお聞きしたい。なぜならこの管区にはラテン語がわかる人は非常に少ない。言い換えれば、ほとんどの都市と町には、聖職者以外にラテン語がわかる人は皆無に等しい。劇は上演されたことが無く、また、行おうと思っても、ラテン語で行うことが免除されなければならない。もちろん私は、このような事態を極めて例外として捉え、事前にきちんと検分し、管区長が定める制限内で行われるようにすれば、類似の事柄で不秩序が発生することは無いだろう。私が思うには、劇を上演するにあたって、ポルトガル人がいるところでは彼らの言い分に任せ、ゴアで行われる時には場合によって、一部を許可する。

Jpn.

Or.

34	13: 71:	2-713 1584. 12. 15. Cochin P. A. Valignanus S. I.			
		Provincialis P. Claudio Acquaviva, Praep. Gen. S. I.			
		15. さらに、この管区で行われるその他の催しを、完全に禁止することも出来ないし、完全に許可することも出			
		来ない。しかし教会では、例えば、聖金曜日の行列は全インドで習慣的にとても信仰深く住民達が行っており、聖			
		母マリアを演じる女達と子供達が受難の神秘を町で再現し、信心深く敬虔な言葉を口にする。また同じように、復			
		活祭の行列と御生誕の祭日でも、教会の中あるいは外で、様々な言葉を口にする天使と羊飼いを演じている。ま			
		た、小道具や装置を必要としない対話劇は、我々の学校の学生の集中を害さず、教理あるいはそれ以外の高尚			
		な題材を使って、対話劇は大いに彼らの両親を喜ばせ、人々の教化に貢献することにもなる。私が思うに、このよ			
		うなことが、あちこちの教会で許可されても良いのではないか。なぜなら、以前に書いたのと同じ理由で、聖体行			
		列の中では踊りやフォリアが許されるまでになっているからである。さらに、キリスト者になったばかりの信者におい			
	.	て、このような催しの禁止を一部解くだけでなく、参加を勧めることで、私達の教会への愛着を強め、異教の祭り			
	Jpn.	への共感と思い出を棄てさせ、類似の催しで彼らの心を動かし、教え、また、彼らの心と理解に信仰の神秘を植			
		えつけることになるだろう。			
		第 10 の問題点で、会則の中の"管区長について"の第 88 項(*)、劇等を禁じる箇所の免除の提案があった。回			
		答としては、第 10 間の第 2 部の理由によって俗語における対話の禁忌を解くこととする。それ以外の主な催し			
		は、それらの一部を俗語で許可するかどうかの判断は管区長に委ねる。それらは混乱を起こさない範囲で、十分			
		な検分のうえ、限定されたもののみを管区長の条件付で可能とする。			
		(*本文誤植:第88項は、第58項の誤りである。)			
35	14: 1	157 1585. 12. 25. Rome Fr. Claudio [Acquaviva] S. J., General,			
		To Fr. A. Valignano S. J., Provincial			
		2. Y porque no se podría conseguir este effecto si la casa tomasse algunas cargas que suelen ser			
	Or.	impedimiento, V. R. ordenará, como me escrive que lo oedena, que no aya en ella cantos ni múzicas,			
	Or.	ni otras solenidades; y esto entiendo se guarde con mucha destrición, y aun el día de Jesús ponga en			
		todo mucha moderación.			
		2. したがって、この目的を他の阻害や負担なしに成し遂げるためには、総長が私に書いたとおり、家(修道院)			
	Jpn.	の中では、歌や踊りを厳しく禁止する。それを厳守しなさい。一月一日のイエスの御名の祝日も、静粛に行いなさ			
		ν _°			

【付録5】

日本での宣教活動に関する一次資料の文書一覧

和訳文は以下の文献より引用した。(引用頻度順)

- ①松田毅一監修 1987-1998 『十六・七世紀イエズス会日本報告集』全 15 巻、同朋舎
- ②イエズス会編 1969 『イエズス会日本年報』上下巻、村上直次郎訳、雄松堂書店
- ③1985 『長崎のコレジョ』純心女子短期大学長崎地方文化史研究所
- ④五野井隆史 2012 『キリシタンの文化』吉川弘文館

なお、紙面の都合上、各々の出典は以下のように表記した。

- ①『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第 3 期第 1 巻 350 頁 \rightarrow III-1: 350
- ②『イエズス会日本年報』上巻 33-34 頁 → 日本年報上: 33-34
- ③『長崎のコレジョ』純心女子短期大学長崎地方文化史研究所、86-87 頁 → 純心女子短: 86-87
- ④本文中の表記法と同様。(例) 五野井 2012:101

N	日付、場所	差出人 目付、場所 宛 名	+	I I I eth
No			本 义	出典
1	1561. 10. 01. 豊後発	ルイス・デ・アルメイダ インド管区長アントニオ・ デ・クワドゥロス、その他の イエズス会司祭・修道士ら	当地(豊後)では降誕祭が同様に追いなる歓喜のもとにおこなわれ、これには日本人キリシタン一同が、数日前から準備した演劇をもって臨み、聖書中の物語や教えを数多く演じた。それらの物語のために日本風の歌を作って絶えず歌った。	Ш−1: 372
2	1561. 10. 08. 豊後発	ジョアン・フェルナンデ ス修道士	ギリェルメ修道士は絶えず日本語の修得をなすほか、子供たちにキリストの教えを説いている。子供らは非常に鋭敏である。というのも、十分に話せない者でも、八ヵ月もすれば教えをことごとく彼らの言語とラテン語で言えない者は一人としてなく、彼らの大半はミゼレ	Ⅲ-1: 350 五野井 2012: 101
		イエズス会の修道士ら	レ・メイ・デウスを唱えることができるからである。 彼らに〔教える際に〕取る順序は以下のようである。ミサを聴いた後、毎日交代で一人が唱えて他の者が応誦するが、キリストの教えの内主要なもの、すなわちパーテル・ノステル、アヴェ・マリア、クレード、サルヴェ・レジーナをラテン語で、また、デウスの十誠と教会の旋、大罪とこれに対する徳、ならびに慈悲の所作を彼らの言語で唱えるに止める。正午には、全員が教会に参集し、一度に教えをすべて唱えることができないので、忘れぬよう毎日三分の一を唱え、また、よきキリシタンとなるため、毎日一箇条ずつ説明する。教え[ドチリナ]が終わって、司祭に他の用がない時には、二人ずつ司祭のもとに行ってその手に接吻し、各人に少量の焼いた米、もしくは他の類似のものを与え、これにより彼らが喜んで来るようにするためである。というのも、日本人は子供が自ら好んでなすこと以外に強制しないからである、その後、慈善院の前にある立派な十字架の前まで歌いながら列をなして行き、アヴェ・クルスを一度歌って十字架を賛美し、次いで各自の家に帰る。これを続ける者が四、五十名いるであろう。夜はアヴェ・マリアの後に、十四、五名が集まり、十字架の前に跪いて教えをすべて歌って唱えるが、有に一時間は続くであろう。このようであるから、教えを知らぬ子供はなく、異教徒でさえ街路を歩きながらそれを歌っている。	

0	1500 10 11	マハラエンオー	(1 ア)上 ア おはらの立言に対象 (上頭)ロア さいきょうりきょう	ш о оо
3	1562. 10. 11.	アイレス・サンチェス	[十五]六一年、私はこの平戸に到着し、(中略)目下、私は病人を治療したり、ま	Ⅲ −2: 32
	豊後発	修道士	た、デウスが嘉し給うて完全なる荘厳さのもとに諸聖儀がなされるよう、当修道院に	
		ポルトガルのイエズス会	いる日本人とシナ人の少年十五名に読み書きや歌、ヴィオラ[violas darco]を教え	
		の修道士ら	ることに従事している。我らはこの手立てが日本人の改宗に大いに役立つことを主	
			[なるデウス]において期待している。	
			復活祭の日には、復活の行列において聖書の幾つかの事柄、例えばイスラエルの	Ⅲ −2: 34−35
			子らのエジプト脱出が演じられた。このために紅海が作られたが、これはイスラエル	
			人が通る時に開き、ファラオが己れの軍隊を率いて通る時には再び閉じた。また、	
			鯨の中から現れた予言者ヨナの話や、その他これに類した話が上演された。行列	
			の後に人々のために受難の悲しみと復活の喜びを対比する演出を行なって訓戒と	
			なした。このいずれの事にもキリシタンらはたいそう満足し、主〔なるデウス〕におい	
			ていとも深い慰安を得たので私は彼らに言うべき言葉を知らなかった。本年の他の	
			祝祭においてもキリシタンらは降誕祭の日のように幾らか劇を演じた。彼らはキリスト	
			の誕生の前にノアの時代の世界の洪水と彼の箱船への乗船を演じ、その後でロト	
			が捕らわれの身となったことやアブラハムの勝利を演じた。(中略)最後に牧者らが	
			馬小屋に訪れるところが演じられ、終始、演技者にも聴衆にも感動と涙が見られ	
			た。演劇が終わると彼らは深い信心をもってミサに臨んだ(後略)。	
4	1562. 10. 25.	ルイス・デ・アルメイダ	私はベルショールと、平戸から来たダミアンを伴って横瀬浦の港を出発した。(中	Ⅲ −2: 61−62
	横瀬浦発	修道士	略)我らは九日間で豊後に到着し、〔豊後の〕国主はそれから七日後に晩餐のため	
		イエズス会の修道士ら	に修道院に来ることになった。(中略)彼に随行する人たちは領国の貴人であった	
			が、我らは修道院をなしうる限り整えて彼らをことごとく迎えた。食卓につくと、彼らと	
			我らの双方の流儀の馳走が出され、食事の間、ヴィオラの演奏を聴いた。これはキ	
			リスト教国の王侯の前でも演奏しうるほどのもので、演奏者の子供たちはキリシタン	
			であり、皆白衣をまとっていた。彼[国主]らはこれを聴いて非常に喜び、とりわけ世	
			子は食卓についていたが、すべて〔の動作〕を止め〔て聞き入り〕、彼もまた少年なる	
			が故に、子供たちのところに行った。	
5	1563. 11. 17.	ルイス・デ・アルメイダ	当地にはおよそ二百人の子供がおり、その内七、八十人がドチリナ[を学ぶ]ために	Ⅲ −2: 121
	横瀬浦発	修道士	 来ている。彼らは裕福な人々の子供なので甚だ清潔である。ほとんど毎日デウスと	
		インドの修道士ら	 異教徒の教えについて互いに討論し、異教徒が呈する質問に答える際にいとも巧	
			 みであるのは、デウスを讃美すべきことである。 すなわち、発見された土地において	
			 彼らほど鋭敏で慎み深い少年はいないと私には思われるし、コスメ・デ・トルレス師	
			 は彼らについて、知識においては老人であると言っている。彼らが絶えず歌う歌は	
			 ドチリナや受難、或いは旧約聖書の物語についてであり、これらを皆彼ら流の調子	
			で(歌う)。	
			************************************	Ⅲ −2: 129
			人名の子供が、彼らの年齢の児童にはこれ以上ない得ぬほどの情感を込めて、ア	
			ダムと罪から生じる諸悪の話を歌い始めた。同様に、少女らは受難の玄義を甚だ厳	
			かに歌った。これらの歌は彼らが絶えず歌っている彼らの歌を忘れ〔させ〕るために	
			作られたものであり、したがって、今やこの地においては、教会で教える歌以外に	
			は聞かれない。	
			『よJp]// *4 V/よV '。	

	1504 10 00		ht =	
6	1564. 10. 03.	ルイス・フロイス	特に思い起こされるのは、ジョアン・フェルナンデス修道士の教化によって子供たちか	III−2:
	平戸発	インドのイエズス会の	ら得られた大なる成果であり、確かにこれは我らをしてデウスを大いに讃美せしめる事	217-218
		修道士ら	柄の一つである。 すなわち、彼らは極めて有能な奉公人となっており、教えられること	
			をことごとく受け入れる能力を有する。わけても、我らが本年中、滞在した島の子供た	
			ちはそうであった。彼らは毎日教会で跪いて手を掲げ、いとも深い謙遜と思慮をもっ	
			てドチリナを唱えているが、あたかも宗教のなかで育てられた人のようであった。さらに	
			年少の者もミサの手助けをすることができ、連禱やミゼレレ・メイ・デウスの聖歌、ベネ	
			ディクッス、マニフィカ、聖霊と聖体の讃歌、ミサの玄義、受難の各節をラテン語で暗	
			唱し、ドチリナが終わると、教会で祝別されたコンタツをもって祈り始め、これが長時間	
			に及ぶ。	
7	1564. 10. 09.	ジョアン・バティスタ	当地において主の降誕祭は甚だ荘厳に行なわれる。というのも、アダムからノアまで	III−2:. 239
	豊後発	司祭	の物語のような新約・旧約の両聖書中の玄義を多数、〔劇にして〕演じるからである。	
		ローマのジョアン・デ・	その物語は日本語の韻文に訳され、キリシタンはこれをほとんどすべて暗記し、〔行列	
		ポランコ	で]歩く時や祝祭において歌う。これは当地の人々が異教の歌を棄て、主の歌を歌う	
			ために取りうる最良の方法の一つであり、かくして彼らは聖書の大部分を暗記するよう	
			になる。このことは彼らがいっそう信心を深める上で大きな助けとなっている。	
8	1564. 10. 14.	ルイス・デ・アルメイダ		III-2: 247
	豊後発	修道士	│ │ 降誕祭はいとも盛大に行なわれ、最初のミサまでに多数の演劇があり、甚だよき絵と	
		インドのイエズス会の	 衣装をもって、アダムからアブラハムまでが演じられた。	
		修道士ら		
				III−2: 248
			 厳に執り行なわれた。(中略)復活祭について少し述べよう。これは私が体験した爽快	
			│ │ な事柄の一つであった。我らは皆、白衣をまとって聖堂を出た。すなわち、日本人と	
			 シナ人合わせて十五名になる修道院の少年たちは全員が白衣を着て、緑色のビロー	
			 ド製の、錦糸で飾りを付けた甚だ美しい十字架を携え、また、この時期、当地に沢山	
			 ある花々で工夫を凝らした冠を被り、手には蠟燭を持って立派に進むさまは、かくも	
			│ │ 偉大な王〔デウス〕の僕べのようであった。彼らの大半はかなり音楽に通じており、ヴィ	
			 オラを弾くが、十分聴くに堪えるものである。(中略)我らは病院に隣接する土地にあ	
			る十字架まで行き、賛美歌と喜びの歌を歌った。	
9	1565	ジョアン・バティスタ	ミサの後、子供たちはドチリナを繰り返し「唱え」、修道士らはキリシタンらの教育と〔当	III−3: 37
	豊後発	ポルトガルのイエズス	地の〕言語の学習、および同言語で著した多数の書物の謄写に時間の一部を充てて	
		会の修道士ら	いる。我らはこれらや、その他の霊的な修練に終日従事し、アヴェ・マリアの後、連禱	
			を行なう。毎週金曜日には我らのみならず、キリシタン全員が信心により行なう鞭打ち	
			の苦行のほかにも我らの苦行に従う。土曜日にはヴィオラ・ダルコ[violas de arco]を	
			用いてサルヴェ(・レジイナ) [salva]を歌い、日曜日と祭日にもミサの時にヴィオラを弾	
			き、幾つかの聖歌を唱えるが、これはすべてはなはだ荘厳かつ敬虔に行なわれる。こ	
			れらの日には常に修道士ほか、修道院内で養成され我らの手助けをする日本人らを	
			介して土地の言語で説教を行ない、その後、説教を聴いたキリシタンの内多数が参	
			集する。	
			本 / "20	

10	1566, 09, 13,	ベルショール・デ・	佐江放の日間ロアは垂び動地の田田の五7元アージョとける。 佐学時中でも むとの	Ⅲ -3:
10		,	復活祭の日曜日には我が敷地の周囲の至る所に人がいたほか、修道院内にも我らの	
	日本発	フィゲイレド	居場所がないほど大勢の人がいた。この日のためにパウロはキリストの埋葬や、墓所を	152-153
		インドのイエズス会	訪ねて来たマリアに対する天使らの答えに関する全物語を日本語により、彼らが歌うの	
		の修道士ら	を習わしにしている一種の詩歌の形式にまとめた。その詩歌は日本人が休養のため常 	
			に庭に設けている、自然の樹木で十分に飾った岩の周囲で、キリシタンらの子である男	
			女の児童たちが披露し、諸人を大いに満足させた。	
11	1566. 09. 16.	ミゲル・ヴァス	数日後、降誕祭となり、これを祝うため教会を土地〔の事情〕に従って能う限りの装飾を	Ⅲ −3: 163
	豊後発	修道士	施し、家畜小屋を設けた。(中略)キリシタンは、アダムとエヴァの堕落やノアの箱船など	
		日本のイエズス会の	のような旧約聖書〔の物語〕を数多くの劇にして演じた。これはすべて土地の言語に訳	
		司祭および修道士	され、深い信心を伴うものであり、諸人を泣かせた。食後、ヴィオラ・ダルコと多くの聖歌	
			により歓喜の情を表しつつミサを執り行ない、キリシタンらは数年来、告白していなかっ	
			たのでそれを望んだが、司祭らが[日本の]言語を解さないため希望を達することがで	
			きなかった。	
12	1566. 10. 20.	ルイス・デ・アルメイ	私は十月、コスメ・デ・トルレス師が居住する口之津の港に向けて出発し、降誕祭が過	Ⅲ -3:
	志岐発	ダ修道士	 ぎるまで同師のもとに滞在した。この間に私の目を引いたのは、コスメ・デ・トルレス師が	117-118
		イエズス会の修道士	 当地のキリシタンに教理を説く際の非常な熱意と心遣いであり、男女の児童に対しても	
		Ġ	 同様に配慮している。男児の合唱隊と女児の合唱隊が聴く者を驚嘆させるほどの深い	
			 信心をもって晩禱を聖歌により高らかに歌うのを見るのは、我らの主を大いに讃美する	
			 にふさわしいことである。私には彼らが私より二倍も多く詩篇を知っているように思わ	
			 れ、また、発音と歌い方がはなはだ巧みなので、これを聞いた人は彼らのことを修道者	
			 にして良く文法を学び、かなり歌に精通した青年に違いないと考えるほどである。この	
			 地に異教徒が一人もいないからこそ、このようなことを行ないうるのである。	
13	1568. 09. 04.	アレシャンドゥレ・	かくして入港すると、私を見に来たキリシタンが余りにも多かったので、町には私を出迎	III−3: 279
	五島発	ヴァラレッジオ	 えない者がないかのように思われたほどであった。海岸は同じく出迎えようと待ち受け	
			ている婦人や男児と女児が溢れていた。私がおよそ二十名の身分あるポルトガル人を	
			ま運び、男児と女児の聖歌隊がテ・デウム・ラウダムスを歌いながら前を進んだ。	
14	1570. 10. 21.	ベルショール・デ・		III-4: 24
11	大村発	フィゲイレド		m 1.21
	> •1• >u	ポルトガルのイエズ	降誕祭となるべき祝祭はこの霊的な準備に支えられ、終夜、多くの演劇や造り物、日本	
		ス会の司祭および	語の歌をもって執り行なわれた。復活祭も同様に多数の細工や厳かな行列により迎えた。	
15	1500 10 00		「火」地上川身の小だのとなる神吟校がっ、ゴ間部としてというと、	III – 5 .
15	1580. 10. 20.	ロレンソ・メシア	[当]地方出身の少年のための神学校が二ヵ所開設され、これは日本のキリシタン宗 田大郷は、『日本の本の大きな『世』の78年かる子の『日本の本』(中国)神学校の『『	Ⅲ -5:
	豊後発	7_ ~ ~ ^ ~ ^ =	団を維持、発展させうる唯一の確実なる手段であると思われる。(中略)神学校の一つ	219-220
	1580 年年報	イエズス会総会長	は下〔地方〕に、また、いま一つは都地方に設けられた。両神学校にはすでに四十四名	
			以上の日本の少年がおり、彼らの大半は武士および名門の出身で、デウスの御助けに	
			より、同神学校の善い規則を尊守しつつ、日々に成長している。	

1582. 02. 15.	ガスパル・コエリョ	本年、日本におけるキリシタンの数は巡察師が得た報告によれば、十五万人前後で、そ	III−6: 5
長崎発	イエズス会総会長	の内多数は高貴な人たちである。というのも、豊後、有馬、土佐のキリシタン国主の他に	
1581 年年報		も、数多くの地方に有力な諸侯が居り、彼らの親戚、および家臣らと共にキリシタンになっ	
		ているからである。これらのキリシタンの大半は下の地方、有馬、大村、平戸、天草に住	
		み、その他五島、よび志岐の地にもキリシタンがいて、その数は十一万五千である。 豊後	
		国には一万人、都地方には二万五千人のキリシタンがいる。「ただし」この数には五畿内と	
		称する国々にいる者、および山口その他の地方に分散する者も加算してある。	
		(下地方の少年たちは)一般に、記憶力と才智においてはヨーロッパの少年より大いに勝	III-6: 11
		(下地ガックターに)のは、一般に、記憶力と才管においてはコーロップ・シックエより入いに勝っ っている。というのも、我らの文字は彼らがほとんど目にしたことのないものであるにもかか	m-0. 11
		わらず、わずか数ヵ月で読み書きを覚えるからである。彼らがヨーロッパの神学校におい	
		て養成される少年たちよりも優れていることは否めない。彼らは〔一日の〕時間を割って昼	
		の一部を日本[語]の読み書き[これに多くの時間を要す]に当て、他の一部をラテン語の	
		読み書き、および能力に従ってラテン文法を学ぶことに当てている。ラテン語は彼らには	
		きわめて難しいにもかかわらず、学問における記憶力と熱意が大いに彼らの理解を助け	
		ているので、我ら「ヨーロッパ」の少年と同じ時間、もしくは少ない時間で良きラテン学者と	
		なるように思われる。また彼らはオルガンで歌い、クラボを弾くことを学び、すでに相当なる	
		合唱隊があって、彼らの多くは容易に盛式〔荘厳〕ミサを歌っている。 	
		同所(長崎)にいた司祭なあびに修道士一同によって荘厳な[聖体]行列を行なわせ、こ	III−6: 14−15
		れには無数の人が加わった。行列が終わると彼らに説教し、(中略)この後、司祭は荘厳	
		なミサを歌い、ふたたび教会をおごそかに祝福し日本人ならびにポルトガル人たちを大い	
		に感化したので、彼らの多くは信心から涙を流し、このたびの事件が彼らに誤りを悟らせ	
		たのでこれより得られた利益と成果がいかに大きなものであったかを語り、この行列に参	
		列したことについて我らの主に感謝した。	
		キリシタンたちの願いにより、大村において降誕祭を祝った。その祝祭はいとも荘厳に執り	Ⅲ −6: 15
		行なわれ、例のごとく演劇の催しもあった。	
		(安土において)信長は一同を修道院の階下に留めて最上階に昇り、深い情愛と親しみ	III−6: 63
		を込めて司祭および修道士たちに語りかけ、時計を見に行き、修道院に備え付けのクラボ	
		とビオラを見て両方とも弾かせ、これに耳を傾けて喜んだ。クラボを弾いた少年は日向国	
		主の子[伊東ゼロニモ祐勝]であったが、これを大いに褒め、ビオラを弾いた少年をも褒め	
		た。[次いで]鐘ならびにその他司祭たちが同署に持っている珍しい物を見に行ったが、	
		その品々は異教徒を引寄せる上できわめて重要なものである。というのも彼らは非常に好	
		奇心が強くそれらを見に来るからであり、我らが日々体験する通り、彼らを我らに親しませ	
		説教を聴かせるための手立てとなっている。今日までに日本へ渡来した事物の内、日本	
		人がもっとも好んだこと〔の一つ〕はオルガン、クラボ、ビオラを弾奏することであった。その	
		ため我らは今では二台のオルガンを、一台は当安土山に、またいま一台を豊後に所有し	
		ており、各地にはクラボを備えている。少年たちが〔これらを〕学び、ミサやその他の祝祭で	
		はヨーロッパの祝祭における歌手その他の設備の不足を彼らによって補っている。以上の	
		ことは異教徒の心を動かしデウスの教えの栄光と荘厳さを知らしめるためにきわめて必要	
		なことである。	

1582.02.15. ガスパル・コエリョ	III−6: 65
1581 年年報 た。また、いとも荘厳かつ神聖な墓所が設けられ、無数の人々および鞭打ちの苦行	
に従う者が名粉同語を貼れるので「郷家1師は真畑にいるしいさとれずロニーシにいる	
でルフロル・多数回別を訪れないと、「心奈」回は同様にV 'るこV 'フよりもローマにV 'る	
かのように思ったほどである。復活祭の日には夜明け二時間前に彼らはヨーロッパで	
行なわれる[聖体]行列に比肩しうるほどおごそかに行進して我らの主なるキリストの	
復活を祝った。行列では様々な色で絵を描いた絹の旗が無数にあったほか、キリシ	
タンは各自が提灯を高々と掲げていた。(中略)これがほとんど無数にあるため行列	
をいとも荘厳かつ豪華なものにしていた。この祝祭には二万人以上が集まったが、こ	
れはキリシタンのほかにも多数の異教徒が来たためで、彼らは後にキリシタンが行な	
う祝祭の良い点を種々語った。	
聖週はジュストの領国なる高槻において過したが、同所はほとんど皆キリシタンで、受	日本年報
難の儀式はオルガンの歌に連れて高声で行ひ、復活祭日には(中略)ビジタドール	上: 162
は助祭、副助祭及び侍者二人と共にミサを唱えた。我等は都に持参するオルガンを	
奏したところ、キリシタンはかつてかくの如き物を見たことがなかったので驚いた。	
	III-6: 91
他の幼年者は教義を学び、また或る人たちは我ら[ヨーロッパ]の文字の読み書き、 「口之津発」 イエズス会総会長	
或いは日本の文字を学ぶ。文法の時間があってラテン語とその発音に親しみ、また 1582 年年報	
オルガンの歌[canto de orgão]の時間があり、幾人かは演奏を学んでいる。	
18 1583.12.17. インド管区長ヴァリニ 我らはすでに諸国諸地方に二百近い教会と十五万人以上のキリスト教徒を擁し、我	III-6: 171
ャーノ らの教えは今や大いに信用を得ているので、〔キリシタンの〕数は日ごとに増加してい	
エボラ大司教テオトニ る。我らに唯一欠けているのは、この事業を維持し発展させるための確かな方法であ	
オ・デ・ブラガンサ る。そしてこれには多大な経費が必要である。なぜなら、我らはかの地に修道院と学	
院を合わせて約二十の司祭館を有しているが、そこには我が司祭と修道士が八十名	
以上駐在し、日本の少年貴人の神学校が二ヵ所あるため、我が〔会員〕と神学校の少	
年、および教会、その他必要なことの世話をする侍を合わせると、日本では通常、毎	
年およそ五百名を養っているからである。	
19 1584.01.02. ルイス・フロイス (下の地方の)この神学校の教会と接した所に、キリシタンたちが子弟の教育のため	III−6: 188
1583 年年報 イエズス会総会長 に建てている学校が今や落成せんとしている。教会へ学びに来ている少年たちは百	
名を超え、教義の問答にも、また祈禱にも非常に熱心で毎日ミサに与り、これが終わ	
ると三度、パーテル・ノステルとアヴェ・マリアを唱え、毎日、詩篇の一つを歌う。日曜	
日にはディクシール・ドミヌス、月曜日にはベネディクツス、火曜日にはラウダーテ・プ	
エリ、水曜日にはマグニフィカト、木曜日にはイン・エクシト・イスラエル、金曜日にはミ	
1 1 1	
ゼレレ、土曜日にはアヴェ・マリア・ステルラを歌う。毎日午後には、アヴェ・マリアの前	
ゼレレ、土曜日にはアヴェ・マリア・ステルラを歌う。毎日午後には、アヴェ・マリアの前 にヌンク・ディミッティスと聖マリアの連禱を、また祝日には諸聖人の連禱を唱える。正	

20	1584. 01. 06.	ロレンソ・メシア	音楽は自然のものも作ったものも、[音の]上がり下がりを[示す]符号を用いているとは	III−6: 286
20	マカオ発	コインブラ学院の院	■	m 0.200
	・ス々元	長ミゲル・デ・ソウザ	高え、いないは、これで、これで、エカ 同 みに することは 竹 ヨ な 古 痛である。 しかし、 日本人を喜ばせるため我ら 「の会員」 は数時間聴くことを余儀なくされ	
		K = 7 / 10 - 7 - 7 - 9 9 9		
			る。彼らはその音楽をたいそう好み、世にこれに並ぶものはないと考えているほどであ	
			る。我らの音楽はたとえオルガンの歌であってもひどく彼らに嫌われる。祭りにおいては	
			種々の立派な演劇や笑劇を行なうが、かならず音楽が前奏される。	
21	1585. 08. 20.	ルイス・フロイス	前回の降誕祭の祝いは、嫡子〔大友義統〕が戦さの最中だったため、国主フランシスコ	Ⅲ −7: 5
	長崎発	イエズス会総会長	(大友宗麟)は、臼杵においていっそう荘厳に祝おうと、ペロ・ゴーメス師、修練院長師、	
	1585 年年報		およびその他の修道士が同所に来るよう望んだ。国主は日本風の悲劇を演ずるよう命じ	
			たが、国主が列席したため、非常に上手に静かに演じられた。	
			四旬節の一金曜日に、(中略)青年・漁夫が多勢集り、十字架の前でヂシピリナを行っ	日本年報
			てゐるのを見た。(中略)彼等はミゼレーレを歌ひ、(中略)パードレはこれを見て大いに	下: 64
			喜んだ。	
			当所(長崎)において住民は皆キリシタンであり、キリシタンでない者はここに居住するこ	日本年報
			とを許されず、皆キリシタンとして生活する故、子供を殺すことなく、その数は増加し異教	下: 66
			徒の町に比して非常に多く、また皆稀なる才能の者である。彼等は毎日三回聖堂に来	
			り、朝はミサに与り、正午にはドチリナ・キリシタン、聖歌その他を学び、アベ・マリヤの時	
			刻にはラダイニヤを唱へる。	
			(有馬において)この四旬節には毎金曜日の行進を始め、行列の先頭には十字架一基	日本年報
			と百余人のドチリナを習った少年がラダイニヤを歌ひながら進みつぎにセミナリヨの少年	下: 72-73
			等と白衣を着けたイルマン及びパードレ達が他の十字架に従って進み、セミナリヨの院	
			長はカパを着、小十字架を手に持ち、諸人皆オルガンに連れてラダイニヤを歌ひつつ	
			進んだ。白衣を着けた者が三十六人以上も列を整へてゐたので、皆非常に感激した。	
			(中略)遠方より見物に来た群衆は非常に多かった。聖金曜日の行列には少年等は	
			各々受難の絵旗を携へ、日本語の歌をもってその絵の意味を述べた。これは合唱の後	
			に行った。	
22	1592. 10. 01.	ルイス・フロイス	[一五九一年の]降誕祭にあたっては、神学校の校長は神学生たちに慰安を与え、また	I -1:
	長崎発		同時にラテン語の練習をも兼ねて、降誕祭劇を日本語による幕間の余興を添えて演じ	307-308
	1591/1592 年年報	イエズス会総長	させた。彼らは大いなる気品と威厳をもって演じ、多くの[司祭]たちは涙を流すほどで、	
			ヨーロッパでそれらの劇を見ている〔司祭〕たちも、この若者たちの演技という点では、ヨ	
			 一ロッパ人たちに何ら遜色がないと判断するほどであった。この劇は日本人たちにも好	
			 評で、彼らはまるで別世界にいるかのようだと言った。それゆえ神学校の生徒たちに対	
			する期待が非常に大きいことは明らかである。	
23	1596. 12. 13.	ルイス・フロイス	(志岐において)聖主の御昇天の祝日[その日は兄弟会の最初の祝日であった]には、	I -2: 167
	長崎発		 四百名がその会に名を連ねた。そしてこの祝日をいっそう荘厳な儀式と行列をもって祝	
	1596 年年報		 うために、学院長師は学院から数名の修道士たちを遣わして、彼らにミサ聖祭の時に楽	
	19*		器を奏して歌わせた。殿は家族全部と他の大勢の人々といっしょに告白をし、聖体拝領	
			をした。各地から大勢の人々が詰めかけて、それぞれの風習に従って音楽を合奏させ	
		1		

23	1596. 12. 13.	ルイス・フロイス	本年、(有家の)[イエズス]会の神学校には十六名すなわち司祭五名と修道士十一名が住	I -2:
	長崎発		んでいる。(中略)神学校に居住している人員は百二十一名に達し(中略)、そのうち九十三	170-171
	1596 年年報		名が学生であり、他の人々は学科を学んではいないがキリシタン宗門の布教に非常に役立	
			つ諸修練に従事している。(中略)また、神学校には、種々の楽器を非常に巧みに熟練して	
			奏して、一同を感嘆させる者たちが大勢いる。毎日彼らは、あるいは聖歌を練習し、あるいは	
			オルガンを弾くために、定められた時間をもっている。彼らは諸聖務を深い信心をこめて行	
			なっているが、それらは我ら一同だけでなく、その場に来ている外部の人々にとっても慰めと	
			なる。	
24	1606. 03. 10.	ジョアン・ロドリゲス	(復活祭には)聖体行列が通る道を枝葉で飾り整え、祭壇をあちこちに数か所きれいに飾り	純心女子
	1605 年年報		備えた。さらに信者はできる限りの飾りをして、門前に立派な祭壇を設けた。司教がミサを捧	短: 86-87
	1000		げた後に行列が始まった。(中略) 行列ではいろいろの楽器が奏され、美しく飾られた二台の	/EL. 00 0.
			興もあった。	
			人を喜ばせるこの行列にも、普通の行列に現われるいろいろの特長が見られるが、何よりも	
			心を楽しませたのは、日本人の子供たちの踊りであった。一つは日本舞踊、もう一つは西洋	
			舞踊で、西洋舞踊はポルトガル風に、日本舞踊は日本風に衣裳を合せて、美しく装った。行	
			列が休憩するいろいろの所に舞台が設けられ、子供たちがしとやかに、優雅に踊りを踊った。	
25	1619 09 10	ジョアン・ロドリゲス	グリが作思りるどうどうどうだけでは、丁茂たらがしてでから、後年に聞りを聞うた。	П 1, 202
25	1612. 03. 10.	ショナン・ロトリケス	ゴルトュナトウン・トラウナ・日ウナ・トかトラー ソ(ロナ)がロションスジャのかけにいよりシェア	Ⅱ-1: 202
	長崎発	A	私はマカオやシナに住む同僚たちと離れて、当[日本]管区にいるが、この管区には他に百	
	1611 年年報	イエズス会総長	二十七名の我らイエズス会の会員がいる。このうち六十四名は司祭、ほかは幇助修士	
		クラウディオ・アクア	(coadiutori)である。そのうち十二名はヨーロッパ生まれで、四十一名が日本人である。	
		ヴィーヴァ		
			(イグナチオ・ロヨラの列福式の最初の祝祭には、)できる限り立派に教会を飾り、大祭壇に	Ⅱ-1: 207
			は油絵具で描かれた聖人の像を掲げた。その市(長崎)の聖ドミニコ会、聖アウグスチノ会お	
			よび聖フランシスコ会の修道会員らも出席し、この上なく甘美な音楽を楽器で奏し、この祝祭	
			のために近頃作曲されたばかりの福者の讃歌が妙なる調べとともに歌われた。これらのこと	
			は、荘厳そのもののうちに執り行なわれ、我らはもはや地の果てにではなく、ヨーロッパのた	
			だ中にいるような錯覚にとらわれるほどであった。(中略)夕方には、市の主要な街路を荘厳	
			に行列が練り歩いた。(中略)行列では、我らが詩篇や他の福者を称える讃歌を各種の楽器	
			やトランペットの音に合わせて歌い、その後に市の兄弟会の信徒たちが十字架や守護者の	
			旗を携えて続いた。	
			本年、(有馬において)我らの主の御受難の説教の時、それは四旬節の金曜日に通例行な	П−1: 220
			われるが、非常に大勢が押し寄せ、聖木曜日はさらにいっそう多くの人が集まった。一年で	
			もっとも有名なその日々はこの上なく華麗にそして敬虔に祝われ、特に聖木曜日には、管区	
			長の司祭が出席された。教会全体が、柱廊まですべて高価な掛け布で飾られ、非常に荘厳	
			に行なわれた行列は、華麗な装飾、整然とした様相や華麗さで日本中に知れわたった。い	
			ずれも祭服をまとった多くの司祭が、行列[の間]を歩いていた。良い音楽[が奏され]、高貴	
			な若者たちの踊りもあった。	

26	1613. 01. 12.	ジョアン・ロドリゲス イエズス会総長	日本には我ら〔会員〕が百二十二名おり、六十二名は司祭で、他は修道士である。司祭	II -1: 283
	1012 平平和	クラウディオ・アクア	のうち六名は日本人で、修道士のうち十二名がヨーロッパ人、他は日本人である。〔日	
		ヴィーヴァ	本人〕のうち一人は助祭に叙せられた。	
			(長崎では)我らの教会で修道士たちが母国語[日本語]で行なった説教は、すべての	II -1: 286
			徳操において著しく勝れたもので、我らの教会での三贖宥のいずれにおいても、毎年	
			他の祝祭の際の者を除いて四千人を超える者が聖体を拝領している。三ヵ月ごとに、い	
			とも聖なる秘蹟の荘厳な行列がはなはだ華麗に行なわれ、大勢の信徒が集まり、この宗	
			教的行事でさらにいっそう信仰を強めた。これはまたキリシタンの名を広めるのにも役立	
			っている。というのは、長崎の市民は皆信徒であるとはいえ、各地から交易や航海のた	
			めに異教徒らが集まっているからである。それで本年、我らの学院で受洗した者の数は	
			八百名を超え、市の他の所々の教会でも五百五十名[が受洗した]。	
27	1614. 03. 16.	セバスティアン・	本年日本において主の葡萄畑で働いた我らの同僚は百十八名で、そのうちの六十三	II -2: 3
	1613 年年報	ヴィエイラ	名は司祭であり、彼らの努力によって、本年身に被ったいとも大いなる迫害の嵐をまっ	
		イエズス会総会長	たく恐れずに、聖なる洗礼を受けた聖人は四千三百五十八名であった。これはかくも多	
			くの苦難の折柄、大いに評価されるべき数である。	
			昨一六一二年の年報中に記されたように、有馬のキリシタン宗団の修道院や教会が破	II −2: 12
			壊され壊滅させられたので、それらに居住していた司祭たちは、地区長司祭とともに諸	
			聖人(長崎のトードス・オス・サントス)の修道院に引き籠もり、そこからこのキリシタン宗団	
			はより導かれ耕され得た。(中略)有馬にあった神学校がこの修道院と合併し、管区長	
			師がこの目的で幾つかの修道院を整理させたが、そこは非常によく整えられた七十名	
			を超える生徒たちが、彼らの言語や書物と同じくラテン語の学習を続け、ヨーロッパの楽	
			器を奏でることも習った。(中略)本年はこのような学問を賞賛するのに非常に相応しい	
			[内容の]劇が催された際に、管区長師が彼らに[この賞褒を]与えた。	
28	1614. 10. 25.	ガブリエル・デ・	今年[当地の会員]数は最近の書簡のなかでここ数年のうちにそうであったと示されてい	II −2: 53
	1614 年年報	マトス	る数とほぼ同じであった。全部で百十六人である。ここにはマカオの学院に居を置いて	
		イエズス会総会長	いる六十人と、品の五つの司祭館に配置されているその他の幾人かは勘定に入れられ	
			ていない。(中略)日本に在住している司祭たちは全部で六十四人、修道士は五十二	
			人である。	

【付録6】東洋宣教に関する主な出来事

	ゴア	マカオ			日本		備考(ローマ)	
1498	ヴァスコ・ダ・ガマ、カリカット付近へ到着							
1510	アフォンソ・デ・アルブケルケ、ゴア島征服							
		1513	ポルトガル人、到達					
1518頃	フランシスコ会到着							
1530	ポルトガルのインド海洋帝国の首都となる。							
1533	ゴア司教区設立							
						1534. 08. 15.	イエズス会結成	
						1534. 10. 13.	パウルス3世、教皇就任(-1549)	
						1539	『基本精神綱要』を教皇に提出	
						1540. 09. 27.	教皇の回射『レジミニ・ミリタンティス』においてイエズス会を修道会として正式認可(イエズス会創立)	
						1541. 04. 19.	イグナティウス・デ・ロヨラ、イエズス会初代総 長就任	
1541	「慈悲の励行」導入							
1542. 05. 06.	ザビエル、ゴア到着							
1543. 01. 25.	サンタ・フェ・セミナリオ落成式(1541年着工)			1543	ポルトガル人、種子島漂着(鉄砲伝来)			
1543	ポルトガル、バルデスとサルセテ郡を支配 下に							
						1545. 03. 15.	トリエント公会議招集	
1546	王命によってコインブラのイエズス会学院 生80名のうち12名が渡印。					1546	トリエント公会議第一会期(-1547)	
1548頃	ゴア司教総代理ミゲル・ヴァス、フランシス コ会士ディオゴ・ボルバ没							
	聖パウロ学院設立							
1549	イエズス会、インド管区を正式に設立			1549	ザビエル、来日			
	イエズス会最初の公式報告							
	ザビエル、日本へ出発							
	年末、ザビエルがインド管区長に							

27

	1		1	1	ı	1	T
						1550	ユリウス3世、教皇就任(−1555)
						1551	トリエント公会議第二会期(-1552) イエズス会、ローマ学院設立
				1552	ザビエル、ゴアへ出発 後継者としてコスメ・デ・トーレス、布教長へ		
		1552	ザビエル、ゴアから中国本土を目指す 途中、病没				
				1552. 12. 25.	記録に残されている最初の歌ミサの挙行(山口)		
						1555. 04. 09.	マルチェルス2世、教皇就任(-1555.05. 01.)
						1555. 05. 23.	パウルス4世、教皇就任(-1559)
						1556. 07. 31.	イグナティウス・デ・ロヨラ没
		1557頃	ポルトガル人、マカオに定住				
						1558. 06. 19.	イエズス会第1回総会(-1558.09.18.) ディエゴ・ライネス、第2代総長就任(-1565)
1558	コーチン、マラッカを属司教区として含む大司教区に格上げされる(ゴア首都大司教区成立)とともに、教会の聖職位階が組織される。					1558	『イエズス会会憲』出版
						1559. 12. 25.	ピウス4世、教皇就任(-1565)
				1560頃	教会付属(初等)学校、開校		
				1560. 12. 25.	記録に残されている最初の音楽を伴う宗教 劇の上演(府内)		
1561	印刷所設立						
						1562. 01. 18.	トリエント公会議第三会期(-1563)
		1563	イエズス会士が定住し、本格的な宣教 開始	1563	ルイス・フロイス、来日		

	ゴア		マカオ		日本		備考(ローマ)
						1565. 06. 21.	イエズス会第2回総会(-1565.09.03.) フランシスコ・ボルジア、第3代総長就任(- 1572)
						1566. 01. 07.	ピウス5世、教皇就任(-1572)
1567	第1回管区会議						
		1568. 08. 08.	フランシスコ・カブラル、インド管区長代理として一時的にマラッカ、マカオを巡察し、日本の布教長に就任することを命ぜられ,マカオに到着。				
				1569. 04.	ルイス・フロイス、信長に謁見(宣教師の京都 居住許可)		
				1570	コスメ・デ・トーレス死去。フランシスコ・カブラ ルが来日し、布教長へ		
		1571	初等学校、創設				
						1572. 05. 14.	グレゴリウス13世、教皇就任(-1585)
						1573. 04. 12.	イエズス会第3回総会(-1573.06.16.) エヴェラール・メルキュリアン、第4代総長就 任(-1580)
1574	ヴァリニャーノが総会長の名代として到着						
	第1回インド管区協議会の準備会開催						
1575. 12.	第1回インド管区協議会					1575	ジェズ教会完成
				1577	『日本で守られるべき総長[による]服務規 定』		
		1578	ヴァリニャーノ、マカオ来訪 イエズス会の極東宣教団を組織				
				1579. 07. 25.	ヴァリニャーノ、来日 (-1582)。オルガン2台を 持参		
					日本年報、公刊開始		
				1580	ヴァリニャーノ、『イエズス会士服務規定』、 『神学校内規』作成		
					セミナリオ(安土、有馬)、コレジオ(府内)を 創設		

30	

						1581. 02. 07.	イエズス会第4回総会(-1581. 04. 02.) クラウディオ・アクアヴィヴァ、第5代総長就任 (-1615)
				1581	セミナリオにオルガン設置 イエズス会員のための宣教のガイドライン、 『Il Cerimoniale per i Missionari del Giappone (日本の風習と流儀に関する注意と助言)』を 執筆		
				1582	ヴァリニャーノ、カブラルを日本から去らせる		
		1582	天正遣欧少年使節が約10ヶ月滞在	1582. 02. 20.	天正遣欧使節をローマ教皇のもとに派遣 (ヴァリニャーノとともに出発)		
1583	「イエズス会の神父及び同会員宛1581年 のイエズス会年報(Annuae Litterae Societatis Jesu anni MDXXXI ad Patres et Fratres eiusdem Societatis)」として年報公 刊	1583	ルッジェーリ、リッチ、中国宣教へ				
1583	サルセテで5名のイエズス会士が殉教						
1584. 11. 25.	「インドで居住するイエズス会士が守るべき 長上による規則」作成			1584	天正遣欧使節、エヴォラ大聖堂(ポルトガル) でオルガン演奏披露 スペイン王に謁見		
				1585	天正遣欧使節、教皇即位式に参列、教皇謁 見	1585	シクトゥス5世、教皇就任(-1590)
1586	オールド・ゴアにイエズス会の家を建立						
				1587. 06. 19.	伴天連追放令発布		
				1587頃	安土のセミナリオ、有馬のセミナリオに併合		
		1588	少年使節、ヨーロッパからの復路で約2 年滞在				
			印刷所設立				
				1590. 07. 21.	少年使節、ヨーロッパの印刷機、印刷技術を 携えてヴァリニャーノとともに帰国		
						1590. 09. 15.	ウルバヌス7世、教皇就任(-1590.09.27.)
						1590. 12. 05.	グレゴリウス14世、教皇就任(-1591)

ゴア			マカオ		日本		備考(ローマ)
				1591	少年使節とヴァリニャーノ、秀吉に謁見 キリシタン版、刊行開始		
						1591. 10. 29.	イノケンティウス9世、教皇就任(-1591. 12. 30.)
						1592. 01. 30.	クレメンス8世、教皇就任(-1605)
				1592	ヴァリニャーノ、『(日本で守られるべきイエズ ス会士)服務規定』作成		
						1593. 11. 03.	教皇の命により、イエズス会第5回総会を開催 (-1594.01.14.)
		1594. 11.	ヴァリニャーノ、「隣接するマカオのカー ザとコレジオの間で守るべき秩序に関 する規則」を作成				
		1594. 12. 01.	聖パウロ学院に大学の権限を付与				
		1597. 10.	ヴァリニャーノ、マカオの聖パウロ学院 の学則に値する規則を作成				
				1598	豊臣秀吉没		
						1599	『イエズス会学事規定』公布
				1603	徳川家康、江戸に幕府を開く		
						1605. 04. 01.	レオ11世、教皇就任(-1605.04.27.)
						1605. 05. 16.	パウルス5世、教皇就任(-1621)
1605	オールド・ゴアにボム・ジェズ教会建立			1605	『サカラメンタ提要』出版		
1606	ロベルト・デ・ノビリ(Roberto de Nobili)が管 区長の命によってマドウラへ派遣される。						
						1608. 02. 21.	イエズス会第6回総会(-1608.03.29.)
						1609	イグナティウス・デ・ロヨラ、列福
				1612	直轄領(幕領)に禁教令発布		
					有馬のセミナリオ、長崎のトードス・オス・サントスに併合		

 $\frac{3}{2}$

		1614	日本から追放されたイエズス会士と数 百人の日本人信徒が避難	1614	禁教令が全国に及び、セミナリオとコレジオ が閉鎖 ※有馬のセミナリオは、直ちにマカオへ避難		
					高山右近・内藤如安らキリスト教徒148名を、 マニラ・マカオに追放		
						1615. 11. 05.	イエズス会第7回総会(-1615. 11. 26.) ムツィオ・ヴィテレスキ、第6代総長就任(- 1645)
						1619	フランシスコ・ザビエル、列福
		1620頃	日本人用セミナリオ設立(-1630'半ば)				
						1621. 02. 09.	グレゴリウス15世、教皇就任(-1623)
						1622	イグナティウス・デ・ロヨラ、フランシスコ・ザビ エル、列聖
						1623. 08. 06.	ウルバヌス8世、教皇就任(-1644)
				1620'後半- 30'	キリシタンの迫害、強まる		
3 [1629	絵踏み開始		
´ [1637. 10.	島原の乱(-1638)		
		1638頃	ポルトガル人用セミナリオ設立				

		1728	聖ヨセフ神学校開設		
1759	イエズス会、追放				
		1762	イエズス会、追放 聖パウロ学院、聖ヨセフ修道院、閉鎖		

【付録 7】 東洋宣教で使用したとされる楽器例(五十音順)

楽器名	当時の楽器の図(所蔵、出典)			
アルポ arpo, arpa	泰西王侯図屛風(1612-1614) 長崎歴史文化博物館所蔵 (資料オリジナル番号: A2 ハ 0051)			
ヴィオラ・ダルコ viola de arco, viola d'arco	Catedral de Valencia			

チャルメラ 〔西〕charamela 〔伊〕chiaramele	Musée de musique, Paris
フラウタ 〔西〕frauta 〔伊〕flauto	Musée de musique, Paris
ラッパ 〔西〕trombeta 〔伊〕trombe	Basilica Parrocchiale San Lorenzo in Damaso, Rome

ラベル rabel, rabeca	The Virgin among the Virgins (1509) Musée des Beaux-Arts, Rouen (http://mbarouen.fr/en/oeuvres/the-virgin-among-the-virgins)
リュート lute	弾琴図 (1596-1614) 長崎歴史文化博物館所蔵 (資料オリジナル番号: A2 ハ 0003)

謝辞

本論文は、筆者が愛知県立芸術大学大学院音楽研究科博士前期課程で行った研究を踏まえ、博士後期課程でさらに深めた研究成果をまとめたものです。本論文の完成までに、多くの方々にご指導、ご協力をいただきました。

主任指導教員である本学音楽学領域の井上さつき教授には、ご自身の専門外の研究にもかかわらず、研究の視点や方法論など本研究の基盤となる着想のヒントを提供していただきました。また、外部の研究者の方々をご紹介くださり、研究者としてのネット―ワーク構築にもお力添えをいただきました。先生からの指導を受ける中で研究の方向性が明確に定まったり、自分の考えが整理されたり、新たなことに気付いたりと少しずつ前進することができ、博士論文の完成まで漕ぎつけることができました。

副指導教員として本学音楽学領域の増山賢治教授には、中国語の文献読解や翻訳の校閲にご協力いただきました。また、専門家として中国音楽や文化の伝統や慣習等の知識をご提供くださっただけでなく、本研究に関連する中国語文献やその他様々な情報をご紹介、ご提供くださり、日頃から気に留めていただいておりました。同じく副指導教員の本学声楽領域の中巻寛子教授には、イタリア語の文献読解や翻訳にご協力いただいた他、演奏家、研究者としての視点から多くの有益なアドバイスをいただきました。

国際基督教大学の金澤正剛名誉教授には、当初から本研究に関心を寄せていただき、外部審査 員としてご指導いただきました。きめ細やかなご指導と心温まる励ましのお言葉をいただけた ことは、非常に光栄でした。

本学鍵盤楽器領域の松本総一郎教授には博士論文の審査員としてお世話になり、お会いする 度に頂く本研究へのお褒めの言葉と激励のお言葉から執筆のエネルギーをいただいておりまし た。また、本学音楽学領域の安原雅之教授には、国際学会での発表をはじめ、英語を必要とする 場面において英文作成や校閲などで大変ご尽力いただきました。本学非常勤講師の吉田恵先生 には、カトリック教会と一般社会との言葉の使い方の違いについてご相談したり、一次資料の翻 訳に際してお力添えをいただいたりした他、公私にわたって様々な面でサポートしていただき ました。右も左もわからない状態だったゴア関連の研究に関しては、大東文化大学の井上貴子教 授がインドのキリスト教音楽についての貴重な情報や研究のノウハウをご提供くださいました。

博士論文執筆に際し、16世紀にイエズス会士が記した書簡や報告書のラテン語、ポルトガル語、スペイン語の翻訳をトビアス・P. ドレースマン氏が快く引き受けてくださいました。分量の多さはもとより、現在では使用されていない16世紀当時の言葉であることに加え、イエズス会内部でやり取りする特殊かつ難解な文書であったため、翻訳にも多くの時間と労力を費やされたことと思います。細かいところまで配慮し、とても丁寧に翻訳してくださいましたことに、

心より御礼申し上げます。

ローマでの資料調査にあたっては、日本二十六聖人記念館館長レンゾ・デ・ルカ師(2017年3月よりイエズス会日本管区長)の他、ローマ留学中の日本人シスターや神父様、ローマ日本人会の方々、食事と宿を快く提供してくださった修道院の皆様の存在なくしては、本当に完成し得なかったと思います。このほかにも多くの宗教関係者の皆様に多大なるご協力とお祈りをいただきました。

そして、この 3 年間は博士後期課程の皆さんにも様々な面で大変お世話になりました。先輩 方からたくさんのことを教わり、同期と切磋琢磨し、後輩たちに支えられながら過ごした 3 年 間は、かけがえのない時間でした。

また、本研究に際し、独立行政法人日本学術振興会、日本カトリック大学連盟、公益財団法人 大幸財団、愛知県立芸術大学より、研究助成をいただきました。

このほか、研究の過程で多くの皆様にご助言いただきました。様々な形で支えてくださいました全ての皆様に、深謝申し上げます。最後に、遠くから見守り、絶えず支え、応援してくれた家族に心から感謝いたします。

2017年3月 深堀彩香